



寫本研究年報

京都大學人文科學研究所

西陲發現中國中世寫本研究班

創刊號

2007年3月

敦煌寫本研究年報

高田時雄 責任編集

創刊號

2007年3月

京都大學人文科學研究所
西陲發現中國中世寫本研究班

注 記

この『敦煌寫本研究年報』は京都大學人文科學研究所の共同研究班「西陲發現中國中世寫本研究」班の報告である。共同研究の報告書は慣例として一定の研究期間終了後に刊行されることになっているが、本研究班では新しい試みとして毎年度の末に「年報」の形式で研究成果の報告を行うことにした。もちろん少しでも早く成果を學界に届けようとしてのことである。大方の好意あるご支持をお願いしたい。また「敦煌寫本」を誌名に掲げたのは最も一般に受け容れやすい名辭を選択したに過ぎず、吐魯番ほか新疆各地で發見される寫本をも視野に入れていることは當然である。

目次

| | |
|--|-----|
| 李滂と白堅——李盛鐸舊藏敦煌寫本日本流入の背景 高田時雄..... | 1 |
| 中央研究院歴史語言研究所傅斯年圖書館藏 「敦煌文獻」漢文部分敍録補 齋藤智寛..... | 27 |
| 敦煌研究院藏「北魏敦煌鎮軍官籍簿」（敦研 068 號）について 山口正晃... 53 『格式律令事類』殘卷の發見と唐代法典研究 ——俄藏敦煌文獻 II x.03558 および II x.06521 について 辻正博..... | 81 |
| 唐代喪服儀禮の一斑——書儀に見える「禫」をめぐって 永田知之..... | 91 |
| 敦煌本『續集古今佛道論衡』と 『漢法本内傳』の偽作とについて 米田健志..... | 119 |
| 敦煌尼僧関係文書管見 松浦典弘..... | 137 |
| 吐魯番出土的唐代唯識學文獻小考 王丁..... | 145 |
| 吐蕃支配下敦煌の納入寄進用リスト ——IOL Tib J 575、1357 (A) (B) の紹介 岩尾一志..... | 165 |
| 敦煌・吐魯番文獻圖録・目錄集覽稿(1) 山本孝子..... | 191 |

李滂と白堅

——李盛鐸舊藏敦煌寫本日本流入の背景——

高田時雄

はじめに

李盛鐸が所藏していた敦煌寫本計 432 點は 1936 年、京都大學教授羽田亨の手に渡った¹。羽田は 1938 年 11 月京都大學總長に選任されて後、これらの經卷を總長室に保管し、折に觸れて研究を進めていたが、大戰末期の 1945 年夏、資金提供者の要請により戦火を避けて總長室から搬出され、兵庫縣の山間に疎開された²。これらには李盛鐸舊藏分以外の寫本も含まれ、總計 736 點に上る。現在すべて資金提供者の經營に係る某企業の財團圖書館に所藏されていることは、研究者のあいだでは公然の祕密と言ってよい。中でも李盛鐸舊藏寫本はその傳來の由來が確實であり、且つ相當の規模を有するコレクションであるため、今日に残された敦煌寫本の最も有望な鑛脈として國際的な注視の對象となっている。では李盛鐸の所藏していた敦煌寫本は如何なる經緯で日本に流入したのであろうか。本稿ではその取引に關與した重要人物、李滂と白堅について考察し、その背後狀況に對し少しく探ってみたいと思う。

一 李滂

出生の祕密

李盛鐸の晩年、専ら木犀軒藏書の管理に當っていたのは第十子の李滂であった。李氏の死後 1939 年末に木犀軒全藏書を 40 萬元で當時の北京大學に讓渡したのもこの人物であったことは比較的によく知られている³。敦煌寫本についても同様である。李盛鐸舊藏敦煌寫本には李盛鐸の數種の印章に加えて、しばしば「李滂」

¹高田「明治四十三年（1911）京都文科大學清國派遣員北京訪書始末」『敦煌吐魯番研究』第 7 卷、2004 年、13-27 頁、その「與李盛鐸的因縁」の一節を参照。

²この間の事情については、落合俊典「羽田亨稿『敦煌祕笈目錄』簡介」『敦煌文獻論集』（遼寧人民出版社、2001 年、91-101 頁）に詳しい。

³蘇精『近代藏書三十家』臺北、傳記文學出版社、1983 年刊、28 頁。鄭偉章『文獻家通考』（中華書局、1999 年）下冊 1532 頁、林申清『明清著名藏書家藏書印』（北京圖書館出版社、2000 年）218 頁の記述もこれに據っている。但し張玉範「李盛鐸及其藏書」（もと『文獻』1980 年第 3 輯、

の印記が見られることから（圖1）、李盛鐸晩年には李家の敦煌寫本がすでに李滂の手に委ねられていたことが想像できる。李滂、字は少微、1907年10月8日の生まれである⁴。李少微の如く、字で行われることが多い。家學を承けて目録學に詳しく、30年代には北平民國大學において目録學教授であったという⁵。さてこの李滂という人物には、實は横溝菊子という一日本人女性と李盛鐸との間に生まれたという出生の祕密が隠されていたと言え、果たして讀者は驚かれるであろうか。

しかしこの臉の母を捜し求める中國青年學徒の一件は、昭和十年（1935）九月十日、十一日の東京各紙の紙面を賑わした話題で、當時の日本人の多くが聞き知った事實であった。その経緯はこの出來事がある間もなく刊行された『李母横溝宜人傳略』所収の李少微「生母横溝宜人傳略」（【資料1】）及び白堅の「書後」（【資料2】）とにより窺い知ることができる。【資料3-1】～【資料4-3】として附載した新聞記事は、故意に假名を使ったりすることはともかく、事實と齟齬する點も間々あり全面的には依據しがたいが、當時の雰圍氣がよく傳わるという意味では好材料なので、煩を厭わず収録することにした。他の材料と併せて、以下簡単にこの事件の経緯を振り返ってみよう。



圖1: 李滂の印記

光緒三十一年八月二十七日（1907年9月25日）、順天府丞であった李盛鐸は駐ベルギー欽差大臣の命を受けたが、未だ出立に及ばない翌九月、兼ねて出洋考察憲政大臣の列に加わることを命じられた⁶。出洋大臣は二手に分かれて出發することとなり、かくして李盛鐸と載澤、尚其亨からなる後發の一行は、ようやく同年十一月十五日、日、英、法、德、比の諸國にむけて出發した。李盛鐸は、すでにそれ以前、光緒二十四年から二十七年まで、足かけ四年のあいだ駐日公使として勤務した経歴があり、日本は曾遊の地であった。一方、横溝菊子は日本労働運動の創始者として著名な高野房太郎（1868-1904）の夫人であった（圖2）⁷。高野

今『木犀軒藏書題記及書録』（北京大學出版社、1985年）所収の修訂稿431頁）は北京大學への賣却を1940年としている。讓渡契約、圖書の受渡、代金の授受などそれぞれ時期がずれることは大いに豫想されることで、最終的に圖書が大學に搬入されたのは1940年になったからの可能性が高いが、今細かな點を穿鑿することは本稿の趣旨とは關係がないので觸れない。

⁴李少微『李母横溝宜人傳略』（1935年李氏刊本）による。外務省情報部編纂『現代中華民國滿州帝國人名鑑』（昭和12年版）には1902年生まれとするが、恐らく誤りであろう。

⁵蘇精、鄭偉章の前掲書に據る。なお鄭偉章氏によれば、李少微の目録學に關する著作として『千元考』、『鄴亭警觀錄』、『近世藏書家概略』等があるというが、筆者ははまだ寓目の機會を得ない。

⁶これはもと五人の出洋大臣の發程に際して、光復會の志士吳樾が爆彈を投げたことで負傷者を出したため、出發が延期となり、人員についても調整が行われていたのである。

⁷『李母横溝宜人傳略』所載の寫眞による。

は日本における活動が行き詰まりを見せたことから、1900年中国青島に渡り商業に従事していたが、不幸にして1904年3月12日彼の地で死去した⁸。菊子は二人の子供を連れて日本に歸り、親戚のもとに身を寄せ、辛うじて生計を立てた。そんな中、菊子が少しく中国語を解することから、中国公使館に勤務していたのだとされる。その間の経緯は明かでないが、やがて李盛鐸の旅行に同行した菊はベルギーにおいて一子を出産、それが後の李少微その人である。李盛鐸が宣統元年(1909)駐ベルギー大臣を退き、歸國して天津の唐紹儀の別宅にいた頃、東京からの知らせで肉親の病状が重篤であると知り、菊子はまだ幼い子を置いて一人東京に歸って行った。それ以来、母子は相まみえる機会もなく、長年月が経過した。

長じてから益々生みの母に対する思慕の念を募らせた李少微は、知り合いの白堅がしばしば日本へ渡航することから、是非日本で自分の母親の消息を探ってくれるように依頼する。1935年の春上海でのこと、白堅に向かって李少微のいうには「自分は庶出の子であって、生母は横溝菊子という日本人である。母が自分と別れて日本に歸ってから二十五、六年になるが、一切の音信がない。ぜひ會いたいと思うが、方法がない。あなたはしばしば日本に出掛けるのだから、探しては呉れまいか」というのである。白堅は應諾して、早速友人の江藤濤雄に手紙を書き、氣をつけておいて欲しいと言いやったところ、暫くして江藤が返事を超越した。李君の至情に感じ入ったので、多方探してみたけれども分からない。先日易者に尋ねてみ



圖 2: 横溝菊子

たら、易者の言うには「横溝氏は秋田縣人で、今も生きている。近く會えるでしょう」とのことであった。そこで七月の末に白堅が東京に行った時、江藤氏の言もあるので期待していたところ、五十日経っても音沙汰がない。九月九日に畫家の結城素明が白堅を食事に招き、その席上、李少微の母親探しに談話が及んだところ、結城は警視廳へ行くのが一番だという。そこで翌日警視廳へ行って相談したところ、在京各紙の聞きつけるところとなり、國際「瞼の母」だの今様「和藤内」だの

⁸横溝菊子の生涯については、高野房太郎の妻であったことから、日本労働運動史の研究者によって言及されることがある。なかでも二村一夫「高野房太郎とその時代 (99)」『二村一夫著作集』第6巻(オンライン版)が詳しく、また關口正俊「その後の房太郎」『Report: 情報労連リポート』(2001年4月号所収「労働組合の社會學」第53回)が上記新聞記事を素材に扱っていて参考になる。

とセンセーショナルな記事となったのであった。

しかし新聞の効果は著しいもので、9月10日の夕刊を見た杉竝に住む岡本小枝子という女性が、早速翌日の未明に赤坂山王ホテルの白堅を訪問し、横溝菊子のその後の消息を傳えた。岡本小枝子は上海で菊子と知り合い、歸國後も付き合いがあったが、悲しいことに菊子は大正三年一月廿二日に三四歳の若さで病没したという。亡骸は駒込の吉祥寺の高野家の墓に埋葬してあるというので、白堅は結城畫伯と同道して墓に詣った。長年探し求めた生母がすでに早く死んでいたという知らせを受けた李少微は、東海に向かって胸をかきむしり血の涙を流したというが、やがて氣を取り直し、追悼會を開催して⁹菩提を弔うとともに、『生母横溝宜人傳略』を刊行した。またその後、李滂自身が日本に来て墓參をしたという言い伝えもある¹⁰。

敦煌寫本の賣却

さて上に述べた母親探しが白堅の日本渡航の主目的であったとは到底考えられない。李滂の依頼を受けて母親探しに盡力した以外、別に重要な用件があったに相違ない。筆者の推測では、その用件もまた李滂の委託によるものであったと思われる。いずれにせよ白堅は1935年の7月に來日し、秋口になって東京へ出てくる以前は京都に滞在していた。白堅がこの年の7月に長尾雨山に贈ったという書物が現存しており、同書の封面に記された獻呈辭には「歲在乙亥盛夏七月自上海來游平安之都、新得此集、謹以呈雨山先生吟壇 西充白堅」とある¹¹。これによ

⁹中國東北地方の某ウェブサイト上に青坡山人が描いたとされる繪畫とそれに瞿中溶、魏標、陳文述、徐渭仁の題詩を上下に貼り付けた(?)ものが掲載されており、所藏者李國文氏による「神游汲古醉詩香——青坡山人繪《滿城風雨近重陽》賞析」という一文が附されている。實物を見ないので斷言はしかねるが、極めていかがわしい代物で、殊更に取り上げるのも憚られるが、我々にとって興味深いのは、最下部に李盛鐸の詩が添えられ、末尾に「乙亥秋日 李盛鐸題男少微錄」と注し、さらに「支那考古學者/李滂實母橫溝/大人追悼會印贈」という墨印が鈐されてあるという事實である。「印贈」とあるからには印刷物であり、追悼會に列席した人々への記念品であったという推測も可能である。いずれにせよこのようなものが存在していることから、乙亥(1935年)の秋に李滂が生母横溝氏の追悼會を催したことが確認できる。ちなみにこのサイトは「大東北文博館」と稱し、アドレスは <http://www.ldb.cn/www/liguowen001.htm> である。

¹⁰關口正俊氏は、二村一夫法政大學名譽教授からの又聞きとして、次のような話を筆者に披露された。來日した李滂は墓參後、義理の姉にあたる「原田みよ」を訪問しようとしたが、周囲の配慮によって直接會わせることをせず遠目に「みよ」を見せたということが、大原社會問題研究所では語り草になっていたという。現在法政大學の附屬研究所となっている大原社會問題研究所は、1919年大阪に設立され、横溝菊子の夫高野房太郎の弟高野岩三郎が初代の所長であり、當時もなおその職にあった。後掲【資料4-1】にも見られるように、高野岩三郎は公式には李滂が横溝菊子の産んだ子であることを否定していたから、李滂と原田みよを面會させなかったのは、高野岩三郎の意を汲んだ措置であったと思われる。

¹¹中林史朗「色刷り本」『大東文化』第468號(1995年7月)に紹介される郭祥正『青山集』が

て、白堅が京都に居たことは明らかだが、では白堅は京都で一體何をしていたのか？ 翌1936年の2月以降、李家の敦煌寫本は續々と羽田亨のもとに送り届けられた¹²ことを考え合わせると、この時白堅が羽田と李家の敦煌寫本の譲渡に關する商談を行っていたと推測することは決して的はずれではあるまい。後で白堅の項において詳しく述べるつもりであるが、彼はこうした文物の仲介を生業としていた。

この時、白堅が羽田亨に會ったという證據を筆者が持ち合わせているわけではない。しかし【資料3-1】の東京朝日の記事に「一子李君は長ずるに及んで我國に學び¹³、京都帝大羽田博士等に愛され考古學の研究家として有數な今日を築き上げた」と言い、また「李君は年は若い支那古版本の研究では世界的權威です。京都帝大の羽田教授から博士論文を出して見てはという話があったが、父君から——お前はまだ若い、もっと深く研究するまで待て——といはれたので日本の大學へ論文は出さないでいる」という白堅の語を紹介しているところを見ると、李滂と羽田との間には以前よりかなりの連絡があったものと見なければならない。羽田は1910年の10月、内藤湖南の紹介で天津の英租界黃家花園にあった李盛鐸宅を訪れ、景教經典を書き寫した¹⁴。羽田と李家との最初の接觸であるが、その後も何らかの連絡があったものであろう。李盛鐸は晩年になって訴訟をかかえたりして經濟的に困窮しており、藏書の處分を考えねばならない状況に追い込まれていた。實際その衝に当たったのは李滂であるから、上海で李滂と白堅が面談したときには、母親探しの件はむしろ付け足りであって、敦煌寫本の譲渡先の物色こそが中心テーマであったであろう。白堅は上海在住であり、李滂はその相談のためにわざわざ天津から出掛けていったのである。李盛鐸の敦煌寫本賣却について言えば、

それで、ウェブ上でも見ることが出来る。

¹²上掲の高田「北京訪書始末」、21頁。

¹³「長ずるに及んで我國に學び」というのが日本に留學したという意味なら、それは事實だとは考え難いが、新聞記事でもあり、深く追及しない。

¹⁴その時の様子を羽田自身が次ぎのように書いている：「十月七日、天津英租界黃家花園に李氏を訪ひ、手輕にこの景典を手交されて、始めて年來の渴望を醫するを得た。…（中略）…さて一應閱覽した後に偶然北京より同行した杉村勇造氏の助を受け、即座に全卷百五十九行を抄了することを得た。李氏は、更にこれを寫眞することをも快諾されたのであったが、不幸にしてその日の午後から自分が俄に病氣に罹った爲、遂にその機會を失ったのは遺憾に堪えぬ。」（羽田「景教經典志玄安樂經に就いて」『羽田博士史學論文集』下卷、京都・東洋史研究會、1958、271頁。）またその時同行した杉村勇造の回想も當時の雰囲気がよく傳わり參考になる：「羽田先生はよく私に『あの時は』といわれた。それは昭和三年の秋、二人で天津に隱栖していた李盛鐸氏を訪問し、景教の安樂經を寫した時のことであつた。誰れにも見せていないものを見せられたばかりでなく、書寫することを許されたので、先生は大喜び、私が御機嫌を損じないように老人と雜談している中に寫しとつて後に研究刊行されたが、これには中國の學者達も呆然として驚いていたのだから、先生には得意な場面であつたのである。」（杉村勇造「羽田先生の思い出」『東洋史研究』14-3附「羽田博士追悼録」5頁。）

『中央時事週報』に「徳化李氏出售敦煌寫本目錄」が掲載されたのは1935年12月のことであるが、実はその時点ですでに李家と羽田との間で話は纏まっていたものと見なければならぬ¹⁵。

李家の窮迫した状況を打開するため、李滂が敦煌寫本の賣却を決断するに至ったとき、實母の祖國に買い手を求めたとしても、決して不自然ではない。むしろ羽田亨が敦煌寫本の蒐集に非常な熱意を有していることを知ったとすれば、李滂のほうからアプローチしたというすら考えられよう。以上、李滂が李盛鐸と日本人女性横溝菊子との間に生まれた混血兒であり、實母の祖國である日本に對して非常な親愛の情を抱いていたであろうこと、したがって李家の敦煌寫本が羽田のもとに齎される素地は十分に整っていたであろうことを見た。

その後の李滂

李家の敦煌寫本を賣却してから約5年後、李滂は李家の全藏書を舉げて北京大學に譲渡したことは、すでに上に觸れておいた。ではその頃李滂はどのような暮らしをしていたのであろうか？ その動靜については不明な部分が多い上、本稿の主題とは関係がないが、僅かに知り得た一二の事柄を記しておこうと思う。

注4で言及した昭和十二年(1937)年版の外務省情報部編纂『現代中華民國滿州帝國人名鑑』には、李滂の項目を立てて「河北省太興縣人。一九〇二年生。原籍江西省九江縣。元駐日公使李盛鐸の第十子にして、母は日本人横溝菊子。津浦鐵路貨捐總辦たりしことあり。東亞經濟協會調查部副部長、東亞協進會宣傳部主任。考古學及び目錄學者。著書は考古學に關するもの多く、その他『黄色人種存亡論』、『横溝夫人傳』等」と解説している。ここには上に見たような民國大學目錄學教授の職は見えないが、東亞經濟協會や東亞協進會といった團體の職名に言及されている。とも



圖3: 李滂

に日本の肝いりで作られた團體と見られ¹⁶、李滂が日本の大陸政策に次第に深く關與していった軌跡が伺われる。母親探しの新聞記事にすでに「立派な親日家で目下天津で南京政府の仕事を手傳つてをります」(1935年、【資料3-2】)とあるから、その頃から日本に近い立場に居たことは想像できる¹⁷しかし時局が混迷を深め

¹⁵筆者は、羽田がこの目錄を眼にした後、極めて迅速に行動したと考えたが(高田「北京訪書始末」、21頁)、そうではなく早い時期に内約があったのであろう。

¹⁶後者については今ひとつよく分からないが、前者は1935年に高凌霨等によって天津を據點とし「日支親善工作」を目的として設立された。

¹⁷汪兆銘政府の役職に就いていたことは間違いないと思われる。近年の中國の著作が、例えば「日寇侵華、曾至天津任日偽官員」(鄭偉章『文獻家通考』、1531頁)、「李盛鐸之子李滂在天津汪偽

て行くにつれて、李滂は益々日本の占領行政にも関わっていったらしい。1940年3月、日本占領下において華北政務委員会が成立すると、その管轄下にある河北省燕京道尹（代理）となり、燕京道區聯合討伐隊の總隊長を兼ねた。その時分の寫眞が遺っている（圖3）¹⁸。1942年の6、7月には確かにその職にあつて、“惠民壕”掘削のため人夫の徵發に従事したことを示す文書の存在することが報告されている¹⁹。日中戦争終結後の李滂については遺憾ながら全く知るところがない。

二 白堅

その経歴

上に見たとおり、李盛鐸舊藏敦煌寫本が日本に渡り、羽田亨の手に歸することになった大きな要因の一は李滂の特別な出生の事情にあると考えられる。ただ賣り手は李滂であるとしても、その取引を實行に移すべく具體的なお膳立てをする仲介者が不可缺だったことは言うまでもない。その役割を擔ったのが白堅その人であった（圖4）²⁰。今ではほとんど歴史の流れの中に埋没してしまったかに見えるこの人物について、その果たした役割を検證してみたいと思う。

白堅の傳は明かでない。幸い橋川時雄の『中國文化界人物總鑑』にはこの人物を載せているので、先ずその記事を見ることにしよう。

白堅 1883-x 字は堅甫²¹、四川西充の人。日本に留學して早稻田大學政治科を卒業、國務院簡任職存記、段執政府祕書廳編譯主任、民國二十七年臨時政府内政部祕書に任じ、また師範學院國文教習を兼任。彼れはかねて金石書畫の興趣多く、古石經の殘石をも藏してゐた。近く「讀正氣歌圖史集」一卷を著はして印行、けだし師範學院に於ける講稿である、また同好と「餘園詩社」を組織した。その他の著に「讀漢魏

政府任職」（林申清『明清著名藏書家藏書印』、北京圖書館出版社、2000年、218頁）などとするのも恐らく別に基づくところがあるのに違いない。ただし橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（昭和15年、北京、中華法令編印館發行）の李盛鐸條に「其子滂、字は少微（字を以て通行す）亦頗る嗜書の癖をもち、現に天津縣知事である」（166頁）にいう天津縣知事の職については確證を得ることが出来なかった。

¹⁸『舊中國掠影』（A Glimpse of Old China）、中國畫報出版社（China Pictorial Publishing House）[1996年刊、2001年修訂版] 19頁。ここには顔の部分だけをトリミングした。この寫眞の存在は關口正俊氏の御指摘によった。この場を借りてお禮申し上げたい。

¹⁹居之芬「關於日本在華北勞務掠奪體系與強制勞工人數若干問題考」『抗日戰爭研究』2002年第3期、135頁。同「論太平洋戰爭爆發後日本強擄虐待華北強制勞工罪行」『民國檔案』2003年第2期、98頁。

²⁰『東京日日新聞』昭和10年9月10日夕刊第二面による。

²¹また堅夫、山甫とも云う。さらに晩年には白隆平とも稱したらしい。それぞれ後述の該當箇所を参照。

石經記」、「石居獲古録」（民國二十六年上海圖書館學校出版）など。

「餘園詩社」は日本占領下の北京で結成された詩社で、社員には日中の愛好家が加わっていた。また雅言社を組織し、定期的に『雅言』誌を刊行した²²。橋川時雄もまた同人の一人であったから、白堅とは面識があったはずで、その記事は大體に於いて信用し得ると見て好いであろう。

早稲田大學に留學後²³、中國に歸り、「國務院簡任職」に存記（任官候補者リストに載せること）された。簡任職とは民國時期の文官任用方式で、最上位に特任官があるが、その下に簡任、薦任、委任が續き、これらを九等に分かった。その一、二等が簡任職である。國務院或いは國務總理に直屬した。おそらく大學卒業の資格でこの職位が得られたものかとも思われるが、すぐには實職を得られなかったことも推測できる。やがて1924年11月に段祺瑞の臨時政府が成立すると、その祕書廳編譯主任となつたらしい²⁴。おそらく日本語の能力を買われてのことであろう。1926年「三・一八事件」の責任をとって段祺瑞が下野した後も引き続きこの職に留まったか否かは不明だが、その後の行動を勘案すると、この時点で辭職したと見るべきである。民國二十七年（1938）の臨時政府とは言うまでもなく汪兆銘の南京政府であり、師範學院とは淪陷期北京に置かれた國立師範學院のはずである²⁵。段祺瑞の臨時政府に職を得てから、再び汪兆銘の南京政府下で働くまで、およそ十年以上の空白がある。その間、白堅は一體何をしていたのであろうか？ この十年餘こそ本稿の主題と密接に關わる時期であり、出来る限り詳しい調査が必要である。以下この時期の白堅の活動を逐一見てみることにしよう。



圖 4: 白堅

書畫の取引

さまざまな材料から白堅の行動を追跡していくと、そこから見えてくるのは書

²²『雅言』は傅增湘が社長をつとめ、庚辰年（1940）正月から毎月一卷が鉛印線装本として刊行された。中國國家圖書館のデータベースによれば、この雑誌は1944年まで刊行されたことになっているが、筆者が確認できた最後の一冊は癸未年（1943）巻一である。いずれにせよこの雑誌の評議（員）には白堅と並んで橋川時雄の名も見えている。

²³但し卒業生名簿にはその名を載せないから、早稲田に學んだにしても卒業までは至らなかったらしい。橋川はおそらく白堅の言うところをそのまま記録しただけであろう。

²⁴吳佩孚の祕書長であったとする説もあるが、恐らくは訛傳。「鄧拓收購名畫風波（往事回顧）」『人民日報海外版』2002年12月13日。

²⁵1938年5月17日に成立。王謨が院長となり、文、理、體育の3科が設置された。國文組は、教育倫理、日本語文、西洋語文、史地組とともに文科を構成していた。師範學院は1942年の末に、國立北京女子師範大學と合併して國立北京師範大學となって終戦にまで及んだ。

畫をはじめとする美術品のブローカーとしての姿である。橋川が「かねて金石書畫の興趣多く」と書いているように、白堅は書畫の名品を多数所蔵していた。その蒐集は当初、自身の鑑賞愛玩を目的としたものであったかも知れない。しかし彼はやがてそれらを轉賣して利を収めることにも多大な熱意を傾注するようになる。そしてその轉賣先の大部分は日本であった。

1924年、白堅は王樹枏から晉寫本陳壽三國志吳志殘卷を重價で購入した（【資料5-2】）。段祺瑞政府で働いていた頃である。その吐魯番寫本を白堅は後、1930年（昭和五年）、武居綾藏に譲渡している²⁶。新疆布政使として約十年のあいだ迪化（今日のウルムチ）に駐劄した王樹枏は、その在任中に吐魯番から發見される寫本の多くを入手したことが知られている²⁷。ちなみにそれら寫本のうち可成りの部分（古寫經28卷8帖）はすでに1922年に文求堂田中慶太郎の手を経て二萬圓という金額で中村不折の架藏となっていた²⁸。ところで白堅はその中村不折に前後少なくとも數點の寫本を賣却している。まず第一は、上に言及した王樹枏舊藏三國志殘卷に前接する十行の斷簡である²⁹。【資料5-3】の内藤湖南跋によれば、この斷簡は武居綾藏へ上記寫本を譲ったのと相前後して中村不折の手に渡ったらしい。常識的には、これら二斷簡は白堅が1924年に王樹枏から同時に入手したものと考えらるべきであろう³⁰。それを二分して別々に賣却していることになる。當然そのほうが利益が多いに違いない。そのほか不折の舊藏寫本で白堅の手を経たことが分かるものとして更に二點が存在する。一は【014】「摩訶般若波羅蜜經第十四」梁天監十一年寫本であり、いま一つは【025】「佛說金剛波羅蜜經」梁大同元年寫本である。前者について云えば、中村不折の『禹域出土墨寶書法源流考』草稿に「……余江藤氏をして割愛の手を同氏（白堅氏）に交渉中震災の爲一時中絶せしも又萬難を排して其三丈五尺完全無缺の梁經は終に弊齋に販せしなり」とあると報告されてお

²⁶ 【資料5-3】を参照。この寫本は武居綾藏の死後、さらに轉じて朝日新聞の上野家の有に歸した。赤尾榮慶「上野コレクションと羅振玉」『草創期の敦煌學』（知泉書館、2002年）、75頁以下。

²⁷ 中村不折は自身の蒐集経緯に觸れて、「其後新疆省布政使として迪化に駐在せる王樹枏は其の職に在る十年の間吐魯蕃、鄯善、庫車等より出土せる經卷墨蹟を三十卷に裝して愛藏せるものを金の都合で賣るといふ」ので買ったことを述べている。中村不折『新疆と甘肅の探檢』（法帖書論集解説）、東京、雄山閣、昭和9年、6頁。

²⁸ 鍋島稻子「不折舊藏寫經類コレクションについて」『台東區立書道博物館所藏中村不折舊藏禹域墨書集成』（文部科學省科學研究費特定領域研究〈東アジア出版文化の研究〉研究成果、東アジア善本叢刊第二集、2005年3月）、巻下、358頁。

²⁹ 書道博物館の圖録『禹域墨書集成』の圖版番號【140】。以下書道博物館所藏寫本に言及する場合は、『禹域墨書集成』の圖版番號を【 】中に記すこととする。

³⁰ 中村不折はまた別の吐魯番出土晉寫本三國志（吳志卷二十）を所有していた（圖版番號【141】、存25行）。王樹枏の跋があるので、彼の舊藏であることは分かるが、何時中村不折の手に歸したのかは不明である。白堅がこれにも關與している可能性は零ではない。

り³¹、白堅から長安莊江藤濤雄を経て不折の所有となったことが確認できる。その入手年代は關東大震災（1923）の後間もなくのことであった。ただこの寫卷に附された王樹枏の跋によれば、この經卷は王樹枏から顧鰲（巨六）に贈られたものであることが知られるから、白堅が果たしてこれを誰から得たのかについては些か問題が残る。さらに後者についていえば、卷末に白堅の十一月十八日（但し何れの年かは不明）の識語が見えるから、この寫本が少なくとも一時は白堅の所藏であったことに疑いを差し挟む餘地はない³²。注目すべきは前者【014】「摩訶般若波羅蜜經第十四」の入手年代であって、もし震災後間もなくというのが事実とすれば、白堅と中村不折との交易の最初の例ということになるばかりでなく、白堅がかなり早い時期から書畫の取引に手を染めていたことの證據となる。想像を逞しくすれば、大正十一年（1922）に田中文求堂から購入した經卷一括二萬圓というのも、白堅が背後に居たのではないかとすら思えるのである。中村不折が最初に古寫經を入手したのは大正三年（1914）のことで、江藤濤雄が蘭州で購求した「草書經三卷」を田中文求堂を通じて納品したものである。文求堂から六百圓でこの「草書經三卷」を購入した同年二月九日付の記録が存在するという³³。一括二萬圓の經卷には文求堂の領收書が遺っているというから、これも最後の納品者は田中文求堂であることは否定しがたい。しかしこの場合も王樹枏→文求堂→中村不折という経路よりも、王樹枏と文求堂の間にさらに誰か仲介者があったと考えるほうが自然ではあるまいか。筆者は王樹枏→白堅→江藤濤雄→中村不折というような可能性も否定し得ないと思うが、もちろんこれは全く想像の域を出ない。

中村不折はまた梁素文舊藏の吐魯番寫本も相當數購入している³⁴。梁素文は王樹枏と同時期に迪化の財務官の任にあり、兩者競い合うようにして多數の寫本を蒐集した。日本國內では現在その舊藏品は書道博物館以外にも、靜嘉堂文庫、東京大學総合圖書館、天理圖書館、京都國立博物館に分散所藏されている³⁵。さて現在北京の歴史博物館に所藏される「六朝寫經殘卷」はやはり梁素文の舊藏本であるが、そこに附された吳寶炕の跋文によれば、梁素文は新疆から北京に歸ってのち、その書蹟の名品をすべて奸商の白某に售り、白某はそれを日本に轉賣しようとした

³¹鍋島稻子上掲「不折舊藏寫經類コレクションについて」、363頁。

³²鍋島氏の上掲文には、白堅から得た分としてこの經卷には觸れていない。

³³鍋島氏上掲文 358頁。

³⁴「其の他迪化府吏員の梁素文のものも十卷程入ったのである」、上掲『新疆と甘肅の探検』、6頁。鍋島氏上掲文 361頁によれば、実際には計十四卷あるといい、その購入時期を昭和二年後半から昭和五年秋までと推測している。

³⁵さらに1990年頃、日本の古書市場には梁素文舊藏寫本が何點か出現した。したがってなおかなりの數が日本國內のどこかに眠っている可能性がある。榮新江『海外敦煌吐魯番文獻知見録』、江西人民出版社、1996年、190-191頁。

が、呉寶炕は辛うじてそのうちの三巻だけを買取ることができたのだという³⁶。この白某が白堅であることは言うまでもない。跋文の紀年は民國戊辰(1928)、中村不折が梁素文の經卷を入手したのと時期を同じくする³⁷。中村不折がどのようにして梁素文の寫卷を購したのかに就いては確たる證據となるものがない。鍋島稻子氏は「白許曾という人物が梁素文所藏品を買取り、日本に轉賣したもの」だという一説の存在を紹介しているが³⁸、この白許曾というのは實は白堅その人であろうと筆者は推測する³⁹。

王樹枏、梁素文の舊藏寫本ばかりではない。白堅が日本への轉賣に手を染めた古寫本は、どうやら他にも存在するらしい。それを次に見よう。近年、京都國立博物館の赤尾榮慶氏等により三井文庫所藏の敦煌經に關する詳しい書誌學的な研究が實施された⁴⁰。また副産物として、展覽會の開催⁴¹、圖録の出版が行われたことは記憶に新しい⁴²。その研究過程で、舊藏者張廣建やこれら經卷が北三井家の所藏に歸した經緯についても次第に明らかになってきたことは幸いである。張廣建は辛亥革命後、1914年から1920年まで甘肅督軍としてこの地に絶對的な權力を築いた軍閥であった。藏經洞の寫本發見者王道士は以前から安肅道臺であった廷棟に相當數の寫本を贈呈していたが、1917年に廷棟が横死すると、それらの寫本すべてを張廣建が襲藏した⁴³。その張廣建所藏の寫本は1928年に北京在住の田中

³⁶『中國歷史博物館藏法書大觀』第11卷「晉唐寫經 晉唐文書」(1999年、京都、柳原書店)、211頁、插圖13。

³⁷不折が梁素文舊藏寫本を入手した時期は、むしろこの跋文によって更に絞り込むことが可能である。

³⁸鍋島氏前掲文、361頁。惜しむらくは「一説」の出所が示されていないので、これ以上の追究は叶わない。

³⁹白堅は吐魯番寫本のみならず、漢の熹平石經や魏正始石經の殘石を不折に賣却している。鍋島稻子「台東區立書道博物館と中村不折コレクションについて」『台東區立書道博物館圖録』(平成12年4月、4-5頁)によれば、「不折は昭和十七年にこの殘石十三片を中國の學者白堅より購入し、魏正始三體石經の「斷碑もまた不折の有に歸した」とある。石經はいわば白堅の専門とも言える分野で、自身でも相當數のコレクションを有し、『漢石經殘石集』(民國19年)、『魏正始三體石經五碑殘石記』(民國25年)の專著があった。筆者の調査では、不折の有に歸した熹平石經は『漢石經殘石集』所收のものであるらしい。また書道博物館所藏の三體石經(第三石、第五石)も『魏正始三體石經五碑殘石記』に収録されているが、白堅はその第三石について「今此石歸日本中村不折家」と書き、第五石について「此石今存西充白氏與石居」と書いている。とすれば第三石は第五石より早く、(白堅から購入したか否かは斷言し得ないが)遅くとも民國25年(1936)以前に不折の所有となり、第五石はやや遅れて1936年以後のある時期に白堅から不折の手に渡ったことが分かる。

⁴⁰『敦煌寫本の書誌に關する調査研究——三井文庫所藏本を中心として』(平成12~14年度科學研究費補助金報告書、基盤研究(C)(1)、課題番號12610068、平成15年3月)。

⁴¹三井文庫別館展示室、2004年度新春展「シルクロードの至寶 敦煌寫經」(會期：1月17日~2月22日)。

⁴²財團法人三井文庫編『三井文庫別館藏品圖録 敦煌寫經 一北三井家一』、平成16年1月發行。

⁴³富田淳「張廣建について」『敦煌寫本の書誌に關する調査研究』、32-33頁。また圖録『燉煌寫

三郎なる人物の仲介によって昭和三年（1928）に北三井家に歸した⁴⁴。田中三郎は北京で病院を經營するかたわら、古錢を中心として古書畫等にも相當な經驗を積んだ人物であつたらしく、その關係から新町三井家の當主三井高堅と交際があつたという。この敦煌寫本ももとは新町三井家で購入する筈であつたものが、何らかの理由で北三井家に入ったものと考えられている⁴⁵。ところが葉恭綽が1947年に書いた「張谷籙所藏燉煌石室圖籍録序」（【資料7】）を見ると、「その後張廣建が得た約200巻は、大半が西充の白堅に歸した」と述べられているのである。これを信じるならば、張廣建の寫本はある時期にほとんど白堅の所藏に歸していたことになる。もちろん葉恭綽がこの序文を認めた1947年には、張廣建舊藏の敦煌經はすでに20年近く前に白堅の手を離れて三井家の有に歸していたのであって、葉恭綽はそのことを知らない。田中三郎と白堅を結びつける材料は今のところ存在しない。しかしこの取引の場合、田中三郎が單なる仲介者に過ぎなかつたことは、納品目録末の金額内譯に「金壺千五百円 田中三郎手數料」と明記してあることで想像し得る。それ以前に白堅がさらに誰かに轉賣していたという證據がない以上、當面白堅が田中三郎を仲介者として三井家に售つたと考えて然るべきであろう⁴⁶。

中村不折にせよ三井家にせよ、取引先はともに東京方面だが、では白堅と京都との關係はどうだったのであろうか。ここで少し京都の學術界との關係を見ておこう。1925年、内藤湖南は白堅から唐寫本說文解字殘卷を譲り受けた。現在國寶の指定を受け、武田科學振興財團「杏雨書屋」の所藏となっているこの殘卷を、湖南は京都文科大学清國派遣員として同僚とともに北京に赴いた際、端方から見せられた⁴⁷。それ以來、愛着の思い斷ちがたく入手の機會を伺っていた湖南は、大正

經』、54-55頁。

⁴⁴現在、九州大學文學部にも田中三郎舊藏の敦煌寫本が數點所藏されているが、これは田中三郎の死後、嗣子の田中三男氏から昭和24年に九州大學が購入したものだという。坂上康俊「九州大學文學部所藏〈敦煌文書〉の來歴」『史淵』第141輯（2004年3月、1-24頁）はこの田中三郎という人物を追跡した興味深い論考である。田中三郎はまた中村不折とも若干の取引があつたようで、不折は「尚ほ洛陽出土朱書綏和四年の錫壺は其の頃北京に居つた田中三郎氏より送り來り」と書いている。中村不折『新疆と甘肅の探検』、10頁。ちなみにこの錫壺は中村不折『禹域出土墨寶書法源流考』の卷頭を飾っている。

⁴⁵清水實・樋口一貴「三井文庫所藏敦煌寫經の傳來と調査の経緯」『敦煌寫本の書誌に関する調査研究』、17-21頁。同文はまた圖録『燉煌寫經』の47-53頁にも加筆訂正稿が掲載されている。三井文庫には田中の納品目録が遺っており、その表紙に「昭和三年六月十一月兩度二田中三郎北京ヨリ持參、今井町三井家御買上、支那甘肅督軍 張廣建所藏燉煌發掘古寫經目録」とあつて、田中三郎が北三井家に納めたものであることは明かである。また目録末には「右代金總額壺万六千五百円也」とあつて、購入代金がかかる。この目録全部の寫眞は上記報告書の12-16頁に掲載されている。

⁴⁶上掲の富田淳「張廣建について」には「張廣建の收藏品の一部は、白堅の手を経て、昭和三年（1938）に三井家の有に歸した」とあるが、果たして何に據つたものであろうか。何等の典據が示されていないのがたいへん氣になるが、要は筆者の想像と一致する。

⁴⁷當時湖南が記した跋には「庚戌十月（1910）初四、陶齋尚書見示唐寫說文、眞天下奇寶也。我邦

十四年（1925）、遂にこの天下の奇珍を入手する機会を得たが、すんでの所で白堅に先を越されてしまった。それを種々交渉の末、ようやく白堅から湖南に割愛する運びになった。翌年湖南の恭仁山莊を訪れ、その説文の末尾に白堅が認めた識語⁴⁸によれば、彼は羅振玉より湖南の該博な學問を聞き私淑していたこともあって、江藤濤雄の説得により譲渡することに同意したのだという⁴⁹。また中國は政情不安定で、典籍の災厄に遭うことが多く、この書が平安の都に藏されるのはよろこばしいとも書かれている。少なくともこの時点で白堅と京都學派とのあいだに繋がりが出来たことは間違いない。

昭和6年（1931）4月27日、東方文化學院京都研究所が外務省の岩村成允書記官に提出した『東方學報・京都』の配布先リストの末尾近くに白堅の名が見えている⁵⁰。このリストには先ず圖書館、大學、研究所等の機關が列擧され、次いで個人名が擧げられているのだが、個人の場合はほとんどが大學の教授など著名な學者乃至文化人であって、白堅のような存在は極めて異例である。中國人としては他に錢稻孫の名が見えるが、それは泉壽文庫として擧げられているので⁵¹、個人としては白堅が唯一の例とも言える。白堅が如何に京都の中國學界に食い入っていたかを示す事實といえよう。白堅はしばしば日本に来ていたらしく⁵²、その主たる

亦會有此書數行、今已不知落在、可惜。同觀者狩野直喜、小川琢治、瀧精一、富岡謙藏、濱田耕作也。日本内藤虎次郎拜識」とある。また歸國後、明治四十四年（1911）二月十一、十二兩日に催された「報告展覽會」には、この寫本の寫眞が「端方氏藏」として展示されている。『京都帝國大學文科報告展覽會目錄』、19頁。

⁴⁸杏雨書屋編『新修恭仁山莊善本書影』掲載の寫眞による。その10頁を見よ。

⁴⁹但しこの場合も實際の取引には仲介者があり、それは湖南愛顧の博文堂原田氏であった。湖南の博文堂宛書簡（一は大正14年（1925）12月9日付原田庄左衛門宛、一は同12月22日付息子の原田悟朗宛、『内藤湖南全集』第14巻所収、その569、570頁）は、白堅の識語とは異なりずっと實務的な事柄が書かれていて、入手価格は約三千圓、搬送には慎重を期して外務省の公文便を使ったことなどが分かる。白堅が湖南の華甲記念に贈呈したという美談として語られることもあるが、實際には明々白々たる賣買であった。

⁵⁰外務省外交史料館所蔵の東方文化事業關係ファイル「東方學報の配布先に關する件」（6-162-5）。

⁵¹泉壽文庫は錢稻孫が私邸で經營していた日本書を中心とするコレクション。このリストでは錢稻孫の名が錢湯孫と書かれているが、もちろん誤記である。

⁵²董康が「民國」二十三年（1934）一月に長崎から上海へ向かった際の日記に次ぎのようにある。「二十一日、晴。晨起、檢點行篋。九時、見窓外長崎丸停泊山下。別居停主人、詣領事署辭行、時（張）羽生領事尚偃臥、至東濱町二枝鼈甲店購飾物數事。登舟遇南京總領事須磨、靜嘉堂文庫職員今關竝白堅甫、今關贈余四僧詩一冊。堅甫則由長春回、詢問遼左情形、與日本新聞無異。午後一時出帆、遙見羽生在海岸致別、蓋伊來時余適在客座與諸人談話、瞬即爭鳴、遂倉卒登陸也。四時許、風浪驟作。晚餐僅五六人。預作函致小林」（『書舶庸譚』卷七）。これによれば白堅は1933年の暮れに東北の長春に向向き、1934年1月日本に来たり、また上海に去ったらしい。これは一例に過ぎないが、問題の1935年の前年のことである。この時期、毎年のように日中間を往來していたことが推測できる。京都大學人文科學研究所に漢魏石經の拓本集「漢熹平石經殘字」（民國二十四年拓本）「漢熹平石經殘字」（民國二十五年西充白氏拓本）「魏正始石經殘字」（民國白堅輯、民國二十四年拓本）「魏正始石經殘字」（民國二十四年西戎白氏拓本）及び『魏正始三體石經五碑殘石記一卷』

目的はいずれも商用だったと思われる。1929年、傅増湘父子に同行して日本に來たときなどは、通譯を期待していた傅増湘を旅舎に置いたまま自分の用事に走り回っていたために、すこぶる傅増湘の機嫌を損ねたりした（【資料8】）。

以上とくだと白堅の文物賣却について述べてきたのは、李盛鐸舊藏敦煌寫本が李滂から白堅を通じて羽田亨の手に歸した事實につき直接の證據が存在しない現在、出来る限りの情況證據を提出しようという意圖からである。白堅はそれまでも敦煌・吐魯番文獻を中村不折や三井家に賣却した経験があり、日本におけるこうした文物に對する強い興味を充分に承知していた。京都の學者との交際が深まるにつれ、京都でも敦煌寫本に對する需要があることがよく分かったに違いない。とくに羽田亨には敦煌寫本の蒐集を組織的に進めようという考えがあり、經費面でも有力な後ろ盾を持っていたから、或いは日頃から白堅に敦煌寫本購入の斡旋を依頼していた可能性もある。したがって李滂が李家の敦煌寫本を讓渡する意志のあることを聞いたとき、一も二もなく話が纏まったのであろうと想像する。『東京朝日』の記事に「京都帝大羽田博士等に愛され」とか、「京都帝大の羽田教授から博士論文を出して見てはという話があった」とかということが紹介されているのは（【資料3-1】）、白堅の談話に基づくものであることは言うまでもないが、白堅が殊更に羽田の名を出しているところなどは、その直前に京都で羽田と會ったときの印象がなお腦裡にあったためと思われる。

その後の白堅

職業柄とも言えようが、白堅は李滂に比べるとその行動範囲が格段に廣く、交友關係も極めて豊富である。そのためもあってか、白堅の名は様々な文獻に散見する。本稿の目的からは多少逸れる嫌いはあるが、その後の白堅の動靜について管見に入った事實の二三を紹介しておこう。すべて文物に關わる事柄である。

まず1937年の末、白堅は陸機の「平復帖」を日本に轉賣するために入手しようとして果たせなかったことがある。中國の國寶級文物であるこの書跡は、當時溥儒（心畬）の所藏であつた。その頃溥儒の持っていた韓幹「照夜白圖」が上海の商人によって外國に賣られたことを聞いた張伯駒は、この書跡も外國に流出するのではないかと恐れ、傅増湘の仲介で、白堅と競いながらかなりの無理をして購入した。購入價格四萬元。白堅は日本人に轉賣すれば二十萬でも容易に賣れると

（民國二十五年西戎白氏與石居排印本）が所藏されている。すべて白堅が東方文化學院京都研究所に寄贈したもので、圖書室保管のカード目録によれば「白堅甫先生捐」「白山甫先生捐」「白山甫君捐」などと注記されている。おそらく白堅が自ら持參したものと想像され、この想像が間違いでなければ、白堅は1935年に加えて、1936年にも京都の研究所を訪問していたことになる。

言ったと伝えられている⁵³。1956年、張伯駒はそれを國家に捐贈し、現在は故宮博物院の所蔵となっている。白堅は文物の入手には相當の手腕を有していたようで、彼の手を経て多くの逸品が日本に渡っている。しかし常にうまくいったわけではなく、時には失敗もあった。このエピソードは正に失敗の一例である。

1942年末⁵⁴、日本軍の一部隊により南京で玄奘三蔵の遺骨が発見され、大きな話題となったことがある。その遺骨を日本軍から當時の南京政府に移管することになり、翌1943年の2月23日、中國側は褚民誼外交部長、日本側は重光葵大使をはじめとする官民多数が出席して盛大な移交儀式が舉行された⁵⁵。その時、同時に分骨が行われ、玄奘の遺骨は五分された。一は洛陽の白馬寺に送り、一は廣東の七十二烈士の墓に合葬し、一は日本大使館を通じて東京へ、一は南京に留めて九華寺に安置し、さらに最後の一は北京に送ることになった。その北京への移送に当たった人物の中に、南京住民の代表として白堅がいたらしい⁵⁶。してみると白堅はこの時期、南京に住んでいたことになるが、『中日文化協會兩周紀年特刊』（1943）の末尾に載せる「南京中日文化協會會員名冊」にも「白堅」の名が見えるから、たぶんその通りなのであろう。上で見た北京師範學院の職はこの時すでに辞していたのかも知れない。ただ白堅はまた1943年（昭和18年、民國32年）の10月時點で、華北民衆團體反共大同盟理事長として「正義日本の往事に立還れ」という談話を残しているので⁵⁷、ずっと南京に居たかどうかは分からない。あるいは玄奘の遺骨を搬送したあとも北京に留まったのかもしれない。ここまでが戦前期における白堅の動靜である。

⁵³張伯駒『春游紀夢』『陸士衡平復帖』、新世紀萬有文庫之一、遼寧教育出版社、1998年、4-5頁。

⁵⁴正確には民國三十一年十二月二十三日。

⁵⁵春日禮智「玄奘三蔵の遺骨発見」『ひのもと』昭和18年（1943）5月號、37-39頁、谷田閱次「大報恩寺三蔵塔遺址發掘の顛末」『支那佛教史學』第7卷第3號（1944年）、13-20頁を参照。特に後者は發掘後實際の調査に当たった擔當者の報告として貴重である。

⁵⁶他には南京の佛教會を代表して寶華寺の妙原和尚、北京の臨時政府から出馬を要請された五臺山の爽癡大師、さらに官界を代表して參贊武官の張恒などが移送のため準備された飛行機に同乗した。當事者の一人である張恒が後年その時の様子を書き留めている。張恒「在南京發現的唐玄奘遺骨」『江蘇文史資料選輯』第10輯、1982年12月、江蘇人民出版社、227-229頁。この一文によると、その時の様子は次のようであったらしい。當時の雰囲気的一端を伝えるエピソードである。飛行機が飛び立つと、妙原和尚が言った。「爽癡大師、あなたは北京の佛教會から派遣された特使ですから、骨箱を持って真ん中に座らねばなりません。昔の沙悟淨のお役目です。白堅居士、あなたは白馬の化身かも知れませんが、爽癡の一つ前の席に座って三蔵法師があなたに騎っているかたちにしましょう。張恒氏は武官でもあり、中央から派遣された正使ですから、右側に座って三蔵をお守りする責任を負って下さい。もちろん孫悟空のお役目です。わたくしめは小さな寺の和尚にすぎず、學問も浅いので、せいぜい猪八戒というところです。」

⁵⁷木村英夫『民族の咆哮—秘録・聖戰と皇軍その實態』（1995年、東京：雲母書房刊）、310～314頁。編者の木村氏は、白堅を紹介して「氏は華北に本據を有する反共大同盟及敬天會の指導的地位にある老闘士である」と書いている。

新中國の建國は、それまで日本に極めて近い立場にあった白堅には厳しい時代の到来であったことが豫想されるが、詳しいことは分からない。ただ白堅の晩年の姿が一、二伝えられているので、それを紹介しておこう。

1955年のことである。すこぶる金石書畫に興味のある老人が偶然、重慶市郊外の化龍橋李子壩の骨董の屋台で古い小さな硯を發見した。これまでの経験から一見してその價值を見出した老人はすぐさまそれを購入した。やがてこの硯は友人の白隆平（すなわち白堅）によって北京にもたらされ、當時吉林省博物館の館長であった張伯駒に賣却された。この古硯こそ曹寅舊藏にして、『紅樓夢』ゆかりの珍品“脂硯”であった⁵⁸。上で見たように、張伯駒はかつて陸機の「平復帖」を競った相手であったが、今回は白堅のほうから賣り込みに來ることとなったのは因縁であろうか。

さらに1961年のある日のこと、白堅夫と名乗る老人が鄧拓のもとを訪れた。蘇東坡の「瀟湘竹石圖」を賣りたいというのである。蘇東坡の藝術に深い關心を抱いていた鄧拓は、一見してこの畫幅に魅せられ、5000元という大金を工面して白堅から購入した。一方白堅は、鄧拓のところへ來る以前、買手求めて諸方を尋ねる中、贗物と疑われたこともあり憤懣やるかたない思いを抱いていたが、鄧拓が正當に評價してくれたことに對し、まさに知音に巡り會ったと満悅至極であったという。鄧拓がこの繪畫を購入したことで、後に中國文化界に大きな波紋を引き起こすことになるが、あまりにも本稿の主題から逸れるので、ここではそれに觸れない⁵⁹。いずれにせよ晩年の白堅が經濟的に行き詰まり、手許に残った所藏品

⁵⁸現在、長春の吉林省博物館所藏。胡邦焯「脂硯芳踪——一件與曹雪芹有關的歷史文物的故事」『歴史知識』1981年第4期、53-56頁。この文章にも注記してあるが、白隆平は即ち白堅その人である。周汝昌『紅樓夢新證』（増訂本）、1976年、人民文學出版社、940頁に「脂硯即端方舊藏、由重慶白堅甫攜來北京」とある。白隆平という名はおそらく戦後になって白堅が用いた化名であろう。近年ネット上で公開されている玄奘遺骨に關する雑多な記事にも、白堅ではなく白隆平の名を用いるものが多いが、當時すでにこの名を用いていたものではない。おそらく白隆平が白堅であると知る人物が、玄奘遺骨移管式典について言及する際に、後の名を使用したのが典據となり、それが轉々コピーされているものと思われる。ちなみに白堅自身も早くから古硯に興味を持っていたらしく、1928年（民國17年）1月、後藤朝太郎の來燕を機縁に開催された「中日古硯會」に所藏品を出品している。『文字同盟』第11號（1928）“學藝大事記、一月”に「楊嘯谷、謝樹生、袁勵準、白堅甫等、均陳列其所珍藏之逸品。而葉恭綽、辜鴻銘、袁勵準等、亦來參觀」とある。

⁵⁹その顛末については、蘇雙碧・王宏志「鄧拓收購名畫迪風波」『炎黃春秋』、2002年11期（総第128期）、65-68頁を参照。ところで該文に據れば、白堅は「瀟湘竹石圖」と同時期に蘇東坡の別の畫卷「枯木怪石圖」も購入所持していたが、こちらは早い時期に日本に賣ってしまったという。かつてこの繪畫が日本の某氏藏であったのは確かなようだが、現在は所在不明である。日本では「枯木竹石圖」とも呼ばれ、これまで『書道全集』第15卷「中國・宋I」（平凡社、1954年刊）の圖版90、Oswald Sirén, *Chinese Painting* (London & New York, 1956-58), Vol.III, Plate 180などにその寫眞が掲載されている。また湊信幸「宋人筆とされる枯木竹石圖について」『鈴木敬先生選集』中國繪畫史論集』（吉川弘文館、1981年刊）241頁の注(25)にも言及がある。

を切り賣りすることで生計を立てていたことが窺われる。また一方で、これまでの自身の経歴と鑑識眼に対する自負心を失っていなかったことも想像できる。以上、書畫等の取引を中心として白堅の経歴を辿ってきたが、感心させられるのは白堅の關與した文物がみなそれぞれに極めつけの一級品であったことであり、この方面における彼の見識の高さを認識させられる。

おわりに

なんども繰り返すが、李盛鐸舊藏敦煌寫本が白堅の手を経て羽田亨の手中に歸したという直接的な證據は何一つ存在しない。しかし白堅がその他の敦煌吐魯番寫本に關與した経緯と、李滂と白堅をめぐる当時の様々な状況とを総合すると、この二人が核心的な役割を演じた可能性は極めて大きいと考えられる。李滂は母の生國に對して心情的に強い親近感を抱いており、李家の敦煌寫本を日本に賣り渡すことに心理的な抵抗はなかったであろう。問題は如何にして買い手を探すかである。白堅は日本の市場動向を人一倍熟知し、最良の顧客を嗅ぎ分ける能力では餘人の追隨を許さないプロフェッショナルであったが、買い手に供給する良質の商品が常に必要であった。兩者の思惑は完全に一致していたのである。新聞紙上を賑わした母親探しの美談の背後で、この重要な取引が成立していたとすれば、非常に興味深いことと言わねばならない。

白堅關連年表

この年表は白堅自身に關わるものを主とするが、直接關係する證據のない事項についても參考として掲出した。それらは網掛けで標示してある。

| 年次 | 出來事 |
|--------------------|--|
| 1883 (明治16年、光緒9年) | 出生 (四川西充の人) |
| 1922 (大正11年、民國11年) | 12月、中村不折、王樹枏所藏古寫經28卷及8帖を田中文求堂より二萬圓で購入。 |
| 1924 (大正13年、民國13年) | 王樹枏より晉寫本陳壽三國志吳志殘卷を重價で購入 (後、武居綾藏を経て、朝日新聞の上野家に歸す。) |
| 1925 (大正14年、民國14年) | 12月、内藤湖南、白堅より唐寫本説文を譲り受ける。 |
| 1928 (昭和3年、民國17年) | 北京に於いて開催された「中日古硯會」に出品。 |
| 1928 (昭和3年、民國17年) | この年、梁素文の吐魯番寫本の多數を購入。 |

| | |
|------------------------|--|
| 1928 (昭和 3 年、民國 17 年) | 北三井家、田中三郎より張廣建舊藏の古寫經 131 點を 16,500 圓で購入。 |
| 1929 (昭和 4 年、民國 18 年) | 9 月、傅增湘とともに日本に来る。 |
| 1930 (昭和 5 年、民國 19 年) | 『漢石經殘石集』『景真本東坡穎州禱雨詩話』一卷附考證一卷を上梓。晉寫本三國志殘卷を武居綾藏氏に譲渡。また同じ頃、別の三國志殘卷を中村不折に譲る。 |
| 1931 (昭和 6 年、民國 20 年) | 張元濟、傅增湘の爲に上海、天津間を往復。 |
| 1931 (昭和 6 年、民國 20 年) | 『東方學報・京都』の配布先リストに白堅の名あり。 |
| 1934 (昭和 9 年、民國 23 年) | 年初、日本に来たる。 |
| 1935 (昭和 10 年、民國 24 年) | 7 月～9 月來日し李滂の母横溝氏を搜索。羽田亨と李家の敦煌寫本譲渡につき折衝 (?)。 |
| 1936 (昭和 11 年、民國 25 年) | 2 月以降、羽田亨、李盛鐸所藏の敦煌寫本を陸續入手。 |
| 1936 (昭和 11 年、民國 25 年) | 『魏正始三體石經五碑殘石記』を上海で刊行。 |
| 1943 (昭和 18 年、民國 32 年) | 春 2 月 23 日、南京で玄奘三藏遺骨の移交儀式に参加。 |
| 1943 (昭和 18 年、民國 32 年) | 10 月、華北民衆團體反共大同盟理事長として「正義日本の往事に立還れ」という談話を残す。 |
| 1955 (昭和 30 年) | 曹寅舊藏の“脂硯”を張白駒に賣却。 |
| 1961 (昭和 36 年) | 蘇東坡「瀟湘竹石圖」を 5,000 円で鄧拓に賣却。 |

【資料 1】生母横溝宜人傳略

生母横溝氏諱菊子、日本國埼玉縣人、後居東京吳服橋畔、以受優婆夷戒法、號梅薰貞香。光緒乙巳、家大人先後拜出使比利時國及考察各國政治大臣之命、以是年十二月蒞。明治天皇款洽優渥居芝離宮。時母年二十五、議侍家大人赴比國、與在滬眷屬同行、居使署凡三載、温恭淑慎、克盡厥職、歲丁未十月八日生少微。宣統己酉隨侍還朝、至天津寓香山唐少川丈別墅、適得東京訊、以親老病劇、歸甯情切、時時啜泣、家大人感其誠許之。時少微甫離懷抱、顧復恩甚、憐戀小子、淚忽忽承睫、悲咽不成聲、蓋人生之慘酷矣。癸丑夏、家大人再游日本、謁明治天皇桃山御陵。後至東京、母來會、欲相將返國、但以親年益耄、侍養無人、躊躇再四、實難兩全。因以玩具寄賜曰：“使兒他日睹物興懷、毋忘海外有母也。”少微童昏、不知其悲。泊長念母、始切形諸夢寐、疊向東友訪詢、卒无確耗、默計異日學成自立、當親往海東訪省、以伸烏私、以慰聖善。今歲之秋、西充白山夫堅渡日本、少微重懇探詢、因晤岡本小枝子、小林萬子兩女史、始審吾母以大正三年歲在甲寅一月二十二日卒于東京芝區金杉町寓所、計年三十有四、葬于本鄉區駒込吉祥寺佛殿之前。烏虜有願未償、吾母竟長逝耶。睽隔遼遠、存沒不聞、生缺定省、死阻音問、東望海天、椎胸泣血。有兒如斯、抱恨曷極、悲夫悲夫、謹濡淚和墨、書其大略。先後助少微尋訪母氏者、西充白君外、有天津李鶴仙松年、日本結城畫伯素明、白岩子雲丈龍平、江藤氏濤雄、和田氏昇一、坳識于末、以誌不諼。

倉龍乙亥孟冬 德化李少微泣譔

(『李母橫溝宜人傳略』1935年刊より)

【資料2】讀李子少微生母橫溝宜人傳略書後

…(前略)…今年春少微十兄在上海相晤，一日語堅曰：“吾固家大人之庶子也。生母姓橫溝氏，名曰菊子，日本人也。別而還國廿五六年矣。缺絕音郵，思欲見之，其道無由。子時往日本，冀爲尋之。”堅感其至誠曰：“諾。”即馳書東京之友江藤濤雄氏，乞其留意也。未幾得江藤書曰：“感李孝子至誠，已多方尋之，未能得。昨者詢諸卜人，卜人曰：‘橫溝氏爲秋田縣人，今固生存，不久當見之云。’”七月之末，堅游東京，思因江藤氏而獲見之也。待之五旬，終不獲也。九月九日結城素明畫伯召余飲，因爲語李子尋母之事。畫伯曰：“茲事舍訪之警視廳，終無得也。聽中之一國人名至悉，爾者有八十年前之一人，憑之得其所往蹤跡，可概見也。”翌朝因往警視廳人事相談課，具道其詳。其第九席主者，主尋人蹤跡者也。俄而新聞記者紛集，不移時而孝子尋親新聞徧全國矣。十一日朝侵曉，有岡本小枝子女史者來余所居之山王旅館，出寫真一紙曰：“此李子所尋之母也。沒已二十二年矣。葬之吉祥寺域中。”即驅車與結城畫伯偕詣吉祥寺，得其墓而掃拜之。至是乃得其詳焉。…(後略)…

乙亥歲十月中西充白堅識於天津

(『李母橫溝宜人傳略』1935年刊より)

【資料3-1】友人に託して探す支那の青年學徒、尋ねるは橫溝菊子(秋田縣人)さん。警視廳でも一肌脱ぐ、國際「險の母」。

かつての駐日支那公使を父とし日本婦人を母として生れ、今は眞摯な考古學の研究者として天津日本租界秋山街二〇一に住む親日學徒李昭睦(30)が幼くして別れた險の母を何とかして探し出したいと友人を介して九日警視廳人事相談係に頼み込んだ—李君の父李盛金氏は三十二、三年前支那公使として東京に駐在しているが、やがてベルギー公使に榮轉した。その時同伴した日本婦人橫溝菊子さんが今李昭睦君の尋ねる險の母である。ベルギーで一子李君が呱呱の聲をあげてから三年程して母は夫と愛兒に別れて一人日本に歸國したといふまでがハッキリしている事實で、そのご父盛金氏は支那に歸って國民政府參議院々長の要職につき、一子李君は長ずるに及んで我國に學び、京都帝大羽田博士等に愛され考古學の研究者として有數な今日を築き上げたが、愈母戀しさがつり、かつて日本に遊學の際も易者に見て貰ったり友人に色々智恵を借りたりしたが、秋田縣人橫溝菊子だけではどうにも仕様がなく今日に及んだ。最近友人であり同じく考古學の研究者、上海佛租界姚之教路樹德坊三街六號白堅氏が日本へ視察の途に上るのを知って、同氏に母のことを詳しく話して助力を依頼した。白堅氏も李君の心情に同情し今赤坂山王ホテルに滞在しているが、一日日本畫家結城素明氏に相談したところ警視廳人事相談係に行つて見なさいと教へられて同係に頼み込んだもので、同係でも李君のあはれな心情に打たれ早速防犯係に移して險の母秋田縣人橫溝菊子さん(現在五十二三歳?)を探してやることになった。

“見つければ天津へ同伴する。李君の心情を語る白氏。”山王ホテルで李氏は語る。「李君は年は若い支那古版本の研究では世界的權威です。京都帝大の羽田教授から博士論文を出して見てはという話があったが、父君から—お前はまだ若い、もっと深く研究するまで待て—といはれたので日本の大學へ論文は出さないでいる。しかし日本の學界にも認められてゐる青年學徒です。將來中日兩國親善の楔として大いに役立つ人であらうと思ひます。ただ心配なのは同君が南京政府に關係する仕事をしている關係上、半分日本人だと判

れば、排日の連中に憎まれて仕事に支障を来しはしないかということです。それで成るだけ、本人の名を公表しないでこつそり母親を探さうとしたのですが、それでは一向埒があかないので、警視廳へお願いした譯です。若し母親が見付かり、そして事情が許せば、李君は日本訪問の上、天津へその方を連れて行く積りでゐます。また私は未だ二、三週間滞在しますので、早く判明すれば、都合によっては、私が天津までお連れしてもいゝと考へてゐます。」(『東京朝日新聞』、昭和10年9月10日夕刊第二面)

【資料3-2】若き支那考古學者の悩み、日本の母いづこ。卅年前の駐日公使李氏の息、警視廳へ探查願ひ。

いまは支那の少壯考古學者である元駐日支那公使の令息が「生みの母親」の日本婦人を慕ってその捜査方を頼みこんできた—八日朝のこと、目下赤坂の山王ホテルに滞在中の白堅(52)氏といふ支那の考古學者が警視廳の防犯係を訪れて「友人の息子が母親の日本婦人に會ひたがっていますからどうか探してやつてください」と願ひ出たが、その友人といふのは卅年前に駐日支那公使(後に北京政府の參議院議長)であつた人、いまは上海に在住して餘生を送る李盛鐸(78)氏、そして當の令息といふのは李昭睦(30)氏=假名=といつていま支那一流の考古學者である。話は卅年前にさかのぼつて李盛鐸氏がまだ駐日公使として日本に在任中秋田縣人の横溝菊(52)さんといふ日本婦人と懇ろになつてその間に生れたのが昭睦君だつたが、その後李盛鐸氏はベルギー公使となつて彼の地に赴任することになつたので「お菊さん」と別れたうへ昭睦君ただ一人をつれて日本の土地を去つてしまつた。ところがいたいけなその昭睦君が大きくなつてからのこと父親李盛鐸氏は「お前のお母さんは日本婦人である」といふ祕密をうちあけたので、生みの母親戀しさの昭睦君は「なんとかして一眼お母さんに會ひたい」と矢も楯もたまらず、數年前にもわざわざ日本に人をよこして探させたけれども慕ふ母親の消息は杳としてわからなかつた。ところで昭睦君はいまでは天津の日本租界秋山街二〇一に居をかまへて立派な考古學者として成人してゐるので「立派に成人したこの自分をぜひとも母親に見せて喜ばせたい」といふ念願を起して易者に母親の安否を占はせたところ「存命中」と出たので大喜び、考古學の研究のため渡日する白堅氏に母親「お菊さん」の捜査方を頼んだので、三週間前に上京した白堅氏は友人の結城素明畫伯と相談のうへ警視廳に出頭したものである。

“母の血を引く親日家、白堅氏は語る。”山王ホテルに滞在中の白堅氏は語る。「李盛鐸さんは江西省九江縣の人で今から卅二年前支那の光緒廿四年に駐日公使として二年間日本に滞在しました。その後歐米視察などして白耳義公使に歴任し、第一次革命の際には山西省民政官をやりました。晩年は參議院の議長として活躍された名望家で、昭睦さんも父の血を引いた立派な政治家です。この八月はじめ私が美術の研究で日本に渡るといふのを聞いてかねてから母戀しさに悶えてゐた昭睦さんはその切な心持を私に打開けどうか東京に行つたら日本の母親を探してくれないかと頼まれました。昭睦さんはまだ日本に來たこともなく日本語も出來ませんが母の血をひくだけに立派な親日家で目下天津で南京政府の仕事を手傳つてをります。」(『讀賣新聞』、昭和10年9月10日夕刊第二面)

【資料3-3】

險に残る日本の母、慕ふ今様「和藤内」。元駐日公使の息、思ひ餘り警視廳に捜査を頼む。

三週間前から山王ホテルに滞在中の支那の考古學者、上海佛租界姚主教路樹德坊三の六、白堅氏(52)は九日朝、警視廳に吉岡防犯係長を訪れ、知人の天津日本租界在住李昭緯氏の依頼によって李氏が廿七年前に生別した實母、横溝菊子さんの捜査を願ひ出た。李昭緯氏

の父は廿年ほど前に駐日公使であった李盛鐸氏(78)で、そのころ支那公使館に雇はれてゐたのが横溝菊子さんであった。李公使はその後ベルギー駐在公使に轉任し菊子さんを伴って赴任し同地で生れたのが李昭緯氏であった。それから昭緯氏が三つの時ある事情から菊子さんは別れて日本へ歸つたもので。爾來廿七年李公使は今は政界を引退して悠々自適の生活を送り、昭緯氏は天津で考古學の研究に没頭してゐるが、日支間の空氣が緊張するや同氏は日支親善の楔となつて活躍するかたはら、臉の母を捜して東奔西走している。このほど前期の白堅氏が渡日するに際し同氏に母の搜索を依頼したもので、白氏は知人の結城素明畫伯に相談した結果、警視廳に願ひ出たものである。父の李盛鐸氏は進士出身の老官僚で、日清戰後駐日公使をすること二年後ベルギー公使、山西提法使、山西民政長、江西省議員、參政院參政を経て宣統六年農商總長、同八年參議院議長となり、後閑地についた。

“秋田の婦人 白堅氏の談。”「李昭緯さんは年は若い有名な考古學者で、内藤湖南博士にも知られてゐます。三歳の時に別れた母親に是非會ひたいとの一念から日本の占ひにもたのんだり苦心して捜してゐます。横溝菊子といふ方はたしか秋田縣の生れだとか聞いてゐます。私はこれから京都に行つて捜査をお願ひする豫定です。」(『東京日日新聞』、昭和10年9月10日夕刊第二面)

【資料4-1】國際臉の母。廿年前に世を去り、今は幻の母に。白國から歸り寂しい晩年。白堅氏もガッカリ。

支那の生年學徒李昭睦氏(30)が友人白堅氏を介して遠く異國日本に探す臉の母横溝菊子さんは既に二十一年前病死して今は「梅熏貞香信女」の戒名も淋しく駒込吉祥寺の墓地に眠るまぼろしの母と化し去っている事が判つた。

十日朝杉竝區天沼二ノ五七一岡本小枝子さんという婦人が赤坂山王ホテルに白堅氏を訪ね、「お探しになつてられる菊子さんはもうこの世の人ではありません」と悲しい一言を前置きに一切の事情を告げた。それによると菊子さんは若い頃法學博士高野岩三郎氏の令兄房太郎氏に嫁してその間二女をもうけたが、房太郎氏は間もなく青島で客死したので同女は二女を引きつれて上京してきた。李氏の父盛金公使に伴われてベルギーに渡つたのはその頃のことであつた。ベルギーから歸朝してからはどうした事情か芝區金杉二ノ二七に一人淋しく暮らしていたが、大正三年七月二日死亡、その後高野家の同情で房太郎氏の墓と竝んで埋葬されているというのである。白堅氏は早速警視廳に出頭、盡力に對して感謝したが、若い友人の落膽を思いやつか、何となく淋し氣なその姿に警視廳の人々も痛く心を打たれていた。

“小枝子さん語る。”杉竝區天沼二ノ五七一岡本小枝さんは語る。「二四、五年前横溝さんとは上海でお知り合いになりました。横溝さんはその前、高野房太郎さんの奥さんでしたが、高野さんが青島で客死されたので二女の中、妹のみよ子さんを連れて歸朝する途中、上海へお立ち寄りになつたのです。その後東京で李さんと結婚なすつた事を手紙で知りました。李さんに連れられてベルギーへ行く途中にも上海にお立ち寄りになつて二、三日お遊びになつたこともあります。ベルギーから歸朝後東京の親戚に身を寄せて居られてその頃私も東京に歸つていたので御交際はしていません。高野氏の方で面倒を見ていられた様です。」

“そんな子は信ぜられぬ。”(高野岩三郎博士談)〔大阪電話〕横溝きく子さんの義弟に當る大原社會問題研究所長高野岩三郎博士は菊子さんの在りし日を追憶しながら語る。「御紙の記事を見て横溝きく子という名前を見、然もベルギーにいたことがあるというので若しや

姉のことであったのですが、年齢の點が符合しないし秋田縣出身とあったので同名異人だろうとあっさり考えていました。嫂のきく子は當時東京呉服橋一流の貸席の娘でパリパリの江戸っ児で亡兄房太郎の妻で常に行動を共にしていましたが、明治三十七年房太郎が青島で病没してからは二人の子供を連れて歸國、暫く私の許にいたことがあります。その後きく子もまだ若かったので私が足手まといの二人の子供を引取って翌明治三十八年離籍し横溝の姓に還った譯ですが、その後支那公使館に出入りしていた所から、明治三十九年公使についてベルギーへ行ったこともありました。明治四十二年頃だったでしょう、私は二度目の外遊の際ベルギーで彼女と親しく會談しました。それから間もなく單獨に歸國し大正三年東京で淋しく病氣し、その靈は私の手で懇ろに葬り、東京吉祥寺に亡兄の墓と並べて建墓し、また私がベルギーで彼女に會った時にも又歸國してからもその間に新しい子供が生まれたなどという事實は全く聞いたことがなく又信用出来ません。嫂から引取って私が親代わりとなって養育した子供達の内一人は病氣で死にましたが、姪の方は立派に成人し現在某良家に嫁いでもう母親になっています。あれから三十年も経った今日横溝きく子が臉の母だと名乗る方が出て來られても私にはどうも信ぜられないことです。」(『東京朝日新聞』、昭和10年9月11日夕刊第二面)

【資料4-2】唐人公使の“お菊さん”、李君夢の實母は哀れ語らぬ墓石、ゆかりの吉祥寺に眠る。

支那人を父に、日本人を母に、奇しくもいみじき星まわりの下に生をうけた支那の若き考古學者、元駐日公使李盛鐸氏の令息昭睦(30)=假名=君の國境を超えた母子愛の情熱「母よ、生あらば出でよ」の一念はどうやら通じたが、しかし年月の流れと生死不定の人の身は哀し「おゝいとしのわが子よ」と温かき手をさし延ぶべかりしその母は、いまは言葉なき一片の白骨と化し去って、爾來廿有二星霜、異境にある異種のわが子の成人をよそに、冷めたく、靜かに眠り續けているのであった。「八百屋お七の寺」として有名な本郷駒込の吉祥寺、その境内の墓地の一隅に苔むしたさゝやかな一基の墓、戒名も「梅熏貞香信女」となにより一掬のロマンチックな匂いを残して眠るのが、その母—ピエール・ロチの「お菊さん」ならぬ、これこそ唐人公使の「お菊さん」の變わり果てた姿である。

“お菊さん前身、高野博士令兄の妻。死別して上海から歸國後の國際愛、大正三年淋しく逝く。”十日の朝四時頃だった、前日警視廳に捜査方を願ひ出て「生みの母」の出現を祈りつつ山王ホテルにまどろんでいた白堅(52)氏の曉の夢を破って電話のベルが響いた。電話の主は杉竝區天沼一ノ五七一岡本小枝子(62)さんだ。「貴方のお尋ねになっている横溝菊子さんは廿二年前に亡くなっています…」という電話である。驚いた白堅氏はすぐ小枝子さんをホテルに招く一方、親身になって世話をしてくれている親友結城素明畫伯の來訪を求めた。午前八時岡本小枝子さんが山王ホテルに訪れた。上海時代からの知り合いだったという小枝子さんの話によると、横溝菊さんは大原社會問題研究所の法學博士高野岩三郎氏の實兄正金銀行員高野房太郎氏の夫人で、上海支店に勤務する房太郎氏と、ともに上海に在任中夫が死亡したのでお菊さんは一兒みよ子を連れて内地へ歸った、その後當時駐日公使であった李盛鐸氏と知り合つて奇しき縁に結ばれた。明治卅二年李氏がベルギーへ轉勤したのでお菊さんも一緒に彼の地へついて行って其處で昭睦氏を産んだ(既報取殘されたというのは誤り)それから幾年か、異國における夢のような生活に破綻の日が來てお菊さんは愛兒昭睦氏を李氏の手に残したまゝ單身歸朝して芝區金杉二ノ二七に侘住まいをしながら高野岩三郎氏の仕送りで細々と暮らしていたが大正三年一月廿二日病を得て卅四

歳の若さで淋しく逝いてしまった。そこで岩三郎氏が施主となって高野家の菩提寺本郷駒込吉祥寺町の吉祥寺に葬られたというのだ。この意外な物語りを聞いた白堅氏は小枝子さんに案内されて、電話、晝伯と同道で吉祥寺に赴いた。同寺の墓地の一隅に苔に蔽われた一基の墓碑「高野家之墓」と刻まれた石碑がお菊さんの眠る墓であった。同寺の過去帳にも「横溝菊」の名が載っているのを探し求めた「日本の母」の変わり果てた姿に間違いのないと白堅氏も涙ぐみながら黙禱を捧げた。

“せめて李君に墓詣りさせたい。感慨の白堅氏語る。” 墓参を終えて山王ホテルに歸った白堅氏は親友の「臉の母」が既に他界していたことを知って落膽に面を曇らして語る。「私からの知らせを待ち侘びているに違いない李昭睦君に早速知らしてあげようと思っておりますが、この話を聞いたらさぞ李君は悲しむことでしょう。岡本小枝子さんから菊子さんの晩年のことについて聞きましたが、何でも獨り淋しく暮らして餘り幸福でもなかったようでした。しかし高野岩三郎博士が兄さんの恩に酬いるという意味で菊子さん宛に毎月の生活費を送ってやっていたそうです。岡本さんのお話ではこの高野家のお墓の中に菊子さんの遺骨も葬ってあるということです。岡本さんも菊子さんのお葬式に立會われたとのことですから間違いはないと思いますが、高野博士にもう一度よく当時の事情をお伺いしてみたいと考えています。そしてはっきりと事情が判明したうえで李君も近いうちに必ず渡日してお墓参りすることでしょう。しかし李君もお母さんの晩年の模様が解ったこととて悲しみのうちにも必ず喜んでくれることゝ思います。」

“新聞を見て思い出す。岡本さん語る。” お菊さんが本郷吉祥寺に葬られていることを白堅氏のもとに知らせた岡本小枝子さんは當時を追想して語る。「何分この話はかれこれ廿四五年前の古いことなので私もすっかり忘れていましたが、昨日の夕方新聞を見て思い出したような次第です。そしてお菊さんのことをよく知っている私が出たらと思ひまして白堅さんにお電話したようなわけです。お菊さんが不幸にもすでに亡くなってしまわれたことは李さんには甚だお氣の毒ですがこれも運命でしょう。しかしこれで李さんもよく事情がおわかりになって安心されることでしょう。

(『讀賣新聞』、昭和 10 年 9 月 11 日夕刊第二面)

【資料 4-3】今様「和藤内」の母、哀れ既に地下に。ロマンスに飾る數奇な半生。吉祥寺墓地に埋む。

既報、元駐日支那公使李盛鐸氏の令息李昭緯氏が臉に残る日本の母横溝菊子さんの捜査を警視廳に依頼したといふ新聞記事を読んで十日朝杉竝區天沼二の五七一岡本小枝子さんが山王ホテルに滞在中の白堅氏を訪れ、横溝菊子さんのその後の消息をもたらししたが、岡本さんの話によって菊子さんは今は亡き人であることが確かめられた。岡本さんは菊子さんが死亡した当時、自ら施主となって葬ったといふ親しい間柄で、同女の話は次の通りである。菊子さんは法學博士高野岩三郎氏の令兄房太郎氏の夫人で、青島に生活してゐたが、房太郎氏は菊子夫人と二人の女の子を残して同地で死亡したので歸國、その後菊子さんは愛兒と別れて李公使と共にベルギーへ行つて李昭緯さんを儲けたが、ある事情から菊子さんは別れて日本に歸つた。そして大正三年一月廿二日卅四歳で故人となり「梅薫貞香信女」となって八百屋をお七で名高い駒込吉祥寺墓地に埋葬されたといふ。これを聞いた白堅氏は菊子さんが死亡したと聞いて非常に落膽し警視廳に出頭して盡力を謝し「日本の新聞紙の反響の大きいのに驚きました。おかげ様でこんなに早く事情がわかりましたが、すでに故人となつたと聞いて氣の抜けたやうにがっかりしてしまひました」と語つた。なほ白堅

氏は相談相手の結城素明畫伯ならびに岡本さんと同道、同日午前十時駒込吉祥寺に菊子さんの墓を詣でたが獨立した墓はなく故高野氏等とともに高野家の墓地に埋葬されてゐることを確め、住職の案内で高野家の墓地を展じ香華を手向けた。同寺の過去帳を繰ると「横溝きく、大正三年一月二十二日、卅四歳」と書かれてあった。

“**「せめて寫眞を愛兒へ送らう」墓參して白堅氏語る。**” 赤坂山王ホテルに投宿、今様「和藤内」の臉の母を李昭緯氏に代わって探す白堅氏は、十日菊子さんの消息が判明したので大喜びで語る。「今朝四時半ごろ、まだ私が寝てゐる時、未知の岡本小枝子さんといふ人から電話があり、菊子さんがもう亡くなってゐること及びその時の模様が詳しくわかったので、すぐホテルに来ていたゞくやうにお願いした。その後結城素明氏にもホテルへ来ていたゞき、岡本さんと三人で吉祥寺のお墓まゐりをして來ました。李さんには手紙ですぐ知らせます。また、岡本さんがもつてゐたたゞ一枚の寫眞も手紙に同封して天津に送りませう。さぞ喜ぶことゝ思います。

“**「大磯で亡くなった。岡本さんの話。」**「私の別れた夫が正金銀行上海支店在勤時代に菊子さんとお知り合ひになりました。もう廿四、五年前のことです。菊子さんは青島で高野房太郎氏と死別され、その後上海から東京に歸り、李さんの許に行かれたやうです。その際結婚すべく上海に來られたのですが、東京に歸ってから暫く交際致してをりました。大正三年大磯で亡くなられましたが、高野家で死後の一切を處理したやうです。

“**「菊子さんの先夫、わが労働運動の先覺、高野房太郎氏。」**〔保田發〕高野房太郎氏につき大内兵衛氏は語る。「横溝菊子といふ人は知りませんが、その人の夫であつたといふ高野房太郎氏は明治廿年ごろアメリカにゐて、アメリカ労働運動の先覺者として有名なゴムバースに愛され歸朝後、日本で労働運動をやつた人で、片山潜氏の先輩、日本労働運動史の第一ページに出てゐる人です。労働運動に失敗し窮乏して青島に渡り明治卅四、五年ごろ客死しました。遺兒のうち一人は倉敷紡績會社の原田技師の夫人です。」（『東京日日新聞』、昭和 10 年 9 月 11 日夕刊第二面）

【資料 5-1】白堅「晉寫本三國志吳志殘卷跋」

右晉人書吳志虞翻陸績張温傳殘卷，自翻傳權於是大怒之怒字以下，至温傳臣遠境止，計八十行，行十四、五字，有十六字者，中有蠹缺，餘存字一千九十許…（中略）…余爲西充産也，西充文獻，有史以來陳壽氏爲最尊，茲何幸此書之誤，由余小子校正之，私幸何窮，願天下治三國志者，同正斯誤也。上虞羅雪堂藏有元康年寫經，持以相校，風格姿態，正是同時，陳壽氏晉元康間人也。卷中有雌黃四處，想見當時讐校之精審。此卷出自新疆鄯善土中，今年秋至都，或曰當是北涼時，講之中土，藏之其地者。旦夕展觀，令人不知今世有蝸角蠻觸之爭。甲子冬十一月既望，西充白堅識於 門仲山甫才齋。（『支那學』第 3 卷第 11 號、大正 14 年 8 月、83 頁）

【資料 5-2】羅福成「晉寫本三國志吳志殘卷校字記」

晉寫本古籍，中土至爲希見。此卷長五尺，計八十行，每行字數多寡不一，首尾殘缺無年月。近年出土於新疆省吐魯番，爲予友白君堅發見，遂以重值得之，珍如拱璧。（『支那學』第 3 卷第 11 號、大正 14 年 8 月、82-83 頁）

【資料 5-3】内藤湖南「晉人寫三國志殘卷跋」

自西域墟墓石室中出古簡牘卷表，漢晉人手跡，皆得目睹於二千載之下。但其卷表率多佛經，至於經史百無一二。余遍閱內外收儲，其乙部最古之本爲瑞典人歇丁博士所獲於樓蘭廢

墟戰國策(燕策)斷簡，小隸書止七行。余睹諸獨國萊不空古典館，蓋魏晉之間書也。在我邦則武居君所藏三國吳志虞翻陸績張溫傳殘卷隸書八十行晉人書，出於吐魯蕃土中，爲王陶廬樹相所獲，既歸戈齋白堅，白堅再歸之於吾友武居君。是二本者實爲宇內無上祕笈矣。古本吳志與今本異同之處，陶廬嘗舉三十三事，然尚有遺漏者。陸績傳志存儒雅，今本存作在，張溫傳故屈脚行，今本故上有以字。又有校語誤者，陸張二傳皆云吳郡吳人也，元刻本毛刻本並與此同，陶廬謂今本陸傳刪吳郡二字，張傳吳郡下刪吳字者，未必然也。又虞翻傳翻子竦，今本作聳，陶廬以古本爲筆誤，張傳功冒普天，今本普作溥，陶廬謂宜從古本，則太拘古字通用者，不須改也。…(中略)…武居君已獲此本後、白堅復獲其殘簡十行，歸諸中村不折，乃虞翻傳文，宜接此本前，余獲其照片，因臨寫于左方，便讀此本者，併攷焉。昭和五年八月。(『湖南文存』卷五、今『全集』第14卷(筑摩書房、1976年)129-130頁による。)

【資料6】中國歷史博物館所藏『六朝寫經殘卷』吳寶炆(宜常)跋

梁素文自新疆歸燕，所有名蹟全市于奸商白某，販售東瀛。予與白某奮鬥得購留三卷。此卷寫經十四段，前四段及第七、第八、第十、第十二、第十三各段，皆晉人書；第五、第六段六朝人書；第九、第十一、第十四各段隋唐人書。王晉老所謂科斗筆法者，實草草筆意耳。各段各有妙法，即其劣處，知非今人所能及。此我國古時文化所在，惜以個人之力未及保存于萬一也。民國戊辰(1928)吳宜常識。

(『中國歷史博物館藏法書大觀』第11卷「晉唐寫經·晉唐文書」1999年、京都、柳原書店)

【資料7】張谷雛所藏敦煌石室圖籍錄序

蓋敦煌石室藏物之散出，可分爲數類，一爲史坦因所取，二爲伯希和所取，二者世已周知，三則當史坦因未至之前，已有少許散出，蓋亦王道士輩之所爲，緣村人喧傳可以治病却邪，故恆出資向道士索去供養，地方官吏亦恆有用爲饋贈者，前後當有數百卷。厥後張廣建、許承堯、莘壽樞等所得，殆皆此類，蓋出土在先而集藏在後也。張、許、莘皆于民國初年官甘肅。四則清宣統二年由學部調取後付存今北平圖書館之九千餘卷，其到京以後之中飽，誠如谷雛所聞，其時官中冊報有卷數而無名稱及行款字數，故一卷得分爲二三，以符原數，其精英皆歸李氏，次及劉劭雲廷琛，李之親家。又次及李之戚友，其得分惠二三卷至十數卷者亦不鮮。五則史坦因伯希和以外德意志、日本、美利堅各圖書館，亦曾得大批，其時間不詳，殆皆在運交學部之前或隨後別于當地搜購者。

綜上所述，由敦煌整批流出之圖籍，不外此數。厥後張廣建所得約二百卷，大半歸西充白堅，以後聞又散出，許承堯所得分批售出，余曾與友人共購得七八十卷，餘皆零售，莫可踪跡。莘壽樞所得不少，或尚在其家。其散在國外者，聞英、美、德、法今皆無恙，獨日本所得藏之旅順圖書館者，恐已毀失矣。

至李、劉、何所得，何早卒，除其生前贈友者外，餘聞亦歸李氏。世僉知李、劉二氏多佛經以外之，偶露鱗爪，固難窺其秘也。近年李、劉皆去世，所藏始分別散出，余曾介南京圖書館購入二百餘卷。聞劉氏有佳品約百卷歸于張君厚，張固劉戚也。李所藏由家屬析分，各售不復能聚，谷雛所得，殆即其類。抑李氏藏品亦有由市買轉售而加以裝飾附會者，此亦不止李氏藏品爲然。北方敦煌各品，均有仿制，以畫壁最爲流行，造像次之，經卷最少，以書法不易仿也。間有以真迹刺紙仿寫者，其僞易售，然細辨終能別也。谷雛所藏各品，固無疑義，然李氏藏印顯係市賈所加蓋，木齋無自加藏印以發其復之理，且刻工均劣，較之其藏書印章，判若霄壤，此與書畫之強補印章，同爲蛇足，明眼所宜辨也。(一九四七年冬)

(葉恭綽『矩園餘墨』，新世紀萬有文庫之一，遼寧教育出版社，1997，170-171頁)

【資料8】己巳（1929年）東瀛訪書日記

[九月] 十三日 至堅甫（白堅）寓、觀其新得熹平石經、極佳。又觀魏尺、唐尺。

十七日 午後抵長崎。過崇福寺。

十九日 游雌雄瀧（注：神戸の布引の瀧）。六點半到西京。

廿四日 到此已五日，堅甫辦己事他去，我父子語言不通，困居旅舍，不能出游，煩悶異常，聊書此自遣耳。

十月初四日 余初意先住奈良，緣堅甫所事非西京不辨，而余父子均不通言語，需人而後行，故留滯西京至半月之久，擲黃金于虛牝，可惜殊甚。

（傅熹年整理『藏園日記鈔』摘錄，『文獻』2004年第2期より抜粹）

中央研究院歷史語言研究所傅斯年圖書館藏 「敦煌文獻」漢文部分敍録補

齋藤智寛

はじめに

中央研究院歷史語言研究所傅斯年圖書館藏「敦煌文獻」は、近年公開の進む中
小規模の敦煌文獻コレクションの中でもっとも遅く全容が知られたものの一つ
であって、正確な目録の整備やいわゆる眞偽問題を含めた史料價値の判定が現段
階での急務であろう。これについては、すでに鄭阿財「臺北中研院傅斯年圖書館
藏敦煌卷子題記」¹、および「傅斯年圖書館敦煌文獻網站」²によって目録の作成や
入手経路の検討がなされており有益であるが、部分的には補訂も必要である。そ
こで拙稿では、これらの成果を基礎としながら寫本の内容と來歴について若干の
新知見を提供し將來の議論にそなえることとしたい。敦煌文書の眞實判定につ
いては、内容からする方法、入手経路からする方法、料紙や字體などを検討する寫
本學的方法などがあり最終的にはそれら諸要素を総合して判断すべきである
が、拙稿はおもに前二者についての検討ということになる³。

一、傳圖藏「敦煌文獻」概観

傅斯年圖書館では現在 49 點の「敦煌文獻」を藏しており、その内譯は漢文 36
點、西藏文 9 點、西夏文 1 點、回鶻文 1 點、佛像卷子 2 點である。ただし、「回
鶻文 1 點」とは回鶻文『華嚴經』といくつかの回鶻文および漢文の小斷片を貼り
つけたファイルをまとめて 1 點に数えているのであって、嚴密な點數はもっと多
くなる。その來歴は題跋や檔案資料から推測できる例もあるものの過半は明らか
でない。しかも、西夏文文獻（『六祖壇經』）がすくなくとも藏經洞の封藏品でな
いのは論を待たないし、回鶻文文獻についても、整理ファイルには「唐寫本？」⁴
との書き込みがあるが Web サイトでは 13 世紀の寫本と推定されており、後者が
正しければこれも藏經洞出土の寫本ではない。Web サイトにおいて「後設資料

¹ 『吳其昱先生八秩華誕敦煌學特刊』1999 年 6 月。以下、「鄭目」と略す。

² <http://lib.ihp.sinica.edu.tw/rare/dunhuang/index.htm>。以下、たんに「Web サイト」と言えばここを指す。

³ 寫本學的方法については、藤枝晃、赤尾榮慶らによる一連の仕事があり、赤尾「敦煌寫本の書誌學的研究——近年の動向を踏まえて——」（『日本學・敦煌學・漢文訓讀の新展開』汲古書院、2005 年）に學史がまとめられている。いっぽう榮新江は、眞偽判定法について「その出所や傳承過程を明らかにしたうえで、さらに料紙や藏書印などの外觀について鑑定をおこなうのがもっともよい。そして重要なのは内容から判断することで、その寫本に關連する歴史や典籍の知識によって検討するのである」（『鳴沙集』新文豐出版、1999 年、114-115 頁。『敦煌學十八講』北京大學出版社、2002 年、364 頁）と概括する。

⁴ http://lib.ihp.sinica.edu.tw/rare/dunhuang/metadatahtml/188171/188171_a01.htm

(metadata)」の「Site」欄がすべての寫本について「敦煌？」と疑問符をつけ、「館藏簡介」欄がこれらの寫本群を「中古時期的文獻」と總稱するのは、こうした事情を考慮しての慎重な措置であるとおもわれる。

現在、傳圖藏「敦煌文獻」はそのすべての畫像が Web サイトで公開されているほか、The International Dunhuang Project (IDP) のサイトでも漸次公開がすすんでいる⁵。特にことわりのない限り、筆者はこれらインターネット上の畫像にもとづいて考察をすすめている。編號については、Web サイトを標準とし、() 内に「鄭目」の編號をおぎなう。たとえば 188074 (23) とあれば、傳圖 188074 號、鄭目 23 號の意である。

二、定名

最初に、いくつかの寫本についてより嚴密な定名を提案したい。ただし、ここで取り上げるのは後章で來歴を検討するさい目に付いたものに限られており、その他の寫本に問題がないことを保證するものではない。

188074 (23) 節鈔摩訶般若波羅蜜經

「鄭目」は「摩訶般若波羅蜜經卷第十至十九殘卷」、Web サイトは「摩訶般若波羅蜜經」とする。しかし、「鄭目」が「鈔〈佛母品〉首段三十八行、〈願樂品〉尾十二行」と指摘するようにこれは完全な寫經ではなく節略本である。これについて陳垣『敦煌劫余錄』の「摩訶般若波羅蜜經〔後秦鳩摩羅什譯二十七卷〕」類を閲すると、服 17 (3470)、鹹 (3471)、閏 29 (3472)、閏 37 (3473)、字 26 (3474)、炆 56 (3475) の六種について「摘鈔」であるとの注記がある。陳氏はこれに特別な名稱を與えてはいないが、「燉煌本古逸經論章疏竝古寫經目錄」には「節鈔摩訶般若波羅蜜經 六卷」が著録されており⁶、陳氏の擧げる六卷に對應するものとおもわれる。そこで研究の便宜上、傳圖本にも同じ呼稱を提案したい。

なお、本寫本の首題は「摩訶般若波羅蜜經佛母品第四十七」に作り、中題は「摩訶般若波羅蜜經願樂品第六十三」に作るが、大正藏本ではそれぞれ「佛母品第四十八」(T8、323a)、「淨願品第六十四」(T8、358b) に作っており、調卷と品名に異同がある。これについて「大正新脩大藏經勘同目錄」を参考すると、佛母品については神護景雲二(768)年寫聖語藏本が「第四十七」としており、品名、調卷とも一致する⁷。「願樂品第六十三」はいささか複雑で、元本と唐寫聖語藏は「願樂品」に作るものの品數は第六十四で一致しない。神護景雲寫聖語藏本は品數こそ第六十三で一致するが品名が「願樂隨喜品」であってややことなる⁸。房山石經(唐刻)も「願樂品第六十四」である⁹。だが佛母品の狀況とかがえあわせて、神護景雲寫聖語藏本と同じ配卷のテキストを元にした節略本であると言える。「鄭目」が『摩訶般若波羅蜜經』には二十七卷本、三十卷本、四十卷

⁵ <http://idp.bl.uk/>

⁶ 「二、北平京師圖書館所藏燉煌寫經總目錄」參照(『法寶總目錄』第一冊、1058c)

⁷ 『法寶總目錄』第一冊、209 頁下。

⁸ 『法寶總目錄』第一冊、209 頁下。

⁹ 『房山石經(隋唐刻經)』2(華夏出版社、2000年)142頁。

本がある。敦煌本は四十卷本である」と按語をつけるのは、こうした事情を指しているのであろう。

188088 (07) 涅槃經節鈔

「鄭目」は「大般涅槃經卷第十八至廿殘卷」、Web サイトは「大般涅槃經」とする。しかし内容は節略本であるし、尾題にも「要第二」とあって、筆寫者じしんの意識も同様であったとおもわれる。節略の程度はやや思い切ったもので、梵行品を五部分に分けて摘録したのち、嬰兒行品の冒頭 28 行（大正藏でも 28 行分）を抄寫している。以下に大正藏第 12 冊のページ数と行数によって、節録状況を示しておく。

卷第十八梵行品

(首缺)

- 1、「尊不畢竟涅槃是故」(472b14)～「外用名之爲藏」(472b16)
- 2、「善男子大涅槃經常不變易」(472b25-26)～「不畢竟入於涅槃常住無變雖有是典不須演說」(472c1-2)
- 3、「復次善男子若佛初出得阿耨多羅三藐」(473b17)～「當知是法久住於世」(473b22-23)

卷第二十梵行品

- 4、「爾時佛告阿闍世王言大王今當爲汝說正」(483a14)～「恆爲怨家之所追逐无有一法能遮諸有」(483a20-21)
- 5、「大王夫眾生者名出入息斷出入息故名爲煞諸佛隨」(484b18-19)～「而起繞佛三匝辭退還宮天行品者如雜華中說」(485b11-12)

卷第二十嬰兒行品

- 6、「男子云何名爲嬰兒行善男子不能起住」(485b14)～「眞金想使上不啼」(485c12)

本寫本の呼稱についてだが、北京コレクションの中に『涅槃經』の節略本が多数ふくまれており、『敦煌劫餘録』ではこれらに「涅槃經節鈔」の擬題をあたえている¹⁰。次に述べるように傳圖本は北京諸本ときわめて密接な関係を有しているので、傳圖本についても「涅槃經節鈔」と呼ぶのが適當であろう。

さて、北京本「涅槃經節鈔」諸本の特徴として赤松孝章氏は、①抄出の仕方としては、くり返しや譬喩を省いている、②加點が打たれ、③脱字は小字で追加されている、の三點を挙げるが、これらの特徴は傳圖本にも見ることができる。まず抄出態度であるが、たとえば傳圖本第 8-9 行「不須演說」と「復次善男子」の間には大正藏本にして約 63 行の省略がなされているが、省略箇所には「寧ろ…………と説くとも、如來の法滅すると説言すべからず」という譬喩の反復や

¹⁰ 『敦煌劫餘録』第八帙第三八四葉。なお、赤松孝章「敦煌出土寫本にみる涅槃經傳承の一形態」(『印度學佛教學研究』32-1〔通卷 63〕1983 年 12 月)と陳氏とは、「涅槃經節鈔」とみなす寫本の範圍がことなる。拙稿では赤松氏にしたがい、洪 29 (6601)、鱗 11 (6602)、薑 73 (6603)、鹹 63 (6604)、地 20 (6605)、調 38 (6607)、翔 99 (6608)、雨 86 (6610)、海 7 (6331) の 9 點を「涅槃經節鈔」としてあつかう。

(472c)、さまざまな状況下での佛法の存続可能性を場合分けして列挙分析する一段が含まれており¹¹、北京本の特徴に一致する。次に、二十四行目の「夫眾生者」の「夫」字は行傍に小字で加えられており、校勘の跡をのこしている。また全體に朱點がほどこされているのも共通点の一つであるが¹²、傳圖本、北京本ともに明らかな誤りや不適当な斷句がまま見られ、加點の方式、水準までも共有しているのである¹³。加えて、傳圖本尾題の「要第二」と洪 29 (6601) 中題の「大般涅槃經第廿九要略」も、類似のひとつに數えてよいだろう。

また、京都國立博物館所藏守屋孝藏蒐集古寫經の中國部分にも、「涅槃經節鈔」の存在がつとに報告されていた。筆者が實見したところ、全體に朱點がほどこされ、やはり朱筆で校勘がなされるなど傳圖本、北京本と密接な關連を有しているようである。しかしながら傳圖本が高さ 32cm の褐色がかかった黄檗紙を用いているのに對して、守屋本は高さ 26.8cm で鮮やかな黄色を残す料紙に書寫されておりすべての點が共通するわけではない¹⁴。一群の寫本の性格解明にはさらなる検討を要するだろう。

なお、Web サイトの畫像で本寫本を見ると裏打ちの紙の上にまで文字があることにはなはだ困惑するが、現物を閱覽したところ、それらは近人によって鉛筆書きされた文字であることが判明した。以下、冒頭二行の録文をかかげるが、[] 内の文字すべてと、□で圍んだ文字の一部が鉛筆による補寫である。

- 1 尊不畢竟涅槃是故〔此經名爲如來祕密之藏〕
- 2 十一部經所不說故故名〔爲藏〕如人七寶不出

同様の鉛筆書きは、筆者が實見したものでは 188106 (10)「圓明論」の冒頭にも存在しており、畫像から判斷する限り 188071 (06)「周易正義」と 188075 (24)「摩訶般若波羅蜜經具足品」の冒頭にもそれらしき部分がある。畫像の利用には注意が必要である。

188091 (25) 佛名經 (十六卷本) 卷第五

「鄭目」と Web サイトが指摘するように現行の各種大藏經中には一致するテキストが見出せないが、敦煌文獻や日本の古寫經中には佚書である十六卷本『佛名經』が存在しており、傳圖本はその卷第五にひとまず比定できる。ただし、本卷の現状には問題があるとおもわれるので以下に検討したい。

¹¹ 「善男子、若佛初出得阿耨多羅三藐三菩提已、未有弟子解甚深義、彼佛世尊便涅槃者、當知是法不久住世。復次善男子、若佛初出得阿耨多羅三藐三菩提已、有諸弟子解甚深義、佛雖涅槃、當知是法久住於世」(472c) 以下。傳圖本の「復次善男子若佛初出得阿耨多羅三藐三藐」以下は、この一段の最後の一例にあたる。

¹² 北京本の場合、『敦煌寶藏』の白黒寫眞では判然としないけれども、『敦煌劫餘錄』は鱗 11 (6602)、鹹 63 (6604)、雨 86 (6610) について「中有硃筆圈點」と注記しており、朱點であることがわかる。

¹³ 傳圖本では、12 行「長老我親、從諸佛聞如是義」、23 行「恒爲怨家、之所追」などは明白な誤りであろう。北京本からは、洪 29 (6601) が「師子孔、菩薩、摩訶薩言」、「以首楞嚴、三昧力故」のように固有名詞を途中で斷句している例などを挙げうる。

¹⁴ 守屋本については、『守屋孝藏氏蒐集 古經圖録』(京都國立博物館、1964 年)53 頁に解題がある。

いま、傳圖本を七寺藏十六卷本『佛名經』に對照してみると、第1紙第1行「南无天國土佛 南无師子欣聲佛」から第2紙第28行（最終行）「南无善住意菩薩 南无跋陀波羅菩薩」までは七寺本『佛名經』卷第五第531行から第586行に相當するが、第3紙第1行至ってとつぜん七寺本第54行相當の「南无福德威德佛 南无日佛」が始まり、そのまま錯簡なしに第244行相當の「南无虚空无碍妙音藏菩薩」（後殘缺）までつづいている¹⁵。そこで第2紙と第3紙の繼ぎ目を觀察すると、ほかの場所では紙縫をまたいで天地の界線がそろっているのがここでは上下にずれており、また第3紙右下に見える茶色の染みが隣接する第2紙左下にはまったく見られないことに氣づく。つまり本卷は一たん二卷以上にはぐれてしまった卷子をおそらくは裱裝のさい再綴合したが、そのとき前後を顛倒してしまったものようである。なお、本卷において逸してしまった部分、すなわち七寺本第255行から第530行相當部分の存否は筆者未調査である。

この十六卷本『佛名經』については、井ノ口泰淳「敦煌本「佛名經」の諸系統」¹⁶、方廣錫「關於敦煌遺書『佛說佛名經』」¹⁷、眞柄和人「『佛說佛名經』（十六卷本）解題」¹⁸が參考になる。

188104 (30) 維摩手記

(a. 維摩手記、b. 押座文、V. a. 大般若波羅蜜多經目錄、b. 維摩手記雜寫、c. 賢愚經云（十夢）、d. 佛教教理雜寫）

「鄭目」、Web サイトともに「維摩手記」と題する。この定名は紙背に記された外題にもとづきかつ正面の内容は『維摩經』の注釋であるとみとめられるので、寫本全體の呼稱としては妥當であろう。ここでは、やや複雑な寫本の構成をより詳しく明らかにしたい。

まず正面について、「鄭目」も Web サイトも第8紙最終行の「前三即是福門若行發後五即屬惠門」を寫本正面の最終行としているが、寫眞を見る限りさらに第9紙が繼がれて5行分の文字が見える¹⁹。以下、句讀をほどこして録文をかかげる（判讀不能の字は「□」で代用した）。

- 1 此會道、難可遇、今日佛法亦難逢。猶
- 2 如嬰□失慈母、啼聲硬啞痛傷人。勸請道場
- 3 祈光衆²⁰、誓碎軀命不留身。
- 4 末法衆生无福惠、昏昏只解□无明。競起
- 5 貪瞋緣妄想、俱將我慢事縱橫。

¹⁵ 七寺本は、牧田諦亮監修『七寺古逸經典研究叢書第三卷 中國撰述經典（其之三）』（大東出版社、1995年）所収の影印と録文によった。

¹⁶ 『中央アジアの言語と佛教』（法藏館、1995年）所収。本論文では、敦煌本『十六卷佛名經』の一覽が作成されたいへん有益である。井ノ口氏が列擧するテキストの他、京都國立博物館所藏守屋コレクション『佛說佛名經』のマイクロ焼付寫眞を檢討した結果、これも十六卷本であることが判明した。守屋本は、七寺本の1行目から443行目「南无世間自在王佛」までと557行目「南无呪陀經」から647行目（卷末）までに對應している。

¹⁷ 『敦煌學佛教學論叢（下）』（中國佛教文化出版有限公司、1998年）

¹⁸ 注15前掲書。

¹⁹ 「鄭目」の引く『傳斯年圖書館藏目錄』は寫本全體を8紙としているが、おそらく第1紙正面に文字がないのを數えない數え方であろう。

²⁰ 「光衆」の語義未詳。「廣衆」などの誤りか。

問題となるのはこの部分と「維摩手記」との関係である。まずかんがえうるのは、「維摩手記」はじつは講經文の形式を取っており、散文と七言偈とが交互にあらわれる作品であったということである。だがこの第9紙は第8紙までに比べて大ぶりでありさらに崩れた書體で書かれ、墨色もやや淡く、おそらく一手ではあろうが一時に書かれたものではない。したがって、この偈頌を完全に「維摩手記」の一部とみなすのには躊躇をおぼえる。より高い可能性としては、「維摩手記」の講義にあたって唱えられた押座文か解座文の類であろうと推測しうるだろう。いま、「道場を勧請し」云々とはこれから講經を開始するさいの口吻であると見て、「押座文」の擬題をつけてみた。

ついで紙背を考察する。「鄭目」と Web サイトは、その内容を『傳斯年圖書館藏目録』にもとづいて「大般若波羅蜜多經緣起品第一之一至教誡教授品第七之十目録及賢愚經」とする。このうち、「大般若經目録」については問題ないが、「賢愚經」については再考を要する。この部分の内容は、過去迦葉佛の時代に國王が見た十種の夢が釋迦牟尼佛滅後の末法の世を豫言していたというものだが、梁麗玲『《賢愚經》研究』が指摘するように現行『賢愚經』には一致する文が見えないし、この部分の冒頭は「賢愚經云」と始まり、抄寫者（張大慶？）じしん『賢愚經』の寫經をした意識はないのである。

こうした現行本との不一致について、『《賢愚經》研究』では他の經典の誤寫なのか散逸した異本『賢愚經』なのかは今後の研究に待つと結論が保留されていたが²¹、その後、梁氏は傳圖本と P2668 とがほぼ同系統のテキストであることを発見し、傳圖本の「賢愚經云」四字は抄寫者の誤りであろうと結論している。そして梁氏は、これらを「十夢經」の擬題をもって呼ぶことを提案しているのである²²。

さて、現行『賢愚經』との不一致および P2668 との一致を見出した梁氏の功績は大きい。しかし「賢愚經云」四字を誤寫とみなし、「十夢經」と定名することには躊躇をおぼえる。『賢愚經』には異本が多いうえ早くに散逸した部分もあると言われており²³、梁氏がいったんは念頭におきながら斥けた失傳異本説も依然として可能性を残しているのである。また、類書などから孫引きした可能性もあるだろう²⁴。いずれにせよ、もし筆寫者の誤りではなく確信をもって「賢愚經云」と記されているのならば、われわれの擬題にはその事実が反映されなければならない。今は、筆寫者の意識と内容の兩者を生かして「賢愚經云（十夢）」とでもしておくほかないであろう。ただし、これは敦煌文書における目録のあり方一般にも関わる問題なので、大方のご叱正を乞いたい。なお、梁氏はここに「十夢」が書寫された理由について、占卜に長じた張大慶が夢占いのために筆寫した可能性を指摘している。

²¹ 『《賢愚經》研究』（法鼓文化事業股份有限公司、2002年）64頁。

²² 「敦煌寫本《十夢經》初探」（『“轉型期的敦煌學——繼承與發展”國際學術檢討會論文集』南京師範大學、2006年9月7-11日）。本會議の正式な論文集は2007年7月以降出版予定ということであるが、締切の関係で拙稿では會議当日に配布の論文集に依る。未定稿の引用をご許可くださった梁麗玲氏に感謝申し上げます。

²³ 松本文三郎『敦煌本大雲經と賢愚經』（『佛典の研究』丙午出版社、1914年）

²⁴ 傳圖本の内容は、『經律異相』卷第三十四「王女摩闍尼爲婆羅門所嫉」があるていど共通する。

次に、本寫本には「大般若經目錄」と「賢愚經云」の間に1行、「賢愚經云」の後に3行、未比定の文字が残されており、解決を要する。

まず、先の1行とは「從法王命宗即從佛國二至目淨偈末是名半品」の19字である（「大般若目錄」などとは上下逆向きに書寫される）。これについては、道液『淨名經集解關中疏』が理解の手掛かりになる。『關中疏』における『維摩經』の科段は、佛國品の冒頭から「目淨修廣如青蓮」に始まる偈頌の終わりまでを序分、佛國品後半から見阿闍佛品までを正宗分、法供養品と囑累品とを流通分としており²⁵、正宗分の始まりである佛國品後半を「法王命宗」としている²⁶。問題の一行にも「法王命宗」、「佛國二（「一」の誤りか）、「目淨偈」、「半品」といった用語が見えているから、これも『維摩經』の科段を述べたものであって、おそらくは「維摩手記」の一部かそれに關連する覺書きと推測しうる。ひとまずは、「維摩手記雜寫」と呼んでおきたい。

「賢愚經云」の後に書寫された3行については「敦煌寫本《十夢經》初探」がすでに録文を作成しているが、あえてここに再掲する。

- 1 合爲一蓋。貪以可愛境爲食、不淨觀治。嗔以不可愛境爲食、慈悲觀治。睡眠以嘔
- 2 呻缺呿爲食、用毘鉢舍那爲治。掉悔以尋伺爲食、用奢摩他爲治。疑以三世
- 3 境爲食、用十二因緣爲治。

内容としては、貪、瞋、睡眠、掉悔、疑の五蓋について、それぞれを増長させることがら（食）と除去するための修行法（治）とを述べたものである。最初の一句「合爲一蓋」はこれのみでは意味をなさず、ほんらいはそれ以前にも文字があつて「昏沈と睡眠、掉擧と惡作はそれぞれまとめて一つの蓋となる」といった内容の文になるはずである。したがってこの3行は何らかのより長い文からの抜き書きとかんがえられる。現行大藏經中の經論では玄奘譯『阿毘達磨大毘婆沙論』卷第四十八「結蘊第二中不善納息第一之三」などが同内容であるが²⁷、表現まで一致するものを見ない。論疏や教理綱要書からの抜粹とみて、「佛教教理雜寫」とでも名づけるほかないであろう。

なお、正面に筆寫された「維摩手記」では經文「永離蓋纏」の解釋で五蓋を解説しており（第99行－第104行）、背面の雜寫は張大慶がこの問題について他書

²⁵ 佛國品疏の冒頭に云う、「然十四品經、大分三別。初此品半、爲未信令信、故名序分。次十一品半、信已令悟、故名正宗分。三後二品盡經、悟已應傳、名流通分」（T85、441b）と。

²⁶ 「爾時長者子寶積、說此偈已白佛言、世尊、是五百長者子、皆已發阿耨多羅三藐三菩提心」疏に云う、「此下明正宗、前序分既合蓋駭心、讚揚信發故、此當根啟悟、證果獲益。文三、初佛國半品、法王命宗。二方便下九品、大士助佛揚化。三菩薩行・見阿闍二品、宣揚事訖、還歸印定。如王宣正令、大臣行事、事訖朝尊之類也」（T85、447c）と。

²⁷ 此中一食一對治者、謂貪欲蓋以淨妙相爲食、不淨觀爲對治、由此一食一對治故、別立一蓋。瞋恚蓋以可憎相爲食、慈觀爲對治、由此一食一對治故、別立一蓋。疑蓋以三世相爲食、緣起觀爲對治、由此一食一對治故、別立一蓋。昏沈睡眠蓋、以五法爲食、一瞢憤、二不樂、三頻欠、四食不平性、五心羸劣性、以毘鉢舍那爲對治、由此同食同對治故、共立一蓋。掉擧惡作蓋、以四法爲食、一親里尋、二國土尋、三不死尋、四念昔樂事、以奢摩他爲對治。由此同食同對治故、共立一蓋。（T27、250bc）

の記事を移録したノートとかんがえられる。また、この「雑寫」には「可愛境」、「不可愛境」、「尋伺」など玄奘譯に特徴的な術語が集中的にあらわれる。寫本正面の「維摩手記」でも、「若依『无垢稱』」（第 58 行）という形で玄奘譯『説无垢稱經』の異文を参照する箇所があり、おなじく玄奘譯『大般若經』の目録を筆寫することとあわせて、張大慶の周圍でおこなわれていた佛學を彷彿させる。

188105 (31) 維摩經科文等小抄

(a. 維摩經科文、b. 河西節度使道場文、c. 和菩薩戒文雜寫、V. 和菩薩戒文)

「鄭目」は「維摩釋前等小抄」、Web サイトは「維摩經釋前等小抄」と題しており、いまその意を測るに、本寫本の冒頭にある「將釋此經文前」六字に注目して「維摩疏釋前小序抄」（大正藏 85）と同類の寫本と判断したものとおもわれる。「維摩疏釋前小序抄」とは道液序と僧肇序（ともに『淨名經集解關中疏』冒頭に収録）の注釋であるが、果たして本寫本も同じ内容であるか否か、以下に検討したい。まず、冒頭 2 行の録文と譯をかかげる。

- 1 將釋此經文前、初以三門分別。第一、天台五義。第二、
- 2 今古兩序。第三、正釋經文。就此第三釋正文之中、
- 3 然十四品經、大分三別。初此佛國半品、爲未信令

（この經文を解釋する前に、まずは三部門に分ける。第一は、天台智顛の提唱した「釋名」、「出體」、「明宗」、「辨力用」、「判教相」の五つの角度からの解説²⁸、第二は、僧肇の舊序と道液の新序、第三に本文としての經文を解釋する。

この第三の本文の解釋においては、この十四品の經典は、大きく三部に分けることができる。はじめはこの佛國品の前半であり、いまだ信じない者のために……………)

こうして見れば、「將釋此經文前」が「經文の前の序文を解釋する」という意味でないことは明らかであろう。そして、3 行目からはただちに經文の科段へと移っていることからわかるように、本寫本は『維摩經』佛國品第一から文殊師利問疾品第五までの科段を記したものであって、「維摩疏釋前小序抄」とは別内容の資料なのである。

さて、録文の 3 行目を見ればこれが注 25 に引用した『淨名經集解關中疏』佛國品疏の文であることは一目瞭然であるが、じつは本作品は、一部の段落の書き出しが独自の文であるほかは²⁹、すべて『關中疏』から科段に関する文を摘録したものである。したがって本作品は「淨名經集解關中疏科文」とでも呼ぶことができそうであるが、『關中疏』には「天台五義」にあたる部分が含まれないことから曖昧に「維摩經科文」としておき、寫本全體は舊題をも尊重して「維摩經科文等小抄」と呼ぶことを提案したい。

この「維摩經科文」は第 29 行目で終わり、第 30 行からは道場文が筆寫される。

²⁸ 『維摩經玄疏』卷第一（T38、519a）

²⁹ 冒頭の 2 行のほか、第 8 行「上來惣相序竟」、第 12 行「初第一法王命宗」、第 13-14 行「次明請問」、第 23-24 行「此第二訶聲聞菩薩」、第 25-27 行「上來惣明室外三品竟、此二明室撰受六品經文。初文殊品、中文二」。

その内容は河西節度使の武運長久を祈るものようであるから、Web サイトによる「河西節度使道場文」という擬題はまことにふさわしいものであろう。ただし「鄭目」も Web サイトも指摘しないが、この「道場文」は第 42 行第 4 字で終わっており、第 42 行第 5 字から第 44 行（正面最終行）までは別内容の文字が筆寫されているのである。それは「心渴仰專注法音。惟願戒師、慈悲廣説。諸菩薩、莫斃生。斃生必當墮火坑」二十九文字だが、これはほぼ『和菩薩戒文』（大正藏 85）の冒頭に對應する。そこでこの部分は「和菩薩戒文雜寫」と呼ぶのが適當であろう。

ついで背面の検討に移るが、じつはこの背面は、正面の最後に筆寫された「心渴仰專注法音」云々に始まり、「佛子諸菩薩、莫毀他。毀他相將入奈河、刀劍縱横、從後」までで、『和菩薩戒文』の冒頭から不毀他戒の段までに相當するのである。つまり、本寫本の筆寫者は正面に『和菩薩戒文』を寫し始めたものの 3 行目で中斷し、改めて背面に書き始め、しかしどういふわけかそれも途中で放棄したのである。

この背面の定名にかんしては「鄭目」、Web サイトともに「戒師廣説戒文」としている。しかし研究の便宜のためには、學界により定着している「和菩薩戒文」に改めるのが良いかとおもわれる。

188106 (10) 圓明論 (a. 圓明論、b. 阿摩羅識、c. 七言)

「鄭目」、Web サイトともに「圓明論」とするが、より詳しくみれば本卷には「圓明論」のほか別作品が 2 種連寫されている。まず、「圓明論一卷」なる尾題の次行「阿摩羅識、此云、无垢清淨識也」から「且略陳梗概而已」まで 42 行にわたって標題不明の文章が筆寫されている。これについては、同一の文章が P3559+P3664 と石井本においても「圓明論」に續いて連寫されており³⁰、田中良昭氏にしたがい冒頭の 4 字をとって「阿摩羅識」と呼ぶのが適當であろう³¹。傳圖本はペリオ本や石井本と近い系統の寫本ということになるが、しかし「阿摩羅識」に續いて筆寫される七言偈は、傳圖本独自の要素である。以下に録文をかかげたい。

- 1 七言 漸頓門中方便説、只爲衆生見淺深。必解圓門无相
- 2 理、何須逃逝速求金。求金覓濟貧窮苦、展轉生死何能
- 3 度。□□□疏逐文相、單守自心真正路。正路攸攸空眇漠、
- 4 緣中□□无有錯。五百天王深我淨、轉輪千子恆常樂。
- 5 某乙本是眞如國之層□□乘清昇究竟郡忙忙性海□

以上のように、3 字分ほど擡頭して「七言」なる表題を記し、下に七言の偈頌を筆寫している。この部分は寫本中の題にしたがって「七言」と呼ぶのが適當であろう。偈文の冒頭で「漸門と頓門という方便の説は、ただ衆生の見解の深淺にあわせて設けられただけである。教説を離れた圓門という理を體解すれば、どう

³⁰ 石井本は筆者未確認だが、田中良昭「圓明論」（『敦煌禪宗文獻の研究』大東出版社、1983 年）に實見にもとづく報告がある。

³¹ 田中「圓明論」

してわざわざ焦って黄金（にも見まごう教説）を求める必要があろうか」というのは、「圓明論」末尾で「圓門義」、「圓教之義」、「圓教法門」、「圓教門」などを強調するのに對應するとおもわれ、「阿摩羅識」同様、「圓明論」と密接な連關を持ちつつ流布していた偈頌のようである。あるいは傳圖本の筆寫者じしんが作者であろうか。

なお、本寫本冒頭2行には鉛筆による補寫がある。下にかかげる録文のうち、〔 〕内のすべてと□で圍った文字の一部が鉛筆で書かれている。

- 1 〔所言〕緣者豈不是妄爲
2 〔此得知是其妄也〕若言心在腹内者亦復不然何以故若在腹内應知腹内五藏

『圓明論』のテキストとしては現在、「鄭目」の挙げる S6187、P3559+P3664、北 7254（服 6）、石井光雄舊藏本のほか、Dx696 を加えた計 6 種が知られている³²。研究も特にペリオ本とスタイン本の發見紹介くらい大幅な進展があり、現在では以下の諸研究を参照することが必要である。

- ①岡部和雄「禪僧の注抄と疑偽經典」（『敦煌佛典と禪』大東出版社、1980 年）
- ②田中良昭「圓明論」（『敦煌禪宗文獻の研究』大東出版社、1983）
- ③ John R. McRae, *The Northern School and the Formation of Early Ch'an Buddhism*, University of Hawaii Press, 1986
- ④柳田聖山「傳法寶紀とその作者 ペリオ第三五五九號文書をめぐる北宗禪研究資料の札記、その一」（『禪佛教の研究』法藏館、1999 年）
- ⑤程正「俄藏敦煌文獻中に發見された禪籍について」（『禪學研究』83、2005 年 1 月）

このうち田中論文は、従来誤解されていた『圓明論』本文の範圍をスタイン本の検討にもとづいて確定した畫期的業績である。McRae 著には本作品についての研究と校訂本が収録されている。

三、舊藏者

以上はおもに内容面からの検討であったが、以下に寫本の來歴について考察する。まず本節では、舊藏者について再検討をおこなう。「鄭目」によれば題跋や藏書印によって判明している傳圖本の舊藏者には、虞維疆（鄭 03「佛說慧上菩薩經上」³³、啓功（鄭 05「優婆塞戒經卷第三」、鄭 21「妙法蓮華經妙音菩薩品」）、周樹模（鄭 09「四分律卷第一」）、吳寶燁（鄭 17「大般涅槃經卷第二十五」、鄭 28「法華義記第一」）、許承堯および吳博全（鄭 49「隨求即得大自在陀羅尼神呪經」）の 6 人がいる。ここでは「鄭目」以後の研究によって、ほかの手掛かりによって推定しうるケースを 2 例紹介したい。

³² 程正「俄藏敦煌文獻中に發見された禪籍について」（『禪學研究』83、2005 年 1 月）

³³ 虞維疆について「鄭目」は特に説明をくわえていないが、姓が「龔」であれば龔維疆（字郅初）なる人物がいる。外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會、1937 年）106-107 頁參照。

(1) 李盛鐸：188071 (06)「周易正義」

188071 (06)「周易正義」には題跋、藏書印のたぐいがなんら付されていない。しかし許建平氏によれば、羅振玉が李盛鐸邸で見た敦煌卷子を挙げる中に『周易』單疏(賁卦)が見出され、李氏舊藏本と断定できるのである³⁴。李盛鐸舊藏敦煌寫本の諸目録に本巻の名は見えないが³⁵、羅振玉の證言と矛盾なく理解するなら目録記載のほかにも一定量の寫本が存在していたことになるだろう³⁶。その流出過程は明らかでないが、史語所の入手経路については、日中戦争後に北平で購入したと黄彰健氏が記している³⁷。じしん史語所の研究員である黄氏の言葉だけに信頼性の高い證言であるが、惜しむらくは具体的な年次や購入店名は伝えられていない。後述のように1948年から1949年にかけて北平慶雲堂から購入した寫本が李氏舊藏とされるが、しかし現存する領收書類には本寫本の名が見えず、関連は不明である。

この寫本については、1971年5月付の『大陸雜誌』第42卷第9期に早くも書影が掲載されている³⁸。さらに同年11月にもものされた蘇瑩輝「略論五經正義的原本格式及其標記經、傳、注文起訖情形」では、現物を調査した結果として「その紙の厚さは敦煌出土の一般的な唐五代卷子に及ばず、色あいも初・盛唐寫本には似ない。しかし書體から言えば、五代より下ることはできないようである」との所見が述べられている³⁹。本巻は、傳圖藏「敦煌文獻」の中でもその來歴が比較的あきらかで、しかももっとも早くから紹介、研究された寫本と云いうるであろう⁴⁰。

³⁴ 『敦煌經籍叙録』(中華書局、2006年)58-59頁。「羅振玉致王國維(1919年9月17日)」(『羅振玉王國維往來書信』東方出版社、2000年)。

³⁵ 王重民『敦煌遺書總目索引』(『敦煌叢刊初集』二、新文豐出版)に「李氏鑑藏燉煌寫本目錄」、「德化李氏出售敦煌寫本目錄」、「李木齋舊藏敦煌名跡目錄(第一部分)」、「同(第二部分)」の四種が収録される。ただし、「李氏鑑藏燉煌寫本目錄」については榮新江「李盛鐸藏敦煌寫卷的眞與偽」(『鳴沙集』)収録のものを使用することが必要である。

³⁶ 注34羅振玉書簡に挙げられた敦煌寫本のうち、『左傳』(16)、『尚書』(18)、『本草序列』(40?)、『開蒙要訓』(29)、『莊子(讓王篇)』(19)、『七字唱本(目連救母事)』(71)、『度牒(二紙、均北宋初)』(23?)、(26)、建始二年寫『大般涅槃經』(429)、『志立安樂經』(13)、『宣元本經』(431)は「李氏鑑藏燉煌寫本目錄」に著録されている(括弧内の數字は榮氏翻刻本の番号)。いっぽう、『周易』單疏(すなわち本巻)、『史記』(張禹孔光傳)、『道德經』の名はどの目録にも見えない。

³⁷ 「史語所於抗戰勝利後、在北平買到唐寫本「周易正義」殘卷一紙……」。黄彰健「唐寫本周易正義殘卷跋」(『大陸雜誌』第42卷第9期、1971年5月)

³⁸ 現在Webサイトで公開されている畫像で見ると、本寫本の冒頭3字「相連而」のうち、「相」字すべてと「連而」の一部は裏打ちの紙に鉛筆書きされているようである。『大陸雜誌』の書影では、すでに現在同様の裏打ちがなされ「周易正義殘卷 存三十二行」の題が加えられていることは確認できるが、鉛筆による補寫は見えない。もっとも、當時はそれがまだなかったものか、寫眞や印刷の具合で確認できないものかはにわかに判断できない。

³⁹ 『敦煌論集續編』(臺灣學生書局、1983年)

⁴⁰ 「鄭目」の回想によれば、民國65(1976)年、鄭阿財らとともに傅斯年圖書館の書庫を見學した呉其昱は「……曾見塵封未理資料成捆、先生以爲當是幾經播遷、未遑整理、其間或有唐代拓片、敦煌寫卷等亦未可知(……ほりをかぶった資料の束をごらんになり、(呉)先生は、何度も移轉を経て整理のいとまがなかったのであろうが、この中には唐代の拓本や敦煌寫本などがあるかも知れないとお考えになった)。おそらく、一部の寫本については存在も知られ閱覽も可能であったが、すべての整理を終えて随時閱覽可能な状態にはなっていないのが、1970年代の状況だったのだろう。

(2) 羅振玉：188107 (50)「降魔變」

項楚氏は『敦煌變文選注(増訂本)』の中で、羅振玉『敦煌零拾』に収録された羅氏家藏本が現傳圖本であることを指摘している⁴¹。いま『敦煌零拾』所収の録文を傳圖本と對照するとその缺損狀況が完全に一致しており⁴²、項説の正しさが確認できる。

四、入手経路

つぎに、傳斯年圖書館に保存されている檔案資料を參考に入手経路を再検討してみたい。なお、ここであつかう檔案は Web サイトで畫像公開中のもののほか、筆者が傳斯年圖書館にて閲覽または影印したものが含まれる。貴重な資料の閲覽、複寫をご許可いただいた傳斯年圖書館に謝意を表したい。

(一) 西北考察團

中央研究院では、敦煌を含む西北地區に調査隊を二度派遣している。民國 31 (1942) 年の西北史地考察團と民國 33 (1944) 年の西北科學考察團がそれであるが、このうち後者にかんする檔案のいくつかには寫本購入についての記述がある。Web サイトの「相關檔案資料」欄ではこれらを紹介するとともに該當寫本の推定作業をおこなっている⁴³、それを再検討してみたい。

1、漢文文獻

李 38-5-5「夏鼐致傳斯年、李濟函」は民國 33 (1944) 年 11 月 25 日に敦煌滯在中の夏鼐から史語所へあてられた書簡であるが、そこに漢文寫本 4 卷の購入が報告されている。

ひとつは「六朝寫經(法華經殘本)一卷」とされるもので、同年 9 月に向達が省銀行の王主任なる人物の仲介で購入したとされる。Web サイトは 188080 (19) をそれに比定しているが、傳圖本中に六朝寫とされる(書體からの推定であろうか)『法華經』はこれ一件のみであるから、その推定は正しいとかがえられる。

この寫本の來歴について夏鼐は、同年 8 月に清末の泥像中から寫本が発見され敦煌藝術研究所に收藏されたが、発見した工事夫らがひそかに賣りに出したものもあり、この寫本もその一つであろうと説明している⁴⁴。夏鼐のいう 8 月の寫本発見の顛末はかれの「敦煌考古漫記」にやや詳細に記されており⁴⁵、要するに今日いうところの土地廟寫本のことを指しているようである。ただし、問題の「法華經」がその一つであると推定する理由は、すくなくとも書簡でははっきり述べられてはいない。おそらく購入時期が発見直後であることと、夏鼐も報告するよ

⁴¹ 『敦煌變文選注(増訂本)』(中華書局、2006 年) 639 頁。

⁴² 『敦煌零拾』四「佛曲三種 其一」

⁴³ <http://lib.ihp.sinica.edu.tw/c/rare/dunhuang/01-4.htm>

⁴⁴ 千佛洞於八月間發現六朝寫本六十餘卷、係工人於清末泥像中、無意發現、雖爲所中職員所察覺、收歸所有、然小部分工人所匿藏、携出私售。九月間、向先生由省銀行王主任之介紹、爲攷察團購得六朝寫經(法華經殘本)一卷、疑即工人所得之物。(李 38-5-5「夏鼐致傳斯年、李濟函」)

⁴⁵ 『敦煌考古漫記』(百花文藝出版社、2002 年) 78-79 頁。

うに土地廟寫本はみな六朝期の寫本であるとされていることによるのだろう⁴⁶。

残る3點は「唐末五代之寫本三卷」であり、その内譯について夏鼐は、

一卷末尾書「維摩手記」、下書「張大慶」三字、當即『光啓元年沙州地志』

書寫人之張大慶。一卷係無量壽經三卷、接成三百余行。一卷有河西節度使贊詞。

と記している。Web サイトではこれらをそれぞれ、188104 (30)「維摩手記」、188096 (11)「大乘無量壽經」、188105 (31)「維摩經科文等小抄」に擬しているが、188104 (30) と 188096 (11) については寫本の外題または中題および内容が一致しているし、188105 (31) では連寫された「道場文」の中に「我河西節度使」の文字が見えるので、間違いない比定とおもわれる。

これら3卷購入のいきさつについて夏鼐は、ある製粉所の主人（一磨坊掌櫃）が前2卷を向達のもとに持ち込んだのだが、交換条件であった麥の値上がりがあり、はじめ賣り手の言い値は2卷で麥6石だったのを、結局188105 (31)「維摩經科文等小抄」をくわえた3卷を3石3斗余りで交換することにしたと記している。夏鼐によれば本書簡の時點で1石は6千元だから、現金換算で約2萬元であろうか。李38-4-7「夏鼐函傅斯年李濟」（1944年6月25日）によれば、作業員の給料をふくめた考察團の一ヶ月の出費が、ちょうど2萬元である。

2、胡語文獻

胡語文獻について報告する書簡として、Web サイトは2種を紹介している。まず敦煌で發掘中の夏鼐より史語所にあてられた李38-4-11「夏鼐函傅斯年李濟」（1944年7月31日）では、チベット文文獻について以下のように報告されている。

又向覺明先生云、此間民衆教育館有梵夾本之西藏佛經十余捆、係由千佛洞搬去、主持館務者不甚愛惜、擬由考察團與之接洽、以新出書籍與之交換（また向覺明〔達〕先生がおっしゃるには、ここ〔敦煌〕の民衆教育館に梵夾本のチベット佛典が十包み余りあり、これらは千佛洞から持ち出されたものなのですが、館の事務を取り仕切る人はあまり大事にしておらず、考察團と交渉して新刊書と交換しようと望んでいます）。

この記載を傳圖藏「敦煌文獻」に照らしてみると、書簡では梵夾本が十包み余りと言われているのに所藏本は卷子本が9卷であり、裝丁と數量に食いちがいがある。したがって、西藏文「敦煌文獻」の來源をここに求めることはできないようである。

つぎに李38-5-17「夏鼐函傅斯年」（1945年3月26日）は、すでに敦煌での發掘を終えて歸途についていた夏鼐が蘭州から史語所にあてた書簡であるが、ここで2種の西夏文文獻について購入の可否が諮られている。一つは現地の水利會社の趙敦甫なる人物の所有する西夏文『華嚴經』卷七十七および七十八で、もともと寧夏で鄧隆なる人物が得たのを4千元で買ったものだが、趙氏に賣却の意志があるという。いま一つは、「西夏文刻經五本」である。夏鼐書簡の文章を引用する。

⁴⁶ 「國立敦煌藝術研究所中華民國三十三年八月三十日發現藏經初次查驗目錄」には該當する寫本がみえない（蘇瑩輝『敦煌學概要』五南圖書出版有限公司、1988年、250-260頁）。ここに見える寫本は敦煌藝術研究院に接収されたものなので問題の寫本が著録されないのはむしろ當然であるし、だからこそ夏鼐も「工夫に隠匿され賣りに出された」ものの一つと推定しているわけだが、念のため記しておく。

另有一人有西夏文刻經五本、亦係寧夏出土、北平圖書館袁館長已託趙先生、與之接洽、但索價頗昂、且其人已赴河州、下月始返蘭、如果北平圖書館不欲購買、史研所是否欲購？（もう一人、やはり寧夏出土の西夏文刻經五卷を所有する人物がおり、北平圖書館の袁〔同禮〕館長が、すでに趙氏に依頼して交渉しておりますが、言い値が高いうえ、しかもその人は河州に行ってしまう、來月まで蘭州に歸りません。もし北平圖書館が購入しない場合、史語所としては購入いたしませんでしょうか？）

まず前者についてだが、傳圖藏「敦煌文獻」に西夏文『華嚴經』は存在しないのでひとまずは考察から除外できる。しかし後者については判断がむづかしい。188119 (44) 西夏文『六祖壇經』はちょうど5枚の斷片からなり夏鼐の報告と數量は一致するものの⁴⁷、畫像を見るかぎりこれは寫本であって「刻經」ではないのである。ただ夏鼐の報告は傳聞であろうから、この「刻經」がまさに傳圖本『壇經』である可能性も依然としてあるだろう。いまは結論を保留しておきたい。

以上のように、傳圖藏胡語文獻は現在のところみな來歴不明といわざるをえない⁴⁸。夏鼐書簡で言及された文獻のゆくえと同時に、今後の探索が待たれる⁴⁹。

(二) 慶雲堂と徐鴻寶

1、徐鴻寶書簡から

傳圖藏「敦煌文獻」は、北平や上海などの古物商から購入したものが多くを占めると見られる⁵⁰。そのうち店名と仲介者が判明する唯一の例が、以下に検討する慶雲堂と徐鴻寶である⁵¹。

慶雲堂には後に觸れるとして、まずは徐鴻寶について略傳を確認しておきたい。徐鴻寶（1881-1971）、字は森玉。北京大學圖書館長、北平圖書館採訪部主任、東方文化事業總委員會圖書部主任、故宮博物院古物館館長などを歴任。各地の圖書館のために書籍の購入にあたったが、けっして書店からリベートを受けなかった

⁴⁷ 正確には、24cm のほぼ完全な1紙と、斷片が4枚。「鄭目」および <http://lib.ihp.sinica.edu.tw/c/rare/dunhuang/metadatahtml/188119.htm> 参照。

⁴⁸ ただし188110 (42) 「藏譯大乘般若波羅蜜多心經」は、筆者の見るかぎり現行チベット大藏經に収録された大本ではなく、未入藏の小本のようであって、内容上は藏經洞出土の可能性が高い。もっとも、筆者は西藏語、西藏佛教ともに門外漢であって、この問題は專家のご叱正をまちたい。上山大峻「敦煌出土のチベット譯般若心經」(『印度學佛教學研究』13-2 [26]、1965年3月)を参照。

⁴⁹ 敦煌市檔案局所藏の藏文寫經には梵夾装のものが9點含まれ、李38-4-11「夏鼐函傳斯年李濟」のいう民衆教育館所藏本との関係が疑われる。ただし、「十余捆」にはほど遠い數であることが問題ではあろう。李淑萍、黃維忠「敦煌市檔案局所藏藏文寫經定名」(『敦煌學輯刊』2002年第2期〔総第42期〕)参照。

⁵⁰ 前述のように、188071 (06) 「周易正義」は北平で購入されている。また「鄭目」は、中央圖書館(現國家圖書館)コレクションと同様、日中戦争の前後に上海や北京で収集購入されたものと推測している。

⁵¹ 本節であつかう檔案資料の収集には楊峻峰氏のお手をわずらわせたほか、草書體の讀解にも楊氏の全面的なご教示を賜った。記して謝意を表したい。もちろん、翻字や内容理解の誤りには筆者に責任がある。

という⁵²。また日中戦争さ中の民國 29 (1940) 年から 30 年には、文化財の海外流出防止を目的として善本古籍を買い上げ中央圖書館に納入する「文獻保存同志會」の活動にも参加していた⁵³。

かれは、雜 36-69-24「徐鴻寶致那廉君函」においてつぎのように述べている。

手示誦悉。慶雲堂求鬻之敦煌卷子、寶曾寓目、塙爲李木翁藏物。均非贗品、可以收購。乞轉陳孟眞先生爲禱（お手紙拜受いたしました。慶雲堂が賣却を希望している敦煌卷子ですが、わたくしが見てみましたところ、確かに李木齋翁の舊藏品です。どれも贗作ではなく、購入されてよいでしょう。傅孟眞〔斯年〕先生にもお傳えいただければ幸いです）。

日付は原本には「九月四日」とのみ記されているが、Web サイトはこれを民國 37 (1948) 年の文書と推測している。おそらくは、後に見る補 4-4-11「慶雲堂法帖店致本所收據」が民國 38 (1949) 年 1 月 3 日付のものであることによるのだろう。拙稿も Web サイトの推定にしたがう。

書信中にみえる人名のうち、「那廉君」は後に見る慶雲堂関連檔案の中にも名が見え、史語所における書籍購入の實務擔當者であったらしい。「李木翁」とは見慣れない呼び方ではあるが、李木齋すなわち李盛鐸のことであろう。つまり徐鴻寶は慶雲堂が賣り出し中の「敦煌文獻」について、李盛鐸舊藏の眞品というふれこみで購入を勧めているわけである。じつは、徐氏と敦煌寫本および李盛鐸藏書とはこれ以前から浅からぬ因縁を持っていたようであるし、中央研究院と徐鴻寶や慶雲堂とのつながりも「敦煌文獻」のみではない。以下、これらについて検討したい。

2、徐鴻寶と敦煌文獻

1929 年、北京圖書館に寫經組が成立したが、徐鴻寶は胡鳴盛、許國霖らとともにその一人であったことが知られている。ペリオ本の寫眞の分類目録作成や古籍整理のほか、館藏敦煌遺書の目録編纂がかれらの主な任務であって、その成果は 1935 年に『敦煌石室寫經詳目』、同『續編』として結實しているが、ともに未公刊である。方廣錫氏によって胡鳴盛「敦煌石室寫經詳目總目凡例」が翻刻發表されているものの⁵⁴、胡氏は『詳目』編集の擔當者にはしばしば出入りがあったことを記しつつ李柄寅、許國霖、李光輝の三人を功勞者として特筆するのみで⁵⁵、徐鴻寶の參與の程度は明らかでない。しかしながら、徐氏がここでじかに敦煌文獻に觸れ⁵⁶、一定程度の知識をたくわえたことは間違いないだろう⁵⁷。

⁵² かれの傳記については、『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』、橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（名著普及會、1982 年）、倫明「辛亥以來藏書紀事詩」の該當条および楊號氏による補傳（『辛亥以來藏書紀事詩』北京燕山出版社、1999 年）を参考にした。

⁵³ 蘇精「抗戰時秘密搜購淪陷區古籍始末」（『近代藏書三十家』傳記文學出版社、1983 年）

⁵⁴ 「北京圖書館藏敦煌遺書勘查初記」（『敦煌學佛教學論叢（上）』）

⁵⁵ 編輯此目人凡數更、鳴盛廣續編成此目……繕清此目以北平李君柄寅用力最久、次則湘陰許君國霖、次則北平李光輝、特此申明、用昭三君之勤勞。

⁵⁶ 筆者は未確認ながら、BD14568「諸經要集卷九」には徐鴻寶の題款が付されているという。『中國國家圖書館藏 敦煌遺書精品選』（2000 年）16 頁。

⁵⁷ この項は注 54 掲方廣錫論文のほか、榮新江「中國和日本的敦煌學研究」（『敦煌學十八講』）を参考にした。

3、徐鴻寶と李盛鐸藏書

徐氏と李盛鐸藏書とのかかわりは敦煌文書とのそれよりもやや長期にわたっている。まず、昭和3（1928）年、羽田亨が李氏をおとずれ敦煌文献を閲覧した際の仲介者として、徐鴻寶の名があげられている⁵⁸。もっとも、この時には徐氏は天津に同行まではしなかったらしい⁵⁹。つぎに民國26（1937）年6月、その年2月に逝去した李盛鐸の舊藏書を買い上げるため、教育部は人員を李氏邸に派遣して藏書調査および遺族との折衝をおこなっているが、この時の派遣人員中には徐鴻寶の名をはっきり確認でき⁶⁰、胡適の日記によれば善本書の調査にも確かに參與しているのである⁶¹。

4、徐鴻寶と歴史語言研究所

では、中央研究院との関係はどうか。じつは、史語所の集書に徐鴻寶がかかわるのは「敦煌文獻」が初めてではない。史語所檔案のうち元370-7-13b「徐鴻寶函傅斯年」（1931年1月21日）によれば、徐氏は史語所に對して熹平石經拓本の寄贈を申し出ている⁶²。傅斯年圖書館には熹平石經拓本の收藏が數點あり、そのうちの幾つかが徐氏寄贈本にあたるはずである。また、あたかも「敦煌文書」購入について慶雲堂と交渉中であつたとおもわれる1948年10月、史語所は徐鴻寶を通信研究員に任命している。関連檔案によれば、まず9月15日に史語所所長であつた傅斯年から中央研究院院長に推薦状が出され、同年第4次院務會議の批准を経て10月8日付で中研院總辦事處から聘書が發行されている⁶³。このうち、傅斯年による推薦書にはつぎのように言われている。

徐鴻寶先生、博學洽聞、於經史文辭諸子、無不研精貫淹、得其津涯、尤長于版本目錄金石之學、凡本所及故宮博物院、北平圖書館入藏之珍籍、無不經其品評、始得正確之鑑定。以前協助本所之事亦太多。茲經本所卅七年度第三次所務會議決議、提請院長聘徐先生爲本所通信研究員（徐鴻寶先生は博學多識、經書、史學、文學、諸子のすべてに詳しく通じ、その要諦を得ておられますが、版本・目錄・金石の學をもっとも得意とし、およそ本所や故宮博物院、北平圖書館收藏の珍籍は、どれも先生の品評を経て、はじめて正確な鑑定を得たものです。以前から本所に助力を賜ることも極めて多くありました。ここに本所の〔民國〕37年度第三回所務會議の決議を経て、徐先生を本所

⁵⁸ 羽田亨「景教經典志玄安樂經に就いて」（『羽田博士史學論文集』下巻「言語・宗教編」東洋史研究會、1958年）、榮新江「李盛鐸藏敦煌寫卷的眞與偽」（『鳴沙集』）。

⁵⁹ 従つてこれを收藏せらるゝ李盛鐸氏に對しては、我が内藤博士を始め、中華民國の關鐸氏・吳燕紹氏・徐鴻寶氏などを煩はして懇篤な紹介を得、殊に關・吳兩氏は態々北平から天津まで赴いて斡旋の勞を執つて呉れられたのであつた（『景教經典志玄安樂經に就いて』270頁）。

⁶⁰ 『大公報』民國26年6月30日第六版第二張「李木齋藏書五千種／政府收買條件接近／教育部願出四十萬元／起運之前將在津公開展覽」、榮新江「所謂李氏舊藏敦煌景教文獻二種辨偽」（『鳴沙集』）。

⁶¹ 胡適日記1938年6月15日「李氏兄弟子侄搬出他家善本書、趙裴雲紀錄、〔袁〕守和、徐森玉與我同看。」（『胡適日記全編6 1931-1937』安徽教育出版社、2001年）

⁶² 寶集拓熹平石經殘字昨已畢工、共得二百五十餘紙、謹檢一份□贈貴所、以備參考。即請察收。目錄未寫定、容續□。

⁶³ 京18-78「總辦事處來函」（1948年10月8日、10月11日史語所受け取り）

通信研究員に召請することを院長に懇請いたします)⁶⁴。

徐氏を通信研究員に招聘する理由として傅斯年は、かれが版本金石の學に長じ、史語所や各地圖書館の古籍購入その他に功績があったことを挙げている⁶⁵。先に見た拓本の寄贈も含めて徐氏は日ごろから史語所のために古籍収集の仲介や鑑定をおこなっていたのであり、「敦煌文獻」の鑑定もその流れの上で捉えられるのである。

5、慶雲堂と歴史語言研究所

次に購入元の「慶雲堂」だが、これまた「敦煌文獻」以前から交渉があったようであり、敦煌文書購入の前年にあたる1947年にも慶雲堂から拓本を購入している。関連檔案を検討してみると、京4-1-10-3「余遜函傅斯年」(1947年2月25日)、京4-1-10-4「余遜函那廉君」(1947年2月25日)では、慶雲堂の拓本は中央圖書館と均分購入することになっていたが、東北地区の書籍や文化財の買い上げ用豫算1億元の余りを拓本の費用に回せるので、史語所單獨購入も可能であると報告されている⁶⁶。筆者の収集した資料からはこの購入計畫の顛末を知ることができなかったが、京4-1-10-5「余遜函那廉君」(1947年3月2日)では拓本を中國旅行社に委託して南京へ移送することの是非が諮られ⁶⁷、京4-1-10-4への返信とおもわれる京4-1-10-6「那廉君函余遜」(1947年3月2日)では、「銅器部分由中央圖買(二百萬)、石器部分本所買(廿四?萬)。但孟眞〔傅斯年〕先生可向蔣館長商量、由本所全買」と指示されているのを見ると、問題は單獨購入の可否のみで、何らかのかたちでの購入は決定事項であつたらしい。

慶雲堂について今すこし検討すれば、補4-4-11「慶雲堂法帖店致本所收據」に「北平琉璃廠二十九號」とその住所が記されており、孫殿起『琉璃廠小志』第四章「販書傳薪記」の「帖業」の項にはつぎのような記載がある。

慶雲堂 楊□□、陝西部陽縣人、外號楊腸子、民初曹子芳繼其業。

徒 薛敬銘

慶雲堂 張國材、字彥生、吳橋縣人、於民國十九年開設。

徒 王敏 張書瀛⁶⁸

このうちどちらが問題の慶雲堂なのかは判然としないが、補4-4-11「收據」には「張明啓印」なる印章が押されており、これは第二の慶雲堂の主人・張國材ま

⁶⁴ 雜23-15-23「傅斯年致院長函」(1948年9月15日)

⁶⁵ 『辛亥以來藏書紀事詩』の略傳でも、「吳興徐森玉鴻寶、夙精版本目錄之學。數年以來、爲北平東方各圖書館購書、凡耗數十萬金、國內珍本、盡歸公庫」(120頁)と云い、史語所の評價と一致している。

⁶⁶ 苑峰兄經手購買之慶雲堂拓片、師嘗有與中央圖書館均分之說、苑峰兄曾上書請示。日前接蕭綸薇兄通知謂院中由國庫撥到一億元為購買東北圖書彝器之用、除以一部分還北大墊款外、余存作購買書籍古器物之用。是此一部分拓片、不必再與中央圖書館均分、不識已與將緯堂先生說好否。如已決定、即由本所償還北大所墊拓片購價(京4-1-10-3「余遜函傅斯年」)。

張苑峰兄經手購得之慶雲堂拓片、是否尚須與中央圖均分(京4-1-10-4「余遜函那廉君」)。

⁶⁷ 苑峰兄前經手購買之慶雲堂拓片及李光壽兄所索檔案精品、遜擬裝箱託中國旅行社運京、不審傅所長之意如何。

⁶⁸ 『琉璃廠小志』(北京古籍出版社出版、1982年)268頁。

たは徒弟・張書瀛のことかも知れない。いずれにせよ、孫殿起が慶雲堂を書店ではなく「帖業」に分類したことに注意したい。「收據」に押された店印は「慶雲堂法帖店」となっているし、1947年に購入が討議されたのも拓本である。さらに雑 36-69-33「購書單」によれば、「敦煌文獻」購入の際にも「吳禪國山碑」をはじめとする拓本 20 種の購入がともに検討されていたのである。おそらく、「敦煌文獻」は慶雲堂にとってはややイレギュラーな商品であったが、書法愛好家の需要を見込んで仕入れたのであろう。それが結局は史語所の所有に歸することになったのである。

6、慶雲堂納入「敦煌文獻」の性格

論述が多岐にわたったが、慶雲堂納入分「敦煌文獻」の購入事情とその性格についてまとめておきたい。仲介者の徐鴻寶は公的所藏期間の集書に缺かせない鑑定家であり、慶雲堂との取り引きも初めてではなかった。同時に拓本の購入も検討していることから見ても、史語所にとってこの「敦煌文獻」購入は、ほぼ通常の圖書購入事業の流れとしておこなわれたようである。もっとも、それでも「敦煌文獻」には慎重にならざるを得なかったようではある。「手示誦悉」という書き出しからして雑 36-69-24「徐鴻寶致那廉君函」は明らかに返書であり、慶雲堂藏「敦煌文獻」の信頼性に不安をおぼえた史語所の諮問に對してあらためて太鼓判を押して見せたとおぼしい。そして結局は徐氏の一言が史語所に「敦煌文獻」購入を決断させたようである。

そこで問題となるのが、李盛鐸舊藏という一点である。徐鴻寶が紹介する寫本の目録は次章で紹介するが、これらについて李盛鐸舊藏敦煌寫本の諸目録に對應する卷子を見出すことはできない。もちろん、『佛名經』など遺品の多い經典については著録があっても特定できないという事情もあるが、『圓明論』のような特徴的な作品が見られないのは何より不審である。榮新江氏によれば、李氏所藏敦煌文獻は 1935 年にそのほとんどが日本に賣却され、1937 年に李氏が没するとかれの藏書はすべて北京大學圖書館に買い上げられているから、それ以降に世に現われた敦煌寫本は李盛鐸舊藏ではありえない⁶⁹。しかしながら 188071「周易正義」のような例もあり、李氏没後に現われた寫本を一律に李氏舊藏ではないと断言はできないのである。また假に李氏所藏ではないとすれば、敦煌寫本にも一定の知識を有し、李氏没後に藏書を處理した當事者の一人である徐鴻寶が李盛鐸藏と發言していることがまた別な問題となる。事情は相當に複雑であって、筆者にはにわかに結論を下すことができない。

こうした問題も念頭におきつつ、取引のおこなわれた 1948 年という時代についてかんがえてみたい。雑 36-69-24 には、一月前に知らせた李盛鐸藏古寫經二十余种は別人に賣却濟みという文言があるから⁷⁰、當時の北平には李氏舊藏と稱する敦煌寫本がかなり出回っていたようである。事情は南京でも同じだったらしく、國家圖書館（臺北）所藏敦煌寫本のうち、43「摩訶般若波羅蜜經第一」、

⁶⁹ 「所謂李氏舊藏敦煌景教文獻二種辨偽」、「李盛鐸藏敦煌寫卷の眞與偽」（『鳴沙集』）、「敦煌寫本の眞偽辨別」（『敦煌學十八講』）。

⁷⁰ 「一月前書、買孫助廉處有六朝唐人寫卷子二十余种、亦爲李物、惜已爲紙商陳某購」。

56「妙法蓮華經」、65「妙法蓮華經如來壽量品第十六」の三點について「三十七年五月十日京購」、すなわち西暦1948年の購入であるとの記録が残されている⁷¹。また、これまた李盛鐸舊藏と伝えられ今に至るまで眞贋論争が續けられているプリンストン大學藏「太上玄元道德經」にも⁷²、1948年の跋文が附されていることに注意したい⁷³。傅斯年圖書館に残された慶雲堂からの領收書の日付は、人民解放軍の北平入城を目前にした「38年1月3日」（補4-4-11）である。國共内戦の末期、混亂の中で李盛鐸舊藏と稱するものを含む「敦煌文獻」が市場に流出し、各圖書館、研究所はそれらの買い上げを急いでいたものであろう。

以上のように、慶雲堂納入分が李氏舊藏である可能性は完全に排除できないものの、疑わしい要素の方がやや多いようである。現時点では、188071「周易正義」のような確かな裏づけの探索もこころみつつ、いわゆる李盛鐸舊藏本につきまとう疑惑を考慮して慎重に扱うほかないであろう。

五、慶雲堂納入漢文寫本の比定

それでは、傅圖藏「敦煌文獻」から慶雲堂納入分を特定してみよう。慶雲堂關連の寫本購入リストには次の三種が知られる。それぞれに記された經名に通し番號を附して掲げる。

①雜 36-69-24「徐鴻寶致那廉君函」（1948年9月4日）

(1) 唐人寫金剛經（首尾全）／(2) 唐開元款寫經／(3) 大般涅槃經（大業四年）／(4) 圓明論／(5) 摩訶般若波羅密經／(6) 六朝經論釋（首尾全）／(7) 維摩詰所說不可思議經／(8) 唐佛像一張／(9) 普通經三卷

②雜 26-69-33「購書單」

(10) 維摩詰所說不可思議解說經一捲／(11) 大般涅槃經一捲／(12) 六朝論釋一捲／(13) 摩訶般若波羅密經一捲／(14) 唐開元款寫經一捲／(15) 唐人寫經精品一捲

③補 4-4-11「慶雲堂法帖店致本所收據」（1949年1月3日）

(16) 六朝草書法華儀記一卷／(17) 六朝大涅槃經一卷／(18) 六朝寫經袿橫兩張／(19) 唐人寫經四卷

①は徐鴻寶書簡に附された目録である。②には前述のように拓本のリストも書かれているが省略する。これら三種の關係は必ずしも明確ではないが、Webサイトでは①が參考價格のリストで②が實際の購入價格を記した文書とみている（ここでは價格は省略した）。では、順番に比定作業をおこないながら、あわせて氣づいたことを記しておきたい。

⁷¹ 鄭阿財「臺灣地區敦煌寫本的收藏與研究之考察」（『敦煌學』21、1998年6月）、潘重規「國立中央圖書館藏敦煌卷子題記」（『敦煌學』2、1975年12月）。

⁷² 贗作說到周珏良「我父親和書」（『文獻』21、1984年6月）、池田温『中國古代寫本識語集録』（東京大學東洋文化研究所、1990年）、榮新江「李盛鐸藏敦煌寫卷的眞與偽」があり、眞品說到饒宗頤「索統寫本《道德經》殘卷再論」、王素「西晉索統寫《道德經》殘卷續論——兼談西晉張僞寫《孝經》殘卷」（『首都博物館叢刊』17、2003年9月）がある。

⁷³ 前注掲王素論文に、1948年の黃賓虹および葉恭綽の題記が紹介されている。

- (1) 唐人寫金剛經（首尾全）：188077（46）「金剛般若波羅蜜經」
 傳圖藏に『金剛經』は二件存するが、首尾完具するのは188077（46）のみなので特定できる。
 本寫本には長慶2（822）年に靈幽法師が加えたといういわゆる「冥司偈」にあたる部分が存在せず、増廣本の影響を被っていないテキストといえる⁷⁴。
 また卷首には糊しろの跡らしきものがあり、前綴されていた紙とおもわれる細長い紙片がついている。本来はもっと長い卷子の一部かも知れない。
- (2) 唐開元款寫經：188088（07）「涅槃經節鈔」
 傳圖藏に開元年間の識語を持つのは本寫本のみである。内容は第一章に既述。
- (3) 大般涅槃經（大業四年）：188090（48）「隋大業款寫大般涅槃經」
 經名、識語ともに一致するのはこれのみである。「鄭目」、Webサイトともに卷末識語の録文を載せるが若干の誤植らしき字も見られるので、煩を厭わずここにも録文を掲げる。

- 1 大業四年二月十五日慧休知五眾之易遷曉二字之難
- 2 遇謹割衣資敬造此經一部願乘茲勝福三清淨業
- 3 四圓明戒慧日增惑累消滅現在尊卑恆招福慶七世久遠永
- 4 絕塵勞普被含生遍沾有識同發菩提趣薩婆若
- 5 清信弟子尹嘉禮受持
- 6 開九開十開十一年各一遍

さて本寫本は卷第二十六だが、各地の「敦煌文獻」中に僚卷がすこぶる多い。池田温『中國古代寫本識語集録』や黄徵『敦煌願文集』⁷⁵、「鄭目」の挙げる7種のほか、羅福婁「古寫經尾題録存」には「日本大谷氏藏」として卷第十二の存在が記録されている⁷⁶。また清野謙次舊藏に「大般涅槃經卷第十三・一卷（隋大業四年（A.D.608）寫）」が見えるが、あるいは同種のものかも知れない⁷⁷。『中國古代寫本識語集録』では7点のうち3点に〈疑〉の記號が附されており、傳圖本も扱いには注意が必要である。

⁷⁴ 『般若心經 金剛般若經』（岩波文庫、1960年）補注に紹介された入矢義高説、平井有慶「金剛般若經」（『講座敦煌7 敦煌と中國佛教』大東出版社、1984年）、何峰「從《金剛經》寫本特色淺談寫本斷代問題」（『敦煌學』21、1998年6月）を参照。

⁷⁵ 『敦煌願文集』（岳麓書社、1995年）874-875頁。

⁷⁶ 『永豐鄉人雜著續編』所収（『羅雪堂先生全集 初編』三、文華出版公司、1968年）

⁷⁷ 京都國立博物館藏守屋コレクション本も卷第十三のため、素直にかんがえれば別種のテキストであるが、守屋本は『識語集録』で疑寫本とされるうちのひとつである。したがって、偽寫卷の粉本となった眞品である可能性も十分にあると言える。なお、清野謙次舊藏敦煌寫經については、「燉煌本古逸經論章疏並古寫經目錄」（『法寶總目錄』）、高田時雄「清野謙次蒐集敦煌寫經の行方」（『漢字と文化』9、2006年11月）を参照。

- (4) 圓明論：188106 (10)「圓明論」
題名の一致から容易に特定できる。内容については第一章に既述。
- (5) 摩訶般若波羅密經：188074 (23)「節鈔摩訶般若波羅密經」
傳圖藏中の『大品般若經』類は188074 (23)、188075 (24)、188076 (29)の三件であるが、このうち188074 (23)のみが「摩訶般若波羅密經」という首題を残しており、慶雲堂目録はそれにもとづいているとおもわれる。内容については第一章に既述。
- (6) 六朝經論釋(首尾全)：188102 (13)「大智度經釋論」
一行目冒頭に「論、釋して曰く」云々とあるのを、「論釋」を書名と誤讀したものとおもわれる。「首尾全」という点でも一致する。ただ、尾題に「大智度經釋論卷第七十八」と明記されているのをなぜ採用しなかったのかという問題は残る。
- (7) 維摩詰所說不可思議經：188093 (32)「維摩詰所說經」
傳圖藏中の『維摩經』は188092 (33)と188093 (32)の2件であるが、後者の首題には「維摩詰所說經一名不可思議解脫佛國品第一」とあり、慶雲堂目録はこれに由来するとおもわれる。
- (8) 唐佛像一張：不明
「佛像卷子」が188108 (01)、188109 (02)の2件存するが、慶雲堂目録所載のものがどちらなのかはわからない。
- (9) 普通經三卷：188076 (29)「摩訶般若波羅密經淨佛國品八十一」
本寫本の紙背には「普通寫經三卷」と記されており、慶雲堂納入分と特定できる。ただ、「三卷」というからには他に2巻があったものか、この一巻を何らかの理由で「三卷」と見なしたものかは不明である。
本寫本の首題には「淨佛國品八十一(卷三十八)」とあるが⁷⁸、大正藏は卷第二十六淨土品第八十二であって品名、品數と調卷がことなっている。「大正新脩大藏經勘同目録」によれば、これら三要素がすべて一致するのは神護慶雲二(768)年寫聖語藏本である。これは、188074 (23)「節鈔摩訶般若波羅密經」とまったく同じ状況である。
- (10) 維摩詰所說不可思議解說經一捲：(7)と同一卷？
- (11) 大般涅槃經一捲：(3)と同一卷？
- (12) 六朝論釋一捲：(6)と同一卷？
- (13) 摩訶般若波羅密經一捲：(5)と同一卷？
- (14) 唐開元款寫經一捲：(2)と同一卷？

⁷⁸ 傳斯年圖書館のサイトでは卷首畫像が欠けているので、IDPで公開中の畫像によった。

- (15) 唐人寫經精品一捲：188091 (25)「佛名經（十六卷本）卷第五」
 舊藏者によるらしき題箋に「敦煌唐人精書佛名經九節」とあり、慶雲堂目録はそれに由來するとおもわれる。ただ、なぜより具體的な「佛名經」の方を採用しなかったのかという疑問は残る。内容については第一章に既述。
- (16) 六朝草書法華儀記一卷：188098 (28)「法華義記」
 本寫本の尾題は「法華義記第一」であり、紙背に記された呉寶煒の題記には「此卷書法兼行草、猶未盡脫篆隸、筆意在六朝法書中亦獨見精妙……六朝人曇慶寫、流通後代」とあって、六朝人の寫した行草體と見なしている。これらの點から特定は容易である。
- (17) 六朝大涅槃經一卷：188089 (17)「大般涅槃經」
 卷末の識語には「大般涅槃經卷第二十五／元年七月十五日晝、法持敬寫」とあり、やはり紙背に記された呉寶煒の題記ではこれが「北魏」と比定されている。これらの點から慶雲堂の云う「六朝大涅槃經」が本寫本であると推定できるが、(16)の「法華義記」とともに呉寶煒舊藏である點も傍證となるであろう。
- (18) 六朝寫經裱橫兩張：不明
- (19) 唐人寫經四卷：不明 (188099 (09)「四分律」?)
 188099 (09)「四分律」を見ると、泊園居士(周樹模)の題箋と清道人(李瑞清)の題記にひとしく「唐人寫經殘卷」とあり、4卷のうち1卷はこれを指している可能性がある。

六、傳圖藏「敦煌文獻」の特徴——むすびにかえて

その入手經過から傳圖藏「敦煌文獻」を見た場合、二つの特徴が看取しうる。一つは「敦煌文獻」が商品として扱われうる状況で購入されたこと、いま一つは仲介者の役割が決定的であることである。一つ目については言うまでもないであろう。古物商たる慶雲堂はもちろん、西北地區の個人收藏家とも金品を媒介とした取引がなされ、調査隊からの報告書簡からは生々しい値段交渉の様子までもうかがえるのである。

つぎに、二つ目について西北考察隊における向達の存在をいま一度かんがえてみたい。李 38-5-5「夏簞致傅斯年、李濟函」に記された4卷のうち、188080 (19)「妙法蓮華經」は向達が購入したものであるが、他の3卷にしても、

此三卷寫本、向先生皆曾過目、除『無量壽經』爲常見之物、其余二卷、向先生以爲皆值得購買、臨行時且曾囑咐、設法購取(この三卷の寫本は、向達先生がみな目を通されたものですが、『無量壽經』がよく見られるものであるほかは、他の二卷は向達先生は買うに値するとのお考えで、何とかして買い取るようにと出發にあたっての仰せでした)。

といった具合で、すでに敦煌を去った向達の鑑定意見が大きく影響しているのである。もちろん、夏鼐も「敦煌文獻」収集には積極的であって、先の引用に續いて、

敦煌寫經民間尚有收藏、但已日漸減少、佳品更不多見、故生意攷察隊不妨購買數卷、以作標本（敦煌寫經は民間にまだ收藏されているものの、しかし日を迫うにつれて減っており、優品はなおさら少なくなっています。ですからわたくしとしましては、攷察隊が數卷を購入して標本とするのもよいだろうと思っております）。

とみずからの見解をも述べている。しかしながら、李 38-4-11「夏鼐函傅斯年李濟」で言及された民衆教育館藏チベット文文獻も、やはり向達の紹介であったことを想起したい。史語所を代表して西北攷察隊に参加していた夏鼐はやはり考古學者なのであって、文獻収集の重要性は理解していたものの、具體的な探索や鑑定は歴史文獻學者としての向達を尊重しようとの気持ちが強かったのではあるまいか。實際、かれの書簡で文獻購入についての報告がなされるのは、つねに發掘報告の後、書簡の最後になってからなのである。

先に見たとおり慶雲堂納入分にしても、以前から取引のあった古物商から持ちかけられた話に、やはりかねて信賴の徐鴻寶からお墨付きを與えられての購入という事情なのであった。厳しい人的、金錢的條件の中で、史語所が最善を盡くしたことは疑いない⁷⁹。しかし結果から見て、その集書過程がやや主體性を缺いていたことは否めない。こうしたことは、李盛鐸舊藏説の信憑性と同時に、傅圖コレクションの資料價値を減ずる要素であるだろう。

それでは、われわれは傅圖藏「敦煌文獻」をどう扱えばよいのか。最後に、内容と來歴を勘案した現時点での筆者の態度を記しておきたい。まず、敦煌で入手されかつ内容的に偽造が困難なものとして 188104 (30)「維摩手記」、188105 (31)「維摩經科文等小抄」が擧げられる。特に 188104 (30)は複雑な構成を持ち、偽造は少なくとも内容的にはほぼ不可能であろう。この2點が傅圖コレクションでもっとも信賴性の高い寫本である。

それらに次ぐ價値を持つ寫本として、188098 (28)「法華義記」、188106 (10)「圓明論」および 188071 (06)「周易正義」がある。前二者は來歴から言えば疑わしい點もあるものの、「法華義記」の偽造は不可能であろうし、傅圖本「圓明論」には他本には見られない七言偈が含まれ、これまた偽造は困難である。最後の「周易正義」は事情が逆で、内容は現行本をもとに偽造も可能であろうが素性がはっきりしている寫本なのである。また、188077 (46)「金剛般若波羅蜜經」の本文や 188074 (23)「節鈔摩訶般若波羅蜜經」、188076 (29)「摩訶般若波羅蜜經淨佛國品八十一」の調卷が古形を残していることも積極的に評價してよいだろう。

その他の寫本については、慎重な検討を経た後でなければ資料としては使にくいことになるが、中でも惱ましい例としてコレクション中に含まれる二種の抄

⁷⁹ 李 38-5-17「夏鼐函傅斯年」では「西夏文刻經」に触れて、「能出值多少？如在萬元以内、攷察團可以購買、但是如須數萬元、則恐須另籌款子（いくらまで出せるでしょうか？もし1萬元以内であれば攷察團で買うことができますが、しかしもし數萬元かかるのであれば、おそらく別に資金を工面しなければなりません）」と報告している。つねに限られた資金のやりくりを考えながら調査に従事していた様子がうかがえる。

經がある。それは188074 (23)「節鈔摩訶般若波羅蜜經」と188088 (07)「涅槃經節鈔」のことであるが、經文の大膽な摘録を當時の學習状況を生々しく伝えるものと見るか、拙劣な偽造が破綻を見せたものとかんがえるか、にわかには結論が下しがたい。特に188088 (07)の明らかな誤りを含む獨特な朱點の打ち方をどう理解するか、検討が必要であろう。

總じて言えば、傳圖コレクションには來歴は疑わしいが内容は信頼できるものが含まれ、そのことが問題の解決を困難にしている。今回は内容と入手経路のみの考察であったが、ぜひ専門家によって書風や紙質などからする検討がおこなわれることを期待したい。もちろん、拙稿での考察範囲にも無知から来る誤りや的外れな議論が多々あることと恐れる。大方のご叱正を乞う次第である。

附1：傅斯年圖書館藏「敦煌文獻」漢文部分目錄補

〔凡例〕

- 1、本「目錄補」は、寫本の定名の修正および舊所藏者と入手経路の一覽作成を主要目的とし、同時に傅斯年圖書館による編號と鄭阿財「題記」の編號を對照して研究者に利便を供するものである。款式などその他の情報については、鄭氏「題記」および傅斯年圖書館のWebサイトを参照されたい。
- 2、首題、尾題を有する寫本については、原則としてそれらを寫本名とした。
- 3、首題、尾題があっても、便宜のため學界慣行の名稱に統一した場合がある。
- 4、「内容」のうち紙背は「V」で示し、複數作品が連寫された寫本は、それぞれの作品名に「a. b. c.」の通し記號をふった。
- 5、従來の定名に修正、増補を加えた場合は、その部分を太字ゴチックで示した。
b>
- 6、「舊藏者」「入手経路」欄は鄭氏やWebサイトによる比定のほか、その後の諸研究や筆者の推定による新知見を太字ゴチックで補った。

| 編號 | 鄭目編號 | 内容 | 舊藏者、藏書印等 | 入手経路 |
|----------|------|--------------------|-----------|---------------------|
| 188071 | 06 | 周易正義 | 李盛鐸 | 日中戦争後に北平で購入 |
| 188072 | 14 | 大般若波羅蜜多經卷第三十五 (尾題) | | |
| 188073 | 15 | 大般若波羅蜜多經卷第四百二十二 | | |
| 188074 | 23 | 節鈔摩訶般若波羅蜜經 | | 慶雲堂 |
| 188075 | 24 | 摩訶般若波羅蜜經具足品 | | |
| 188076 | 29 | 摩訶般若波羅蜜經淨佛國品 | | 慶雲堂 |
| 188077 | 46 | 金剛般若波羅蜜經 (首、尾題) | | 慶雲堂 |
| 188078-9 | 47 | 金剛般若波羅蜜經 (尾題) | | |
| 188080 | 19 | 妙法蓮華經信解品 | | 甘肅省銀行王主任の紹介により向達が購入 |
| 188081 | 18 | 妙法蓮華經化城喻品 | | |
| 188082 | 20 | 妙法蓮華經妙音菩薩品 | | |
| 188083 | 21 | 妙法蓮華經妙音菩薩品 | 啓功 | |
| 188084 | 03 | 佛說慧上菩薩經上 | 虛 (龔?) 維疆 | |

| | | | | |
|--------|----|--|---------|---------------------|
| 188085 | 04 | 佛說觀無量壽佛經、V. a. 女夫詞、b. 雜抄 | | |
| 188086 | 12 | 大方等大集經日密分中分別品第四之二 | | |
| 188087 | 16 | 大般涅槃經如來性品 | | |
| 188088 | 07 | 涅槃經節鈔（開元十一年） | | 慶雲堂 |
| 188089 | 17 | 大般涅槃經卷第二十五（尾題） | 吳寶煒 | 慶雲堂 |
| 188090 | 48 | 大般涅槃經卷第二十六（尾題）（大業四年） | | 慶雲堂 |
| 188091 | 25 | 佛名經（十六卷本）卷第五 | | 慶雲堂 |
| 188092 | 33 | 維摩詰所說經卷上（尾題） | | |
| 188093 | 32 | 維摩詰所說經一名不可思議解脫佛國品第一（首題） | | 慶雲堂 |
| 188094 | 22 | 思益梵天所問經卷第四（尾題） | | |
| 188095 | 45 | 金光明最勝王經最淨地陀羅尼品第六（首題） | | |
| 188096 | 11 | 大乘無量壽經（中題） | | 西北考察團が敦煌にて磨坊の主人から購入 |
| 188097 | 49 | 隨求即得大自在陀羅尼神呪經（尾題） | 許承堯、吳博全 | |
| 188098 | 28 | 法華義記第一（尾題） | 吳寶煒 | 慶雲堂 |
| 188099 | 09 | 四分律卷第一 | 周樹模 | 慶雲堂？ |
| 188100 | 08 | 四分律卷第五十八 | | |
| 188101 | 05 | 優婆塞戒經卷第三（尾題） | 啓功 | |
| 188102 | 13 | 大智度論卷第七十八 | | |
| 188103 | 27 | 法華義疏卷第三、V. 金剛般若旨贊卷下（首題） | | |
| 188104 | 30 | a. 維摩手記（外題）、b. 押座文（擬）、V. a. 大般若經目錄、b. 維摩手記雜寫、c. 賢愚經云（十夢）、d. 佛教教理雜寫 | | 西北考察團が敦煌にて磨坊の主人から購入 |
| 188105 | 31 | a. 維摩經科文、b. 河西節度使道場文、c. 和菩薩戒文雜寫、V. 和菩薩戒文 | | 西北考察團が敦煌にて磨坊の主人から購入 |
| 188106 | 10 | a. 圓明論、b. 阿摩羅識、c. 七言 | | 慶雲堂 |
| 188107 | 50 | 降魔變 | 羅振玉 | |

附 2、中央研究院歷史語言研究所と敦煌文獻關連年表

〔凡例〕本「年表」は、中央研究院歷史語言研究所における敦煌文獻の收集整理および研究に関する事項の一覧である。

- 民國 17（1928）年 歷史語言研究所成立、「敦煌材料研究班」設置（廣州）
 民國 18（1929）年 史語所、北平に移轉。八つの研究班を三つに統合、敦煌材料研究班は廢止。
 民國 20（1931）年 陳垣『中央研究院歷史語言研究所專刊之四 敦煌劫余錄』刊行
 史語所、上海に移轉（この頃、古物商より寫本購入？）
 劉復『中央研究院歷史語言研究所專刊之二 敦煌掇瑣』刊

行⁸⁰

- 民國 23 (1934) 年 史語所、南京に移轉
民國 26 (1937) 年～ 史語所、長沙に移轉。のち、昆明に移轉
民國 30 (1941) 年 史語所、四川省南溪縣李莊に移轉
民國 31 (1942) 年 西北史地考察團派遣
民國 33 (1944) 年 西北科學考察團派遣、敦煌にて寫本購入
民國 35 (1946) 年 史語所、南京に移轉
民國 37 (1948) 年 史語所、臺灣桃園縣に移轉
慶雲堂より寫本購入
民國 38 (1949) 年 慶雲堂より寫本購入
民國 41 (1952) 年～ 188097 (49)「隨求即得大自在陀羅尼神呪經」購入
民國 43 (1954) 年 史語所、臺北市南港に移轉⁸¹
民國 60 (1971) 年 黃彰健「唐寫本周易正義殘卷跋」(『大陸雜誌』第 42 卷第 9 期、1971 年 5 月) に、188071 (06)「周易正義」の書影が掲載。
民國 65 (1976) 年 吳其昱、鄭阿財、書庫を見學
民國 85 (1996) 年 石璋如『中央研究院歷史語言研究所田野工作報告之三 莫高窟形』發行
民國 88 (1999) 年 「鄭目」發表
民國 91 (2002) 年 Cheng A-tsai (鄭阿財)、Provenance and verification of Dunhuang manuscripts in Taiwan, *Dunhuang Manuscript Forgeries*, The British Library が、傳圖コレクションの存在に言及
3 月 「傳圖藏『敦煌文獻』出版會議」開催
12 月 IDP と協定締結
民國 92 (2003) 年 寫本整理開始
民國 93 (2004) 年 デジタル化完了、IDP にデジタル畫像と後設資料 (metadata) を提出
民國 94 (2005) 年 Web 公開

[付記 1] 拙稿で取り上げた資料の閲覽にあたっては、各所藏機關と關係各位に格別のご高配を賜った。特に、傅斯年圖書館の會冠雄氏、歷史語言研究所の劉淑芬氏、楊峻峰氏、京都國立博物館の赤尾榮慶氏、紹介の勞を執ってくださった高田時雄氏に感謝申し上げる。

[付記 2] 本研究は、平成 18 年度科學研究費補助金「若手 (B)」による成果の一部である。

⁸⁰ 卷首に民國 14 (1925) 年の序を持つが、實際の刊行年は明らかでない。今は、1991 年景印本に「中華民國二十至二十一年出版」とあるのにしたがった。

⁸¹ 史語所の移轉經歷は、『中央研究院歷史語言研究所簡介』(中央研究院歷史語言研究所、2002 年)を参考にした。

敦煌研究院藏「北魏敦煌鎮軍官籍簿」 （敦研068號）について

山口 正晃

はじめに

敦煌研究院所蔵の第068號という番號の附された一枚の寫本（以下、本稿では「68號文獻」と略稱）は、近年出版された『甘肅藏敦煌文獻』（甘肅人民出版社、1999年；以下、本稿では『甘肅圖録』と略稱）では正面が「北魏禁軍軍官籍簿」という名稱で収録されている。筆者はこの名稱を初めて見たとき、北魏の禁軍のものがなぜ敦煌にあるのだろうか、という素朴な疑問を感じずにはおれなかった。その後、この文獻の内容を検討してゆくうちに、やはりこれは禁軍のものではないと確信するに至った。小論を草する次第である。

またこの「68號文獻」の内容を検討する過程で、史料上に現れることの少ない、従って従来あまり顧みられることのなかった北魏時代の地方軍官の具体的な姿・在りようについて、その一端を知る手掛かりをも得た。あわせて論じ、大方の御批判を仰ぎたい。

一．先行研究の紹介

『甘肅圖録』の各冊末尾には「叙録」が附され¹、それぞれ収録する各文獻に関する概略が説明されている。それによれば、「68號文獻」は本来「職官花名冊」という名稱が付けられていたものを、楊森氏の論考²によって現在の名稱に改めたと記されている³。またこの楊氏の説に對しては、筆者が疑問を持つより前、すでに湯長平⁴・張金龍⁵の兩氏によって異論が提出されており、現在のところ三者三様の説が鼎立している状況にある。そこで本章では、まず三氏の論旨を紹介（行論の便宜上、要點ごとに箇條書きにし、番號を附す）した上で、各説に對して簡単な検討

1 この叙録は、『敦煌研究文集：紀念敦煌莫高窟藏經洞發現一百周年（敦煌研究院藏敦煌文獻研究篇）』敦煌研究院編、甘肅民族出版社、2000）にも再録されている。

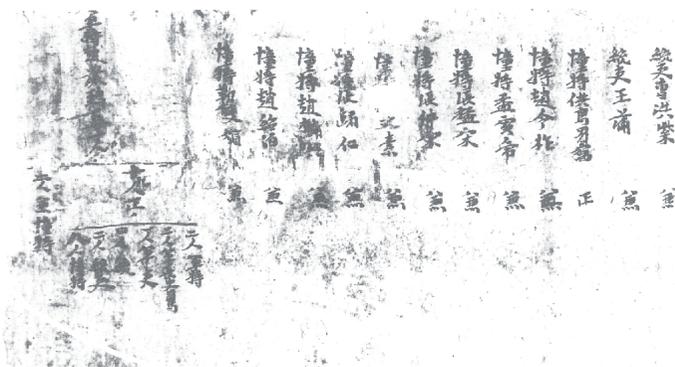
2 「敦煌研究院藏〈北魏禁軍軍官籍簿〉考述」（『敦煌研究』1987年第2期、のち注(1)所引『敦煌研究文集』に再掲）

を加えた後、章を改めて自説を述べることとする。

a) 楊森氏の説

① 本文獻は前後兩段に分けられ、前段は軍官の名籍の殘卷であり、「軍銜」「姓名」「正職・兼職の別」の三項目が立てられる。後段には軍官名籍の總計が記されるが、これは前段とは別の部隊のものである。そして、もともと前段の前の殘欠部分には後段のような總計が記され、後段の後の殘欠部分には前段のような個々の軍官の名簿が記されていたはず、と推斷。

② 『魏書』官氏志のいわゆる「太和前令」には、宿衛軍將（第五品中）・宿衛統（從第六品上）・宿衛幢將（從第七品上）・宿衛軍司馬（從第八品上）・宿衛軍吏（從第九品上）・統史（從第九品上）といった官職名が見えるが、これらと「68號



敦煌研究院第68號文獻

-
- 3 また本文獻の基礎的なデータとして、長さ（横）27.1cm、高さ（縦）27.8cm、白麻紙、兩側面が殘欠、といった事が記されている。
 - 4 湯長平「敦煌研究院藏《北魏軍官籍簿》辨析」（『敦煌學輯刊』1998年第2期、のち注(1)所引『敦煌研究文集』）に再掲
 - 5 張金龍『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』（中華書局、2004）の第十六章「史籍所見北魏前期禁衛武官制度」

【録文】

| | |
|----------------------|--|
| 19 18 17 16 15 14 13 | 12 11 10 09 08 07 06 05 04 03 02 01 |
| 軍將趙農鷄下廿一人 | 統史曹洪紫 統史王滿 幢將供鳥男寫 幢將趙令杵 幢將孟寅虎 幢將張盪宋 幢將張仲宋 幢將□□素 幢將張歸仁 幢將趙□□ 幢將趙紹伯 幢將勒雙嬈 |
| 二人兼幢將 | 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 正 兼 兼 十九人正 |
| 二人兼幢將 | 二人軍將 二人軍長史司馬 一人軍吏 四人統 二人統吏 八人幢將 |

文獻』記載の官名が基本的に一致。但し、『魏書』官氏志では統史以外、すべて「宿衛 (= 禁軍)」の二字を冠するが、「68號文獻」ではこの二文字はない。

②-1 『魏書』列傳中に「軍將」「幢將」の事例を求めると、全て「宿衛」の二字を省略しているものの、ほとんどは禁軍の事例である（軍將は地方軍の例もあるが、幢將はすべて禁軍）。従って、「宿衛」を書かない「68號文獻」もまた、禁軍のものと言える。

⇒ 以上により、これは北魏禁軍軍官の籍簿である。

③ 『魏書』官氏志の「太祖登國元年(386) …是年置都統長、又置幢將及外朝大人官。……（孝文帝太和）四年（480）省二部内部幢將」という記載により、幢將が置かれていた期間は386～480年の間。従って、本文獻の書寫年代もまたその間。

④ なぜ禁軍の名籍が敦煌の地に残されていたのか、という疑問に対する説明として、二つの可能性を指摘。

④-1 禁軍の將領あるいは禁軍を統轄していた皇族が持ってきた。

④-2 本文獻の背面は佛典（『佛名經』の類）であることから、これは僧侶が持ってきたもの。

b) 張金龍氏の説

〔楊説に對する疑義〕

① もしこれが北魏前期の禁軍軍官籍簿であるとすると、この文獻は都の平城から敦煌に傳わった、という事を意味するが、そもそも、北魏禁軍にこのような名籍を作成する制度が備わっていたのか不明。仮にそれがあったとしても、そうした名籍は極秘事項であり、なぜ敦煌にまで流れたのか、疑問。

② 北魏（特に前期）の禁軍は鮮卑拓跋部もしくはそれに附随する部落の人間が擔當していたが、「68號文獻」に見える人名は、一部を除いてほとんど漢族であり、しかも河西の大姓である張氏と趙氏が最も多い。

〔楊説に代わる新説〕

③ 「68號文獻」に見える「軍將」「幢（幢）將」といった軍職名について、様々な可能性を指摘。

③-1 柔然に「軍幢の制」があった。

③-2 北涼にも「幢制」があった（柔然から繼承）。

③-3 北魏の河西地方にも「幢制」があった。

（『魏書』9、肅宗紀、正光五年七月「是月、涼州幢帥于菩提・呼延雄執刺史宋穎據州反。」）

③-4 唐から西夏に至るまで、みな「軍將」があった（その下に幢があったか否かは不明）。

④ 結論：この文獻は西魏・北周時期における河西地方軍（郷兵）の「基層軍官籍簿」の可能性が高い。その根拠は、(1)この文獻の體裁（書式）が吐魯番文書の「西魏大統十三年計帳文書」と一致する。(2)北魏後期～北周時期の基層軍事編制である「統軍－軍主－幢主」と、「68號文獻」に見える軍職「軍將－統－幢將」とを比較すると、「統・軍・幢」の制が一致（ただし、軍と統の上下が逆）。

⑤ 唐初の府兵の軍官名簿である可能性も指摘。

c) 湯長平氏の説

① 幢將に着目。正史中の幢將に關する記事を検討した結果、幢將は必ずしも禁軍には限定されず。（歸屬してきた諸族を配屬した「二部（南部と北部）」という組織にも幢將あり）

② 「幢」という軍事單位は北魏の軍隊編制上、禁軍のみならず普遍的に見られ、その將領は「幢將」と呼ばれていたはず（正史中には「幢帥」の語あり。意味上、帥＝將。）

- ③ 「68號文獻」の「正」「兼」に着目すると、特に前半部分の十二人のうち、「兼」が十一人で「正」は一人のみ。このように多数の禁軍軍官が兼職しているのか。
- ④ 北魏の禁軍は鮮卑を中心として胡族が擔當するはずだが、「68號文獻」に見える人名のほとんどは漢族のもの。
- ⑤ 『魏書』官氏志の、いわゆる「太和前令」には宿衛幢將（從第七品上）が見えるが、同「太和後令」には見えない。従って、本文獻の書寫年代の最下限は太和後令の頒布（太和二十三年、499年）より前。
- ⑥ 結論として、この文獻は「北魏軍官籍簿」と名づけるべき。

以上が三氏のおおよその論旨である。これをふまえた上で、あらためて論點をまとめ直すと、まず體裁に關して、最初に「68號文獻」を取り上げた楊氏が提示した見解（楊①）については、各氏異論はないようであり、筆者もまた楊説に同意する。各氏の意見が分かれるのは、内容についてである。まず楊氏は、本文獻中に見えるものとはほぼ一致する官職名を『魏書』官氏志中に見出だし、ただそれが『魏書』官氏志では「宿衛」の二字を冠して記載されていること、また、いくつかある官職のうち特に幢將の『魏書』列傳中に見られる具體例が全て禁軍のもの、という二點から、これを北魏禁軍のものと判断している。これに對して、張・湯兩氏はともに、「禁軍」という點に疑問を呈す。その根據は、(a)禁軍の名籍が敦煌という邊地で發見されることの不自然さ（張①）、(b)北魏禁軍は基本的に鮮卑拓跋部によって構成されていたという事はすでに明らかになっているにもかかわらず、本文獻に見える人名はほとんどが漢族、しかも河西の大姓であること（張②・湯④）、(c)本文獻に見える軍官のうち「兼職」の占める割合が非常に高いが、それは禁軍としては不自然（湯③）、の三點に集約できる。このうち(a)については、楊氏自身その不自然さを認識した上で解釋を試みているが（楊④）⁶、(b)(c)がまだ残っており、やはり「禁軍」という點について大きな疑問が残る。

これに對して張氏の説は、さまざまな可能性を考慮に入れるという點（張③・⑤）において慎重な姿勢が見て取れるが、しかしその結論（張④）にはやはり首肯できない。というのも、その根據(1)については、氏が例證として持ち出している「西魏大統十三年計帳文書」は租税の納付に關する文獻であり、それを本件のような軍

6 ちなみに、楊④-1については、確かにその可能性は否定できないが、しかし楊④-2については、やや強引な説明と言わざるをえない。楊④-2で例證として挙げているのは、北魏廣陽王の元嘉が布施した刺繡が敦煌で發見されたが、元嘉本人は敦煌に來たことはないで、それは僧侶が運んできたものである（『文物』1972年第2期「新發現的北魏刺繡」）、というものである。しかし、本文獻の背面に記されている佛典は「抄寫」の類であって、そのような物をわざわざ持ち運んできたとは考えにくい。布施した刺繡と反故紙に書きつけた寫しを同列に論じることはできないであろう。

官の名簿類と同列に論じてよいのか大いに疑問を感じる。また根據(2)についてはより根本的な問題がある。北魏後期から北周時期の軍事組織と、本文獻に見える官職名との間に「統」「軍」「幢」の三字が共通することを重視するのはともかくとして、そのうち「統」と「軍」の上下関係が兩者の間で逆転しているというのは、これは決定的な相違点ではないのか。この點に留意すれば、むしろ「68號文獻」は北魏後期から北周時期のものではない、とする論據にもなりうるであろう。従って、張氏の結論について「河西地方軍」という點は首肯できるものの、時代の比定に關しては全く賛成できない。

最後に湯氏の説⁷は、楊森説に關して、北魏前期という時代についてはそのまま認め、ただ「禁軍」に限定することはできない、との立場に立つ。結論から言えば、これが最も穩當な説であろう。本文獻に見える官職名が、「宿衛」の二字を冠しているとはいえほぼそのまま『魏書』官氏志に記載され、かつそのうち例えば「幢將」などは他の時代には見られない以上、これを北魏王朝以外に比定する必然性は全くない。また上記にまとめたような「禁軍と考えることの不自然さ」を考慮に入れると、三氏の中で湯氏の見解が最も納得できる内容を持つ。ただし、これが禁軍のものでないとすると、では一體どこの如何なる軍隊の名籍なのか、この點に關して湯氏は、なんら積極的に言及していない。氏がこの文獻につけた名稱は「北魏軍官籍簿」であり、あくまでも北魏時代の「一般的な軍隊編制」を反映した名籍、という立場のように見受けられる。それはまた、氏の論考中の最大の柱とも言える幢將に關する考證において、「禁軍とは関係のない幢將もいる」「幢は禁軍のみならず北魏の軍隊編制に普遍的に見られる」といった言い回しで結論づけていること（湯①・②）からも窺うことができる。要するに、氏の考察は「禁軍ではない」という點に集約され、その代案として出されたものは「一般的な軍隊」ということになっているのであるが、これが個々の人名の記載される具體的な軍隊の名籍である以上、それでは不十分と言わざるをえないだろう。

次章以降ではこのような點をふまえて、「北魏時代の、かつ禁軍ではない」という湯氏の説を別の側面から補強し、さらに一般的な軍隊編制という所で話を終わらせるのではなく、もう一步考察を進めて具體的にどこのどのような軍隊の名籍であったのか、そこを中心として自説を述べたい。

7 ちなみに、注4と注5を見れば分かる通り、張金龍氏より湯長平氏の研究の方が先に發表されている。しかし、張金龍氏は湯氏の論考に全く言及しておらず、楊森氏の研究のみを取り上げて論を展開しており、従って湯・張兩説の間に繼承關係は存在しない。それを踏まえた上で兩説を比較したとき、少なくとも筆者は湯氏の説の方に説得力を見出だしたため、張氏・湯氏の順番で各説を紹介した。

二. 軍官名の検討

そもそも北魏王朝には、禁軍以外にどのような種類の軍隊が存在していたのだろうか。何茲全氏の研究⁸によれば、北魏には中兵（中央禁軍）の他に、地方軍として州郡には州郡兵が置かれ、また州と同格の軍政区である鎮には鎮戍兵が置かれていたという。まずはこれら州郡兵・鎮戍兵の軍官にはどのようなものがあったのか、確認してみる。

1) 鎮戍兵

まず鎮戍兵について見ると、嚴耕望氏は北魏の軍鎮組織について諸史料中に確認できるものを列挙している⁹が、その中から府官等を除外して軍官と認められるものには以下の七つがある。

①都大將 ②副將 ③統軍・別將 ④軍主 ⑤隊主 ⑥軍將 ⑦戍將

このうち、③・⑤については氏の引用する史料から判断するに北魏末期のものであろうが、本文献は後述するように北魏前期のものと考えられるので、ここでは①・②・④・⑥・⑦のみを対象として考えてよい。ちなみに、①の都大將は鎮の長官であるが、これは鎮の格の上下によって他に大將・將といった名称もあることが指摘される。ここではこれら鎮の長官をまとめて「鎮將」と呼ぶこととする。また④の軍主と⑥の軍將について、嚴氏は次のように説明する。すなわち、州に郡が属するのと同じように、鎮に属する「軍」という下位の軍政区があり、その長官を「軍將」と呼んだ。史料には「軍主」という語も頻見するが、その地位はかなり低く、郡にも比せられるべき「軍」という軍政区の長官とは認められない。つまり、軍將と軍主とは別の軍官である、と。さらに軍將の中でも、特別に地位の高い「軍」の長官は「都將」と呼ばれていた、とも言う。そして組織の全体像として、長官の都大將を筆頭に副將がこれに次ぎ、統軍・軍主・隊主がその下でそれぞれ軍隊を領し、軍將・戍將は郡守や縣令と同じように地方を統治し、かつ統軍や軍主と同様に軍隊をも領す、と述べる。ただし、既述したように、統軍や隊主などは北魏前期にはおそらく存在していなかったため、この点は頭に留めておく必要がある。

氏の見解は、大筋においては認められよう。ただし、若干の検討が必要である。例えば嚴氏は、都將は軍將の中でも特に地位の高いもの、と解している。その根拠としているのは、『魏書』27穆羆傳にある、離石都將の郭洛頭が吐京鎮將の穆羆の

8 何茲全「府兵制前的北朝兵制」（『中華文史論叢』1980年第2期、のち『何茲全文集』第2巻、中華書局、2006に再録）

9 嚴耕望『中國地方行政制度史』（1997年景印四版、中央研究院歷史語言研究所）乙部「魏晉南北朝地方行政制度」下冊、第十一章「北魏軍鎮」。

命令に服さずに免官された、という記事である。離石はもともと独立した鎮であって、吐京鎮の管轄下にあるわけではないにもかかわらず、こうした事態になったのは、このとき離石は「鎮」から「軍」に格下げされて吐京鎮に属していたためだと解釋するのである。そうして、「軍」の長官は本来ならば軍將のはずだが、かつては鎮であった「離石軍」の地位は一般の「軍」よりも高く、そのためにその長官は軍將ではなく「都將」と呼ばれていたのだと。

都將に對する嚴氏のこうした理解に對して、次の史料を檢討してみよう。『魏書』30周觀傳を見ると、彼が鎮戍兵の軍官を歴任したことが記されている。

周觀、代人也。驍勇有膂力、每在軍陳、必應募先登。以功進爲軍將長史、尋轉軍將。擊赫連屈丐有功、賜爵安川子、遷北鎮軍將。世祖即位、從討蠕蠕。以軍功進爲都副將、鎮雲中。神農中、又討蠕蠕、大獲、增爵爲侯。從征平涼、進爵金城公、遷爲都將。從破離石胡、加散騎常侍。轉高平鎮將。

「北鎮軍將」「都副將」「都將」「高平鎮將」といったポストを昇進していった事が記されている。ここで問題となる都將に着目すると、その前に「都副將」になったと記されている。もし都將が「特別地位の高い軍將」ならば、都將と軍將との違いは程度の問題であって、逆に言えば両者は本質的に同じはずである。従って軍將にも「軍副將」があってもよいはずだが、少なくとも現存の史料にはそのような軍官名は見出だせない。「特別地位が高い」がために、軍將にはないものが都將にはあったのだろうか。もしくは、現實には「軍副將」は存在していたが、たまたま史料に残されなかっただけなのだろうか。どちらの可能性も確かにあるが、しかし次の點はどうであろうか。周觀傳の都副將は「鎮雲中」とあることから雲中鎮の都副將であり、次の都將も文脈からして同じ雲中鎮内部での昇進であろう。嚴氏説に基づくならば、都將が設置されるのは「鎮」ではなく下級單位の「軍」でなければならないはずである。しかし、この時期（「世祖即位」とあるから太武帝期）に雲中鎮が「鎮」として存在していたとは、嚴氏自身の明らかにしているところである。従って、都將は「軍」の長官ではなく、鎮の中に設置された一つの軍官と解する方がよいのではないか。要するに、軍將とは別個に「都將」「都副將」という軍官が存在していたのである。

以上を綜合すると、北魏前期における鎮戍兵の軍官としては、長官の鎮將・副官の副將を筆頭にその下部組織として都將・都副將などが存在し、鎮管轄下の「軍」の長官に軍將が、また戍の長官に戍將があり、さらにまた都將・軍將・戍將の下にはそれぞれ、軍主やあるいは後に現れる統軍・別將・隊主に代わる下級軍官がおそらく存在していたのであろう。

2) 州郡兵

次に州郡兵の軍官について見ると、正史中にはほとんど實例が残されていない¹⁰。州はあくまでも民政區劃なので、こうした軍官を置いていなかったのかということ、そうではない。何茲全氏が「州郡兵」の存在を指摘したように、刺史が兵を率いる記事は頻見しており、州郡に常備兵があったのは間違いない。ただ、その下部組織に関する記事がほとんどないのである。わずかに、『魏書』7下、孝文帝紀下には

(太和十四年)五月己酉、庫莫奚犯塞、安州都將樓龍兒擊走之。

とあって、「安州都將」の存在が確認できる。安州には鎮が設置された形跡はないので、これは間違いなく州郡兵の軍官である。州の下級單位に「軍」という軍政區など存在するはずもないので、この点からも都將に関する嚴氏の理解が誤りであることが證明されるであろう。また『魏書』78張普惠傳を見ると、

先是、仇池武興氏數反、西垂郡戍、租運久絕。詔普惠以本官爲持節・西道行臺。給秦・岐・涇・華・雍・豳・東秦七州郡兵武三萬人、任其召發、送南秦・東益二州郡兵租、分付諸戍、其所部將統、聽於關西牧守之中隨機召遣、軍資板印之屬、悉以自隨。普惠至南秦、停岐・涇・華・雍・豳・東秦六州郡兵武、召秦州郡兵武四千人、分配四統。

とあり、秦州の兵士四千人を「四統」すなわち四人の「統」に分配したことが記される。もっともこれは、張普惠が「行臺」として州郡から兵士を徵發した際の記事なので、嚴密には州郡兵の軍官と言えないかも知れない。正史中に求め得る州郡兵の軍官はこの程度であるが、石刻史料には正史の闕を補ってその實態を窺い知る貴重な手掛かりが残されている。

五嶽のうち中嶽として知られる嵩山に、北魏文成帝の太安二年(456)の建碑と傳えられる有名な石碑がある。これは、道士・寇謙之が太武帝に奏請して嵩山に建てさせた廟を再建した際の石碑と言われ、「中嶽嵩高靈廟碑」と稱される(以下、本稿では「嵩高碑」と略稱)。その碑陰は上下二段に分かれ、上段はさらに上下二列、下段は上下三列に分かれて、各列にその建碑に関わったと思われる人名が官職名とともに刻される。歴代の金石關係の著作を見ると、早くから碑陽・碑陰ともに摩滅が激しかったようであるが、いま『八瓊室金石補正』によってその碑陰を見るに、上段第1列の後ろから2行目に「州典作統」、上段第2列の第11行目に「州典作幢

10 『魏書』30尉撥傳には

尉撥、代人也。父那、濮陽太守。撥爲太學生、募從兗州刺史羅士擊賊於陳汝、有功、賜爵介休男。從討和龍、遷虎賁帥、轉千人軍將。又從樂平王丕討和龍。除涼州軍將、擊吐谷渾、獲其人一千餘落。

とあって「涼州軍將」が見えるが、これは「涼州鎮」という鎮名である。前掲嚴耕望著書參照。

將」という文字が見える。雙方ともに直前は摩滅により文字が判讀できないが、もとはそれぞれ州名が刻されていたのであろう。つまり、ここに見えているのはまさしく州郡兵の「統」と「幢將」なのである。この石碑の存在によって、州郡兵にも軍官が置かれていたことはもはや疑いを容れない。

ただし、ここで検討を加えておきたい事がある。それは、どの州の「統」と「幢將」なのか、という州名の問題である。先にも述べたようにこの石碑は磨耗が激しく、おそらく本来は「某州典作統」「某州典作幢將」と書かれていたはずのものが、不幸にも兩方ともに州名が消えてしまっている。この点について、同じ碑陰の上段第1列の第6行目に「詔洛豫二州造立廣殿碑」と記されている事から考えると、この建碑に當っては洛州と豫州が深く関わっていたらしい。實際、ここに刻される人名の官職として、洛州や豫州の州官がいくつか見える。郡縣官が記されている場合も、その多くは洛州あるいは豫州所在の郡・縣である¹¹。洛陽遷都前、洛州と豫州とは隣接しており、また嵩山の所在は洛州であったから、こうした傾向は必然と言えよう。とすれば、「州典作統」「州典作幢將」の直前に本来刻されていたであろう州名もまた、洛州もしくは豫州である可能性が極めて高い。念のため確認しておく、『魏書』30尉撥傳に

轉平南將軍・北豫州刺史。後洛州民田智度聚黨謀逆。詔撥乘傳發豫州郡兵與洛州刺史丘頓擊之、獲智度、送京師。

とある通り、洛州・豫州にも他の州と同様に州郡兵が置かれていたので、この点から言っても、ここの州名に洛州もしくは豫州を想定することは十分に可能である。

前章で紹介したように、楊森氏が「禁軍」説を唱えた根拠の一つとなったのは、幢將の實例が禁軍に限られるからであったが、こうして見ると、實例が少ないのは單に幢將のような下級軍官については、禁軍のものですらすわすわかしかな正史に記載されていないのであるから¹²、まして地方軍のそれなど残されるはずもなかった、というだけの事であって、實際には禁軍と同様、地方軍にも存在していたことが明らかとなったわけである。以上により、州郡兵には「都將」「統」「幢將」といった軍官が存在していたことが確認できた。

11 郡縣名に關して、同名の郡あるいは縣が異なる州・郡に存在する（つまり複數設置される）ことがしばしばあり、そうした事に關しては陸增祥がもつばら『魏書』地形志によって考證している。それによれば、やはり多くが洛州あるいは豫州所在の可能性がある。ただし、洛州に隣接する荊州關連の地名も一部見える。

12 實際には禁軍でも大量の幢將が存在していたことは、有名な「北魏文成帝南巡碑」を見れば一目瞭然である。山西省考古研究所・靈丘縣文物局「山西靈丘北魏文成帝南巡碑」(『文物』1997年第12期) 參照。

3) 禁軍・鎮戍兵・州郡兵の軍官の比較

その一方で禁軍の軍官については、前章で楊森氏の論考を紹介する際に示した『魏書』官氏志の記載により、「軍將」「統」「幢將」等の存在が判明している。これと、いま確認した州郡兵・鎮戍兵の軍官名とを比較してみると、かなりの程度の共通性を見出すことができる（表参照）。禁軍と鎮戍兵・州郡兵それぞれの性格を考えると、禁軍の史料が最も豊富に残っており、鎮戍兵がこれに次ぎ、州郡兵の實

【表：各軍軍官一覧】

| | | | | |
|-----|-----|----|------|----|
| 禁軍 | 都統長 | 軍將 | 統 | 幢將 |
| 州郡兵 | 都將 | | 統 | 幢將 |
| 鎮戍兵 | 都將 | | (統軍) | 軍主 |
| | | 軍將 | | |
| | | 戍將 | | |

例が最も少ないのは當然である。實際、州郡兵に関しては「高高碑」がなければ統と幢將の存在を確認することすら不可能であった。當然のことだが、下級軍官になればなるほど、正史等の編纂史料にその名を残す確率は減少してゆく。この場合、さらに「地方」という要素が加わることによって、さらにその傾向が著しくなっているのである。そのようにして考えると、鎮戍兵および州郡兵にもまた、禁軍と同様の軍官が置かれていたのではないかと、という推測が成り立つ。つまり、州郡兵にも軍將が置かれ、鎮戍兵にもまた統や幢將が存在していたのではないかと、それらの実例が確認できないのは現存の史料に残っていないだけであって、現實には存在していたと考える方が妥当であろう¹³。

以上の考察から得た結果というのは、湯長平氏の考えと基本的に一致する。すなわち、氏は「幢」は北魏の一般的な軍隊編制における単位であると見なし、かつその単位の将領は「幢將」と呼ばれていたに違いないと考え、そうして楊森氏の「禁軍」説を反駁している。これに對して筆者は地方軍の組織について検討し、同じ結論——各種軍隊における「幢將」の普遍的存在——に達したわけである。少なくとも州郡兵の幢將が確認できる以上、「68號文獻」の内容を禁軍に限定する必然性は、もはや全くない。そのうえ前章で述べたように、いくつかの理由から「68號文獻」を禁軍のものとするにはかなりの無理がある。とすると、必然的に残るは鎮戍兵か州郡兵、いずれにせよ地方軍ということになる。本文獻がどこの軍隊のものであったにせよ、少なくとも禁軍のものとは考えられない以上、筆者のこのような考え、

13 もちろんこうした推測だけでは説得力に欠けるのは言うまでもない。しかし、「68號文獻」が間違いなく鎮戍兵のものであることは、後述する通りである。

つまり地方軍にも禁軍と同様の軍官が置かれており、それらの実例が確認できないのは史料的制約によるものである、という考えを裏付けるものとしてこの「68号文献」を位置づけることができる。言い換えると、本文献によって初めて、正史を始めとする現存史料では復元しきれない、北魏前期における地方軍組織の一端を知ることができるのである。

本文献が地方軍のものであるという見方は、別の面からも裏付けられる。実は、先に嚴耕望氏の研究に基づいて鎮戍兵の軍官を説明した際、敢えて触れなかった問題が一つある。それは、軍將である。そこでは筆者は嚴氏の説に従って、軍將は鎮の下級軍政単位である「軍」の長官であると説明した。しかしその一方で、前章で楊森氏の説を紹介する際に述べたように、『魏書』官氏志には「宿衛軍將」という禁軍軍官が記載されている。この宿衛軍將は禁軍組織における一つのポストであり、明らかに地方軍政区の長官という説明は当てはまらない。では嚴氏の説明が間違っていたのだろうか。鎮戍兵に見える軍將もまた単なる一將校だったと理解すれば、「宿衛軍將」と矛盾なく説明できる。

しかし筆者の見るところ、嚴氏の見方は間違っていない。鎮の長官に鎮將があり、「軍」の長官に軍將があり、戍の長官に戍將がいる。史料については次章で紹介するが、北魏時期に「軍」という名稱の軍政区が鎮の下級単位として設置されていたことは明らかであり、そうであるならば当然その「軍」にも長官がいたはずである。その長官の名稱が「軍將」であったとしても、何ら不自然でない。むしろ、この「軍」の長官に比定すべき官職名を他に見出だすことができない以上、軍將こそがそれであると解釈するのが最も穩當である。しかしそれと同時に、『魏書』官氏志に明記されるように一將校としての「軍將」もまた間違いなく存在していた。つまり、同じ「軍將」という名を持つ官職が二種類同時に置かれていたと考えられるのである。このような状況は極めて非合理的であり、常識的に考えて不自然と言わざるをえない。ところが実は、この不自然極まりない状況が「68号文献」の上に反映されているのである。

本文献の後半部分には、「軍將」趙農鷄の下に配される軍官の総計が記されている。ところがその中にはまた、「軍將」が二名いる。軍將の下に軍將がいるというのは、何とも奇妙な話である。同じ軍官の間で統屬関係が生じるはずがないからである。これを解釋する方法はただ一つ、軍將には二種類あったと考えることである。すなわち趙農鷄の帯びる軍將と、その下の二名の軍將とは全く別の官職なのである。おそらく順當に考えて、趙農鷄は軍政区の「軍」の長官であり、下の二名はその「軍」に配屬された軍隊組織の中の將校なのであろう。異なる官職が同じ名稱を持つというのはおよそ信じがたい話であるが、いまこうして編纂の手を加えられてい

ない生の史料である「68號文獻」の上にそれが現れている以上、我々はそれを信じるしかない。そしてそれは、このように考えること——軍將には二種類あった——でしか説明できないであろう。

以上の検討により、「68號文獻」が禁軍のものでないことは、より一層明白となる。なぜならば、禁軍の中に「軍」の長官がいるはずはない、言い換えると、禁軍の名籍のうえに二種類の軍將がともに記されるはずはないからである。そして同じ理由によって、これが州郡兵のものでないこともまた明らかである。本文獻の少なくとも後半部分は、鎮の下級単位である「軍」における軍隊構成を反映した文書である。前半部分も同様に「軍」のものであるかは不明である。「軍」と同様、鎮の管轄下にあった戌のものかも知れないし、あるいは鎮直屬の軍隊のものかも知れない。いずれにせよ、本文獻が鎮戌兵のものであることはもやは疑いを容れない。では、具體的にどの軍鎮のものだったのだろうか。次章ではこの問題を扱うこととする。

三. 人名の検討

前後の残欠した軍官名籍の残片が一體どこの軍隊のものであったか、その所在地を特定する手掛かりとなるのはやはり、人名しかない。本文獻に見られるような下級軍官はおそらく在地有力者の占める所であったろうという事と、「郡望」という言葉に象徴されるように各地域において有力な氏族は限られている事を考慮に入れると、人名はその地域を特定する判断材料に充分なるであろう。もちろん一般論として、敦煌に残された文獻であるから敦煌在地の軍隊のものである蓋然性が高いといえるが、それだけでは説得力に欠けることは言うまでもない。幸いにも「68號文獻」には十餘名の人名が記されている。ここでこの人名について検討を加えておくことも無駄ではないと考える次第である。

本文獻に見える人名については第一章で紹介したように、先行研究においてすでに言及されている。そこで張・湯兩氏が共通して指摘したのは、漢族の人名が多いということであり、それはまた楊氏の「禁軍」説に疑義を呈する際の有力な根拠であった。とくに張氏は、ここに記載される人名のうち最も多い趙姓と張姓は「河西の大姓」とであると指摘し、それを根拠に本文獻を河西地方軍（郷兵）のものと判断したのであった。しかしながら、「大姓」という概念は非常に曖昧なもので、明確な基準があるわけではないにもかかわらず、張氏はそれらの姓が「河西の大姓」である根拠を示してはいない。そこでまずは、この問題について考察してみたい。

本文獻に見える人名を列挙すると、「曹洪紫」・「王滿」・「供鳥男寫」・「趙

令柝」・「孟寅虎¹⁴」・「張滿盃宋」・「張仲宋」・「張歸仁」・「趙紹伯」・「勒雙嬀」・「趙農鷄」の十一名については姓・名ともに判讀でき、この他に姓は判讀できないものの名の末字が「素」と讀める者が一名、名は判讀できないものの姓が「趙」である者が一名いる。従って、姓だけを取り上げて言うと、漢姓の者は趙氏が四名で最も多く、次いで張氏が三名、曹氏・王氏・孟氏がそれぞれ一名、ということになる。他の二名は、明らかに非漢族の名である（供鳥男寫と勒雙嬀）。従って、ここで検討の対象となるのは「趙」「張」「曹」「王」「孟」の五姓ということになる。

さてこの五姓のうち、「張」「曹」「王」の三姓については確かに先行研究においても「河西の大姓」として挙げられている。例えば、池田温氏は八～十世紀を中心として、各種文献に残されている敦煌在住の人名データを集計した結果、「張・王・安・索・曹」の五姓で全人口の四〇%以上、それに李・康・汜・宋・陰姓を加えた計十姓では實に五七%にも及んでいる」と指摘し、統計學的手法を用いて興味深い見解を提出している¹⁵。また白須淨真氏は一～四世紀（後漢～五胡十六国）における河西地方の名族について、時代の推移に伴う變化を踏まえつつ曹・張・索・段・蓋・李・汜・陰・宋といった姓を挙げる¹⁶。特に曹氏については、「曹全碑」で有名な後漢の曹全や後の曹氏歸義軍の例があるし、また張氏も張氏歸義軍の例があり、それぞれ敦煌地方でかなりの勢力を張った一族であったことは學界の常識に屬する。ところがその一方で、本文獻に最も多く見える趙氏をもって河西の「大姓」だとする研究は、管見の限りない¹⁷。そこで以下では、趙氏に限定して考察を加えてみよう。

例えば、『魏書』の中から河西地方出身の趙氏を探してみると、次の二例が確認できる。まず『魏書』94趙黑傳では、彼の出自について「本涼州隸戸」と記す。この場合は「隸戸」であって大姓ではないので、参考にはならない。一方で同書107

14 この人物の姓「孟」について、先に紹介した先行研究では三氏ともに「盃」と釋すが、楊森氏だけは「盃（孟?）」として「孟」の字である可能性を指摘している。一見すると確かに「盃」のようにも見えるが、しかしよく見ると、この字の第一畫目は「ノ」ではなく明らかに「フ」と書いてある。つまりこの字の上半部は、「禾」ではなく「子」に「八」を組み合わせた形となっている。下半部が「皿」であるのは議論の余地はない。『碑別字』卷四ではこのような字を「孟」字の別體とする。例證として挙げているのは「漢景君碑」すなわち後漢の「北海相景君碑」碑陰である。本文獻は例えば「紫」（一行目）・「滿」（二行目）・「虎」（五行目）など、総じて隸意を残す古い字形を使用しており、そうした傾向から考えてもここは「孟」と釋して間違いのないであろう。

15 池田温「八世紀初における敦煌の氏族」（『東洋史研究』第24卷第3號、1965）

16 白須淨真「在地豪族・名族社会——一～四世紀の河西——」（『敦煌の社会』講座敦煌第三卷、大東出版社、1980）

17 上引の白須氏の論考では、西涼の李暠政權が在地豪族の推戴によって成立したことを指摘する中で、政權構成員の内譯について張氏六名、索氏五名、令狐氏二名、汜氏二名、唐・郭・尹・宋・趙・陰氏各一名という事實を紹介するが、しかし本論考を通して趙氏を名族とみなす記述は見られない。

上、律曆志上には「敦煌の趙歎」が作った「甲寅の曆」を採用したという記述が見られる。この時代において曆を作成するような知識を持つ人物は、名族と見てよいのではないだろうか¹⁸。ちなみにここで彼の名が出てくるのは、世祖太武帝が「涼土を平」げた――すなわち北涼を滅ぼした際の記述中であるから、彼は北魏の人ではない。『隋書』34經籍志三には「河西甲寅元曆一卷（原注：涼太史趙歎撰）」とあることから、五涼政権のいずれか（北涼か？）に参畫していた人物であろう。

さらに前後の時代に対象を擴げると、注17で触れた西涼の李暹政権における趙開という人物もまた上の趙歎と同様、河西の地方豪族と見てよいだろう¹⁹。また『隋書』65に傳の立てられている趙才は「張掖酒泉人」であり、しかも北周のときに「興正上士」となり、隋になって軍功をもって昇進していったことが記される。あるいは更に『新唐書』73下、宰相世系表三下では「燉煌趙氏」という項目が立てられ、「子遷、隋鷹揚郎將」「武孟²⁰、監察御史」「彦昭字煥然、相中宗」と三人の名が記される。最初の「鷹揚郎將」は隋煬帝期の府兵制下における軍官であり、先の『隋書』の趙才とともに、北魏地方軍官の名籍である本文獻に見える趙氏との連続性を窺わせる。そしてそこから次の監察御史、最後の「中宗に相たり」へと飛躍的に官職が上昇しており、この最後の趙彦昭が宰相になったことによって『新唐書』宰相世系表に「燉煌趙氏」という項目が立てられることになった。逆に言えば、「燉煌の趙氏」は古くから宰相あるいは中央の顯職を輩出するほどの一族ではなかったことが窺われる。

ちなみに、先に紹介した池田氏の論考において作成された統計結果の一覧表を見ると、趙姓は上引の十姓ほどではないにせよ、それに次ぐ人数が挙げられている。この一覧表では、張氏が筆頭におおよそ人数の多い順に姓氏を並べているように見受けられるが、趙姓は十六番目に位置づけられている。表全體で七十姓を挙げ、また表には掲載しなかった零細な姓を五十餘り注記しているので、総計百二十餘姓の中で十六番目、というわけである。この統計結果から敦煌において趙姓は、上引の「十姓」に次ぐ程度の位置を占めていたとみてよいだろう。もちろんこの一覧表は先述の通り八～十世紀を主たる対象としているので、北魏とはやや時代の隔たりがあるが、上でみた五胡十六国から隋唐にかけての正史から窺われる河西趙氏の姿と、ほぼ一致する。

18 前掲白須論文は、五胡十六国時期における河西地方の名族が文化・學術方面でも優れており、それが北魏王朝に流入することを述べる。趙歎について附言すれば、『隋書』34經籍志三には甲寅曆のほか「趙歎算經一卷」というのも見える。

19 『晉書』87李暹傳。

20 原文では「武蓋」と記載されるが、趙超著『新唐書宰相世系表集校』（中華書局、1998年）によって改めた。

また池田氏は、敦煌住民の姓氏の分布状況について、彼らが華北平原とくに東部から移住したという傳承を持つものが多いにもかかわらず、実際には隴西・河西地方における姓氏分布との間に大きな共通性があることを指摘する。本稿との関連で言えば、『廣韻』や『太平寰宇記』では張・曹氏が武威（涼州）で、また王氏は隴西・天水でそれぞれ郡望として擧げられている。こうした姓氏分布の共通性というのは、要するにそれぞれの氏族がもとの本據地から近隣する地域へ移住していった事によって生じた現象なのであろう。そして問題の趙姓については、氏の論考中では触れられていないものの、『太平寰宇記』150で「天水郡七姓」として「權・趙・尹・莊・龍・狄・姜」が擧げられており、やはりこの傾向と一致する。こうした姓氏分布状況の特徴から見ても、敦煌で趙姓がそれなりに力を持った姓であったことは説明できる。もちろん『太平寰宇記』が記述しているのは後の時代のことではあるが、例えば先の『新唐書』宰相世系表で趙氏の系譜を最初に説明する際、秦の時代から「世居隴西天水西縣」と記していることに端的に現れているように、早くから天水の趙氏というのは著姓であり、『魏書』52に趙逸および彼の子孫の傳が立てられているが、これは天水趙氏であって、北魏時代でも一貫して大姓であったことが知られる。従って、張・曹・王氏などが早くから隴西・河西地方一帯にかけて力を持ったのと同様、趙氏もまた比較的早い時期から同じ地域で勢力を持っていたと考えられる。

ちなみに本文獻に見えるもう一つの漢姓である孟氏についても、趙氏とほぼ同じことが言える。池田氏は上述の姓氏分布状況の説明において、「武威郡の有力氏族（郡望）としては張・陰・段・孟（廣韻）、賈・陰・索・安・曹・石（太平寰宇記）の諸氏が擧げられているが、そのうち張・陰・索・安・曹五氏は敦煌のベスト・テンに入る有力氏族であり、石・孟兩氏も敦煌に相當多い」と述べる。先に触れた池田氏作成の一覽表では、孟氏は四十三番目に位置する。趙氏よりも少ないが、それでも百二十餘姓の中ではかなり多い方というわけである。

以上より、五胡十六国から北朝さらには唐にかけての河西地方における趙氏は、一流の名族ではないもののそれに次ぐ勢力を保持した姓であり、當地の軍官就任者を輩出しても何ら不自然のない家柄であったことが分かる。つまり、「68號文獻」に見える五つの漢姓のうち三つ（張・曹・王）は紛れもなく「河西の大姓」であり、残る趙姓と孟姓もまた河西地方の小豪族であった。張金龍氏の見解は、趙姓に関して若干の修正が必要であるものの、それでもなお本文獻を河西地方の地方軍のものとする結論については間違いないといえるだろう。むしろ、『隋書』趙才傳や『新唐書』宰相世系表の一人目（隋鷹揚郎將の趙子遷）の事例などからして、氏の見解を補強できたのではないかと思う。

ただし、本稿の目的からするともう少し詳細な検討を加えた方がよい。というのは、北魏前期の河西地方には敦煌鎮・涼州鎮・鄯善鎮といった複数の軍鎮が設置されていたので²¹、ただ漠然と「河西地方軍」と説明するのではなく、そのどれに當るのか厳密に特定した方が、より「68號文獻」の内容を精確に理解することにつながるからである。そうして、ここでもまた検討の対象となるのは趙姓である。というのは、先述したようにそれが本文獻に最も多く見える姓であるということが一つ。また、十三名の肩書きを見た場合、統吏が二人と幢將が十人、そして軍將が一人となっており、言うまでもなく軍將の地位が最も高い。そして、その軍將に就いているのが「趙農鷄」という人物なのである。すなわち、本文獻の人名の中で質・量ともに趙姓が明らかに優位を占めており、従って趙姓を中心として地域性を検討するのが最も順當だと思うからである。

そこで、上で挙げた河西出身の趙氏についてもう少し詳しく見てみると、まず『魏書』律曆志上に見える敦煌の趙歎であるが、彼はまた『魏書』107下・律曆志下にもその名が見え、そこでは「涼州趙歎」として記される。敦煌にせよ涼州にせよ、河西地方の代名詞のように使われる場合があるので、この場合もそれであろう。要するに、河西地方のどこか、具体的に特定はできない。次に西涼政權の趙開であるが、彼の出身地はどこにも記されていない。ただ、西涼は最初敦煌を都としていたので、その創業に當って協力した地元の豪族と考えられる趙開は、敦煌の人であった可能性が高い²²。その次の『隋書』の趙才については「張掖酒泉の人」であることは既に紹介した。張掖と酒泉と、本貫地を記す際になぜ二つの郡を併記したのかよく分からないが、ただ『元和姓纂』7では酒泉の趙氏として彼の名を挙げている。そして『新唐書』宰相世系表に「燉煌趙氏」として載せられる趙彦昭およびその父祖であるが、實は『旧唐書』92および『新唐書』123の趙彦昭傳では「甘州張掖人」と記される。つまり、燉煌趙氏と稱しているものの、厳密には張掖を本貫としているのである。

ここで『古今姓氏書辯證』を見てみると、その巻25で河西地方の趙氏について次のように述べる。

酒泉趙氏。其先、因官于酒泉者、自天水徙焉。隋武侯將軍才、即其後。……燉煌趙氏、又曰張掖趙氏。其先、自天水徙居。隋鷹揚府郎將子遷、生監察御史武蓋。武蓋生彦昭字奂然、相唐中宗。

この記述のもととなったのは上引の『隋書』趙才傳および『新唐書』宰相世系表で

21 前掲嚴耕望著書參照。

22 後藤氏は「河西王國の性格」（『歴史教育』第十五卷第二號、1967）の中で、西涼政權の樹立に參畫した人物について、ほとんどが敦煌出身人物であることを指摘する。

あることは言うまでもないが、ここで注目したいのは、酒泉・敦煌（張掖）どちらの趙氏も天水から移住してきたと書かれていることと、武威（涼州）の趙氏というのがない、という二点である。河西の趙氏がもと天水から移住してきたとは前述の通りであるが、その際、天水に最も近い武威をとばして張掖・酒泉・敦煌にのみ移住したとは考えにくい。おそらくは、武威でもまた趙姓は一定の力を持った小豪族であっただろう。それでもなおかつ、ここで「武威趙氏」が記されていないのは、趙才や趙彦昭のような歴史にその名を残す人物が現れなかったからに他ならない。その原因を考えてみるに、偶然によるものと見なすよりは、それは必然であった、すなわち名を残すような人物をたとえ一人でも輩出するほどの力は武威の趙氏にはなかった、と考えるのが穏當ではないだろうか。つまり、天水から河西一帯に広く分布していた趙氏ではあったが、その中でも最も有力だったのは敦煌・酒泉・張掖だったと考えられるのである。

とすると、やはり本文獻は涼州鎮ではなく、敦煌鎮のものだったと考えるのが最も理にかなう。涼州鎮の可能性も完全には排除できないものの、河西地方における趙姓の分布状況と、この文獻が敦煌に残されていたものであるという単純な事実とを併せ考えるならば、敦煌鎮に特定してよいのではないだろうか。以上の検討に基づき、この敦煌研究院藏第68號文獻は、「敦煌鎮軍官籍簿」と呼ぶべきだというのが筆者の結論である。

ちなみに、前章で鎮の下級単位としての「軍」に触れたが、嚴耕望氏がその根據としたのは『舊唐書』地理志の以下の記事である。

後魏置張掖軍、孝文改爲郡及縣、……後魏置酒泉軍、復爲郡。

あるいはまた、『元和郡縣圖志』40隴右道下・肅州の條にも次のように記す。

後魏太武帝平沮渠氏、以酒泉爲軍、屬燉煌鎮。

前章では、こうした「軍」の長官としての軍將と、一般的な軍隊編制上のポストである軍將と、二種類の軍將の存在を指摘し、その両方が「68號文獻」の上に見られることを述べた。そして本章では、河西の趙氏について、特に敦煌・酒泉・張掖において最も力を持っていたと結論づけた。この二つの一見すると何の関係もなさそうな見解が、上引の史料の上で見事に繋がるのを見て取ることができよう。すなわち、本文獻の軍將のうち、後半部に見える「軍」の長官としての軍將は敦煌鎮に属する酒泉軍の長官であり、その在任者である趙農鷄は酒泉の趙氏だった可能性が極めて高いことが指摘できるのである。前半部の十二名に関しては、敦煌鎮管下のほかの「軍」あるいは戍に属する軍隊のものか、それとも敦煌鎮直属の軍隊のものか判断するのは難しいが、この点については次章での検討が参考になるかも知れない。

四. 北魏地方軍官の兼職

1) 典作について

第二章で州郡兵の軍官を證明する貴重な史料として紹介した「嵩高碑」碑陰に關して、そこでは触れなかった問題が一つある。それは、「州典作統」「州典作幢將」の雙方に見える、「典作」の二文字である。實はこの碑陰中には、これ以外にも「典作」の文字が見え（上段第2列の後から3行目）、また文字が摩滅しているので確認はできないものの、おそらく「典作」と刻されていたと考えられる箇所も複数ある（上段第1列の後から5行目から3行目にかけて「典□」が三箇所）。どうやら州の屬官か何かのようであるが、詳細は分からない。しかし、筆者の見るところ、この典作に關する理解は、「68號文獻」そのものの理解にも深く關係すると考えられる。そこで本章では、この問題について考えてみたい。

典作については、参照すべき史料が極めて少ないが、さしあたって『魏書』中にそれを求めると、以下の三つある。一つ目は『魏書』24張度傳附張陵傳の記載である。

子陵、襲爵。後爲赤城典作都將。卒。

ここにある「赤城」については、『魏書』52趙逸傳に「久之、拜寧朔將軍・赤城鎮將…」とあるのによって赤城鎮であることが分かる²³。また都將については前章で檢討したように、州郡兵・鎮戍兵のいずれにも實例が確認できる軍官である。要するに、ここは「嵩高碑」と同じような形（州鎮名・「典作」・軍官名）で記載されているのだが、張陵という人物に關しては他に參考になる記載がないので、典作についてもこれ以上は何も分からない。

次に『魏書』34王洛兒傳附王德成傳の記事がある。

弟德成、襲爵。徙爲建城公、加鎮遠將軍。官至散騎常侍、典作長安。真君十一年卒。

この「長安」は言うまでもなく古都の長安であるが、北魏時代には鎮が置かれていたことは、『魏書』4下、太武帝紀下に「(太平真君六年)冬十月戊子、長安鎮副將元紇率討之、爲吳所殺。」とあるのによって分かる²⁴。彼の場合は軍官名は併記されていないが、將軍號は持っていた事が記されている。また先の張陵と同じように、彼に關しては他に參考になる記載はない。

最後に『魏書』62李志傳である。

以軍功累轉後軍將軍・中散大夫・輔國將軍・永寧寺典作副將。

23 前掲嚴耕望著書參照。

24 前掲嚴耕望著書參照。

永寧寺は、もと平城に創建されたが洛陽遷都の際に洛陽に移築された、有名な佛寺である²⁵。また副將は、この直前に引用した『魏書』太武帝紀を見るまでもなく、軍官名である。都（この時は洛陽）所在の永寧寺という点および「後軍將軍」「中散大夫」といった官職名から考えて、おそらく禁軍の副將であろう。彼に関しては上記の二人より幾分かは列傳も充實し、『魏書』中には他にも彼の名が二、三見えるが、しかし問題の「永寧寺典作副將」に関して参考になるような記述はやはり無い。

以上の三例からは、具体的に典作がどのような官職であったのか、やはり判然としない。ただ、北魏時代に典作という官職が間違いなくあった、そしてそれは州・鎮の軍官が兼任する場合もあり、また禁軍の軍官が兼任することもあった、ということが確認できるだけである。あるいは、『魏書』官氏志に記載されていないこと、列傳中でも實例が少ないこと、さらにその列傳が簡略であることから見て、典作はおおよそ出世コースなどとは無縁な卑職であることも指摘できるだろう。

そこで近接する他の時代に手掛かりを求めると、まず『隋書』百官志下にある隋高祖官制の記事に目を惹かれる。

都水臺、使者及丞各二人、參軍三十人、河堤謁者六十人、録事二人。領掌船局。

都水尉二人、又領諸津。上津每尉一人、丞二人。中津每尉・丞各一人。下津

〔尉一人。每津〕典作一人、津長四人。（〔 〕内は『唐六典』により補う）

隋文帝時期の「津」つまり河川の渡し場を管理する役職に関する記載である。交通の要衝にあたる橋梁や渡し場を管理する職務というのは、古来、陸上の關所と同様に「軍事警察」としての色合いが濃いと言われる。そうした性格はまた、この記事中に見える「參軍」や「尉」といった官職名からも窺うことができる。そしてここに書いてあるのは、各渡津は上・中・下の三等に分類され、それぞれの渡津ごとに長官である尉が一人、上・中級の渡津では他に副官の丞がつく。さらにその屬官として各渡津には「典作」一人と津長四人が置かれるが、それは三等級の別に關係ない。つまり、少なくとも隋文帝時期の規定としては、全國の全ての渡津には「典作」が置かれていた、ということである。

ここに見える典作の在りようは、「嵩高碑」や『魏書』列傳中の典作を考える上で非常に示唆に富む。すなわち、北魏時代にも當然のことながら各州鎮の管轄域内には渡津があったはずであり、そうした施設を管轄する部署もまた存在していたはずである。例えば『魏書』4上には

時河北諸軍會于七女津、彥之恐軍南度、遣將王蟠龍泝流、欲盜官船、征南大將

25 『魏書』114釋老志。

軍杜超等擊破、斬之。

とあって、渡津が容易に軍事上の争奪的になりえた事が端的に現れていると同時に、「官船」という記述から、この七女津を「官」が管轄していたことが知られる。実際にはほとんど全ての渡津を「官」（中央・地方を問わず）が管轄していたであろう。また『魏書』7上には

三月甲戌、以冀定二州民饑、詔郡縣爲粥於路、以食之。又弛關津之禁、任其去來。

とあり、飢饉が甚だしかったがために特別に「關津の禁」を弛めたというのは、平時における關所・渡津での交通管理の厳しさを逆に物語る記述といえる。戦時下にあるこの時代、前章で見たように各州鎮にはそれぞれ常備兵が存在しており、かつ、關所や渡津の交通の要衝としての重要性およびそこから派生する「軍事警察」的要素を考え合わせると、それぞれ當地の軍隊を用いて關津を管轄させ、その中・下級軍官にそうした役職を兼任させていた可能性は十二分にある。

この点について参考になるのが、唐代の渡津に関する規定である。北魏に最も近い時代でこうした規定が判明するのが唐代なのであるが、『唐六典』3尚書戸部・倉部郎中條では

衛士・防人已上征行若在鎮及番還、并在外諸監關津番官…

とあって衛士・防人が關津に上番することが記されており、關津と軍隊との深い關連性が見てとれる。また中央が管轄する主要な渡津である白馬津や渭津關では、「渡子」すら當地の防人つまり府兵制下における兵士が當ることになっていたし、さらに唐末藩鎮割據の時代には「河東節度衙前兵馬使・勾當關鎮務」という肩書きを持つ張諗という人物の存在が確認でき、藩鎮の將校が關津の職務を兼任していたことが知られる²⁶。こうした關津と軍隊（あるいは軍官）との密接な繋がり、當然唐王朝に限定すべきではなく、北魏時代においても同様であったと見たほうがよい。

では、北魏時代の典作は隋文帝期と同じく、渡津の管理職であったと斷定してよいかというと、必ずしもそこに限定はできない。というのは、今の説明からだけでも渡津以外に陸上の關所にもまた、典作が置かれていた可能性が指摘できるが、それだけではない。例えば、上引『魏書』李志傳の「永寧寺典作副將」はどうか。永寧寺はあくまでも佛寺であって、渡津でもなければ關所でもない。これはどのように解釋すればよいのか。

この問題を解く手掛かりは、同じく『隋書』百官志中・北齊官制に記される、太

26 愛宕元「唐代の橋梁と渡津の管理法規について」（『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、1993）

子家令の屬官に関する記事にある。

家令、領食官・典倉・司藏等署令・丞。又領内坊令・丞。〔原注：掌知閣内諸事。〕其食官、又別領器局・酒局二丞、典倉又別領園丞、司藏又別領仗庫・典作二局丞。…

太子家令の下にある司藏署の、さらに下位に典作局という部署があったという。太子家令の屬官に食官・典倉・司藏の三署があるのは唐制にまで継承されるが、『唐六典』27太子家令にはそれぞれの職掌が記される。それによれば、司藏署の職掌は「司藏令、掌庫藏財貨出納營繕之法式」とあり、北齊時も同様であったと考えてよいだろう。つまり「庫藏の財貨の出納と營繕」を掌る司藏署の下に、仗庫と典作の二局が置かれていたのである。仗庫とは文字通りに解釋すれば武器庫のこと、他の倉庫と區別して武器庫のみ管理する部署を別置していたと理解できる。そして典作とは、もともと『後漢書』列傳15魏霸傳に

永元十六年、徵拜將作大匠。明年、和帝崩、典作順陵。

とある記事や、また『三國志』41蜀書・張裔傳に

先主以裔爲巴郡太守、還爲司金中郎將、典作農戰之器。

とあるように、「～を作るを典^{つかさど}る」という意の句から官職名に転じたと考えられる。それをここの『隋書』北齊官制の記載と照らし合わせてみると、司藏署の職掌のうち「營繕」との間に脈絡を見出すことができる。おそらく、ここに見える典作の職掌は「營繕」、つまり財貨の修繕といったものと考えて差し支えない。

こうして見ると、さきに紹介した北魏時代における典作の實例——永寧寺典作副將を含む——について、より包括的に説明できる。すなわち、典作という官職は、備品や施設の造營・補修といった職掌をもって、必要のある各部署に置かれていたのではないか。このように考えると、「永寧寺の典作」というのも説明がつく。また隋文帝時期の渡津を管理する典作というのも、ただ漠然と「管理する」というのではなく、その具體的な職務内容として「渡し場」という施設や船など備品の補修・建造を想定することができる。さらに「嵩高碑」碑陰に見える典作について言えば、まずそれら複数の典作がまとまった箇所（上段第1～2列の左半部）に集中して見えること、そしてその同じ箇所に「臺遣畫匠」「臺遣石匠」「臺遣材匠」（上段第1列の後から5～3行目）や「用銅鋌二……千□百斤」（上段第2列の後から8～7行目）といった文字が見えることをも併せ考えるならば、この廟を再建するに當って近隣の州から「營繕」という職掌を持つ典作が、また臺（行臺のことか）からは「畫匠」「石匠」や「材匠」がそれぞれ派遣され、そうした廟の再建工事に直接従事した人名がここにまとめて刻されていると理解することで、非常によく説明がつく。

従って、『魏書』列傳中に見える典作について、さきに筆者は隋文帝時期の典作

を引き合いに出して、各州鎮において渡津や關所を管理していた可能性を指摘したが、しかし、実際には典作が配置される「場」は渡津や關所に限定すべきではない。むしろ各州鎮において「施設・備品の造營・修繕」を擔當する掛として、さまざまな部署に配置されていたと考えた方がよからう。

2) 敦煌における典作

さて、こうして北魏時代の典作という、斷片的にしか情報が残されていない小職について幾ばくかの知見を得ることができた。「68號文獻」そのものには「典作」の二文字はどこにも記されていないにもかかわらず、一節を割いて典作について考察してきたのは、上述したようにそれが「68號文獻」の理解に密接に関わると筆者は考えているからである。すなわち、本文獻に見える「正」「兼」の字について、おそらくそれは「正職」(専任)と「兼職」(兼任)の別を記したものと考えられるが、その兼任の對象として、典作というものを想定できるのではないだろうか。上で見たように、北魏時代における典作の實例というのは、軍官(特に地方軍の)による兼任の場合が多い。もちろん、具體例の数が極めて少ないため、これを以って典作の一般的な姿に敷衍するわけにはいかない。兼職ではなく正職として典作に就いていた者も或いはいたかも知れないし、また軍官が他の職を兼任することもあっただろうが、しかし少なくとも、軍官が兼任する職の一つとして典作があった、ということだけは確實にいえる。従って、「68號文獻」そのものには「兼」の對象が何であったかという事までは記されていないが、可能性の一つとして典作を挙げることはできる。ではそうした場合、敦煌鎮で典作を置く必要があるのはどのような場所か、ここではこの問題について考えてみたい。

さしあたって一般論として、地方官の職務内容から典作の置かれる可能性について考えてみると、①官署や倉庫、②武器庫、③烽候・驛傳・關所・橋梁・渡津など

27 参考にしたのは唐制である。『唐六典』30には唐前半期の地方官についてまとめて説明がなされているが、その中から関係のありそうな官職およびその職掌を以下に挙げる。

・ 州の屬官

倉曹・司倉參軍 … 掌公廩・度量・庖厨・倉庫・租賦・徵收・田園・市肆之事

兵曹・司兵參軍 … 掌武官選舉・兵甲器仗・門戶管鑰・烽候傳驛之事

士曹・司士參軍 … 掌津梁・舟車・舍宅・百工衆藝之事

・ 鎮の屬官

倉曹 … 掌儀式・倉庫・飲膳・醫藥、付事勾稽、省署抄目、監印、給紙筆、市易・公廩之事

兵曹 … 掌防人名帳・戎器・管鑰、差點及土木興造之事

・ 關津の屬官

津吏 … 掌橋舩之事

北魏と唐と、地方行政組織の上にはもちろん少なからず變更が加えられているが、しかし地方官の職掌にそう大差はないであろうから、北魏の州あるいは鎮においても同様の職務を想定してよいだろう。

の施設、④堤防や道路、⑤その他土木工事一般、以上の事柄を管轄する部署の中に、典作という下級役人が配置されていた可能性が考えられる²⁷。その上で、これを具體的に敦煌鎮について当てはめると、敦煌鎮の管内には先に『元和郡縣圖志』に見たように、酒泉軍などの「軍」や、あるいは晉昌戍²⁸などの戍があった。上級官庁である鎮と、これら「軍」・戍との間では當然のことながら職務分擔があっただろう。ただし、北魏の軍鎮は伝統的な州縣制（あるいは州郡縣制）とは異なり、管轄地域内全てを覆い盡すかたちで「軍」や戍が置かれたのではない。「軍」・戍の置かれていない地域も存在しており、そうした地域に関しては鎮が直轄していたので、鎮が「軍」・戍と同様の職務を擔っていたであろう。その各単位における職務分擔内容の詳細は不明であるが、おおよその見通しとして上記との関連でいえば、①②④は各々管轄する所があり、③²⁹⑤はおそらく鎮の管轄と考えられる³⁰。

またこの他に、内陸砂漠地帯のオアシス都市であるという点から考えて、⑥として渠、すなわち灌漑施設をも舉げておきたい。唐代における渠の管理については、附近の住民が主體となっていたようであるが、それでも州縣官が毎年一回派遣されて監視しており、また敦煌發見の『沙州圖經』（P2005）には五涼政權時期に刺史や太守といった地方長官が渠を建設した記事があることから考えて、北魏時期においても渠の建設・管理について、全て住民任せではなく官が大きな役割を擔っていたと考えられる³¹。そうした際にも、典作が關與していた可能性が指摘できるであろう。この渠についても、上記①②④と同様、鎮・「軍」・戍それぞれが管轄していたと考えるのが自然である。渠については④の職務に含めて捉えるべきかも知れないが、いずれにせよ職務分擔についての結論は変わらない。

28 晉昌戍は「晉昌鎮」の時期もあったらしいが、基本的には戍として敦煌鎮に屬していた。前掲嚴耕望著書參照。

29 敦煌近邊での有名な關所といえば、玉門關がある。『北史』97西域傳の

其出西域、本有二道、後更爲四。出自玉門、度流沙、西行二千里至鄯善、爲一道。自玉門度流沙、北行二千二百里至車師、一道。從莎車西行、一百里至葱嶺、葱嶺西一千三百里至伽倍、爲一道。自莎車西南五百里、葱嶺西南一千三百里至波路、爲一道焉。

という記述を引くまでもなく、いわゆるシルクロードの分岐点として、玉門關は非常に重要な關所であった。また津梁については不明である。砂漠地帯ではあるが、數萬の人口を養える程の水量を持つ党河などの河川があったわけであるから、規模は大きくなくとも津梁も間違いなくあったであろう。

30 ここでも参考にしたのは唐制である。『唐六典』では州の下級単位たる縣の職務内容について「若籍帳・傳驛・倉庫・盜賊・河堤・道路、雖有專當官、皆縣令兼綜焉」と記している。これらの事項については「專當官」すなわち専門の官職があったらしいが、その詳細は不明である。それはともかくとして、これらの中、典作と關連がありそうなのは傳驛・倉庫・河堤・道路の四つである。傳驛と倉庫は州の管轄と重なるが、他の河堤・道路は縣獨自の職掌である。逆に、烽火臺や關津などは縣の管轄外にある。

31 以上、渠に関しては佐藤武敏「唐代地方における水利施設の管理」（『中國水利史研究』3、1967）および同氏「敦煌の水利」（前掲『敦煌の社会』所収）參照。氏によれば、住民による自主的な渠の管理は唐末頃から始まるとされる。

こうして見ると、意外と多くの場面で典作の置かれる可能性が想定できる。この職が卑職であることは前述した通りであるが、それゆえに史料にはほとんどその姿を見せない。しかしながら、実際にはかなりの数の典作が置かれていたのではないだろうか。そして、鎮・「軍」・戍がそれぞれ擔當する①②④⑥は日常的な職務が多く、さほど多人数を必要としないと考えられるのに對して、鎮の管轄する③はその職務の重要性が格段に高く、従ってより多くの典作を置いていた可能性が高い。要するに、典作の人数は「軍」や戍よりも鎮の方が圧倒的に多かったと考えられるのである。前述したように鎮は「軍」・戍の存在しない地域は直轄しており、また「軍」や戍よりも上級単位である鎮の方が組織そのものの規模が大きいいため、職務分擔の推測に誤りがあったとしても、鎮がより多くの典作を置いていたと考えるのは理屈から言って當然のことではあろう。

さて、「68號文獻」の構成に關して、第一章で楊森氏の説を紹介したように、前半部と後半部はそれぞれ別個の軍隊について記載したものとされている。前半部に見える十二人のうち、「正」は一人だけで他の十一人は皆「兼」と記されているのに對し、後半部の総計十九人は「兼」が二名、「正」が十七名となっている。この「正」「兼」の構成比率の違いを考えると、楊氏の説はまず間違いない。前章ではそうした認識に基づいて、本文獻の後半部は酒泉軍の軍隊である可能性を指摘し、前半部については保留していた。ところで、本文獻の地域性を検討する際、前章では姓氏を材料として考察してきたのであるが、前半部十二名のうち最多の姓は趙・張（各三名）であり、後半部で唯一姓名が残っているのは軍將の趙農鷄である。従って前半部と後半部の相違点を検討するに當っては、姓氏はあまり参考にならない。つまり前半部と後半部、この両者の決定的な相違点は「正」「兼」の構成比率にしは見出だすことができないのであって、しかも、その差異たるや対照的とすら言えるほど顯著なのである。

本節では敦煌鎮において典作の置かれる状況について検討してきた。その結果、下級単位である「軍」や戍などに比して、鎮の方が典作をより多く置いていたのは明らかである。軍官の兼職が典作に限らないとしても、「軍」・戍より鎮の方がより多くそうした兼職を必要とするという圖式は変わらないであろう。とするならば、「68號文獻」の前半部に見える、十二名の軍官のうち十一名までが何らかの兼職を持っているような軍隊は、敦煌鎮管内の軍隊としては敦煌鎮に直屬するものと考えるのが最も理にかなっているのではないだろうか。この十二名の中で最多の姓は趙氏であるが、趙氏は河西地方でも敦煌・酒泉・張掖で特に榮えていたであろうとする前章での考察とも矛盾しない。他に判断する材料がないため断定するのは難しいが、一つの假説として、「68號文獻」の前半部は敦煌鎮直屬の、また後半部は酒泉

軍に属する軍隊の、そして全体としてこれは敦煌鎮軍の軍官名籍であるという見解を提出しておく。

おわりに

以上、本稿で検討した結果をまとめると、以下ようになる。まず、北魏時代の軍官名について、正史を始めとする傳世史料にはそれら軍官名に関する記載が極めて少ないために完全に復元することは難しいが、しかしそれでも禁軍・州郡兵・鎮戍兵それぞれほぼ同じ軍官を置いていたことが窺われ、従って軍官名からこれをどの種の軍隊であるか特定することは難しい。唯一、上記三種の軍隊の中で鎮戍兵のみに固有の軍官として、軍將というものがある。禁軍・州郡兵・鎮戍兵の全てに一將校としての軍將は置かれていたが、それとは別に鎮戍兵のみ、鎮の下級軍政単位である「軍」の長官としての軍將が存在していた、すなわち二種類の軍將が置かれていたのである。そして「68號文獻」の後半部には、「軍將」である趙農鷄の配下に二名の軍將がいたことが記されている。こうして二種類の軍將が記載されていることにより、「68號文獻」は北魏鎮戍兵の名籍であることが判明する。

次に、本文獻に見える人名について検討した結果、張・曹・王姓はもともと敦煌の名族として有名であり、それ以外の趙・孟姓もまた敦煌においてそれら名族に次ぐ「小豪族」といった存在であり、そうした姓氏の傾向から考えて本文獻は河西地方の在地性を強く反映していると言える。河西地方には北魏時代、複数の軍鎮が設置されていたが、敦煌に残されていた本文獻は敦煌鎮における軍隊の名籍である可能性が最も高い。とりわけ趙姓について言えば、河西地方の中でも敦煌・酒泉・張掖において特に有力であったが、このうち酒泉は「軍」として敦煌鎮に属していたこと、また本文獻後半部に「軍將趙農鷄」という人名が見え、ここの軍將は「軍」の長官と考えられることを考え併せると、本文獻後半部は酒泉軍所屬の軍隊のものと推測できる。

最後に、本文獻の記載内容の中で最も等閑視されていた「正」「兼」すなわち軍官の兼職について考察を加えた。まず、州郡兵における軍官の存在を證明する貴重な史料として紹介した「高高碑」碑陰には、そうした州の軍官名と併記して「典作」の二字が見えることに注目し、その職掌が「備品・施設を補修・造營する」ものである事を明らかにした。そうして、「高高碑」碑陰を含めて北魏時代の典作に関する数少ない史料のほとんどが、地方軍の軍官が兼職するものとして現れていることから、「68號文獻」の「兼」の具體的内容として、典作という官職を想定した。その上で典作の置かれる場所について、下級単位である「軍」や戍よりも上級単位で

ある鎮においてより多くの典作が置かれていたであろうと推測し、従って、本文獻の前半部（十二名中十一名が兼職あり）は敦煌鎮に直屬する軍隊を対象とする名籍であるという結論に達した。

以上の如くであるが、この結論を基に、本稿の最後に「68號文獻」正面の書寫年代についても一言述べておきたい。本文獻の書寫年代について、楊森氏は『魏書』官氏志の幢將置廢の記述により、上限を道武帝の登國元年(386)、下限を孝文帝の太和四年(480)とするが、これに對して湯長平氏は同書に引く「太和前令」には「宿衛幢將」が記載されるものの、「太和後令」にはそれがないことから、下限を太和二十三年(499)にまで下げる。しかしこれらはいずれも、禁軍もしくは「二部」の幢將を対象とした記述であって、軍鎮における幢將ではない。これだけを以って判断するのは危険である。本文獻の記載内容が敦煌鎮における鎮直屬軍および酒泉軍のものとする、敦煌鎮・酒泉軍の置廢にも注意しなければならない。敦煌鎮の置廢については『元和郡縣圖志』40に

後魏太武帝於郡置敦煌鎮、明帝罷鎮立瓜州、以地爲名也。

とあり、また酒泉軍については同書同卷に

後魏太武帝平沮渠氏、以酒泉爲軍、屬燉煌鎮。明帝孝昌中、改鎮立瓜州、復置酒泉郡。

とある。要するに北涼を滅ぼした後に敦煌鎮と酒泉軍を置いたのであるが、『二十五史補編』所収の「東晉南北朝輿地表」では、敦煌鎮の設置を太武帝の太平真君元年(440)に、また廢止を孝明帝の孝昌二年(526)としている。では本文獻の書寫年代を440年から526年の間に設定してよいかというと、上限については問題ないが、下限には問題がある。というのは、孝文帝期には強力な漢化政策のもと、各地の軍鎮は順次廢止されるなど、大きな變革の波にさらされていた。敦煌鎮についても『元和郡縣圖志』40に

福祿縣、本漢樂涪縣、屬酒泉郡。後魏太武帝平沮渠茂虔、改縣爲戍、隸敦煌鎮。

孝文帝改爲樂涪縣。

とあるように、孝文帝期に管内の樂涪戍が民政單位である縣に變更されており、こうした軍鎮をめぐる變革の波の中で、軍官組織にも改編が加えられた可能性が高い。『魏書』官氏志の幢將廢止の記事（「(太和)四年、省二部内部幢將」）は、この點において参照に價する。ただし、湯氏の指摘する通り、太和前令(太和十七年)には宿衛幢將の名が見えることから、下限については湯氏の說に従って太和後令頒布(太和二十三年)前、とするのが妥当かと思う。つまり、本文獻の書寫年代に關する筆者の見解は、上限が太武帝の太平真君元年(440)で下限が太和二十三年(499)、ということになる。

北魏時代の軍官、特に地方軍の軍官に関して、傳世の文献史料にはほとんど記述が残されておらず、従ってその實態の解明には大きな限界がある。この「68號文献」は、そうした既存の史料の闕を補うことのできる、貴重な史料である。しかしそれと同時に、その特徴ゆえの限界をも併せ持つ。つまり、本文獻を解讀するための手掛かりが、正史などの編纂史料にはごく僅かしか残されていないのである。しかも、総計五万點とも言われる敦煌文献の中でも「68號文献」に類する文献は他にないため、比較検討することもできない。稀少であるがゆえの限界をいかに克服して、その價値を發揮させるか。本稿ではこの課題に取り組むべく、石刻史料なども用いていくつかの點に関して論證を試みたが、所によっては推測に推測を重ねたきらいがあることも否めない。忌憚のない批判を乞いたい。

『格式律令事類』殘卷の發見と唐代法典研究 —俄藏敦煌文獻Дх. 03558およびДх. 06521について—

辻 正博

はしがき

近年、ロシア科學院東方研究所サンクト・ペテルブルク支所（The Institute of Oriental Studies, the St. Petersburg Branch of the Russian Academy of Sciences）所藏の敦煌文獻中の2件の寫本殘卷を、『格式律令事類』に比定する論考が相次いで發表された。これらの研究成果に觸發されて、小論では、當該寫本についての所見を交えつつ、それらが唐代法典研究上に有する意義について略述したいと思う¹。

なお、今回これらの寫本について検討を加えるに際し、新たな彩色圖版を入手することができた。これはひとえに、イリーナ・ポポヴァ（Irina Popova）博士（ロシア科學院東方研究所サンクト・ペテルブルク支所所長）のご理解とお力添えによるものである。特に記して謝意を表したい。

1. 『格式律令事類』殘卷の發見

『俄藏敦煌文獻』全17巻の刊行（上海古籍出版社、1992～2001年）は、サンクト・ペテルブルクの敦煌文獻を公開した點で、大きな意義をもつ。俄藏敦煌文獻における唐代法制文獻については、以前から、

律斷片（名例律6、「十惡條」）… Дх. 01916（現Дх. 01916B）+ Дх. 03116+ Дх. 03115

律斷片（名例律46～50）… Дх. 01391

の2件が知られていたが、『俄藏敦煌文獻』の刊行によって、Дх. 03558とДх. 06521が新たな法制文獻として加えられることとなった。

『俄藏敦煌文獻』は、これらの文獻を

Дх. 03558：道教經典（『俄藏敦煌文獻』第10冊、1998年、所收）

Дх. 06521：唐律（『俄藏敦煌文獻』第13冊、2000年、所收）

1 小論の骨子は、2006年9月、上海師範大學にて開催された「唐宋時期的法律與社會」國際學術研討會會議において、「『格式律令事類』殘卷的發見與唐代法典研究」と題して口頭發表した。本稿は、その後を得た知見を交えて加筆・訂正したものである。いずれ出版されるであろう學術研討會會議報告書に掲載される抽稿と記述が異なる場合は、本稿を以て正文とする。

と擬題しているが、これらは、それぞれ別の研究者によって『格式律令事類』残卷であると比定された。

〔Dx. 03558〕

『俄藏敦煌文獻』が「道教經典」としたDx. 03558について、それが唐代法典の残卷であることを最初に指摘したのは、

榮新江・史睿「俄藏敦煌寫本《唐令》殘卷（Dx. 3558）考釋」（『敦煌學輯刊』1999-1）であった。ただ、この論文ではDx. 03558を「唐令」（永徽令の修訂本）の摘抄本（「臺省職員令」と「祠令」）と推定している²。この説に對して疑問を投げかけ、この寫本が『格式律令事類』の残卷であると結論づけたのが、

李錦繡：俄藏Dx. 3558唐《格式律令事類・祠部》殘卷試考（『文史』60、2002年）である。この背景には、Dx. 06521に關する知見が影響しているように思う。李によれば、この寫本には、

主客式 1條

祠令（開元25年令） 2條

が引用されているという。これについては、改めて後章で言及することにした³。

〔Dx. 06521〕

『俄藏敦煌文獻』が「唐律」と擬題したDx. 06521について、それが『格式律令事類』であることを指摘したのは、

雷聞「俄藏敦煌Dx. 06521殘卷考釋」（『敦煌學輯刊』2001-1）

である。玄宗の開元25年(737)に編纂されたものの宋代には已に散逸していたと思われる書物の名を引き當てたのは、慧眼と言うべきであろう。その後、

土肥義和「唐考課令等寫本斷片（Dx. 六五二一）考——開元二十五年撰『格式律令事類』に關連して——」（『國學院雜誌』105-3、2004年）

が別途發表された（結論は雷氏論文とほぼ同じ）。

2 Tatsuro Yamamoto, Yoshikazu Dohi, Yasunori Kegasawa, On Ikeda, Makoto Okano, Yusaku Ishida, Tatsuhiko Seo, *Tun-huang and Turfan Documents* (以下、TTDと略稱), *Supplement (A)/(B)*, The Toyo Bunko, Tokyo, 2001. は「永徽（顯慶）禮抄録」と擬題するが、その根據は明らかでない。

3 なお、最近になって、李氏の論考に對する榮・史兩氏の反論が發表された。榮新江・史睿「俄藏Dx. 3558唐代令式殘卷再研究」（『敦煌學輯刊』9、2006年）。兩氏によれば、當該寫本を『格式律令事類』と斷定する李氏の説は根拠が不十分であり、顯慶年間編まれた「令式彙編」とするのが妥當であるという。引用されている法令も、祠部式と祠令（顯慶年間の「永徽令」修訂本）とに比定している。いま、その當否について詳述する餘裕をもたないゆえ、結論のみ言えば、兩氏の説はまだ李氏の説を論破するに至らぬように思われる。小論では李氏の説に據りつつ論を進めたい。

2. 『格式律令事類』について

『格式律令事類』40巻は、律・律疏・令・式・開元新格とともに開元25年に編纂された。『舊唐書』刑法志によれば、その體裁は「以類相從、便於省覽」というから、法の實務に携わる者を対象に編まれたもののように思われる⁴。

『格式律令事類』は、律・律疏などとともに尚書都省で50本の寫本が造られ、天下に頒布された。したがって、敦煌で發見された寫本は、おそらく涼州に齎された宮廷寫本にもとづいて作られたものであろう。なお、古代日本には唐代の法典が少なからず將來されているが、たとえば『日本國見在書目録』には『格式律令事類』の名を見出すことができない⁵。

『格式律令事類』がいつ散逸したかは明らかでない。ただ、後唐・莊宗の同光三年(923)に、朱温による焚毀の難を免れた「唐朝の格式律令凡そ二百八十六巻」の副本が朝廷に進納されており⁶、その中に『格式律令事類』も含まれていたと考えられている⁷。宋代の書目類には『格式律令事類』の名が見えないので、宋代のいずれかの時期に散逸したものと推測される。

3. 寫本殘巻の内容

次に、Jx. 3558とJx. 6521について釋文を紹介し、検討すべき事項についてそれぞれコメントを加えておきたい。

4 『舊唐書』卷50、刑法志。〔開元〕二十二年、戸部尚書李林甫又受詔改修格令。林甫遷中書令、乃與侍中牛仙客・御史中丞王敬從、與明法之官前左武衛青曹參軍崔見・衛州司戸參軍直中書陳承信・酸棗尉直刑部龔元杞等、共加刪緝舊格式律令及敕、總七千二十六條。其一千三百二十四條於事非要、並刪之。二千一百八十條隨文損益、三千五百九十四條仍舊不改、總成律十二卷、律疏三十卷、令三十卷、式二十卷、開元新格十卷。又撰格式律令事類四十卷、以類相從、便於省覽。二十五年九月奏上、敕於尚書都省寫五十本、發使散於天下。

5 『日本國見在書目録』には、以下の唐代法典を載せる。

唐永徽令40卷、唐開元令30卷、唐永徽格5卷、垂拱格2卷、垂拱後常格15卷、垂拱留司格2卷、開元格10卷、開元新格5卷、格後敕30卷、長行格7卷、開元後格9卷、散頒格7卷、唐永徽式20卷、唐開元式20卷、大中刑律統類12卷。

6 『舊五代史』卷147、刑法志。唐・莊宗同光元年十二月、御史臺奏「當司・刑部・大理寺本朝法書、自朱温僭逆、刪改事條、或重貨財、輕入人命、或自徇枉過、濫加刑罰。今見在三司收貯刑書、並是僞廷刪改者、兼僞廷先下諸道追取本朝法書焚毀、或經兵火所遺、皆無舊本節目。只定州敕庫有本朝法書具在、請敕定州節度使速寫副本進納。庶刑法令式、並合本朝舊制」。從之。未幾、定州王都進納唐朝格式律令凡二百八十六卷。

7 滋賀秀三氏によれば、進納された286巻の内譯は以下の通り（滋賀秀三「法典編纂の歴史」、『中國法制史論集—法典と刑罰』創文社、2003年所収、94頁）。

開元25年律12卷、律疏30卷、開元25年令30卷、開元新格10卷、開元式20卷、格式律令事類40卷、盧紆『刑法要録』10卷、太和格後敕52卷（うち2巻は目録）、開成格10卷、大中刑法總要格後敕60卷、大中刑律統類12卷。

(1) Ⅱx. 3558

(a) 寫本について

Ⅱx. 3558は、故メンシコフ博士の目録にも採録されておらず、また、『俄藏敦煌文獻』第10冊所載の圖版はモノクロでスケールも附されていないため、従来、その古文書學的な情報はほとんど不明であった。

今回、ポボヴァ所長のご厚意により入手し得た巻末彩色圖版1-1によれば、この寫本の大きさは縦16.8cm、横25.2cm（いずれも最長部分の寸法。寫真に附されたスケールをもとに計測した。以下も同じ）、烏絲欄の界線がある。寫真で見る限り、簀目の細かい上質の黄麻紙が使用されており、楷書で文字が記されている。

行数は、空白行を含めて全部で13行。界格（界線の間隔）は約1.9cm。おそらくは寫本が破棄されたのち再利用の段階で、上端を鋭利な刃物で裁斷されたため、上半分の文字を見ることができない。また下端には、これも再利用の際に貼り繼がれた別紙（おそらく本寫本と同様の黄麻紙の寫本）の斷片が残っている。

(b) 釋文

(前缺)

- 1] □六 [
- 2] 四時享廟牲牢調度
- 3] 几案有闕亦官給主客
- 4]
- 5] 〈何らかの標題が入る〉
- 6] 上帝皇地祇神州宗
- 7] 月星辰先代帝王嶽鎮
- 8] 等爲中祀司中司命風
- 9] 之屬爲小祀州縣社及
- 10]
- 11] □圓丘高祖配牲用蒼
- 12] □日月用方色犢各一五
- 13] 中官一百五十九座外

《主客式》
 [主客式。二王後、毎年] 四時享廟、牲牢調度 (16字)
 [祭服祭器、一切並官給。其帷帳] 几案有闕、亦官給。主客 (21字)
 [司四時省問。]

《祠令》
 [祠令。昊天上帝・五方] 上帝・皇地祇・神州・宗 (16字)
 [廟等皆爲大祀。日] 月星辰・先代帝王・嶽鎮 (16字)
 [海濱・帝社・先蠶・釋奠] 等爲中祀。司中司命・風 (17字)
 [伯雨師・諸星・山林・川澤] 之屬爲小祀。州縣社及 (18字)
 [諸神祠、亦准小祀例。]

《祠令》
 [冬至日、祀昊天上帝、於] 圓丘、高祖配、牲用蒼 (16字)
 [犢二、其從祀五方上帝]、日月用方色犢各一、五 (18字)
 [星以下内官五十五座、] 中官一百五十九座、外 (18字)
 [官一百五坐、衆星三百六十座、加羊九豕九。] (17字)

(後缺)

※《主客式》2行目の「有」「客」の2字（下線部分）は、Ⅱx. 3558に據り補った。

(c) 検討事項

① 寫本の體例について

李錦繡氏によれば、第5行には何らかの標題（祠祭類もしくは祠祭）が入るという（前掲李論文、161頁）。『慶元條法事類』等の體例に鑑みても、この指摘は妥當であろう。

② 引用法令について

〔主客式〕

第2～4行は、『白氏六帖事類集』巻21、二王後第九十、二王後祭式に引く主客式、すなわち

主客式。二王後、毎年四時享廟、牲牢調度祭服祭器、一切竝官給。其帷帳几案闕、亦官給、主司四時省問⁸。

とほぼ同文であることから、開元25年の主客式を引用したものと見てほぼ間違いな
いであろう。なおこの条文は、開元3年（715）の詔敕（下線部分）にもとづくと思
しうる（李論文、158頁）。

開元三年二月、敕、「二王後、毎年四時享廟牲及祭服祭器、竝官給。及帷幄几
案有闕、亦官給、主客司四時省問。子孫准同正三品蔭。隋後毎年給絹三百疋・
米粟三百石、周後毎年賜絹二百疋・粟二百石、竝春秋支給。仍准見承襲人親兄
爲分襲者與三分、餘各一分。兄弟有得職事官者、其物即還見襲人」。（『唐會要』
巻24、二王三格）

〔祠令〕

第6～10行、第11～13行所引の「祠令」は、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』に復元さ
れた唐令に該當条文が無い。したがって、この条文は、開元25年令として唐令復舊
の資料となり得るであろう（節略の可能性もある）。参考までに、『唐令拾遺』『唐令拾
遺補』より關連条文を掲げておく。

〔復舊祠令第2條：本寫本第6～10行に關連〕

二乙〔永徽〕 昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟等、爲大祀（散齋四日、致
齋三日）。日月・星辰・岳鎮・海瀆・先農等、爲中祀（散齋三日、致齋二日）。司中・
司命・風師・雨師・諸星・山林・川澤之屬、爲小祀。州縣之社稷・釋奠、及諸
神司、亦准小祀例（散齋二日、致齋一日）。（典據：天地祥瑞志20）

二甲〔開7・開25〕 國有大祀・中祀・小祀。昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・
宗廟、皆爲大祀。日月・星辰・社稷・先代帝王・嶽鎮・海瀆・帝社・先蠶・孔
宣父・齊太公・諸太子廟、竝爲中祀。司中・司命・風師・雨師・靈星・山林・
川澤等、竝爲小祀。州縣社稷・釋奠及諸神祠、亦准小祀例。（開元禮1、六典4、學
令大學國學條集解、唐律11、刑統1、唐律9、刑統9、大金集禮36、大金集禮37）

〔復舊祠令第4條：本寫本第11～13行に關連〕

8 傳增湘舊藏宋本『白氏六帖事類集』（文物出版社、1987年景印）に據る。

四乙〔永徽〕 ○冬至日、祀昊天上帝、於圜丘、太祖配、牲用蒼犢二、其從祀五方上帝・日月、用方色犢各一、五星以下内官四十二座、中官一百三十六座、外官一百十二座、衆星三百六十座、加羊九豕九。○冬至、祀昊天上帝於圜丘、用犢六羊九豕九。(天地祥瑞志20)

四丙〔開7〕 冬至祀昊天上帝、於圜丘壇上、以高祖神堯皇帝配、座在壇上、又祀東方青帝靈威仰、南方赤帝赤熛、西方白帝白招拒、北方黒帝叶光紀、中央黄帝含樞紐、及大明夜明、於壇之第一等、又祀内官五十三座、於壇之第二等、又祀中官一百六十座、於壇之第三等、又祀外官一百四座、於内壇之内、衆星三百六十座、於内壇之外。(開元禮1、六典4、郊祀録4、册府元龜589)

③ 復元案(釋文)について

この他、復元案について言えば、次の Jx. 6521 にも関係することであるが、法令の篇目名は初出の箇所のみ入ると考えられる。したがって、第10行には篇目名ではなく令の条文が入ると思われる。

復元案では、1行当たりの文字数はほとんどが16~18字である。したがって、1行に21字もある第3行の復元については再検討の必要があるだろう。

(2) Jx. 6521

(a) 寫本について

Jx. 6521 もまた、メンシコフ目録に未収録の寫本である。今回新たに**卷末彩色圖版1-2**を得たことによって、古文書としてのさまざまな情報を知ることができた。

寫本は、大きさが縦16.5cm、横25.8cm (いずれも最長部分の寸法)、先に見た Jx. 3558 とほぼ同じ大きさである。界線(烏絲欄)、用紙(簀目の細かい上質の黄麻紙)についても同様の特徴をもつ。文字は楷書で書かれているが、筆跡は Jx. 3558 と若干異なるように見える。

行数は14行(空白行を含む。雙行注は1行と見なす)。界格は約1.9cmで、 Jx. 3558 と同じである。

(b) 釋文

(前殘)

- 1] □ 排山社 []
2] 兩京諸司 []
3] 社橋 舊州會川差官 []
4] □ 聚斂 □ □ □ □ □ □
3 <何らかの標題が入る>
4] 課令。諸都督・刺史・上佐都 □ []
5] 朝集 若上佐已上有關及事故、只 []
6 月廿五日到京、十一月一日見。 []
7 解代、皆須知。其在任以 []
8 辯答。若知長官考、有不 []
9 以狀通送。
10 戸部格。敕、諸州應朝 []
11 計、如次到有故、判 []
12 集限。其員外同正 []
13 開 []
14 敕、刺 □ 到任、當年 []
(後殘)

《考課令》

] 課令。諸都督・刺史・上佐 [(割注不明) 每年分
番] 朝集 若上佐已上有關及事故、只 [……限十
有參軍代集。若錄事參軍有 月廿五日到京、十一月一日見。[所部之内、見任及 (19字)
解代、皆須知。其在任以 [來、年別狀迹、隨問 (16字)
辯答。若知長官考、有不 [當……
以狀通送。

《戸部格》

戸部格。敕、諸州應朝 [集、長官・上佐分番入 (16字)
計、如次到有故、判 [司代行、未經考者、不在 (16字)
集限。其員外同正 [員、次正員後集。
開 [元八年十一月十二日

《戸部格》

敕、刺史到任、當年 [不得入考。?

(3) 検討事項

① 寫本の體例と復元案

Ⅱx. 3558と同様、この寫本においても、新たな項目に入る時には、最初に標題を掲げたものと推測される。この寫本では、「令」→「格」の順に法令が配列されている。格の次にはおそらく「式」が続くのであろう（最初の2行はその内容から推量して、何らかの式であると思われる）。第4行以下は明らかに「令」であるから、ここから新たな項目が始められていると考えて大過あるまい。第2行と第4行の間に、何らかの項目名が入ると推測する所以である。

なお、Ⅱx. 3558と同じくこの寫本においても、1行当たりの文字数は16字程度である。したがって、1行に19字もある第6行の復元案については、再検討の餘地がある。

② 唐令復元資料としての價值

第4～9行の條文について、『養老令』の考課令にこれと類似の條文が存する（考課令第61條「大貳以下條」⁹）ことから、雷聞氏はこれを考課令に比定された。『唐令拾遺』

9 『養老令』考課令第61條。凡大貳以下及國司（謂目以上）、每年分番朝集。所部之内、見任及解代、皆須知。其在任以來年別狀迹、隨問辨答。テキストは、『新訂増補國史大系 令集解』（吉川弘文館、1988年）に據る。

『唐令拾遺補』には、この條文に相當する令文が掲げられてないので¹⁰、雷氏の説によって、開元25年令の考課令を1條復元することが可能である。

但し、本寫本の舊來の圖版から「考課令」の文字を読み取ることは、きわめて困難であった。『俄藏敦煌文獻』第13冊の卷頭に掲載されている彩色圖版では、第4行の「令」字のところで紙が縦方向に破れており、この部分の界線が右方向に約12度傾いている（圖1）。おそらく以前に所藏機關において寫本を整理する際に、紙の上から強い壓力が加えられたのであろう、この部分の界線を垂直になるように補正しても、「令」字の上の文字の筆畫を判讀することは困難である。つまり、『俄藏敦煌文獻』所載の圖版に據る限り、この條文を「考課令」と斷定するには些か躊躇せざるを得なかったのである。

このたび本寫本の寫眞撮影を依頼するに際しては、問題の箇所についてできる限りの修復を要望したが、ポポヴァ所長には當方の求めに十分に應えていただいた。そして、この新圖版によって、「令」字の上の文字は「課」字と見てほぼ間違いないと確信するに至った。

圖2は問題の箇所について新圖版を擴大したもの、圖3は「令」字の上の部分について若干の補正を施したものである。問題の文字は、明らかに「言偏（ごんべん）」の文字である。そして、唐令33篇のうち、言偏の文字で終わる篇名はただ一つ、「考課」令しかない。本寫本の第4～9行の條文が考課令（開元25年令）の逸文であることが確實となったのである。



圖1 舊來の圖版（部分）



圖2 新圖版（部分。補正前）



圖3 新圖版（部分。補正後）

10 『唐令拾遺』附録「唐日兩令對照表」890-891頁。『唐令拾遺補』第三部「唐日兩令對照一覽」1103頁。

11 もとの圖版では、「令」字の上の文字が約13度右側に傾いていたため、これを垂直にした。また、「令」字の頂點の殘畫が正しい位置に来るように補正した。なお、補正結果を見やすくするため、背景の黒色を除去した。

③ 令の形成過程を知る手がかりとして

雷氏が指摘されるように、令の前半部分（第4～6行）は、開元8年（720）の敕がもとになっている。

開元八年十月敕、諸督刺史上佐、毎年分蕃朝集、限一月二十五日到京、十一月一日見¹²。

また、令の冒頭（第4～5行）及び後半部分（第6～8行）は、「養老令」考課令第61條とほぼ同じである。養老律令は、養老2年（718）に編纂が始められ、同6年（722）に論功が行われた。『令集解』に引用された開元令は開元3年（715）令である¹³。また、『格式律令事類』所載の令は開元25年令である。すなわち、開元3年令の條文に開元8年敕の内容が附加されて、開元25年令の條文が形成されたことを知り得るのである。

④ 格の體裁を示す史料として

現在、寫本の形で残っている唐代の格は、

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| (a) P.3078 + S.04673 | 散頒刑部格殘卷（18條）（神龍2年、706） |
| (b) S.01344 | 戸部格殘卷（18條）（開元前格。開元3年、715） |
| (c) 周69 | 戸部格殘卷（5條）（開元新格。開元25年、737） |
| (d) THIT. Ch.3841 | 吏部留司格殘卷？（6條）（神龍年間） |

である¹⁴。このうち、(a)「散頒刑部格殘卷」のみが所謂「一つ書き」の體裁を取っていて、「敕」の文字で書き始められていない。また、格のもとになった詔敕の發令年月日も記されていない。これと對照的に、(b)～(d)の格では、「敕」の文字で書き始められ、敕の發令された年月日で終わっている。『格式律令事類』のような「法令集」に引用される場合の格が、後者の體裁を取っていることから、「法典」としての格も同じような體例で書かれていたと推測される。

以上、『俄藏敦煌文獻』から發見された『格式律令事類』殘卷について、唐代法典研究の立場から粗略ながらも検討を加えてきた。いずれ機会を見つけて、寫本原本の調査を行いたいと考えている。

12 Ⅱx. 6521により『唐會要』の文字を以下のように訂正し得ることが、雷氏によって指摘されている。諸督→諸都督、分蕃→分番、一月→十月。

13 坂上康俊『令集解』に引用された唐の令について（『九州史學』85、1986年）。

14 Tatsuro Yamamoto, On Ikeda, Makoto Okano, *TTD I, Legal texts (A)(B)*. The Toyo Bunko, Tokyo, 1978 & 1980. および前掲 *TTD Supplement* による。TTD Iは上記以外に、P.4745「吏部格或式斷片」（3條。貞觀もしくは永徽年間）、およびP.4978「兵部選格斷片」（4條。天寶年間）を収めるが、いずれも格とは見なし難く、本稿では取り上げない。坂上康俊「有關唐格的若干問題」（『唐宋時期的法律與社會』國際學術研討會會議論文彙編、2006年刊）參照。

唐代喪服儀禮の一斑

——書儀に見える「禫」をめぐって——

永田知之

一、はじめに

現在、我々が目睹し得る唐代以前の書儀（書簡の文例集）は、一般に朋友書儀、吉凶書儀、表状箋啓書儀の三種に分けられる。それぞれ時候の挨拶文、婚禮・葬禮に關する書簡、公用文書の規範を示すこの三者の中で、吉凶書儀は他の二種とは異なる性格をも合わせもっていた。即ち、單に手紙の書式を示すだけでなく、婚禮・葬祭における口頭での應對や作法、いわゆる「儀注」（小論では儀式の禮法、乃至それを記したものという意味で用いる）もそこには含まれる。具體的にいえば、婚禮に關わる「吉儀」と共に吉凶書儀を形作る「凶儀」¹には、弔問の口上やそれへの返答、葬祭での式次第までも記されていたのだ。

さて古來、最も近縁の尊屬を失った場合、三年に渉る服喪が禮制上、遺族には義務づけられていた。既に自明の事柄ではあるが、この「三年」とは滿三年を意味してはいない。

三年之喪、二十五月而畢。（『荀子』「禮論」、『禮記』「三年間」も同文）

ここに見られるように「三年之喪」といっても、實は「二十五月」であった。漢代には實際に二十五箇月服喪した記録も残っており²、「三年」は三つの年に跨ることを指している。それでは故人の死後二十五箇月が経過すれば遺族は以前と變わらない日常生活に復歸できたのか。禮制を嚴密に遵守した場合、事はそう單純に運ぶものではなかった。

又朞而大祥。曰、薦此祥事。又、復也。疏、又朞至祥事○注又復也○釋曰、此謂二十五月大祥祭、故云復也。變言祥事、亦是常事也。 中月而禫。

中、猶間也。禫、祭名也。與大祥間一月。自喪至此、凡二十七月、禫之言、澹澹然平安意也。古文禫或爲導。疏、中月而禫○注中猶至爲導○釋曰、知與大祥間一月、二十七月禫。徒月樂、二十八日復平常、正作樂也。云禫之言、澹澹然平安意也者、禫月得無所不備、又於禫月將鄉吉祭、又得樂懸、故云平安意也。但至後月、乃是即吉之正也。 。（『儀禮』「士虞禮」）

¹敦煌から発見された書儀のうち、凶儀全般については伊藤美重子（2002）が参考になる。

²「三年之喪」が實際にどれだけの期間に涉ったか、また二十五箇月服喪した實例については竹倉二郎（1935）、藤川正數（1960）99-104頁参照。

この『儀禮』鄭玄注に従えば、故人の死から二十五箇月で「大祥」（死後十三箇月で行う「小祥」に對していう）の祭祀を舉行した後、一箇月を経て、つまり二十七箇月後に「禫」という祭禮をもつことが義務付けられていた。「樂の懸けらるるを得」とは音楽の演奏が許されるということ、即ち日常生活への完全な復歸を象徴している。それは「禫」より更に一箇月たって後のことである。結局、普通の暮らしに戻るまでは、全體として二十八箇月の時間が費やされることになる。

「禫」という文字は唐代の「凶儀」にもしばしば見られる。小論では敦煌から發見されたこの凶儀に見える「禫」に對象を限定して、唐代における葬祭の一端を考えてみたい。

二、「禫」をめぐる魏晉南北朝及び初唐の記録

「禫」について考える際、決して見過ごせない問題が存在する。それは曹魏・王肅による「祥禫共月」説（大祥と「禫」は同じ月の内に舉行するべきものだという考え方）である。

孟獻子禫、縣而不樂、比御而不入。夫子曰、獻子加於人一等矣」疏：「其祥禫之月、先儒不同。王肅以二十五月大祥、其月爲禫、二十六月作樂。所以然者、以下云祥而縞、是月禫、徙月樂、又與上文魯人朝祥而莫歌、孔子云、踰月則其善。是皆祥之後月作樂也。又聞傳云、三年之喪、二十五月而畢。又士虞禮中月而禫、是祥月之中也、與尚書文王中身享國謂身之中間同。又文公二年冬、公子遂如齊納幣、是僖公之喪、至此二十六月。左氏云、納幣、禮也。故王肅以二十五月禫除喪畢、而鄭康成則二十五月大祥、二十七月而禫、二十八月而作樂、復平常。（『禮記』「檀弓上」）

要するに故人の死後二十五箇月で大祥、一箇月置いて（即ち二十七箇月後）「禫」を營むという鄭玄の説に對して、王肅は同じ没後二十五箇月のうちに大祥、「禫」を行うべきだと主張しているのである。王肅の經學はことさら鄭玄の説に逆らうという特徴をもっている³。だが、漢儒の説⁴と異なるこの王肅説は魏晉の際から南北朝を通じて大きな力をもち續ける。

魏晉南北朝における「禫」、もしくは服喪が終わるのは没後二十五箇月か二十七箇月かという問題に對して、何らかの主張や行動が見られた例を、主に朝廷の場

³王肅の經學については加賀榮治（1964）50-187頁、李振興（1980）に詳しい。

⁴『白虎通』「喪服」、『禮記』「檀弓上」正義所引・戴德『喪服變除禮』、『春秋公羊傳』閔公二年何休注は鄭玄説に同じ。『說文解字』第一篇上には「禫、除服祭也」とある。だが、段玉裁は『說文解字注』の「禫」字に關する注釋で、これが許慎による原文ではない可能性を指摘する。竹倉二郎（1935）21、22、29頁參照。

におけるものに限って、時期、出典資料を挙げ、ごく簡単に内容を分類してみたのが次の【表一】である。

魏晉南北朝を通じて、全體的に鄭玄説が優勢であった様が見取れる。ただし、敢えて鄭玄説が主張され、議論の末に國家の儀式で用いられるというのは、王肅の「祥禫共月」説も一定の力を保っていたからこそである。王肅説がある程度は受容された背景として、次の三つの要因が考えられる。

1. 王肅が西晉・武帝の外祖父だったため、その説は晉代における禮の議論で俎上に上りやすく、従って最初から鄭玄説に埋没することを免れて南北朝を通じて議論され続けたこと。

【表一】

| 朝代 | 皇帝 | 元號 | 年 | 西曆 | 月 | 出典資料 | ※ | No. |
|----|---------------|------------------|----|----------|----|--------------------------|---|-----|
| 曹魏 | 明帝 | 太和 | 6 | 232 | 3 | 通典四十九 1381、魏書一百八之二 2762 | 議 | 1 |
| | 少帝 | 正始 | 2 | 241 | ? | 魏書一百八之二 2760 | 議 | 2 |
| 西晉 | 武帝 | 武帝期 (265~290) 初? | | | 初? | 魏書一百八之四 2797 | 王 | 3 |
| | | 泰始 | 10 | 274 | 7? | 晉書二十 618、(同三 64) | 王 | 4 |
| | | 太康 (280~290) 中 | | | 中 | 晉書卷十九 581 | 鄭 | 5 |
| 東晉 | ☆西晉・東晉間の概況を記述 | | | | | 宋書十五 392、同六十 1624 | 鄭 | 6 |
| 劉宋 | 武帝 | 永初 | 元 | 420 | 10 | 宋書一 56、同十五 392、同六十 1624 | 鄭 | 7 |
| | 文帝 | 元嘉 | 17 | 440 | 7? | 宋書十五 395、(同五 87) | 心 | 8 |
| | | | 23 | 446 | 7 | 宋書十五 399 → 「除禫杖」の主張を批判 | 意 | 9 |
| | 孝武帝 | 孝建 | 元 | 454 | 12 | 宋書十六 455 | 鄭 | 10 |
| | | | 2 | 455 | 2 | 宋書十五 396 → 文帝の娘ら、心禫を行う | 心 | 11 |
| | | 大明 | 2 | 458 | 正 | 宋書十五 396、隋書八 151 | 心 | 12 |
| 7 | 463 | | 3 | 宋書十七 477 | 意 | 13 | | |
| 南齊 | 高帝 | 建元 | 2 | 480 | 7? | 南齊書十 158、(同二 36)、隋書八 151 | 心 | 14 |
| 北魏 | 孝文帝 | 太和 | 15 | 491 | 11 | 魏書一百八之一 2749 | ? | 15 |
| | 宣武帝 | 景明 | 2 | 501 | 6 | 魏書一百八之二 2759 | 鄭 | 16 |
| 梁 | 武帝 | 天監 | 2 | 502 | ? | 隋書八 151 | 心 | 17 |
| 北魏 | 宣武帝 | 延昌 | 2 | 513 | 春 | 魏書一百八之四 2796 | 議 | 18 |
| 陳 | 文帝 | 天嘉 | 元 | 560 | 8 | 隋書八 151 | 心 | 19 |

出典資料の漢數字は該當記事が見える巻數、アラビア數字は中華書局標點本の頁數を示す。

出典資料の項の「(同三 64)」等は時期を確定するための根據となる記事が見える箇所。

※の部分に見える文字はそれぞれの時期に行われた主張や行動の内容を概括した記號。

議：「禫」、もしくは服喪終了の時期について、鄭玄、王肅兩説のいずれを採るかで議論は見られたが、決着がつかなかった、もしくは結論が不明確なもの。

王：「禫」の時期について、王肅説が主張されたもの。

鄭：「禫」の時期について、鄭玄説が主張された、または議論の後、鄭説が採用されたもの。

意：鄭玄、王肅兩説とは特に関わり無く、「禫」についての意見が出されたもの。

心：「心禫」（次々節で言及）、「追服」（死後間を置いた服喪）について議論が行われたもの。

禫：実際に祭禮が執り行われたもの。

2. 遺族にとっては服喪の煩瑣さを免れ、國家にとっても不安定な時代に人的資源を効率よく利用できる点で都合だったということ。王肅説に従っても短縮される服喪期はわずかだが、それを突破口に禮制全體の厳しい束縛を緩める効果は存在したのではあるまいか。

3. 禮學の研究が進み、漢代以來の學説に必ずしも囚われずに、議論が展開されたこと⁵。

また唐代（武周期）には次のような議論が起こっている。聖曆元年（698）、弘文館直學士の王元感が「三年」と稱するからには文字どおり「三十六月」服喪すべきだという論を著した。これに対する鳳閣舍人・張柬之の反駁の一部とそれへの世評をここに引いておく。

三年之喪、二十五月、不刊之典也。…〔中略〕…其二十五月、先儒考校、唯鄭康成注儀禮中月而禫、以中月閒一月、自死至禫凡二十七月。又解禫云、言澹澹然平安之意也。今皆二十七月復常、從鄭議也。踰月入禫、禫既復常、則二十五月爲免喪矣。二十五月、二十七月、其議本同。…〔中略〕…時人以柬之所駁、頗合於禮典⁶。（『舊唐書』卷九十一「張柬之傳」）

張柬之の見解では、「三年之喪」が二十五箇月であることについて、鄭玄、王肅共に何ら異なる点はない。即ち、この見解に従えば「禫」は服喪期間の中に含まれないこととなる。

張柬之の説によれば、服喪は二十五箇月で終わる。魏晉以降の服喪終了時期をめぐる喧しい議論は「禫」も服喪であると後人が錯覚したことによる、といえるかもしれない。

いずれにしても「三年之喪」は二十五箇月であると論じる過程で、「二十五月、二十七月、其の議は本と同じ」と王肅説にも配慮を示している点は、やはり見落としてはなるまい。ここでは結果として「踰月入禫」と鄭玄説に遵っているわけだが、一方で王肅説が初唐期になお力をもっていたことは、この事實から明らかであろう⁷。

⁵魏晉南北朝における鄭・王兩説の受容、兩者の角逐は藤川正數（1960）98-128頁参照。

⁶『唐會要』卷三十七「服紀上」、『新唐書』卷一百九十九「儒學傳中・王元感」にも、これと関連する記事が見える。島一（1998）参照。

⁷王肅が『儀禮』全體の注を著したかについては諸説あるが、著していたにせよ唐初には散佚していた可能性が高い。ただ喪服の注は確かに存在した。加賀榮治（1963）70-74頁。

三、唐初の書儀に見える「禫」

それでは敦煌文獻所載の「禫」はいかなるものであったのか。まず次に二種の寫本を見てみよう⁸。

P.4024 〔唐前期書儀〕⁹

- 73 〔上略〕大祥除纓衣去經杖、十五升布爲衣、
 74 縞冠、素纓、革帶。婦人除纓裳、去¹⁰、衣履如男子。禫服
 75 如平裳。齊纓裳四升布、冠七升布、右縫、布纓武冠、内繹、牡
 76 麻經帶。首經圍七寸、右本在下、繩纓五分、首經去一分以爲腰經、
 77 圍五寸。母以桐爲杖、大如腰經、通圓之長與心齊、本在下。桐是陰、節生於内、故母以桐爲杖。
 78 小祥除首經、練九升布爲冠、纓武亦如之、婦人除腰
 79 〕右祥禫變除與斬纓同。齊纓杖期纓五升布、
 80 〕右經杖祥禫¹¹三年同、逾月復平裳、
 81 〕而麻履。〔以下略〕

S.1725 〔唐前期書儀〕

- 01 〔上缺〕斬衰三年、服廿五月¹²…禫
祥。廿五月大祥。禫月……禫十…
三月…
 41 〔中略〕廿五月大祥、不復哭。大斂、祭既殯、
 42 設靈、朝夕奠常食、日夜相繼。至月一日、十五日以内、孝再拜。
 〔以下略〕

まず兩寫本の年代を確定しておく必要がある。この兩寫本は引用したのとは別の部分に血縁者が死んだ場合、それがいかなる續柄の人間であるかによる服喪期間の説明を含む。

【表二】

| | 貞觀十一年禮 | P.4024 | S.1725 | 貞觀十四年改制 | 大唐開元禮 |
|------|--------|--------|--------|----------|-------|
| 曾祖父母 | 齊衰三月 | 齊衰三月 | 齊衰三月 | 齊衰五月 | 齊衰五月 |
| 舅 | 總麻三月 | 總麻三月 | 總麻三月 | 小功五月 | 小功五月 |
| 嫡子婦 | 大功九月 | 大功九月 | 大功九月 | (齊衰不杖) 期 | 齊衰不杖期 |
| 衆子婦 | 小功五月 | 小功五月 | 小功五月 | 大功九月 | 大功九月 |
| 嫂・叔 | 無服 | 孤叔爲嫂期 | | 小功五月 | 小功五月 |

「貞觀(十一年)禮」(いわゆる貞觀禮)、P.4024、S.1725、貞觀十四年に同十一年禮を改制したものの¹³が、親族の死に際してどれだけの服喪を要求しているか、それを

⁸以下P…はペリオ所獲、S…はスタイン所獲敦煌文書であることを、…はその番號を示す。

⁹タイトルは趙和平(1993)が比定した假題に従っておく。後掲のS.1725もこれに同じ。なお小論に引く書儀はこの趙和平(1993)を底本とした上で、寫眞等により一部補訂した。

¹⁰呉麗娛氏は意味の上から「去」の後に「經」を補っている。呉麗娛(2002)403、413頁参照。

¹¹呉麗娛氏は意味の上から「禫」の後に「與」を補っている。呉麗娛(2002)403、414頁参照。

¹²割注の「祥」字、趙和平(1993)395頁は「禫」に作っているが、いま呉麗娛(2002)404、414頁に従う。

¹³貞觀禮やその改制の内容は『貞觀政要』『禮樂』、『唐會要』卷三十七「服紀上」等による。

圖表化して【表二】にまとめておいた。これを見れば明らかだが、P.4024、S.1725に見える服喪期間は、ほぼ貞觀十一年禮に一致する。貞觀十四年以降も唐代を通じて何度か喪禮は變更を加えられてきたが、これほどまでに兩寫本と符合する例は見られない。P.4024、S.1725の記述は唐初、それも建國（618）から貞觀十四年（640）までの禮制を反映すると見てよからう¹⁴。

P.4024によれば、斬衰・齊衰（三年）の場合は共に「禫服」（「禫」の際に用いる衣服か）に「平裳」を着用し、齊衰（期、一年）では「禫」を終えて後、「平裳」を着ることになる。またS.1725は「禫」について書かれていたはずの箇所を缺く。大祥の後に記されるのは、ここに引いたとおり「大斂」や「殯」に關する事柄なので、「禫」については分かりかねる。

結局、P.4024が「禫」についていうのは「平裳」（普段着）を身に着ける、わずかにこれだけでしなない。だが實のところ、そこには單なる衣服の指定に止まらぬ意味が含まれている。なぜなら「禫」を舉行する際、具體的にどうすべきか、その指示を與える文獻は、經書とその注は別格として、魏晉以降の現存資料では、この兩寫本（S.1725については何らかの指示が存在しただろうという推測のみ可能なのだが）が最初らしいからである。

こういえば、前節の【表一】に掲げた魏晉南北朝期の「禫」をめぐる史書に残された記述は何であったのか、という疑問が出てくるに違いない。次節でその意味を考えてみる。

四、魏晉南北朝における「禫」の實態

魏晉南北朝を通じて「禫」に關する議論が喧しく繰り広げられたことは、前々節で見たとおりである。ここではその中で具體的な行動をとったと思える例をまず二つ挙げてみる。なお、引用資料の後に附した〔No. …〕は前々節の【表一】における關連箇所を示す。

世宗景明二年夏六月、祕書丞孫惠蔚上言、…〔中略〕…又案魏氏故事、魏明帝以景初三年正月崩、至五年正月、積二十五晦爲大祥。太常孔美、博士趙怡等以爲禫在二十七月、到其年四月、依禮應禘。散騎常侍王肅、博士樂詳等以爲禫在祥月、至其年二月、宜應禘祭。雖孔王異議、六八殊制、至於喪畢之禘、明年之禘、其議一焉。陛下永惟孝思、因心即禮、取鄭捨王、禫終此晦、來月中旬、禮應大禘。（『魏書』卷一百八之二「禮志四之二」）〔No.2〕

王肅、樂詳は二十五箇月説、孔美、趙怡は二十七箇月説を支持している。ただし、彼らは「禫」を服喪終了時點の目安にして、その上で「禘」（祖先を宗廟に耐す祭

¹⁴兩寫本の年代推定は呉麗娛（2002）374-393頁に詳しい。なおS.1725には貞觀十四年以降の禮制も見えており、また太宗の諱字を避けた箇所も存在する。このことより呉氏はその書寫年代をP.4024のそれより遅い時期、貞觀後期から高宗朝前期と考えられた。後に呉氏は呉麗娛（2006）170-171頁でS.1725の作成は貞觀期ではあり得ず、高宗朝まで降ると説を修正したが、そこに見える禮制はやはり貞觀期のものを反映していると主張された。

禮)を舉行する時期をそれぞれ算出・主張しているのである。「禫」自體については何も述べていない。

元嘉十七年、元皇后崩。皇太子心喪三年。禮心喪者、有禫無禫、禮無成文、世或兩行。皇太子心喪畢、詔使博議。有司奏、喪禮有禫、以祥變有漸、不宜便除即吉、故其閒服以綬縞也。心喪已經十三月、大祥十五日、祥禫變除、禮畢餘一朞、不應復有禫。宣下以爲永制。詔可。(『宋書』卷十五「禮志二」)〔No.8〕

この資料には見られないが、一般にこの種の「禫」は「心禫」と呼ばれる。所謂「心喪」と同様、それは心の中で行うものであり、やはり具體的に何か行動を起こすわけではない。

これら二例を始め、魏晉南北朝期の「禫」に関する言説とは、ほとんどが服喪は故人の死から二十五箇月後、二十七箇月後のいずれに終了するか、または「心禫」の是非を問う(前者は【表一】※の項に議、王、鄭を、後者は心を附したものに二分されるものだった。ここで、魏晉南北朝を通じてただ一つだけ残る「禫」が實施された記録を挙げてみよう。

十一月己未朔、帝釋禫祭於太和廟。帝袞冕、與祭者朝服。既而帝冠介幘、素紗深衣、拜山陵而還宮。庚申、帝親省齊宮冠服及郊祀俎豆。癸亥冬至、將祭圓丘、帝袞冕劍舄、侍臣朝服。辭太和廟、之圓丘、升祭柴燎、遂祀明堂、大合。既而還之太和廟、乃入。甲子、帝袞冕辭太和廟、臨太華殿、朝羣官。既而帝冠通天、絳紗袍、臨饗禮。帝感慕、樂懸而不作。丁卯、遷廟、陳列冕服、帝躬省之。既而帝袞冕、辭太和廟、之太廟、百官陪從。奉神主於齋車、至新廟。有司升神主於太廟、諸王侯牧守、四海蕃附、各以其職來祭。(『魏書』卷一百八之一「禮志一」)〔No.15〕

太和十五年(491)、北魏・孝文帝が「禫」を舉行した様子が記されている。前年に没した皇帝の祖母である文明太后を悼み、また帝室の祖先を祀る廟の移動に伴い行われたものと推測される。「樂懸而不作」とは前々節でも引いた『禮記』「檀弓上」の「孟獻子禫、縣而不樂」という一節を踏まえており、この「禫祭」が古禮に基づいていることを示す。

孝文帝といえば、洛陽遷都を始めとして急激な漢化政策を斷行した史實で名高い。その独特な箇性を考え合わせると、彼による「禫」は必ずしもこの祭禮が當時において一般に行われていたと示すものとは思われない。むしろ漢化に邁進するあまり、既に形骸化した儒禮まで行ったと考えるべきではないか。魏晉南北朝を通じて「禫」の舉行例や式次第を記す文献が無い中で、この太和十五年の記録が孤立的に存在することは、かえって我々にかかる疑いを抱かしめる。この疑惑を更に強くさせることとなる記述を次に挙げておこう。

國子助教蘇瑋生議、…〔中略〕…自漢文以來、一從權制、宗廟朝聘、莫不皆吉¹⁵。雖祥禫空存、無綬縗之變、烝嘗薦祀、不異平日。殷祠禮既弗殊、豈獨以心憂爲礙。〔『宋書』卷十六「禮志三」〕

劉宋・孝武帝の孝建元年（454）十二月、先帝の死後二十七箇月たっていない明年四月に「殷祠」を行うことは妥當であるかという諮問に対する蘇瑋生の答申を擧げておいた。特に時期を氣にせずとも「殷祠」は舉行できるという彼の意見は、結果として否定される。

だが、その理由を擧げた「祥禫空存」云々という一節は見逃せまい。つまり、蘇瑋生は今や「禫」は空名を擁しているのみ、従って本来はその祭禮を行うべきだとされる故人が没してから二十七箇月後を待つことは無い、と主張しているわけである。

前漢・文帝の薄葬令が「祥禫 空しく存す」る原因であったか否かは措くにせよ、「禫」の祭禮が劉宋の頃には廢れており、また恐らくはそういった状態が相當に長く續いていたことをこの記録は示している。従ってこれより數十年遅れる北魏・孝文帝の「禫」はやはり例外的に復活させられたものと考えるのが妥當だろう。「禫祭そのものが兩漢より魏晉時代を通じて、未だ曾て實施された形跡がなく、禫月論は結局遺書に依る禮學上の空論であつたため、好む所に従つて、鄭王兩説がそれぞれに支持せられ、互に相譲らなかつたのであろう」¹⁶という先學の指摘は恐らく正鵠を射ている。

五、「禫」という祭禮の創出

漢代から魏晉南北朝を通じて、「禫」がその存在すら怪しい代物であったことは前節で既に述べた。だが唐代に至って、それを祭禮として確立させようという動きが現れ始める。

次にその一節を引く唐朝欽定の禮書である『大唐開元禮』は三品以上、四品五品、六品以下と同じ祭禮についても對象となる人物の品階により、記述が三箇所に分かれる構成をとっている。そこでまず三品以上の高官に対する規定を引用した後、四品五品、六品以下の官人に關する記述との校勘を附しておく。

前一日掌事者、預備内外禫服、各陳於別所。主人及諸子俱沐浴、櫛、爪剪、仍宿於外寢。牢饌及器如大祥之禮。其日夙興、祝入、燭先、升、拂几筵、啓櫝、出神主置於座¹⁾。掌事者設盥洗筐於東階東南如常、筐實爵一、巾一、加冕。設瓦甒二於座之左、北墉下、醴酒在東、罍用加勺、南枋。具饌於堂東。祝與執尊罍筐者先入、立於尊罍筐之後。主人及諸子、妻妾、女子子仍祥服、爲長子三年者亦祥²⁾服。内外俱升就位、哭盡哀、降、釋祥服、應禫服者著禫服。相者引主人以下俱升、就位哭。掌饌者以饌入、升、設

¹⁵「漢文以來」云々は前漢の武帝がその死後、三十六日で服喪を除くよう遺詔したことを指す。ここでは『史記』卷十「孝文本紀」に見えるこの遺詔を「禫」消滅の原因とする。

¹⁶「禫祭そのものが」以下、鈎括弧内の一節は藤川正數（1960）117-118頁より引用した。

於座前訖、執³⁾饌者出。相者引主人降自西⁴⁾階、詣疊洗、盥手洗爵。相者引主人⁵⁾自東階、詣酒尊所、酌醴、進、跪奠於座前、俛⁶⁾伏、興、少退、西面立。祝持版進立於座之右、北面。内外皆止哭。祝跪讀祝文曰、維年月朔日、子孤子某、敢昭告於考某官封諡、妣云妣夫人某氏。⁷⁾禫制有期、追遠⁸⁾無及、謹以潔性柔毛⁹⁾、剛鬣、明粢、薺合、薺憶、嘉蔬¹⁰⁾、嘉薦、醴齊¹¹⁾、祇薦禫事於考某官封諡、尚饗¹²⁾。主人哭再拜、應拜者皆再拜、内外皆哭。祝興、進、跪奠版於座、還尊所。相者引主人以下出、降自東階、還寢。内相者引妻妾、女子以下降自西階側、還於寢。祝闔戶、與執尊疊者降出。少頃、掌饌者入、開戶、徹饌以出¹³⁾。祝置主闔戶以降¹⁴⁾。耐廟如別儀¹⁵⁾。自禫之後、内無哭者、始飲醴酒、食乾肉。〔『大唐開元禮』卷一百四十「凶禮・三品以上喪之三・禫祭」〕

1)「拂几筵啓櫛出神主置於座」 卷一百四十四「凶禮・四品五品喪之三・禫祭」、卷一百四十八「凶禮・六品以下喪之三・禫祭」共作「設几席於奠」。

2)「祥」 卷一百四十八作「禫」、疑誤。

3)「執」 卷一百四十八作「掌」。

4)「西」 卷一百四十四、卷一百四十八共作「東」。

5)「主人」 「人」下、卷一百四十四、卷一百四十八有「升」字。

6)「俛」 卷一百四十四、卷一百四十八共作「俯」。

7)「妣云妣夫人某氏」 卷一百四十四作「妣則郡縣鄉君各從其稱」。

8)「遠」 卷一百四十四作「慕」。

9)「柔毛」 卷一百四十八缺此二字。

10)「明粢薺合薺憶嘉蔬」 卷一百四十四、卷一百四十八共無此八字。

11)「醴齊」 卷一百四十四、卷一百四十八共作「普淖明齊澆酒」。

12)「尚饗」 「饗」下、卷一百四十八有「訖興」二字。

13)「以出」 卷一百四十八缺此二字。

14)「祝置主闔以降」 卷一百四十四、卷一百四十八共作「祝收几筵以出」。

15)「耐廟如別儀」 卷一百四十八缺此五字。

煩瑣なまでに「禫」の式次第が定められた様子が見て取れよう。『通典』卷一百三十九「禮九十九・開元禮纂類三十四・凶禮六・三品以上喪中（四品以下至庶人附）・禫祭」は『大唐開元禮』が身分ごとに分けて記述した「禫」の式次第を一箇所でまとめて記述している。同じ『大唐開元禮』卷一百三十二には「禫」を執り行うべき時期についての記述が見える。

二十五月大祥、除靈座、自後有祭、設几席。除衰裳、去絰杖、十五升布深衣、布純綺冠、素紕纓、革帶、素屨。婦人除衰裳、去絰、綺總衣、屨如男子。廿七月禫祭、玄冠皁纓、仍布深衣、革帶、吉屨。婦人緇總衣、屨如男子。踰月、復平常。（「凶禮・五服制度・斬衰三年・總論節制」）

十三月小祥、除首絰、練九升爲冠、纓武亦如之。其他祥禫變除與斬衰

同、踰月、復平常。（「凶禮・五服制度・齊衰三年・節制」）

杖周者十一月小祥、十三月大祥、十五月禫、踰月、復平常。祥禫變節皆與斬衰同。（「凶禮・五服制度・齊衰三月・義服」）

『通典』卷一百三十四「禮九十四・開元禮纂類二十九・凶禮一・五服制度・斬縗三年・總論制度」、「齊縗三年」、「齊縗三月」にも、文章はやや異なるがほぼ同じ規定が見られる。『大唐開元禮』の規定では、三年の喪の場合、故人の死後十三箇月で小祥、二十五箇月で大祥、二十七箇月で「禫」を舉行、二十八箇月で平常に戻る、一年の喪ならば十一箇月で小祥、十三箇月で大祥、十五箇月で「禫」を執り行い、十六箇月で通常の生活に復歸する。

上掲の引用から『大唐開元禮』（及び『通典』）が「禫」を執り行う時期に關して王肅ではなく、鄭玄の説を採用していたことが分かる。やはり『通典』の撰者である杜佑が淮南節度使に在職中（789～803）¹⁷、著したとされる『新製唐禮圖』十五卷中の一巻、「喪禮服制度」にも次のようにいう¹⁸。

P.2967 〔喪禮服制度〕

- 36 〔上略〕 廿五月大祥、縞冠、素
- 37 紕纓、婦人縞總。廿七月禫祭、玄冠皁纓、
- 38 婦人緇、月服常。〔以下略〕

「禫」と大祥が月を異にすると公式に規定されていたことは、次の記述からも明らかだ。

凡遭喪被起者、以服内忌日給假三日、大小祥各七日、禫五日、每月朔望各一日、祥禫給程¹⁹。（『大唐開元禮』卷三「序例下・雜制」）

血縁者を失ったにも関わらず、退官を許されなかった者に對して、節目の祭禮ごとと興えられる休暇の日數を記した一節である。大・小祥の際に七日「給假」されるのとは別に「禫五日」とあるからには、大祥と「禫」は恐らく同月の行事ではなかったことが分かる。

『五經正義』編定の際、『禮記』の注釋として採用されたのは鄭玄の説であった。『禮記正義』は當初より絶對的な權威をもっていたわけではない²⁰。だが、國家による公式編纂物としてその地位は時を逐って高くなる。『大唐開元禮』や『通典』、『新製唐禮圖』「喪禮服制度」等、勅撰または高官の杜佑が編者となる、いわば勅撰に準じる禮制の書が「禫」について二十七箇月後に舉行せよ、と鄭玄の説に沿った規定を記すのは當然であろう。

¹⁷杜佑が淮南節度使の職に在った時期は吳廷燮（1937）130-131頁の考證に従った。

¹⁸P.2967 冒頭に「今見淮南節度使杜佑進上新製唐禮圖十五卷、其有喪禮服制度一卷、精麗不差、輕重合宜、當窮本書理、深得其宜。故持此以匡時要」とある。従って P.2967 の内容は『新製唐禮圖』中の「喪禮服制度」に基づくと考えられる。吳麗娛（2002）418頁參照。

¹⁹『通典』卷一百八「禮六十八・開元禮纂類三・序例下」原注にも同文が見える。仁井田陞（1997）815頁はこれが「開元七年令（假寧令）」の條文である可能性を指摘している。

²⁰この間の經緯については島一（1997a）、島一（1997b）を參照されたい。

時期に関しては、それで説明がつく。では、開元禮に見える「禫」の式次第や服装は何に由来するのか。いま試みに開元禮と古禮が「禫」に関して類似する箇所を挙げてみよう。

「玄冠」を着けて祭禮を執り行った後、「禫服」に着替える。(開元禮前掲卷一百三十二、卷一百四十)

釋禫之禮云、玄衣黃裳、則是禫祭玄冠矣。黃裳者、未大吉也。既祭乃服禫服、朝服綬冠。(『禮記』「雜記」下「祥主人之除也、於夕爲期、朝服、祥因其故服」注)

「自禫之後」は「醴酒」、「乾肉」を口にしてもよい。(開元禮前掲卷一百四十)

中月而禫、禫而飲醴酒。始飲酒者、先飲醴酒。始食肉者、先食乾肉。(『禮記』「閒傳」)

祝跪讀祝文曰、維年月朔日、子孤子某、敢昭告於考某官封諡、妣云妣夫
人某氏。禫制有期、追遠無及、謹以潔性柔毛、剛鬣、明粢、薺合、薺憶、嘉蔬、嘉薦、醴齊、祇薦禫事於考某官封諡、尚饗。(開元禮(前掲卷一百四十)(本節前掲の校勘 11)にも記したとおり卷一百四十四、卷一百四十八は「醴齊」を「普淖明齊澆酒」に作る。)

是月是禫月也。當四時之祭月、則祭、猶未以某妃配某氏、哀未忘也。少牢饋食禮、祝祝曰、孝孫某敢用柔毛、剛鬣、嘉薦、普淖、用薦歲事于皇祖伯某、以某妃配、某氏尚饗。」(『儀禮』「士虞禮」「是月也、吉祭猶未配」注)

このように、開元禮が規定する「禫」において着用すべき衣服や遵うべき作法は、經書等に見える祭禮(「禫」以外のものを含む)にまつわる記述を用いて形作られている。ただ、經書やその注をいかに繋ぎ合わせたところで、それだけではやはり開元禮に見えるかくも間然するものなき式次第が成立しないのも、また事實であろう。更にいえば、この詳細な「儀注」は果たして開元禮に至って始めて成立したものなのか、という疑問もなお残る。

北朝の流れを汲む隋においては文帝が『開皇禮』、『仁壽禮』を、皇子時代の煬帝が『江都集禮』を編纂させている。唐初、武徳年間(618~626)の禮樂は、唐朝独自の禮がまだ無かったため開皇の舊制や武徳令に依りつつ、『江都集禮』の影響も大きかったとされる²¹。

貞觀十一年(637)に至って『貞觀禮』が制定されるが、やはり隋の禮制をわずかに改變したのみであった。貞觀十四年(640)、『貞觀禮』に規定される服喪期間を部分的に修正したことは前々節で述べた。その後、顯慶三年(658)には『顯慶禮』、開元二十年(732)には『大唐開元禮』が頒行される²²。

²¹隋代の禮が何に基づくか等を含め、この間の經緯は高明士(1993a)、史睿(1997)参照。

²²唐禮の變遷に関しては高明士(1993b)、『開元禮』については池田温(1972)を参照。

貞觀禮から開元禮への流れは單純な繼承・増補として理解されるものではない。例えば郊祀の制度は貞觀禮が鄭玄説、顯慶禮が王肅説に各々依據するのに對して、開元禮が後者によりつつ、兩者に基づく祭祀を並存させる傾向が見られる²³、という具合にである。

もよより『大唐開元禮』より前の禮書が現存しない以上、前掲の「禫」の詳しい「儀注」が隋代以前を含めて、いつの時點から登場したのか、いま明らかにするのは難しい。だが、推測を述べれば『開元禮』に至る長い時間を費やして、それは形成されたのではないか。

六朝及び唐代は禮學、殊に喪服禮の研究が盛んな時期であった²⁴。このうち魏晉南北朝における「禫」に関する議論で朝廷をその舞臺とするものは第二節で觸れたとおりである。

ただし、當時著されたが今は失われた文獻には、祭禮としての「禫」にまつわる具體的な指示があった可能性は否定できない。これら唐に先立つ喪服禮の研究、そしてその深化は、唐代に「禫」が詳細な式次第を備えるまでに至った推進力の一つだったのではないか。

また、現存こそしないが東晉南朝においても、唐代と同様、書儀に當たるものは編纂されていた。それらには書簡の文例のみならず、やはり祭禮の作法も記されていたという²⁵。禮の研究が盛んであったからこそ、このような現象が起こったというべきであろうが、その過程で編まれた書儀が「禫」の「儀注」をも含んでいた可能性は否定できない。

劉宋期に「祥禫空存」といわれた一方で、喪服禮の研究・議論は盛んに行われていたのである。目に見える現象として、小祥・大祥等に煩瑣なほどの作法が規定されたのは、唐代に入ってからのものであった。だが六朝期の喪服研究や書儀編纂の盛行を思えば、それらは決して突如登場したわけではなく、數百年という長い時間の蓄積によると考えられる。

「禫」の場合はこういった事情以外にも、今一つ鄭玄の二十七箇月説が公的なものになったことがその祭禮としての定着に關わってしよう。元來、獨自性を失いがちな「禫」ではあるが、「祥禫共月」説にあつて、この傾向はより著しかったと思われる。「祥禫異月」と禮制で規定されて、「禫」はようやく大祥に埋没するのを免れたのではないか。唐が國家の典禮を整備する過程で、これは儀禮としての「禫」の整備を促す一因となったであろう。

前々節で引いた P.4024、S.1725 の「禫」に関する記述を思い起こしていただきたい。兩寫本に見える親族の服喪期間が貞觀十四年以前の喪服禮を反映していることは既に述べた。

なお隋唐の過渡期といえるこの時期の書儀自體、貴重な資料であることは言を

²³金子修一（2006）70-74 頁。

²⁴六朝・唐代の書儀と喪服禮との關係は吳麗娛（2002）470-495 頁を参照。吳麗娛（2003）194-197 頁は書儀に見える禮の淵源を古禮、國家の典禮、名族の家禮、民間の風俗に求める。

²⁵周一良、趙和平（1995）95 頁、史睿（2001）を参照されたい。

俟たない。他方、本節で述べた推測が正しいとすれば、そこには別の側面も見出される。即ち「禫」という祭禮が長きに渉って創出されていく過程の一端を示す意味においても P.4024、S.1725 所載の記述は興味深く、ごく断片的だからといって無視できないものだと思われる。

六、開元・天寶期の書儀に見える「禫」

唐代の公式編纂物における「禫」関連の記述については、前節で既に述べた。ここでは杜友(有) 晋が著したという「吉凶書儀」、『新定書儀鏡』²⁶⁾に見える「禫」を考えてみる。 P.3442〔吉凶書儀〕

- a) 155 書儀卷下 京兆杜友晋撰
 156 凡例一首 凶儀纂要〔一首 表凶儀一十一²⁷⁾ 首 啓凶儀四首 内族凶儀二十一首
 157 外族凶儀十七首 婦人凶儀九首 僧尼道士凶儀三首 四海吊答凶儀廿
 158 首 祥禫 斬衰、遷葬、冥婚儀十三首。 祥禫 斬衰、遷葬、冥婚儀十三首。
- b) 205 國哀大小祥除奉慰表 若無遺旨、除在祔廟之前、則不煩此表。
 206 臣名言、晷運流速、諡皇帝崩背如昨、奄 大祥再。 周今晦、禫云奄終禮制。
 207 率土哀慕、不能自勝。〔以下略〕

P.3637〔新定〕書儀鏡²⁸⁾

- c) 〔新定〕書儀鏡 凶下
 内族〔服〕圖 凡三年服、十二月小祥、廿五月大祥、廿七月禫、廿八月平裳。 〔以下略〕
- d) 〔上略〕凡吊答小祥大祥除禫書題如初服。〔以下略〕
- e) 吊小祥大祥及除禫
 名頓々首々、日月迅速、承以△月日俯就祥制。 禫云奄及禫制。²⁹⁾
 〔以下略〕
- f) 父母初薨尊祭文
 除禫已來文
- g) 吊後至祥禫已
 來經節辭
- h) 答云、

²⁶⁾ 杜友晋が開元・天寶期の人物であるということ、P.3637 も杜友晋が著した書儀の寫本だということは周一良、趙和平（1995）137-145 頁に考證が見える。小論ではその説に従う。

²⁷⁾ P.3442 は〔 〕内の文字を缺く。いま趙和平（1993）が後の部分から補ったのに従う。

²⁸⁾ P.3637 は段組みが一段から三段まで各部分で異なったり、中間に圖が挿入されたりする複雑な構成をとっている。このためここに掲げる録文では行数を示す数字は省略に従う。なお P.3637 の録文中、〔 〕内の文字は P.3849「新定書儀鏡凶下」から補ったものである。

²⁹⁾ 「凡吊答小祥大祥除禫書題如初服」と「吊小祥大祥及除禫」から「禫云奄及禫制」までは、全くの同文が S.361「書儀鏡」（やはり「新定書儀鏡」の一種と推測される）の「凶下」にも見える。

日月迅速、荼毒如昨、奄及經祥制、

除禫云奄(經)禮制。攀慕無及、觸目崩潰³⁰。

a)、f)、g)は、それぞれの書儀にどのような内容が含まれているかを示す。a)は喪禮中の各段階で遺族に送る書簡の文例を、f)は遺族が各祭禮で故人に捧げる祭文の文例を、g)は遺族が「詳(祥)」や「禫」で故人を悼む口上の模範がそこに見えることを読者に知らせる。

b)、e)は文章の、h)は弔辭に對する答辭の模範例から抜粹した。例えばb)には、死後一年を経た「小祥」の際は「奄周今晦」、二年後の「大祥」では「再周今晦」、「禫」ならば「奄終禮制」と文章を一部入れ替えよ、との指示が見える。これによって基本的に同じ上奏文の文例が大・小祥、「禫」の全てに轉用可能となる。e)、h)も本文には「祥制」の折の挨拶を掲出した上で、注として入れ替えれば「禫」の際に利用できる文句を附す點は、これに等しい。

c)に見える喪禮中で各儀禮を舉行する時期は、鄭玄說、ひいては開元禮と同じである。d)は服喪者宛の書簡は、大・小祥、「禫」を問わず「書題」(本文や手紙を封入する袋に記す宛先や差出人の書式)は故人の死亡直後(に送る悔み状)と同じにせよと説く。

少し言葉を改めれば大・小祥においてだけでなく「禫」の際の書簡・應對にも使用できる注を附す、この姿勢は杜友晉が大祥と「禫」は異なった時期のものと考えていたことを示す。死後二十五箇月で大祥、二十七箇月で「禫」を行うというc)の規定と併せて、それは前節で見た開元禮の態度と異なるところが無い。

國家が定めた禮制と書儀に見える儀禮はどれほど關連するか、これは難しい問題である。ただ、開元禮始め唐朝欽定の禮書に見える禮制が當時の社會にある程度は浸透しており、またそれが書儀に反映していることを具體的に指摘した研究は、既に存在している³¹。開元禮とそれよりやや遅れるであろう杜友晉の書儀が「禫」の實施時期については見解を共有する事實も、両者が禮制上の基盤を同じくしていたことの證佐となり得るかもしれない。

ともかく、實施の時期に有力な異説をもち、實態に乏しかった「禫」が開元・天寶期に以前よりも獨自性を有し始めたことは確かである。いいかえれば、大祥と「禫」を別箇に扱う風潮の如きものが當時の社會に普及していた、このことは明らかであろう。

七、晩唐の書儀から見た「禫」の實態

前節で見た杜友晉の書儀以降、「禫」に關する記述を含む資料は甚だ乏しい。次に引く貞元十八年(802)正月廿七日に埋葬された張容成の墓誌銘を始めとして、そのほとんどは「禫」の實態について多くを語ってはくれない。

³⁰P.3637の録文中、〔 〕内の文字はP.3849「新定書儀鏡」によって補ったものである。

³¹喪禮を始めとする書儀所載の「儀注」と公式の禮書との關係は姜伯勤(1992)1-28頁、周一良、趙和平(1995)285-301頁、姜伯勤(1996)425-441頁、吳麗娛(2006)參照。

女殤韋出也。慕道受嫩、因名容成。丁太夫人憂、號泣過禮、哀療成疾。疾不至病、不廢行步。貞元十七年歲次辛巳十二月四日、奄然而終。時年一十有九、距禪制二甲子矣。家人親戚、蒼惶相視、不知所以然也。（「唐故清河張氏女殤墓誌銘并序」³²）

韋氏の死後、娘の張容成が忽然と世を去った様子が「距禪制二甲子矣」と表現される。これとても母の死を悲しむ餘り速やかに没した事實を強調するため、「大祥」からどれだけを経て、と書くよりも「禪制」から「二甲子」（六十日）と述べる方が効果的だと考えてのことという疑いは拭い得ない。いずれにせよ、こういった断片的な記述のみをいくら積み重ねてみたところで、「禪」の實態を知ることは、甚だ困難であろう。

唐代後半における「禪」の實態について考えるに当たり、材料を提供してくれるのは、やはり書儀である。次に見る P.2622 は末尾に「大中十三年四月四日午時寫了」という書寫の時期が記されている。なお、この寫本は D x.01256³³ と重複した箇所があるので、録文に續いて校勘を附しておく。

P.2622 吉凶書儀上下兩卷

- 45 〔上略〕自中祥已後、晦朔日哭泣奠祭、餘時並止。
- 46 從亡後廿五月々盡是也、預造禪衣服、其衫以布及鹿絁、幘頭帽子一切ム
- 47 並染灰色、白皮瀨鞞腰帶、兩¹⁾三鈔。其□辰、孝子擗踊哭泣、倍於常時、謂欲
- 48 除脫、不忍也。設祭訖、別人與換衣服訖、内外止哭、再拜。掌事即拆靈帳、去床
- 49 堂内淨掃地、不得有別物、唯鋪地席一領、及屏風香爐水椽等。至晚去屏風香爐等。
- 50 六十日滿、即脫禪衣服²⁾、着白襴衫、黑絁幘頭、藍鐵腰帶、至月終則任着尋
- 51 常吉衣服、是謂禮制終也。〔以下略〕

1) 「兩」 P.2622 此字不清、今據 D x.01256 而補。

2) 「禪衣服」 D x.01256 缺「服」字。

冒頭の「中祥」という言葉は、小論でもこれまで度々述べてきた「大祥」と同じである³⁴。「從亡後廿五月々盡是也」から後、「至晚去屏風香爐等」までは「中祥」（大祥）へ向けて準備すべき服装や祭禮における作法を記述している。興味深いのは「預め禪衣服を造」って、「中祥」の祭禮が終わるや、遺族はそれに着替えて、

³²小論に引く墓誌銘は、底本としていずれも京都大學人文科學研究所所藏の拓本を用いる。なお、この墓誌銘は『匄齋藏石記』卷二十八、『芒洛冢墓遺文』卷中に全文が収録される。

³³ロシア科學アカデミー東方學研究所サンクトペテルブルク支所所藏敦煌漢文文書。

³⁴「大祥」が「中祥」とも呼ばれるようになった現象については譚蟬雪（2001）参照。

後は「晦朔ごとに日び哭泣奠祭して」、「六十日」という期間を「満」たせば（つまり二十七箇月後、本来ならば「禫」が行われる時期）、また着衣を改め、その月末に至って後、服喪が終わるといふ点である。

ここでは「禫」といふ祭禮が、特に執り行われることは無い。むしろ、「大祥」（P.2622にいう「中祥」）から鄭玄説や開元禮がその終わりに「禫」を催すと定めた二箇月を、あたかも「禫衣服」を着て服喪の終了を待つ期間であるかのように扱っている。

これとは別のP.2646「新集吉凶書儀上下兩卷」といふ寫本は、冒頭に「河西節度掌書記儒林郎試太常寺協律郎張敖撰」、末尾に「天復八年歲次戊辰二月廿日學郎趙懷通寫記」と記し、また序文の中で「元和新定書儀」に言及している。従って、この「新集吉凶書儀」は元年間（806～820）以降、天復八年（908、實際には天復は四年までで、この年には既に唐も亡びており、後梁の元號でいえば開平二年となる）以前に成立したと考えられる。

元和期、敦煌を含む河西節度使の管轄區域は既に吐蕃の支配を受けていた。當然だが河西節度使やその掌書記といふ唐朝の官職も、780年頃から續く吐蕃支配期には存在しない。それゆゑ「河西節度掌書記」の「張敖」が「新集吉凶書儀」の序文を著すのは、敦煌が唐の版圖に戻って、河西節度使が復活した大中五年（851）より後のことでなければならない。

内容からこの「新集吉凶書儀」と同定可能な寫本は他にもあるが、そのうちS.2200は尾題に「大中十年六月十一日……書」と記される。趙和平氏はここから『新集吉凶書儀』を大中（847～859）初年の成書と推測された。

趙氏は更に體例が同じであり、なおかつ末尾に「大中十三年四月四日午時寫了」といふS.2200とごく近い紀年を含む記述をもつことによつて、本節で先に見たP.2622「吉凶書儀」もまた「新集吉凶書儀」の寫本であろうと考えた³⁵。この推論が正しければ、P.2622は河西節度使の屬官が著したことになる。唐代も末期に入った敦煌で行われていた實際の禮が、そこに見える喪服禮—祭禮としての「禫」を實施しない等に反映された可能性は高い。

しからば、開元禮が定める「禫」の祭禮とP.2622に見える「禫」を含まない喪禮の違いは地域（中原と河西）、階級（開元禮が對象とする官人と書儀を用いる階層）、時代（開元以前と大中前後）による禮制の差異で説明し得るのか。事はそう簡單でもないようだ。

このことを明らかにするため、P.2622に見える喪禮を全面的に検討するのが筋であろう。だが今はその餘裕も無いので、ひとまず「中祥」から「禮制」が「終」わるまでの服裝を考えてみたい³⁶。順序は逆になるが、先に「禫衣服」を「脱」した後の衣服を見ておこう。

其年〔大和六年〕七月、度支戸部鹽鐵三司奏、准今年六月勅、令三司官典、及諸色場庫所由等、其孔目、句檢、句覆、支對、句押、權遣、指

³⁵以上、趙氏による考證とその結論は周一良、趙和平（1995）201-204頁に詳しい。

³⁶P.2622の衣服に關する規定については、吳麗娛（2002）396-398頁にも記述が見られる。

引進庫官、門官等、請許服細葛布折造、及無紋綾充衫及袍襖、依前通服綠、闇銀藍鐵充腰帶、不得乘毛色大馬、鞍轡踏鐙用鍮石。其驅使官、有正官、及在城及諸色倉場官等、請許服細葛布折造、及庶人紋綾充衫袍、依前服、藍鐵充腰帶、乘小馬、鞍轡銜鐙用鍮石。其驅使官、未有正官、及與行按令史等、請許麤葛布及官絕等充衫襖、亦請依前通服綠、銅鐵腰帶、乘蜀馬、其鞍用烏漆鐵踏鐙。聽於每司、各許三人著布衫、其不行按令史並書手、服白、仍並不許乘馬及馬從。通引官許依前麤紫絕及紫布充衫袍、藍鐵腰帶、乘小馬、鞍用烏漆鐵踏鐙。其行官門子等、請許依前服紫麤絕充衫襖、藍鐵腰帶、仍不許乘馬。其騾綱車綱等、緣常押驢騾於諸州府搬運、及送遠軍衣賜、須應程期、請許依前麤紫絕充襖、藍鐵腰帶、乘驢車、出塞即請許乘麤牡馬、餘並不得違元勅。揀子及諸色小所由、並請服白布衫、及應向外監院職掌所由。請勅下後、約省使條流、遞減一等處分。除此外、餘並準元勅處分。依奏。(『唐會要』卷三十一「輿服上・雜錄」)

『唐會要』の記述から、「白襪(布)衫」や「藍鐵腰帶」が胥吏の勤務中に帯びることが許される程度の服飾品であったことが理解される。P.2622が士(官人)以上の階級を對象とするならば、服喪終了直前一箇月にもまだ通常未滿の服裝を要求していたと考えられる³⁷。

それでは次に「禪衣服」の内容を考えてみよう。まずは「鍔」(帶留め)を見てみる。

上元元年八月、敕文武官三品以上、金玉帶、十二鍔、四品、金帶、十一鍔、五品、金帶、十鍔、六品、七品、並銀帶、九鍔、八品、九品、服並鍮石帶、八鍔、庶人服黃銅鐵帶、六鍔。其一品以下、文官並帶手中、算袋、刀子、磨石、其武官欲帶手中、算袋、赤聽。(『通典』卷六十三「禮二十三・沿革二十三・嘉禮八」³⁸)

庶人でも「六鍔」を「服」することが許されていたのに、「禪衣服」では「兩三鍔」が限度であった。「白皮瀝鞞腰帶」はどのようなものか不明だが、金属による装飾の無い皮革製の帯なのは確かだろう。やはりこれは「黃銅鐵帶」にも劣った服飾品と考えざるを得ない。

さて、顔真卿が著した『大唐元陵儀注』という文献がある。これは代宗の崩御(779)に際して、皇太子(徳宗)らが執り行った大葬・服喪についての記録を主題とする。原書は佚して、いま『通典』の各處に引用されるもののみが残る³⁹。次に引くのはその一節である。

³⁷なお P.2622 の上に引いたのとは別の箇所及び P.3691「新集書儀一卷」所引「新定唐家禮凶吊儀」によれば「(白)襪衫」は故人の没後すぐに遺族を弔問する際の衣服でもあった。弔問客が故人の死後すぐに着用する衣服をまとうまで遺族は二十七箇月かかるわけである。

³⁸『唐會要』卷三十一「輿服上・章服品第」も同内容を記すが、細部にやや出入がある。

³⁹『大唐元陵儀注』については來村多加史(2001)245-294頁、金子修一(2002)1-3頁を参照。

大唐元陵儀注、其日、百僚早集西内、入就位、侍中進辨、並如大祥之儀。皇帝服大祥服、近侍扶就位哭、十五舉聲。禮儀使奏請再拜、皇帝再拜、贊者承傳百僚在位者皆再拜。禮儀使奏請就次變服、皇帝就次、除大祥服、服素服。細火麻衫、腰帶、細麻鞋、黑絁幘頭、巾子等。百僚趨入就位、立定。近侍扶皇帝入、哭踊、内外百僚皆哭踊。禮官省饌、光祿卿引饌升、陳設酌奠、亦如大祥之儀。太祝讀祝文、祭訖、禮儀使奏請再拜、皇帝哭再拜、贊者承傳内外百僚皆哭再拜。訖、禮儀使奏禮畢、遂與禮官趨出。近侍扶皇帝還次。通事舍人引百僚序出至太極門外、進名奉慰訖、各服慘公服、便詣延英門起居。明日平明、皇帝改服慘吉服。淡淺黄衫、細黑絁幘頭、巾子、麻鞋、吉腰帶。伏準貞觀、永徽、開元故事、服此服至山陵事畢、則純吉服。其中間朔望視朝及大禮、並純吉服、百僚亦純吉服。自後朝謁如常儀。其百官慘公服、至山陵事畢、乃服常公服。(『通典』卷八十七「禮四十七・沿革四十七・凶禮九・喪制之五・禫變」)

祭禮としての「禫」を皇帝が舉行する様が窺い知られる。政務を滞らせないため、皇帝の場合は各祭禮を故人が没して「何箇月後」に行うという規則を「何日後」と度々読み替えられることがある。例えば「禫」は二十七箇月後ではなく、二十七日後に執り行われる。この時も代宗の遺詔に従い服喪期間は短縮されている。「禫」を始め諸儀禮の式次第が開元禮に定める官人のそれと似通うのは、同じ唐朝の公的な禮制であるからには當然だろう。

この中で興味深いのは、「素服」、「慘吉服」の内容である。前々節に掲げた『大唐開元禮』卷一百三十二が「禫」の際に着るよう定めた服装、『大唐元陵儀注』に見える「素服」、「慘吉服」、本節所引P.2622に挙げられる「禫衣服」を「脱」した後に着用する衣服(ここでは假に「最終」と呼んでおく)の内容を、いま圖表化しておこう。

【表三】

| | 開元禮 | 元陵儀注・素服 | 同・慘吉服 | P.2622・禫衣服 | 同・最終 |
|---|------|---------|----------|-------------|------|
| 冠 | 玄冠皁纓 | 黑絁幘頭、巾子 | 巾子、細黑絁幘頭 | 幘頭帽子(染灰色) | 黑絁幘頭 |
| 衣 | 深衣 | 細火麻衫 | 淡淺黄衫 | 衫(布及麁絁) | 白襴衫 |
| 帶 | 革帶 | 腰帶 | 吉腰帶 | 白皮灑鞞腰帶(兩三銜) | 藍鐵腰帶 |
| 屨 | 吉屨 | 細麻鞋 | 麻鞋 | | |

一概にはいえないが「素服」や「慘吉服」の「衫」や「黑絁幘頭」は、いずれも開元禮の「玄冠皁纓」や「深衣」より、むしろ「P.2622・禫衣服」や「同・最終」の内容に近い。『大唐元陵儀注』は皇帝及びその周囲の百官を對象としている。P.2622「吉凶書儀」が彼らよりも低い階層のために編まれたことは想像に難くない。それにも関わらず、両者が定める服喪者の衣服が類似点をもつということは、どのように解釋されるべきであろうか。

代宗の遺詔に記すその服喪中の衣服に關する規定は開元禮をほぼ遵守していたとされる。『大唐元陵儀注』は實行を容易にすべく、それを簡略にしている。そもそも「素服」が「禫服」に比べて略式の服装であることは、服喪する側の徳宗や官人たちがよく自覺していた。

先に『通典』卷八十七から引いた『大唐元陵儀注』の續きに、徳宗が「素服」ではなく「禫服」で服喪を終えたいと述べる詔が載せられている。顔眞卿の上奏を受けて、徳宗はこの希望を取り下げるが、なお「禫服」は無理でも「素服」のまま（「慘吉服」には着替えずに）政治を行いたいという希望を吐露するが、やはり顔眞卿に諫められることとなる⁴⁰。

これら一連の遣り取りは皇帝と重臣間で打ち合わせ済みか默契があつてのことであろう。それはさておき、こういった手順を踏んだことは、開元禮の規定よりも簡素な「素服」、「慘吉服」の着用を易きにつくものとして、後ろ暗く感じている彼らの心情を示しているかと思われる。

更に一例を擧げるならば、大祥までは義務付けられる腰經（服喪者が腰に巻く麻製の繩）、苴杖（服喪中で普通には立てないほど衰弱し切っていると周囲に示す竹製の杖）の使用も、『儀注』では免除されている。「考えてみれば、公卿百官が二五日間もこぞって麻繩を巻き、竹の杖をついて宮廷官署のあちらこちらを往來しているような光景は異常であろう⁴¹」。

「素服」や「慘吉服」が皇帝には全く不釣合いなほど質素な衣服であることは、間違いあるまい。だが、これらとても開元禮が「禫」に際して、身に着けるよう規定する「玄冠皁纓」や「深衣」よりは、日常生活で着用する装束に近かったのである。

もとより開元年間以降も公私を問わず、禮に関する議論、また禮書の編纂は續けられた。ただ、代宗が崩御した（779）のは開元禮の制定（732）から半世紀も経ないうちのことであつた。従つて『大唐元陵儀注』に見える略式の衣服は、必ずしも開元以降に定められた何らかの禮制より影響を受けたわけではないと思われる。

開元禮は制定からほぼ四半世紀後に勃發した安史の亂の影響もあつて完全には普及しなかつた。このことは唐朝がその遵守を勵行するよう命じている記録からも明らかである⁴²。

皇帝の服喪など本來は最も官製の規定に則るべき儀禮であろう。それが守られていない事實は、少なくともこの時点で開元禮が宮廷ですら絶対の拘束力ではなかつたことを示す。

宮廷で事は然り、ましてや民間では前々節で見た開元禮が定める儀式としての「禫」を行っていたかは怪しいといわざるを得ない。P.2622が記すとおり故人の死後二十五箇月の月末に普段以上に「哭泣」した後、「禫衣服」を身に着け、調度類を動かし、室内を掃除し、そして「六十日」を過ごす、この程度が一般的な「禫」の實状であつたのかもしれない。

『大唐元陵儀注』は『大唐開元禮』と同じく中原の禮書であり、対象とするのはやはり公人（官人以外に皇帝も含む）である。また大曆十四年（779）、代宗の崩

⁴⁰ 『文苑英華』卷五百九十九に同じく徳宗を諫めた于邵「勸釋服聽政表三首」を収める。

⁴¹ 代宗の服喪における制度と實際の乖離は、來村多加史（2001）260-294頁参照。「考えてみれば」以下、「異常であろう」まではその273頁から引用した。

⁴² 開元禮の不十分な普及及び開元以降の禮制については姜伯勤（1996）442-458頁を参照

御に際して編集された『儀注』と P.2622「吉凶書儀」は「禫」について類似の服装を規定している。

これは開元二十年（732）頒行の『大唐開元禮』に定める装束が長期間に涉って簡略化されていったのではなく、むしろ早い時期に「衫」や「幘頭」による略装が用いられるようになったことを示唆しよう。開元禮と P.2622「吉凶書儀」が記す「禫」に関する規定の差異、それは『儀注』の内容から地域、階級、時代によるものではないと考えるべきだろう。

開元禮に比べて簡略な服装と同様、P.2622「吉凶書儀」で今一つ注目すべきことは、先にも少し觸れたが、「禫」の祭禮が無い代わりに「禫衣服」を身に着けて、「禮制」が「終」わるのを待つ、移行期間めいたものが存在する点であろう。實をいえば、小論でも既にこれと通じるような記述を見てきた。例えば第2節で引いた『舊唐書』「張柬之傳」の「月を踰えて禫に入る、禫すれば既に常に復し、則ち二十五月にして喪を免ると爲す矣」という一節などがそれに当たろう。「禫」が祭禮であるならばそこに「入」るなどという表現は用いないだろうし、また「二十五月にして喪を免ると爲す矣」と述べる以上、その後には期間としての「禫」が續くとの前提が無ければならない。

次節では、ここまで敢えて先送りにしてきた祭禮ではない、期間としての「禫」の存在、また實態について考えてみる。その際、我々に手掛かりを提供してくれるのは、この節の最初で引いた「唐故清河張氏女殤墓誌銘并序」の中にも見える「禫制」という言葉である。

八、点ではなく線として一期間としての「禫」

「禫制」の語は北朝末期には存在したらしく、そのことは次の資料からも明らかである。

孝靜初、〔李諧〕遭母憂、還鄉里。徵爲魏尹、將軍如故、以禫制未終、表辭。朝議亦以爲優、仍許其讓。（『魏書』卷六十五「李平傳」）

東魏・孝靜帝（在位 534～550）の初年、李諧（496～544）が朝命で召し出されたにも関わらず、それを辭退したのは「禫制」が「未」だ「終」わらなかったからだ、という記述がここには見える。この「禫制」が期間、それも服喪の終わり近くの、であることは確實だろう。こののち唐代に至ると、「禫制」は法體系の中で明文化され、その形跡を今に伝えるようになる。

兄弟別籍、異財、冒哀求仕、…〔中略〕…免所居官。疏議曰、居喪未滿二十七月、兄弟別籍、異財、其別籍、異財不相須。冒哀求仕、謂父母喪、禫制未除及在心喪內者。並合免所居之一官、並不合計閏。（『唐律疏議』卷三「名例・免所居官」）

諸府號、官稱犯父祖名、而冒榮居之、祖父母、父母老疾無侍、委親之官、即妄增年狀、以求入侍及冒哀求仕者、徒一年。（謂父母喪、禫制未除及在心喪內者。）疏議曰、…〔中略〕…及冒哀求仕者、謂父母之喪、

二十五日大祥後、未滿二十七日、而預選求仕、從府號、官稱以下、各合處徒一年。注云、謂父母喪、禫制未除、但父母之喪、法合二十七日、二十五日內是正喪、若釋服求仕、即當不孝、合徒三年、其二十五日外、二十七日內、是禫制未除、此中求仕、名爲冒哀、合徒一年、若釋去禫服而求仕、自從釋服從吉之法。及在心喪內者、謂妾子及出妻之子、合降其服、皆二十五日內爲心喪。(同卷十「職制・府號官稱犯父祖名」)

これらによれば「禫制」とは故人の死後二十五箇月で「大祥」を執り行うまでを「正喪」とするのに對して、その後の二箇月間を指す。「竝びに合に閏を計るべからず」というからには、この二十五箇月乃至二十七箇月は途中の閏月を含まない。「哀を冒して仕うるを求む」とは「禫制」に在りながら仕官する、あるいはそうしようとするので、その處罰は免官もしくは徒刑一年と規定される⁴³。

先に見た東魏・李諧の事例は、任官するよう求められながら「禫制 未だ終わらざる」ことを理由にそれを「辭」したというものだった。「禫制」の期間中に任官を自ら求めるような行動をとる、もしくはそのような嫌疑を受けた場合、法的處罰は受けずとも、道義的非難を免れない場合があった。

或傳功曹爲李林甫所召、時在禫制中、謁見、林甫薄之、不復用。蕭遂作伐櫻桃樹賦以刺。此蓋不與者所誣也。功曹孝愛著於士林、李吏部華稱其冒難葬親、豈有越禮之事。此事且下蕭公數等者不爲。余嘗聞外族長老說、林甫聞功曹名、欲見之、知在艱棘。後聞禫制已畢、令功曹所厚之人導意、請於蕭君所居側僧舍一見、遂許之。林甫出中書至寺、自以宰輔之尊、意謂功曹便於下馬處趨見。功曹乃於門內哭以待之。林甫不得已前吊。由此怒其恃才敢與宰相敵禮、竟不問。後余見今丞相崔公鉉、說正同。崔公外祖母柳夫人、亦余族姨、即李北海之外孫也。柳夫人聰明強記、且得於其外族、可爲實錄。(『因話錄』卷三「商部下」)

盛唐期の著名な文章家である蕭穎士(引用文中では「功曹」と呼ばれている)は、「禫制中」に「在」りながら、死に至るまで宰相として權勢を誇った李林甫(752没)に面會したという。『因話錄』の撰者・趙璘は、この逸話の信憑性を否定して、「禫制」が終わった後に會ったのが眞實だと述べている。かかる記述が見られるのは故人の死後二十五箇月経ても、なお「禫制」の時期は特段の行動は慎むべきだという規範が存在したからであろう。

去辛未歲、疾歿灋陽。夫人護喪事、携幼孫、遠涉江漢、歸葬河南縣萬安山陽之大塋。蓋志烈誠懇、得就其禮、加以哀毀過傷、瘵疾逾歲。貞元九

⁴³『唐律疏議』卷十「職制・匿父母夫喪」に「喪制未終釋服從吉、若忘哀作樂、(自作、遣人等。)徒三年」、疏議に「喪制未終、謂父母及夫喪二十七日內、釋服從吉、若忘哀作樂、注云自作、遣人等、徒三年」、P.3637「書儀鏡」中の「律五服」という部分に附された原注に「喪葬令稱三年廿七月、匿徒三年」という。三年の喪は二十七箇月間に涉り、服喪中であることを祕匿したり、日常どおりの生活を送ったりすれば徒刑を課されたわけである。

年龍次癸酉六月廿六日、終于洛陽履信里之私第、享年六十有九。嗣孫
在府君禫制、遭夫人過釁（「唐故永州盧司馬夫人崔氏墓誌銘并序」⁴⁴）。

碑主・崔氏の夫である盧嶠（墓誌銘標題に見える「盧司馬」、本文中にいう「府君」）の没年月日は、彼の墓誌銘「唐故給事郎守永州司馬賜緋魚袋范陽盧府君墓誌銘并序⁴⁵」より、「貞元七年五月廿六日」だと分かっている。崔氏が没したのは夫の死から満二十五（貞元八年閏十二月を含めば二十六）箇月後の同九年六月二十六日、盧嶠夫妻の残された「嗣孫」は当時、祖父の「禫制」に「在」る中で祖母をも失ったわけである。この場合の「禫制」も間違い無く、時点ではなく、大祥から服喪終了までの期間を指す。ここに挙げた墓誌銘で貞元年間（785～805）にも故人の死後二十五箇月以降を「禫制」と稱したことが分かる。

先に引いた『唐律疏議』職制律の「府號官稱犯父祖名」に「禫服を釋去して仕うるを求む」という表現が見られた。この「禫服」はこれまでも度々出てきたとおり、第一義的には衣服を指すが、それを着用する期間から轉じて「禫制」と同じ意味をもつ場合もあった。

得鄒人告孔叢子居親禫服、鼓琴而作樂。叢子曰、此是子輿梁山之琴曲。
鼓器不伏。（『文苑英華』卷五百二十一「禫服鼓琴判」）

実際にはこの後、張鼎（『國秀集』に詩が収められているので開元・天寶期の人だと分かる）による判文が続くのだが、ここでは省略する。これによると「孔叢子」なる人物が「親の禫服に居り」ながら「琴を鼓して樂を作」したために告發されたという（もちろん假構）。「居」という表現から、この「禫服」が衣服ではなく、期間を意味することは間違いあるまい。そして、それは恐らく「禫制」とごく近いものであろうと推測される。

本節で述べ来たった内容より、法律（『唐律疏議』）上でも、箇々の事例（『因話録』、「崔氏墓誌銘」）に徴しても、唐代には大祥（故人の死から二十五箇月後）を終えて後に始まる「禫制」と呼ばれる二箇月の期間が存在したこと、またそれが官人を輩出する階層にとって通常どおりの日常生活を送らせない拘束力をもっていったことが明らかになった。ここで浮かび上がってくるのは「禫」一字でも、この「禫制」と同様に時点（祭禮）ではなく、期間としての意味をもつものは無いか、という疑いである。次の場合はどうであろうか。

及調、判入高等、授蘇州長洲尉。秩滿、丁先府君憂。既禫、又丁先太夫人憂。（白居易『白氏長慶集』卷二十四「唐贈尚書工部侍郎吳郡張公神道碑并序」）

文中の記述から、この神道碑は長慶二年（822）に著されたと分かっている。問題はこの「既禫」とは「禫」という時点が過ぎたことか、あるいは期間を終えたこと

⁴⁴この墓誌銘は『匄齋藏石記』卷二十七、『芒洛冢墓遺文續編』卷下にも全文が収録される。

⁴⁵この墓誌銘は『匄齋藏石記』卷二十七、『芒洛冢墓遺文』卷中にも全文が収録されている。

か、いずれを指すのか判然としない点にある。前節までに見てきた開元禮等の規定によれば、時点だと思われるが、「禫制」の存在を知った今となつては、なお期間の可能性も捨て切れない。

ここで思い起こしていただきたいのは、開元禮とほぼ同時代に著された杜友晉の書儀である。それが大祥と「禫」に関する書簡等の文例を別箇に備えていたことは、現存の内容からも確認できる。

しかし、第六節で引いた杜友晉の書儀 (d)、e)、f)、h)) に見える「除禫」なる言葉が、實は『唐律疏議』の「禫制未除」と同様、「禫」を「除」く(終える)という意味だったとすれば、やはりこれらの「禫」についても、祭禮ではなく日常生活への復歸に向けた移行期間としての解釋が可能になる。

例えば f)「父母初薨尊祭文除禫已來文」の部分には、遺族が各祭禮で故人に捧げる祭文の文例が集められていることは、第6節で既に述べた。その中には大祥の際に用いる「祥祭」の模範例などと竝んで、「除服祭」の項目は立てられながら、「禫」に関する項は見えない。やはりこの「除禫」とは「除服」と同義、即ち完全な忌明けを意味しているのではないか。そうなればこの場合の「禫」は「服」が服喪を意味するのと同様、祭禮ではなくある種の期間を指すことになる。

そもそも「除禫」という言葉は「禫制」と同様、南北朝の後期には存在していたらしい。

〔天平〕四年、〔李業興〕與兼散騎常侍李諧、兼吏部郎盧元明使蕭衍。衍散騎常侍朱异問業興曰、魏洛中委粟山是南郊邪。業興曰、委粟是圓丘、非南郊。异曰、北間郊、丘異所、是用鄭義。我此中用王義。業興曰、然、洛京郊、丘之處專用鄭解。异曰、若然、女子逆降傍親亦從鄭以不。業興曰、此之一事、亦不專從。若卿此間用王義、除禫應用二十五月、何以王儉喪禮禫用二十七月也。异遂不答。(『魏書』卷八十四「儒林傳・李業興」)

東魏・天平四年(537)、梁に派遣された李業興と梁の朱异との問答を引用した。南朝の(經學)では王肅の説を用いる、とここで朱异は述べている。これに對して李業興はそれならば「除禫」も故人の死から二十五箇月後になるはずなのに、どうして「王儉喪禮」は二十七月月という(鄭玄の)説を用いているのか、と問いただしているわけである⁴⁶。この場合の「禫」も祭禮ではなく服喪、あるいは服喪期間と考えた方が意味は通るであろう。

先に見た杜友晉の書儀以外にも、「除禫」という言葉を用いる唐代の文獻は現存している。

維元和十二年歲次丁酉六月己未朔十二日庚午、外翁婆以清酌庶羞之奠、致祭於獨孤氏孫女妹妹之靈。…〔中略〕…況今冬除禫、來歲初筭、方

⁴⁶『隋書』卷八「禮儀志三」に「唯王儉古今集記云、心制終二十七月、又爲王遼所難」、同卷三十二「經籍志一」に「喪服古今集記三卷(齊太尉王儉撰)」とある。「王儉喪禮」とはこの『喪服古今集記』を指すのであろう。『南齊書』卷十「禮志下」建元三年の條を参照。

擇良對、以圖先近。(權德輿『權載之文集』卷五十「祭外孫女文」)

權德輿がこの孫娘・獨孤妹妹を悼む祭文で觸れている「禫」とは、妹妹の母(權德輿の娘)の死に關してのものである。娘の没年月日は元和十年(815)十月二十一日(『權載之文集』卷二十六「獨孤氏亡女墓誌銘并序」による)、即ちこの祭文が書かれた同十二年(817)の冬には死後二十七箇月の節目を迎えることになる。それを過ぎれば來年には、妹妹も「初」めて「筭」をさすことができるだろうと思っていたのに、今度は當の彼女が死んでしまった、權德輿はかく歎いている。

ここに見える「除禫」は、明らかに母の死に伴う「禫」の期間を「除」く、即ち終えるとの意味である。そうでなくては、忌明けを迎えてそれまで控えていた通過儀禮(「初筭」)をようやく執り行えるようになった、という方向でこの一節を解釋できなくなってしまう。

權德輿の例に見られるとおり、元和年間には「禫」の一字に「禫制」と同様に、期間としてのニュアンスが既に存在した。それに先立つ開元・天寶期に著された杜友晉の書儀に見える「除禫」も、同じく「禫」という期間を終えることと考えるべきなのかもしれない。

前節で見たP.2622「吉凶書儀」を思い起こしてみよう。そこには祭禮としての「禫」は存在しなかった。P.2622にあったのはやはり「禫衣服」を身に着ける「六十日」のいわば移行期間であった。「禫制」、「除禫」という言葉こそ見られなかったが、實はこの「吉凶書儀」も、本節で見た諸資料と同様、「禫」とは期間であるとの考えを共有していたと思しい。

法律や官人に關わる文章、逸話のみならず、書儀に見える以上、「禫」を期間とする考え方は唐代の社會に廣く普及していた可能性がある。次に引く『酉陽雜俎』⁴⁷の一節もその方向から解されようか。

貞元中⁴⁸、望苑驛西有百姓王申、手植榆於路傍成林、構茅屋數椽、夏月常饋漿水於行人、官者即延憩具茗。有兒年十三、每令伺客。忽一日白其父、路有女子求水、因令呼入。女少年、衣碧襦、白幅巾、自言家在此南十餘里、夫死無兒、今服禫⁴⁹矣、將適馬嵬訪親情、丐衣食。言語明悟、舉止可愛、王申乃留飯之。謂曰、今日暮夜可宿此、達明去也。女亦欣然從之、其妻遂納之後堂、呼之爲妹。倩其成衣數事、自午至戌悉辨、針綴細密、殆非人工。王申大驚異、妻尤愛之、乃戲曰、妹既無極親、能爲我家作新婦子乎。女笑曰、身既無託、願執粗井竈。王申即日賃衣貫禮爲新婦。(『酉陽雜俎』續集卷二「支諾臯中」)

『酉陽雜俎』は晩唐の隨筆だが、ここに挙げた話柄は「貞元中」(785～804)の出來事として語られる。この夫を失った女性(實は妖怪)は「今 禫に服す矣」と

⁴⁷ 『酉陽雜俎』の底本は諸本及び諸書所引の文章で校訂を施した方南生(1981)を用いた。

⁴⁸ 『太平廣記』卷三百六十五「妖怪・王申子」所引『酉陽雜俎』では「貞元中」を「貞觀中」に作る。ただ汪紹楹(1959)2897頁の校記によれば明鈔本は「貞元中」に作るという。

⁴⁹ 「禫」を『酉陽雜俎』四部叢刊初編(李雲鵠)本、汲古閣(毛晉)本は「禫」に、『太平廣記』黃晟本は「禫」に作る。共に意味が通らないので、ここでは「禫」に従っておく。

自稱する。「今」現在、「服」しているというからには、この「禫」も期間である。それはさておき、本来は「禫」であっても遠出はできないはずだが、「衣食を丐う」ために彼女は旅するという。

ここから彼女が経済的に恵まれているわけではない、むしろ窮迫しているであろう様子が窺われる。現に王申の子の妻になる際も「即日 衣を賃り禮を貰して新婦と爲す」旨の記述が見られる。禮を省略して行きずりの「百姓」の家へ嫁ぐようなこの女性が「禫」という禮制上の觀念を曲がりなりににも有していたと描寫されること、これは注目に値する。

もとよりこれは傳奇に類する説話である。また書き手たる知識人がもつ禮制上の觀念がそこに投影されている可能性も否定できない。従って、これだけで唐代は庶民に至るまで「禫」という觀念を共有していたとは、到底いえないだろう。しかし、今までに見てきた書儀が「禫」に関する記述を含んでいた事實を考え合わせると、民間全體とはいわずとも、士人や庶民の上層にまで「禫」という考え方が影響を與えていた可能性は否定できない。

前々節の末尾で、筆者は「實施の時期に有力な異説をもち、實態に乏しかった「禫」が開元・天寶期に以前よりも獨自性を有し始めたことは確かである。いいかえれば、大祥と「禫」を別箇に扱う風潮の如きものが當時の社會に普及していた、このことは明らかであろう」と述べた。念のために申し添えておくと、「大祥と「禫」を別箇に扱う」とは、祭禮としての「禫」が廣範圍に普及したということとは、必ずしも同じ意味をもつのではない。

鄭玄の死後二十七箇月で「禫」を行うという説が公式に認定されて、「禫」は獨自の地位を保つようになった。しかし、それは少なからぬ場合においてなお觀念の段階に止まっていた可能性がある。現實問題として大祥の後に「禫」を祭禮として舉行するのは煩瑣でもあるし、規模にもよるがほとんどの階層にとっては経済的な困難を伴ったと想像される。

一方で「禫」が期間として扱われていたことを示す資料が存在することは事實である。多くの人々にとって、「禫」とは大祥までの正式な服喪を終えて、通常の日常生活への橋渡しとなる移行期間として、より多くの意味をもっていたのではないか。もちろん官人などは条件さえ許せば、期間としての「禫」を過ごす中で「禫」の祭禮をも行っていたと思われる。ただし、書儀のような公式の禮制と必ずしも一致しない資料から読み取れる「禫」が期間としての側面を有した、この事柄はその實態を考える上でおさえておくべきだろう。「禫」を祭禮として扱うか否かの差異は地域、時代、階層の違いに起因するところも確かに大きい。しかし、理想と現實の乖離、これもまた見落としてはならない要素であろう。

九、「禫」の研究に書儀を用いる意味

今に傳わる唐代の「禫」に関する資料は、決して多くはない。禮制の研究において議論はされていたのだろうが、唐人による經學関連の著作は、ほとんどが散佚してしまった。誰もが経験するという一般性のためか、通常の文章にもあまり

多くの記述は見出されない。

想像を逞しくすれば、これは「禫」、即ち「忌明け」であることとも關わる。「終身之喪」(『禮記』『祭義])という言葉も存在するからには、大・小祥以上に軽々しく「禫」を論じるのは難しかったかもしれない。なぜならばそれは「いつ服喪から解放されるか」ということを探ろうとする行爲であり、不謹慎の謗りを受ける可能性があったからである。

そうかといって、やはりそこには規定が必要であった。開元禮などは欽定の規範である。書儀は私的編纂物だが、やはり「禫」關連の記述はわずかにしか残らない。だが資料全體の少なさ、公式の禮書より現實を反映しやすい点からいって、その價値はなお小さくない。

文獻を少し繙けば「祥禫」、「練禫」という熟語の用例は少なからず見つけ出せる。しかし、それは「禫」が盛んに行われていたことを示すわけではない。魏晉南北朝を通して「禫」が實際に行われた形跡は、ほとんど見られない。唐代に入り、『大唐開元禮』には仰々しいまでに完備した「禫」という祭禮の「儀注」が見られるようになった。だが、一方で書儀を始めとする資料に記される「禫」は、期間として解釋され得るものが多かったのである。

資料の少なさを反映してか、「禫」の實態を明らかにしようとした研究は乏しい⁵⁰。少なくとも、唐代の「禫」を考察した專論は皆無といつてよい。稀に「禫」をも視野に入れた研究はあったとしても、用いられる資料はごく限られた文獻ばかりである。それらだけでは、祭禮としての側面はともかく、當時の社會における「禫」の實態は明らかになるまい。敦煌文獻を用いることによって、いささかなりともその缺を埋められるのではないか。經學・禮制の知識を全くもたない筆者が、ここに蕪雜な一文を草したのはそう考えたことによる。博雅の指教を仰ぐ次第である。

引用文獻一覽

(著者名の後の括弧で括った數字はその論著の發表・出版年を意味する)

(日本語によるもの)

伊藤美重子(2002):「敦煌の吉凶書儀にみる凶儀について」、『お茶の水女子大學人文科學紀要』55

加賀榮治(1964):『中國古典解釋史』(勁草書房)

金子修一(2002):金子修一・江川式部・稻田奈津子・金子由紀「大唐元陵儀注試釋(一)」、『山梨大學教育人間科學部紀要』3-2。小論に關連する部分は金子修一氏が執筆。

⁵⁰清朝考證學者らによる研究の成果は、竹倉二郎(1935)28-29頁、陳成國(1995)305-316頁に、文獻名だけのものも含めていくつか挙げられている。ただしこれらの研究が目指すのは經書の正しい解釋であつて、「禫」の實態には注意が拂われていない。

金子修一 (2006) : 『中國古代皇帝祭祀の研究』 (岩波書店)。小論関連の部分は「魏晉より隋唐に至る郊祀・宗廟の制度について」として『史學雜誌』 88-10 (1979年) に初出。

來村多加史 (2001) : 『唐代皇帝陵の研究』 (學生社)

島一 (1997a) : 「貞觀年間の禮の修定と『禮記正義』 (上)」、『學林』 26

島一 (1997b) : 「貞觀年間の禮の修定と『禮記正義』 (下)」、『立命館文學』 549

島一 (1998) : 「張柬之・王元感の三年喪禮説とその周邊」、『中國哲學』 27

竹倉二郎 (1935) : 「三年喪の服喪期間に就いて」、『漢文學會會報』 3

仁井田陞 (1997) : 仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』 (東京大學出版會)

藤川正數 (1960) : 『魏晉時代における喪服禮の研究』 (敬文社)。小論関連の部分は「魏晉時代における喪服禮説に關する一考察」、「隸釋を資料とする喪服禮の研究」として各々『日本中國學會報』 8 (1956)、『香川大學學藝學部研究報告 (第 I 部)』 11 (1958) に初出。

(中國語によるもの)

姜伯勤 (1992) : 『敦煌社會文書導論』 (新文豐出版公司)

姜伯勤 (1996) : 『敦煌藝術宗教與禮樂文明』 (中國社會科學出版社)。小論関連の部分中、「唐禮與敦煌發見的書儀——《大唐開元禮》與開元時期的書儀」は 34 屆亞洲北非人文科學國際會議論文 (1993) として初出、また「唐貞元、元和間禮的變遷——兼論唐禮的變遷與敦煌元和書儀文書」は 1991 年香港隋唐五代史研討會論文として初出の後、黃約瑟、劉健明共編『隋唐史論集』 (香港大學亞洲研究中心、1993 年) に収録。

吳廷燮 (1935) : 『唐方鎮年表』 (開明書店二十五史補編)

吳麗娛 (2002) : 『唐禮摭遺——中古書儀研究』 (商務印書館)。小論関連の部分は「敦煌 S.1725 與 P.4024 寫本書儀的撰成年代與貞觀喪服禮」、「敦煌所出杜佑喪服制度圖與鄭餘慶元和書儀」、「敦煌寫本書儀中的喪服圖與唐禮」として各々宋家嶺、劉忠編『英國收藏敦煌漢藏文獻研究 紀念敦煌文獻發現一百周年』 (中國社會科學出版社、2000 年)、『敦煌吐魯番研究』 5 (2001 年)、中國社會科學院歷史研究所學刊編委會編輯『中國社會科學院歷史研究所學刊』 第 1 集 (社會科學文獻出版社、2001 年) に初出。

吳麗娛 (2006) : 「正禮與時俗——論民間書儀與唐朝禮制的同時互動」、『敦煌吐魯番研究』 9

高明士 (1993a) : 「論武德到貞觀禮的成立——唐朝立國政策的研究之一」、中國唐代學會主編『第二屆國際唐代學術會議論文集』 (文津出版社)

高明士 (1993b) : 「隋代的制禮作樂——隋代立國政策研究之二」、黃約瑟、劉健明共編『隋唐史論集』 (香港大學亞洲研究中心)

史睿 (1997) : 「北周後期至唐初禮制的變遷與學術文化的統一」、『唐研究』 3

史睿（2001）：「敦煌吉凶書儀與東晉南朝禮俗」、郝春文主編『敦煌文獻論集——紀念敦煌藏經洞發現一百周年國際學術研討會論文集』（遼寧人民出版社）

周一良、趙和平（1995）『唐五代書儀研究』（中國社會科學出版社）。小論關連の部分は趙氏「杜友晉《吉凶書儀》及《書儀鏡》成書年代考」、同「晚唐五代時的三種吉凶書儀寫卷研究」として各々『敦煌學輯刊』1990-2、『文獻』1993-1に初出。

譚蟬雪（2001）：「喪祭與齋忌」、段文傑、茂木雅博主編『敦煌學與中國史研究論集——紀念孫修身先生逝世一周年』（甘肅人民出版社）

趙和平（1993）：『敦煌寫本書儀研究』（新文豐出版公司）

李振興（1980）：『王肅之經學』（嘉新水泥公司基金會）

敦煌本『續集古今佛道論衡』と『漢法本内傳』の偽作とについて

米田健志

はじめに

後漢初期における佛教東傳に関する文獻の一つに『漢法本内傳』があり、明帝の感夢求法に始まり、攝摩騰・竺法蘭の入洛、白馬寺建立と經典翻譯、明帝の崇佛に對する道教側からの抗議と佛教教理に關する明帝と道士の對話、道士による道佛の方術比への要請、道士達の失敗と攝摩騰による神通力の顯現、多數の官人庶民の出家、に至るまでの一連のことがらが記録されている。道教の教團的組織と多數の道教經典の列擧、佛教教理への明帝のあまりに深すぎる理解、官僚の位階を示すのに漢代の官秩ではなく後世の官品を用いている、など時代背景にそぐわぬその内容からみて、明らかに後世の偽作であり史實を記録したものではないのだが、本書は『大唐内典録』・『開元釋教録』にも著録され¹、また法琳『破邪論』・道宣『廣弘明集』・同『集古今佛道論衡』・道世『法苑珠林』ほかの諸書にもその一部が引用されており²、中國佛教徒の歴史觀に與えた影響は決して小さなものではない³。しかしながら本書は單行書としては現存しておらず、藏經中においては唐・智昇『續集古今佛道論衡』一卷への引用が質量ともに最もまとまったものである。ただしその末尾に、

漢法本内傳凡有五卷、第一卷明帝求法品、第二卷請法師立寺品、第三卷與諸道士比較度脫品、第四卷明帝大臣等稱揚品、第五卷廣通流布品、一部五卷。

と目録を擧げるにもかかわらず⁴、引用文中には品名として「漢法本内傳第三、道士度脫品」が示されるのみであることから、これもまた完本ではないと考えられて

1 『大唐内典録』卷一「漢法本内傳五卷、未詳作者、今見存焉」、『開元釋教録』卷一三「漢法本内傳五卷、未詳撰者」。

2 『破邪論』卷上、『廣弘明集』卷一・漢顯宗開佛維化法本傳三（未詳作者）、『集古今佛道論衡』卷甲・漢明帝感夢金人騰蘭入雒諸道士等請求角試事一、『法苑珠林』卷一八および卷五五など。

3 例えば贊寧『大宋僧史略』卷下、『佛祖統紀』卷三五・法運通塞志第十七之二、元・祥邁『辨偽錄』卷二などにも『漢法本内傳』にもとづく記述が見られる。

4 『破邪論』卷上でも『漢法本内傳』を節略引用した後に、ほぼ同一の目録が示される。

きた。

これに対して吉岡義豊氏は「道佛二教の對辯書としての『漢法本内傳』の成立について」において、敦煌文獻中のP.3376、P.2626v、P.2862vの三つの寫本を用いて『漢法本内傳』を復原し、これを「敦煌本漢法本内傳」と稱して『續集古今佛道論衡』と比較對照した結果、『續集古今佛道論衡』所收の『漢法本内傳』は大幅な錯簡や品名の誤脱はあるものの、ほぼ完本であるとの所説を提示した。さらに吉岡氏は自身が復原した「敦煌本漢法本内傳」を用いた考證によって、同書の偽作は隋の煬帝大業十年(614)から唐の高祖武德四～五年(621～622)の間に、法琳もしくは道宣に連なる何者かによってなされたもの、と結論された⁵。

しかしながら私見では、吉岡氏の所説には寫本の復原と同等に際して若干の不備があり、それによって史料解釋上の誤解が生じており、ひいては『漢法本内傳』の偽作年代についても訂正の餘地があると考え。本稿では、まずは敦煌文獻中の他の寫本をも視野に入れて「敦煌本漢法本内傳」についての再検討を行い、ついで改めて『漢法本内傳』偽作の年代とその背景を調べてゆきたい。なお吉岡氏の所説を批判した研究としては、大淵忍爾「敦煌本佛道論衡書考」があり⁶、これについても併せて検討したいと考える。

第一章 「敦煌本漢法本内傳」辨疑

(一) 「敦煌本漢法本内傳」への疑義

まずはじめに、吉岡氏が「敦煌本漢法本内傳」復原に用いた三つの寫本の概略は次のとおりである。

- P.3376 : 84行、後缺。首部(吉岡氏はa本と稱する)。
- P.2626v : 92行、前後缺。中部(b本と稱する)。
- P.2862v : 139行、前後缺。尾部(c本と稱する)。

吉岡氏は「三本は各筆致を異にしているから、同一人による書寫のものとは言えない」が、「この三本を合輯すれば、恰も一完本として矛盾しない」とする。たしかに、P.3376の24行以後とP.2626vの66行以前は内容が重複しており、これらは別系統の寫本であるが、P.2626vとP.2862vとは同一の筆跡で、なおかつ文章も連続しており完全に接合できる⁷。この點は吉岡氏の誤認であろうが、ともあれ吉岡氏の復

5 吉岡義豊「道佛二教の對辯書としての『漢法本内傳』の成立について」(『道教と佛教』第一、國書刊行會、1970年。原題「漢法本内傳成立考」、『智山學報』第三輯、1955年)。

6 大淵忍爾「敦煌本佛道論衡書考」(『岡山大學法文學部學術紀要』第13號、1960年)。

7 『法國國家圖書館藏敦煌西域文獻』(上海古籍出版社)の圖版においても、これらは一本の寫本として掲載されており、また大淵氏にも同様の指摘がある。

原された「敦煌本漢法本内傳」の構成と内容の概要は次のようになる⁸。

(1)『周書異記』

西周昭王二十四年の奇瑞と釋尊誕生との對應、西周穆王三十二年の奇瑞とインドにおける佛法隆盛との對應、穆王五十二年の奇瑞と釋尊入滅との對應。

(2)『世傳記』

正像末の年數と中國の紀年との對照。

(3)『漢法本内傳』目録

佛法初東流傳記後漢書列傳七十八、明西域天竺國王本記傳五品。第一明帝得夢求法品、第二問法師佛生滅品、第三與道士比較度脫品、第四明帝大臣等稱揚品、第五廣通流布品。

(4)明帝得夢求法品第一

明帝の感夢と臣下への下問。西域への使者派遣、攝摩騰・竺法蘭の入洛。白馬寺・興聖寺の建立と經典翻譯。

(5)問佛生滅品第二

釋尊の生涯に關する明帝と攝摩騰との問答。明帝は攝摩騰の所説が中國に傳わる『周書異記』と符合することに驚愕。

(6)與道士比較度脫品第三

永平十四年正月における五岳諸道士の入朝。諸道士の姓名・人數と彼らの將來した道教經典の列擧。諸道士による明帝崇佛に對する抗議の上奏。明帝による諸道士への反駁。攝摩騰の所説を引用。攝摩騰による論難。諸道士による方術の失敗。

(7)明帝大臣等稱揚品第四

明帝と大臣による諸道士への説諭。

(8)廣通流布品第五

攝摩騰による神通力の顯現。攝摩騰の説法。明帝・大臣・諸道士・官民らの出家入道。翌日からの半月間にわたる燃燈行事。

(9)『玄通記』

桓帝時代における安靜（安世高）の入洛（二行を残すのみ、後缺）。

一見して明かなように、『續集古今佛道論衡』に見える目録（前掲）とは若干、品名が異なるものの全五品が備わっており、ここに示された『漢法本内傳』が完本であることが了解できよう。なお吉岡氏が『續集古今佛道論衡』における錯簡とされ

8 紙幅の都合により、ここに寫本の全文を擧げることができないので、詳しくは吉岡論文の「六、敦煌本漢法本内傳校勘」の録文を参照していただきたい。

た部分は、(1)周書異記から(5)問佛生滅品第二に集中しているが、これについては後述する。

ところで大淵忍爾氏は、『續集古今佛道論衡』に「漢法本内傳凡有五卷」とあることから、「その五卷の内傳が、僅か一卷の續論衡の、その又一部を成すということは如何にも比例を失する」との疑義を呈されて、この寫本および『續集古今佛道論衡』に引用された『漢法本内傳』が完本ではないという可能性を唱えられたが、私見では「五卷」は「五品」の誤りなのではないかと考える。なぜなら我が國の平安時代前期（遅くとも中期）、すなわち九世紀から十世紀前半の書寫と推定される『大小乘經律論疏記目錄』卷下には、「漢法本内傳一卷、廿（紙）」と著録されており⁹、そうすると全一卷の『漢法本内傳』が『續集古今佛道論衡』の一部として収録されるのも決して不自然ではない。二十紙という紙數もこの寫本の分量と大差ないと考えてよい。

ここで問題となるのは、第一に吉岡氏が復原し「敦煌本漢法本内傳」と稱されたこの寫本の末尾、(9)『玄通記』の部分である。僅か二行を残すのみではあるが、その内容から見てこれは明らかに『漢法本内傳』の一部ではあり得ない。なぜなら『破邪論』卷上および『續集古今佛道論衡』はともに『漢法本内傳』を引用し、その目錄を提示した後に、この『玄通記』を引用して安清（安世高）の事跡を述べているからである。したがって大半が『漢法本内傳』によって占められているとは言え、この寫本全體を「敦煌本漢法本内傳」と稱するのは不適切だということになり、あらためて標題を付す必要が生じてくる——それゆえ本稿では、以後しばらく本寫本を「吉岡本」と假稱する——。第二に吉岡氏は本寫本の全篇が『漢法本内傳』なのだとの誤認した結果、(2)『世傳記』に見える「武徳七年」という紀年もまた『漢法本内傳』の本文であるとして、さらに加うるに大正藏本『續集古今佛道論衡』中の『世傳記』では、「武徳七年」ではなく「大業十年」とあることをも論據として、『漢法本内傳』の偽作年代を推定されている。しかし、(3)目錄より前に位置する(1)『周書異記』と(2)『世傳記』とを『漢法本内傳』の一部だと考えるのには、如何にも無理があると言わざるを得ない。『世傳記』と『漢法本内傳』とは自ずと別の典籍であり、「武徳七年」「大業十年」という紀年は、『漢法本内傳』の偽作年代とは何の關連もないということになる。したがって『漢法本内傳』の偽作年代の推定はまた別の視點から行わねばならないが、これについては次章で検討したい。

9 「法金剛院藏大小乘經律論疏記目錄」ならびに梶浦晉「法金剛院藏『大小乘經律論疏記目錄』について」（いずれも『七寺古逸經典研究叢書』第六卷、中國・日本經典章疏目錄、大東出版社、1998年）。

(二)『續集古今佛道論衡』殘卷

前節で述べたように、吉岡本に對しては新たな標題をつける必要があるわけだが、ここで敦煌文獻中の他の寫本に目を向けてみると、吉岡本と重複する内容を有する寫本として次のものを見出すことができる。

P.3446v

- ・42行、後缺。
- ・内題に「佛法東流傳（明佛法□□□遠□表與外道定其優、從茲造寺度僧、西法流通然識佛法焉）」とあり。
- ・吉岡本の(1)『周書異記』～(4)明帝得夢求法品第一の末尾と重複。

P.2654v

- ・50行、前後缺。
- ・吉岡本の(6)與道士比較度脫品第三の首部～中部までと重複。

P.2763v

- ・106行、前後缺。
- ・吉岡本の(6)與道士比較度脫品第三の中部～(7)明帝大臣等稱揚品第四の末尾と重複（ただし、(6)與道士比較度脫品第三の尾部～(7)明帝大臣等稱揚品第四の首部に脱文あり）。

P.2352v

- ・353行、前後缺。
- ・245行までは吉岡本の(3)目錄～(9)『玄通記』と重複。
- ・245行以降は、『呉書』を引用して康僧會の事跡および孫權と尚書令闕澤との問答を、『後涼書』によって鳩摩羅什の事跡を記述し、ついで北魏の孝明帝正光元年(520)の道士姜斌と沙門曇謨最（曇無最）の論争について敘述する。

この四本のうち、まずP.2654vとP.2763vだが、P.2654vの末尾の文は「二者報身獨□□侶朗然□」、P.2763vの冒頭の文は「正光耀世界自然隱顯」であるが、これは吉岡本の「二者報身、獨立無侶、朗然無正、光耀世界、自然隱顯」と合致する、すなわちこの二本は文章が連続しており完全に接合することができるのである。そしてこれと比較對照するとP.3446vもまた同一人の筆跡であることが認められ、したがってこれら三本はもとは一本の寫本だったと考えてよいであろう——ただし、P.3446vとP.2654vの間には文章の缺落があり、ここは接合しない——。これら三本の正面に記されている内容が、いずれも吐蕃支配期、788～790年頃と推定される沙州倉曹に關係する種々の文書であることも傍證となる¹⁰。ついでP.2352vでは、『漢法本内

10 池田温『中國古代籍帳研究：概観・録文』（東京大學出版會、1979年）507～511頁、および王永興『唐勾檢制研究』（上海古籍出版社、1991年）92～113頁では、これら三本は相互に關連する文書群として一括して取りあげられている。

傳』と『玄通記』を引用したのちに、さらに續けて『呉書』・『後涼書』そして姜斌と曇謨最の論争を記述しているが、この構成は『續集古今佛道論衡』のそれと全く同じなのである。すなわちP.2352vは『續集古今佛道論衡』残巻と標題を與えることができ¹¹、とりもなおさず重複する内容を有するP.3376、P.2626v+P.2862v（以上、吉岡本）およびP.3446v、P.2654v+P.2763vもまた『續集古今佛道論衡』残巻だということになる。

以上より、敦煌文獻中には『續集古今佛道論衡』残巻としては四つの寫本が存在することが明らかとなった——先述したように吉岡本はもとは別個の二本を折衷したものである——。あらためて整理すると次のようになる。

(7) P.3376

- ・(1)『周書異記』～(6)『漢法本内傳』度脱品第三の中間。
- ・書寫年代未詳、吉岡本 a 本。

(4) P.2626v+P.2862v

- ・(4)『漢法本内傳』明帝得夢求法品第一の末尾～(9)『玄通記』首部。
- ・書寫年代未詳、吉岡本 b c 本。

(7) P.3446vおよびP.2654v+P.2763v

- ・(1)『周書異記』～(7)『漢法本内傳』明帝大臣等稱揚品第四の末尾（部分的に缺落あり）。
- ・正面の沙州倉曹關連文書より、八世紀末以降の書寫と推定される。

(1) P.2352v

- ・(3)『漢法本内傳』目錄～姜斌・曇謨最の論争。
- ・書寫年代未詳。

なお、このうち(7)には「法王本記東流傳錄（明佛法與外道定其優劣、從茲造寺度僧、西法流通然識佛法焉）」という内題が記されており¹²、(7)の内題「佛法東流傳」とは若干異なるが、それに續く割注がほぼ同文であることから同系統の寫本と考えてよい。ただし、これらの標題が『續集古今佛道論衡』の別名として用いられたという記録はなく、また各種の經典目錄にも一切著録されていない。おそらく(7)(7)のように個人的に書寫・所持していた（文字の稚拙さからみてこれは間違いない）寫本については、各人の自由に題名が改變されたのであろう。たしかに『續集古今佛道論衡』よりは「佛法東流傳」の方がその内容により相應しいやもしれない。な

11 このP.2352vが吉岡本と同一内容であり、『續集古今佛道論衡』残巻であることについては、すでに大淵忍爾氏も指摘している。

12 この首題と割り注は吉岡氏による録文では、故意によるものなのか欠落しており、論文の本文中でわずかに言及されるのみである。

お付言しておくならば、寫本目録において『漢法本内傳』という擬題を付された寫本としてP.3475とP.3740とが存在するが¹³、これらは誤りで、いずれも『漢法本内傳』引用部分を含む『破邪論』巻上の殘卷である¹⁴。

(三)『續集古今佛道論衡』の敦煌本と藏本

先述したように、吉岡氏は敦煌本『續集古今佛道論衡』と比較すると、大正藏本には大幅な錯簡が存在しているとされる。こうした敦煌本との相違は大正藏本のみに限られたことではなく、開元十八年(730)に撰述され、同年に同じく智昇によって編纂された『開元釋教錄』に著録されて入藏した『續集古今佛道論衡』は¹⁵、以後、大正藏に至るまで歴代入藏しているが、現存する藏本すべてが大正藏本と同様の構成であり、敦煌本とは異なっている。

これに對して大淵氏は、藏本において文章の順序が敦煌本と異なる部分は決して錯簡ではなく、むしろ藏本の方が智昇撰述の原形に近いもので、敦煌本は藏本の原形にあたるものを再編したのだとの見解を示されている。大淵氏の論点は多岐にわたるが、藏本の原形と敦煌本（大淵氏は鈔本と稱する）との關係についての所説を整理すると、おおよそ次のようになる。

- ・藏本には「錯亂と非難して然るべき程の論理的不整一」は存在しない。
- ・敦煌本では『周書異記』『世傳記』と『漢法本内傳』とを明確に區別して引用する。
- ・これに對して、藏本では『周書異記』『世傳記』と『帝王世記』、「漢統師云」をすべて『漢法本内傳』に含めて記している。これは『漢法本内傳』の文章を「本文」とした場合、『周書異記』「漢統師云」はそれに対する「注釋」として挿入されたものと見ることができる。
- ・敦煌本は、藏本に比べて「外形が甚だ整然としている」反面、「内容的には論理的整一さをかなり害った。この事は鈔本の方が後から、恐らく外形上の亂雜さを整えるために、再編成されたものであること」を物語る。

このような大淵氏の所説には首肯すべき點があり、藏本における『周書異記』「漢統師云」を「本文」である『漢法本内傳』の文章に對して挿入された「注釋」だと

13 敦煌研究院編『敦煌遺書總目索引新編』(中華書局、2000年)では、P.3475とP.3740を、またJacques Gernet & Wu Chi-yu, *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang: fonds Pelliot chinois, vol.3*, Paris, 1983では、P.3475を『漢法本内傳』殘卷と擬題する。

14 蛇足ながら、この二本P.3475、P.3740は、兩目録において『破邪論』殘卷とされたP.4032AおよびP.4032Bと同じ筆跡・書式であり、中間にわずかな缺落はあるものの、P.4032B、P.3740、P.3475、P.4032Aの順番で一連の寫本として復原可能である。

15 『開元釋教錄』卷二〇・小乘入藏錄下「續集古今佛道論衡一卷三十紙」。

見るならば、たしかに藏本の文章は論理的に筋が通る点になり、これを錯簡と稱するのは妥当ではないだろう。ただし敦煌本は藏本の原形を再編したもの、つまり藏本の原形が先にあり敦煌本が後にあるという点については従いがたい。なぜなら、筆者には敦煌本の内容が論理的に整っていないとは考えられないからであり、加うるに大淵氏の想定したような再編が果たして可能か、という点には大いに疑問があるからである。藏本の原形なるものは現存していないので、ここでは大正藏本を用いることとするが、大正藏本と敦煌本とにおいて文章の順序が異なる部分を対照すると次ページのようになる（分段は筆者が適宜施したものである）。

大正藏本では、まず第一段落で『漢法本内傳』における攝摩騰法師による釋尊誕生についての所説(a)までを引用し、これに續けて第二段落以下では注釋として『周書異記』「漢統師云」の文章を擧げる。これらを一見すると、第二段落では『周書異記』の文章(b)(d)(f)と「漢統師云」(c)(e)とが交互に記されているように見え、また第三段落では『周書異記』の末尾(g)に「漢統師云」(h)が付加されているが如くである。ついで第四段落では「案『周書異記』云」と書き出したのち、話題はいつの間にか後漢明帝、すなわち『漢法本内傳』(i)へと戻ってしまっている。なお大淵氏は、第五段落「案齊國大統法師」と第六段落『帝王世記』は、後人の注釋が竄入したものとされている——これについては筆者も異論がない——。

ついで敦煌本に眼を移すと、まず大正藏本では散在している「漢統師」の所説(c)(e)と(h)とは、敦煌本では問佛生滅品第二の後に按語のような形で一括されている。これが大淵氏によれば「外形上の亂雑さを整える」ということだが、そうだとすれば随分と手間の掛かることをしたものだと言うほかない。無論、大正藏本を注意深く讀んだ場合、どの部分が「漢統師」の所説であるかは判別可能なのだが、次の場合はどうだろうか。すなわち大正藏本の第二段落における(b)(d)(f)および第三段落の(g)は、實は敦煌本では『漢法本内傳』問佛生滅品第二における攝摩騰法師の所説の一部であり、しかも大正藏本で『漢法本内傳』であることが明確な(a)と(i)との間に挟まれて、(a)(b)(d)(f)(g)(i)という一連の文章となっているのである。このように大正藏本中に散在しており、なおかつ『周書異記』の一部にしか見えない斷片を收拾して、それらを『漢法本内傳』の一連の文章として再構成することは、どのように考えても不可能というほかない。

以上より、敦煌本は再編の結果なったものとの大淵説は成立しがたく、結論としては敦煌本の方が智昇撰述の原形により近く、その後、再編されたものが現存する藏本すべての祖本となった、と想定するのが妥当であろう。

『續集古今佛道論衡』大正藏本・敦煌本・對照表

○大正藏本

案『漢法本內傳』云、明帝永平年中、夜夢見丈六金人。……即是漢地佛之初。永平十二年十二月十一日、明帝在白馬寺。(a)法師對曰「佛癸丑之年、七月十五日、夜託陰摩耶夫人、甲寅之年四月八日、在迦毘羅衛藍毘尼園、從母右脅而生。」

案『周書異記』云、周昭王即位二十四年、甲寅歲、四月八日。……當此之時、佛生王宮。(b)壬申之年、十九出家。(c)漢統師云「佛十九出家、當周昭王四十二年、壬申之歲。」(d)三十成道、(e)漢統師云「佛三十成道、周穆王二年癸未之歲。」(f)當陽化世四十九年。漢統師云「佛出世化物四十九歲。」

案『周書異記』云、周穆王即位三十二年、見西方所有光氣、……當此之時、佛法久已處世。(g)壬申之年、二月十五日、臨般涅槃。(h)漢統師云「佛入涅槃、當周穆王五十二年、壬申之歲。」

案『周書異記』云、周穆王即位五十二年壬申歲、二月十五日平旦。……穆王大悅曰「朕常懼於彼。今將滅度、朕何憂也。」當此之時、佛入涅槃。(i)計佛入涅槃至今合有一千二十二年。明帝大悅曰「弟子此土『周書異記』、法師所說、恰然與同。」……明帝曰「法師言一千年外有聲教者、亦與『周書異記』同。」

案齊國大統法師達摩鬱多羅答高黎國諸法師云、……

案『帝王世記』云、……今言孝王五百年者、何太謬乎、未知統師出何書典。

案『世傳記』云、正法五百年、像法一千年、末法一萬年。……漢法本內傳第三、道士度脫品。……

漢法本內傳凡有五卷、第一卷明帝求法品、第二卷請法師立寺品、第三卷與諸道士比較度脫品、第四卷明帝大臣等稱揚品、第五卷廣通流布品 一部五卷

○敦煌本

『周書異記』曰、周昭王即位廿四年、甲寅歲、四月八日、……當此之時、佛初生生王宮也。穆王即位卅二年、見西方數有完氣、……當此之時、佛久已處世。穆王五年十二壬申歲、二月十五日平旦、……穆王大悅曰「朕常懼彼、今得滅度、朕何憂也。」

案『世傳記』云、正法五百年、像法一千年、末法萬年。……

佛法初東流傳記、後漢書列傳七十八、明西域天竺國王本記傳五品。第一明帝得夢求法品、第二問師法佛生滅品、第三與道士比較度脫品、第四明帝大臣等稱揚品、第五廣通流布品。

第一明帝得夢求法品。案援漢大內傳云、永平三年、明帝夜中夢見丈六金人、……亦是漢地像之初也。

問佛生滅品第二。至永平十二年、二月十一日、明帝在白馬寺、……(a)法師對曰「佛癸丑之年、七月十五日、夜託陰摩耶夫人。甲寅之年、四月八日、在迦毘羅衛國林微尼園、從母右脇而生。(b)壬申之年、十九出家。(d)癸未之年、卅成道、(f)當陽化世卅九年。(g)壬申之年、二月十五日、入涅槃。(i)計佛入涅槃至今、合有一千廿年。」明帝大悅曰「弟子此土有『周書異記』、如師所說、恰然與同。」……明帝曰「法師言、一千年外、有聖人、傳佛教化、亦與『周書異記』同。」

案法師言、言「佛甲寅年生、依周書異記、此間當周昭王廿四年、甲寅歲云。(c)癸酉年廿出家、當昭王卅四年、癸酉歲云。(e)癸未年卅成道、即周穆王癸未歲。(h)壬申年滅度者、當周穆王五十二年壬申歲。」

與道士比較度脫品第三。……。

第二章 『漢法本内傳』 偽作とその背景

前章では、吉岡本は「敦煌本漢法本内傳」ではなく『續集古今佛道論衡』残卷であり、そこに引用された『世傳記』にみえる紀年は、『漢法本内傳』偽作年代を推測する際の史料とはなり得ないことを述べてきた。ただし、この敦煌本『續集古今佛道論衡』残卷に引用された『漢法本内傳』自體は、先述したように首尾の備わった完本であり、文章の順序に再構成が施された藏本『續集古今佛道論衡』所収の『漢法本内傳』に比べて、史料的價値は高いと言えよう。以下ではこの完本『漢法本内傳』¹⁶を用いて、その偽作年代と背景を検討してゆく。

(一) 他書への『漢法本内傳』引用

開元十八年(730)撰述の『續集古今佛道論衡』以前において、『漢法本内傳』のあがる程度まとまった引用がなされている典籍としては、まず武徳五年(622)の法琳『破邪論』巻上が挙げられる。もとより吉岡氏もこれに言及しており、

（『破邪論』は）法本内傳のほとんど全文に亘って引用してあるが、ただその引用の仕方がきわめて亂雜であって、…（中略）…首尾前後の關係なく、好みに應じて書きつけてある、といった状態である。…（中略）…おそらく、これは新出の法本内傳なる書物を如何にも古來から存していたものの如く見せかけるための苦心の記述だ、と考えるのが妥當なのではあるまいか。

と述べた上で、これを論據として『漢法本内傳』偽作年代の下限を武徳四、五年頃と推定された。しかしながら『破邪論』と完本『漢法本内傳』とを比較對照してみると、決して吉岡氏の言うように亂雜でも前後無關係でもなく、むしろかなり要領よく節略していると見るべきである——大淵氏も筆者と同意見である——。おそらく、『破邪論』では『周書異記』と『漢法本内傳』とが互いに離れた箇所引用されているため、『周書異記』は『漢法本内傳』の一部であると誤認していた吉岡氏には、それが亂雜な引用に見えたのであろう。無論、引用が亂雜ではないとはいえ、これがただちに『破邪論』撰述の直前の時期における『漢法本内傳』偽作の可能性を否定するわけではない。ただし私見では『破邪論』撰述の背景を考慮すると、やはり武徳四、五年説は否定されるべきだと考える。

周知のように『破邪論』は、武徳四年(621)に元道士の太史令傳奕が高祖に「廢佛法事十有一條」と略稱される上疏を行ったことを受けて、これに對する反論として法琳が翌五年に撰述したものである。法琳以前にも傳奕への反駁としては、すでに普應『破邪論』、李師政『内徳論』『正邪論』などが公表されていたが、これらに

16 要するに吉岡本から冒頭の『周書異記』『世傳記』と末尾の『玄通記』を除いたものである。

加えてさらに法琳が『破邪論』を撰述した背景について、『唐護法沙門法琳別傳』卷上には、

法師咸詢作者、備覽諸文、情用不安。謂衆人曰「經教奔之所廢、豈得引廢證成。雖欲破邪歸正、未遣邪原。今案孔老二教師敬佛文、就彼宗承、斥其虛謬。」衆人皆以爲然、法師因著『破邪論』一卷、可八千餘言。

とある。すなわち法琳の『破邪論』撰述の動機は、普應・李師政らが反駁の論據として引用した佛典自體が、傳奕による否定・排斥の對象である以上、それでは反論として有効ではないと判断し、それ故に儒道二教の文獻から崇佛の論據を示すことで、駁論を効果的ならしめんとした、というものなのである¹⁷。法琳の動機がこのようなものである以上、『破邪論』に引用された『漢法本内傳』は武徳五年の時點において、既にその存在を世に知られていたはずで、そうでなければ傳奕や高祖に對する説得力に缺けるに違いない。したがって『漢法本内傳』の偽作年代は、その存在が世に知られるのに十分な時間的な餘裕をもって武徳五年から遡った時期、おそらくは隋末(618)よりも以前というのが、その下限となると考えられる。『漢法本内傳』偽作年代の下限に關しては、これ以外に推測の手掛かりを見出せないが、上限に關してはいくつかの史料が存在する。

『漢法本内傳』偽作年代の上限を推測する材料としては、同じく『破邪論』卷上に北魏孝明帝の正光元年(520)の次のような記事がある。

正光元年歲次庚子七月、……爾時、清通觀道士姜斌、與融覺寺法師曇謨最對論。帝問曰「佛與老子、同時以不。」姜斌對曰「老子西入化胡、佛時以充侍者、明是同時。」…(中略)…法師報云「佛當周昭王二十四年、四月八日生、穆王五十二年、二月十五日滅度。計入涅槃、經三百四十五年、始到定王三年、老子方生。生已年八十五、至敬王元年、凡經四百二十五年。……。」姜斌曰「若佛生當周昭王之時、出何文記。」法師對曰「出『周書異記』、并『漢法本内傳』並有明文。」¹⁸。

道士姜斌と沙門曇謨最による道佛論争という、『漢法本内傳』にとって絶好の舞臺ではあるが、しかしこの記事には若干の疑義がある。すなわち曇謨最の發言のうち「佛當周昭王二十四年、四月八日生、穆王五十二年、二月十五日滅度」はたしかに『周書異記』の記事だと考えられるが、後漢明帝の感夢求法に始まる『漢法本内傳』

17 以上、法琳の『破邪論』撰述については、礪波護「唐初の佛教・道教と國家—法琳の事跡にみる—」(吉川忠夫編『中國古道教史研究』同朋舎出版、1992年)を参照。

18 これとほぼ同様の、おそらくは『破邪論』から孫引きしたと思われる記事は、『續高僧傳』卷二三・曇無最傳、『廣弘明集』卷一・元魏孝明召佛道門人論前後、『集古今佛道論衡』卷甲・魏明帝登極召沙門道士對論敘佛道先後事などに見えるが、いずれも『周書異記』と『漢法本内傳』を並列している。

の内容に相当する部分がこの記事には見あたらないことである。したがって私見では、この史料については本来「出『周書異記』」とのみあったものに、後人が「并『漢法本内傳』並有明文」を竄入した可能性も想定すべきだと考える。

また時代を降って、東魏武定五年(547)以後に撰述された『洛陽伽藍記』、北齊天保五年(554)撰述の『魏書』釋老志、さらに北周武帝の天和五年(570)の三教論争に際して著された甄鸞『笑道論』(『廣弘明集』卷九所收)、釋道安『二教論』(『廣弘明集』卷八所收) いずれにおいても『漢法本内傳』への言及が無いことは、曇謨最による『漢法本内傳』引用の可能性に對する疑念をいよいよ深めるものである。ただし當然ながら言及の無いことが、ただちに『洛陽伽藍記』等の撰述時に『漢法本内傳』が存在していなかったことの證明となるわけではなく、さらなる傍證が必要であろう。

(二)『漢法本内傳』の記述と時代背景

他書への引用状況から『漢法本内傳』の偽作時期を推定することには、やはり限界がある。ここでは『漢法本内傳』の記述自體に偽作年代の手掛かりを求めてみたい。偽作であると眞作であるとを問わず、著作物の内容には當然それが撰述された當時の時代情況が反映されてるのは言うまでもないことだからである。

第一に與道士比較度脱品第三において列擧されている四十部近い道教經典である。個々の書名については、『老子』『莊子』『列子』などを除けば、現在の各種道藏に収録された經典と一致するものはほとんど見出せないが、その總計およそ七百五十卷という數字は興味深い。なぜなら天和五年の甄鸞『笑道論』には、

且去年七月中道士所上經目、止注諸子三百五十卷爲道經、今云八百餘卷、何以前後不同。

とあり、天和四年(569)に道士が奉った『經目』には、わずか三百五十卷の道教經典しか著録されていなかったというからである¹⁹。すなわち天和四年以前においては、『漢法本内傳』中に七百五十卷もの道教經典を列擧することは困難だということになる。『漢法本内傳』偽作者は、こうした多數の道教經典を列擧すること、道士が習得したと主張する方術について詳細に記述することなどから、道教にも通曉していた人物だと推定されているが、たとえそうであっても『經目』にも著録された三百五十卷以外の道教經典の書名、四百卷分をわざわざ創作する必然性などないであろう。したがって『漢法本内傳』偽作年代は、道教經典が急激に増加し始める天和五年(570)以降²⁰であると、ひとまずは推定することができよう。

19 吉岡義豊「道藏編纂史」(『吉岡義豊著作集』第三卷、五月書房、1988年)参照。

20 吉岡氏は、道教經典の大部分が菟集・編纂は北周武帝の時にはじまり、北周一代を通じて行われたとする(前掲「道藏編纂史」)。

第二に廣通流布品第五の末尾に、攝摩騰の神通力を目の當りにしたことで、多くの人びとが發心出家したことに續いて、正月十六日以降に、

日々設供、夜々燃燈、種種伎樂、比至卅日。

と、燃燈と技藝觀覽とが正月末まで連日連夜行われたことを記している。唐代以前の中國の都市においては防犯のため、夜間には坊門から出て街路を通行することは原則として禁止されていたが、その例外の一つが、近代にいたるまで續く上元放燈、元宵張燈などと呼ばれる年中行事である²¹。これは正月十五日を中心とした前後數日間にわたって、夜間にも坊門を開放して王侯から庶民に至るまで提燈行列を觀覽したり、曲藝や歌舞などの催し物を楽しんだりするというものである。この風習の背景には様々な要素が見出せるが、その一つに佛教の影響があったことは確實で、例えば贊寧は『大宋僧史略』卷下・上元放燈において、『漢法本内傳』のこの記事を上元放燈の起源とする説を唱えている。しかしこの解釋はいうまでもなく因果の轉倒であって、上元放燈の風習が一般的になった時期に偽作されたからこそ、『漢法本内傳』に上のような文章が含まれていると考えるべきである。信頼に足る史料に據るかぎり、その最も早い例は『隋書』卷六二・柳彧傳の、

或見近代以來、都邑百姓每至正月十五日、作角抵之戲、遞相誇競、至於糜費財力、上奏請禁絕之。

という文帝開皇十七年(597)頃の記事である²²。柳彧が「近代以來」ということから、上元放燈の風習は北周以來のことと考えられ、したがって『漢法本内傳』偽作年代の上限もこの時期であると見て良いであろう。

これら二點より、『破邪論』卷上における北魏正光元年(520)の曇謨最による『漢法本内傳』引用が後人の竄入であることは、ほぼ疑いないものとなったであろう。

第三に同じく廣通流布品第五においては、道士たちが改宗・出家し、また多數の官民も出家したことに續けて、

十六日、帝共大臣并文武官數百人與出家者剃髮。

と明帝自身までもが剃髮したことが記されている。ここから想起されるのは、開皇五年(585)に隋の文帝が菩薩戒を受戒したこと²³、もしくは開皇十一年(591)に揚州總管の晉王楊廣(煬帝)が天台智顛から菩薩戒を受けたこと²⁴であり、『漢法本内傳』

21 那波利貞「元宵觀燈(上下)」(『歴史と地理』1-3、1-5、1917年)、小笠原宣秀「上元放燈の起源に就いて」(『龍谷大學論叢』297、1931年)参照。

22 この上奏に續けて柳彧傳には「是歲、持節巡省河北五十二州、奏免長吏贓汚不稱職者二百餘人、州縣肅然、莫不震懼」とあり、『隋書』卷二・高祖本紀下には開皇十七年(597)三月「庚午、遣治書侍御史柳彧・皇甫誕巡省河南・河北」とある。

23 『辨正論』卷三「開皇五年(585)、爰請大德經法師、受菩薩戒。」

24 『續高僧傳』卷一七・智顛傳「今開皇十一年(591)、十一月二十三日、於揚州總管寺城設千僧會。敬屈授菩薩戒。」

における明帝の剃髪が描かれた背景には、このいずれかがあったこと疑いないであろう。

第四に明帝大臣等稱揚品第四の冒頭、方術の顯現に失敗した直後の道士に對して明帝が發した言葉である。

帝謂道士曰「卿等不聞、益州部内有鍾山、亡命賊在於山澤、放縱自由、謂無過者。其及臺軍討罰、形勢不立、卿等今者、亦復如是。」

方術に失敗した道士達を評するのに、官軍による討伐に對して形勢不利な盜賊を比喩として用いるというのは、かなり奇妙な印象を與えるが、これも偽作者が當時、現實に起こったできごとに基づいて何らかの意圖をこめたものなのであろう。しかしながら、益州の鍾山（現在の雲南省大理白族自治州）を根據とする盜賊に對して討伐軍が派遣されたという記録は、少なくとも唐代以前においては見出せない。また假りに範圍を鍾山を含む南寧一帯に擴げるとすると、たしかにこの地域は様々な少数民族の割據する背反常ならぬ地域であり、小規模な反亂は歴代通じて頻發しているが、それでもその鎮壓が特筆すべきことであるとは考えにくい。それでは偽作者は何故、明帝にこのような發言をさせているのだろうか。實は益州ならぬ南朝の都である建康の北方十數里の地にも鍾山という山が存在しており、別名を蔣山とも稱して²⁵、建康防衛上の要害となっているのである²⁶。そうだとすれば「有鍾山、亡命賊在於山澤、放縱自由」とは、建康に據る南朝の朝廷を指しており、「其及臺軍討罰、形勢不立」とは北朝からの侵攻に對して為す術もない南朝朝廷、より具體的に言えば、開皇九年(589)の隋の侵攻によって滅亡した陳王朝を指しているのだと考えられる。すなわち『漢法本内傳』の鍾山に關する一文は、直接的には道教に對する佛教の勝利宣言を後漢明帝の口を借りた比喩を用いて行ったものであるが、さらにその背後には、陳朝征服者への稱揚もしくは阿諛が秘められていたのだと考えられる。ただ陳朝征服者が具體的に誰を指すかとなると、皇帝として在位中であつた文帝であるのか、實際に遠征軍を率いて建康を陥落させた晉王廣（煬帝）であるのか判斷がつきにくい。

(三) 偽作の動機

前節までは、『漢法本内傳』の他書への引用状況、『漢法本内傳』内容に投影され

25 『資治通鑑』卷一六一・梁紀十七ほか胡三省注「鍾山、即蔣山。」

26 『梁書』卷二九・邵陵攜王綸傳「太清二年(548)、進位中衛將軍・開府儀同三司。侯景構逆、加征討大都督、率衆討景。…(中略)…步騎三萬、發自京口。將軍伯超曰『若從黃城大道、必與賊遇、不如逕路直指鍾山、出其不意。』綸從之。…(中略)…綸至鍾山、衆裁千人、賊圍之、戰又敗、乃奔還京口」、および『北齊書』卷四・文宣帝紀・天保七年(556)「六月乙卯、蕭軌等與梁師戰於鍾山之西、遇霖雨、失利、軌及都督李希光・王敬寶・東方老・軍司裴英起竝沒、士卒散還者十二三」など。

た時代背景などから、その偽作年代がいつ頃であるのかを検討してきた。偽作年代の下限は隋末であると推定されること、菩薩戒の受戒や陳朝征服など文帝もしくは晉王廣（煬帝）の事跡を背景とした記述が見られることから、『漢法本内傳』の偽作は隋代、なかんづく陳を征服した開皇九年(589)以降であると結論できる。それでは何故、当時において『漢法本内傳』偽作が行われねばならなかったのだろうか。

道教に對する佛教の優位性を主張する『漢法本内傳』が、隋代に偽作されたということには、奇異の感を覚える向きもあるかもしれない。なぜなら隋は歴代王朝に比べて、儒佛道三教の齊一さが際だつ時代だからである。道佛について例を擧げるならば、國都大興城においては大興善寺と玄都觀とが對稱的に配置され、文帝は菩薩戒を受けた翌年には道教においても智慧大戒を受け、また晉王廣（煬帝）も同様に、智顛から菩薩戒を受けた後に道士徐則からも受戒することを試み、さらに揚州において慧日・法雲兩道場と玉清・金洞兩玄壇とのいわゆる四道場を置いた、など道佛二教に對して原則として公平な立場を取ったことから、隋代の文教政策は、兩者の協調・融和を目指したものとされている²⁷。したがって隋代の道佛の間には、北魏・北周時代や唐初におけるような激しい緊張關係は存在しておらず、それ故、隋代の佛徒には『漢法本内傳』を偽作する動機は薄い、と見ることもできるのである。

しかしながら、隋朝のこのような施策を佛教側から見た場合には、また別の評價もできるのではないだろうか。すなわち道佛雙方に公平たんとする隋朝の態度は、佛教側の眼には「惡平等」と映ったという可能性も十分に考えられる。とくに隋初においては、個人的には佛教に深く歸依していた一方で道士を輕蔑していたという文帝²⁸が玉座に君臨するにもかかわらず、佛教の公的な立場は原則として道教のそれと同等でしかなく、しかも開皇という年號が道教にもとづくものであることに²⁹、不満を持つ佛徒は少なくなかったと推定される。事實、隋代における道佛の對立を示す史料としては、次のようなものが存在する。

開皇三年、隋高祖幸道壇、見畫老子化胡象、大生怪異。敕集諸沙門道士、共論其本。……道士自伏陳其矯詐。（彦琮）因作『辯教論』、明道教妖妄者、有二十五條。詞理援據、宰輔褒賞。（『續高僧傳』卷二・彦琮傳）

（釋慧淨）大業初歲、因尋古跡、至於槐里、遇始平令楊宏、集諸道俗、於智藏寺、欲令道士、先開道經。于時法侶雖殷、無敢抗者。淨聞而謂曰「明府盛結四

27 山崎宏「隋朝の文教政策」（『隋唐佛教史の研究』法藏館、1967年）、淺見直一郎「隋朝崇佛政策の再檢討」（『大谷大學史學論究』4、1990年）參照。

28 『隋書』卷三五・經籍志四・道經「後周承魏、崇奉道法、每帝受籙、如魏之舊、尋與佛法俱滅。開皇初又興、高祖雅信佛法、於道士蔑如也。」

29 山崎宏「隋朝の文教政策」、淺見直一郎「隋朝崇佛政策の再檢討」（いずれも前掲）。

部、銓衡兩教。竊有未喻、請諮所疑。何者。賓主之禮、自有常倫、其猶冠履、不可顛倒。豈於佛寺而令道士先爲主乎。明府教義有序、請不墜績。」令曰「有旨哉、幾誤諸後。」即令僧居先坐、得無辱矣。（『續高僧傳』卷三・慧淨傳）時李宗有道士褚揉者、鄉本江表、陳破入京、既處玄都。道左之望、探微辯妙、擬闡三玄、學尠宗師、情無推尚。每講莊老、（釋僧）絜必聽臨、或以義求、或以機責、隨揉聲相、即勢沈浮。……常下敕令揉講老經、公卿畢至、惟沙門不許預坐。絜聞之不忍其術、乃率其門人十餘、攜以行床、徑至館所、防衛嚴設、都無畏憚。直入講會、人不敢遮、揉序王將了、都無命及。絜因其不命、抗言激刺、詞若俳謔、義寔張詮、既無以通。講席因散、群僚以事聞上。帝曰「斯朕之福也。」（『續高僧傳』卷九・僧絜傳）

すなわち國家による融和政策にもかかわらず、北魏・北周以來の道佛の對立は隋代にも依然として續いており、そこに『漢法本内傳』偽作が行われる動機は存在するのである。

ただし、二教融和が國家の公式の施策であり、なおかつ佛教がすでに皇帝の個人的な尊崇を受けている以上、あまりに痛烈な道教批判はかえって逆効果であり、自らの立場を危うくするおそれがある。それ故であろうか『漢法本内傳』の敘述には微温的な面が見受けられる。すなわち俗な言い方をすれば、最終的には佛教により折伏される敵役とはいえ、道教にも十分な見せ場が用意されているのである。例えば『漢法本内傳』の文中には、攝摩騰と竺法蘭が翻譯した『四十二章經』の名前から見えないのに、先述したように與道士比較度脱品第三においては四十部近くもの道教經典が列擧されていること、佛教教理については四種佛身説や五種涅槃説が語られているのに對應して、道教の各種の方術についても道士による説明がなされていること、また中國の道士と同様の存在とされる西域の八種梵行外道についても詳しく述べられていること、などである。要するに『漢法本内傳』偽作者の態度は、道佛二教の融和政策の存在に配慮して、道教の完全なる否定・排斥を目指すことなく、あくまで佛教の相對的な優位を築いてゆこうとするものなのである。こうした態度こそ、三教を並立しつつも「實際においては佛教を主とし、儒・道二教を副とした」、「三教並立の中にも佛教を優位におく隋朝の文教政策」³⁰に相應しいと言えよう。

まとめ

以上、敦煌本『續集古今佛道論衡』ならびに『漢法本内傳』について考察してき

30 山崎宏「隋朝の文教政策」（前掲）。

たが、稿を終えるにあたって、本稿で明らかにし得たことをあらためて整理しておこう。

- P.3376、P.2626v、P.2862vに對する吉岡氏による「敦煌本漢法本内傳」との命名は誤りであり、これらは『續集古今佛道論衡』殘卷である。
- 敦煌文獻の中には『續集古今佛道論衡』の寫本として現時點では、(7) P.3376、(イ) P.2626v+P.2862v、(ウ) P.3446vおよびP.2654v+P.2763v、(エ) P.2352vの四本が存在する。
- これら敦煌本『續集古今佛道論衡』は、智昇撰述の原形に近いものと推定され、一方、高麗藏から大正藏までに収録された藏本『續集古今佛道論衡』は、後人による再構成を受けた後のものである。
- 敦煌本『續集古今佛道論衡』に収録された『漢法本内傳』は完本と考えられる。
- 『漢法本内傳』の偽作年代は、隋の開皇九年(589)から隋末までの間である。
- 『漢法本内傳』偽作は、隋朝における道佛二教の融和政策のもと、佛教の相對的な優位を示そうとの意圖からなされた。

敦煌尼僧關係文書管見

松浦典弘

はじめに

中國史における尼僧に関する研究は編纂史料の不足という理由から、多くの課題が残されているのが現状である。梁・寶唱撰『比丘尼傳』以降、まとまった形での傳記史料が存在しないことも尼僧教團の研究の進展に影響しているといえよう。そうした史料的な制約を克服すべく、石刻史料や筆記小説などから関連記事を蒐集し分析していく作業が求められる。現在、私は石刻史料に見られる唐代の尼寺や尼僧に関する記事を中心に検討を進めているが、その一環として、八世紀半ばから九世紀半ば、長安や洛陽に存在した尼寺に住した尼の墓誌を考察しつつある¹。

ところで、唐代末期から五代にかけての敦煌では、普光寺・大乘寺・安國寺・靈修寺・聖光寺の五大尼寺を中心に尼僧教團の隆盛が見られたようである。そうした背景もあって敦煌文獻には比較的多くの尼僧に関する史料が残存している。敦煌という地域の特殊性を考慮する必要はあるが、絶對的に利用できる史料が限られている現状では、それらの史料に見られる現象から中國史上の尼僧教團の具體像を理解するための手がかりとはできないだろうか。本稿では、いくつかの敦煌文獻に見られる尼僧関連の記事から、兩京をはじめとする他地域の状況とも照らし合わせながら、尼僧教團研究の可能性と問題点を考察してみたい。

一、「家」との関係

長安・洛陽の尼僧墓誌を検討した際に看取されたのが、男性の僧侶に比べると、出家前在俗時代の家との関わりが非常に深いことである。また、姉妹やオバとメイなど、同族内で複数の女性が出家しているケースも散見される。こうした現象は家の信仰を背景としており、祖先の祭祀の繼承に関わらない女性を出家させたことによってあらわれることが推測される。検討の対象とした墓誌は比較的身分の高い士人クラスの家出身の尼僧であったので、家における祭祀の繼承が重んじられるのはなおさらのことであろう。

¹概要は佛教史學會第57回學術大會發表要旨（2006年）に「唐代の女性出家—墓誌史料の検討を中心に—」と題して掲載。

敦煌においては俗人の籍に付けられた僧尼の存在あるいは俗家に居住した僧尼の例に見られるように、僧尼は出家後も在俗時代の家とのつながりを強く持っていたようである²。例えば、九世紀後半のものとするS.4710「沙州陰屯屯等戸口簿」には、欠落により戸主不明の戸に女尼醜婢・姪僧專專・妹尼小娘の三名、陰屯屯の戸に女尼定嚴・弟僧勝頂・姪僧販順の三名、張猪子の戸に妹尼鬻鬻の一名、王鷹子の戸に兄僧龍安の一名、劉再榮の戸に女尼鉢鉢・妹尼覺意花・女尼口娘・姪尼金吾・姪尼鷹鷹・姪僧明名の六名が、僧尼として見られる。やや尼僧の方が多いが、男性の僧より家との結びつきが強いといえるほどの数でもなく、僧尼雙方が家と深い関係を持っていたと見られる。當該時期の敦煌における人口に對する僧尼の割合の高さや敦煌社會における佛教の影響力を反映しているといえよう。

次に取り上げるS.2199「尼靈惠遺書」は、尼僧と家とのつながりに關わるものである。咸通六年（八六五）十月廿三日の日付のあるこの文書は、病が重くなりつつある靈惠が自らの有する婢一名を姪女潘娘に與え、その代わりに自らの葬儀を仕切らせるという内容である。そこには弟や外甥などの名が連ねられており、靈惠とそれら親族との結びつきが強かったことに加え、外甥の中には尼僧である靈販も含まれていることから尼僧と家の關係が深かったことが窺われるのである。

この他、男性の僧よりは尼僧の方がより強く在俗時代の家と關わりをもったのではないかと考えられる史料として、莫高窟に記された題記があげられる³。題記は供養者の名を列挙したものであり、そこに記される人名は多岐にわたる。その中に一族で供養者に名を連ねている部分に、供養主との血縁關係を表す語を付した尼僧の名が見られるのである。

例えば、晩唐期のものとされる第一四四窟の題記である。

……姑靈修寺法律尼妙明一心供養
亡妹靈修寺……性一心供養
妹尼普光寺律師玠相一心供養
妹尼普光寺都維那證信一心供養

この四人の名は一連のものとして記されており、全員が同族であり供養主から見て姑や妹であったものである。この他にも類例が見られるが、親族が供養人として名を連ねている際、出家者を含んでいる場合は多くが尼僧のものなのである。

このような題記から僧尼と家との關係が窺われる例は、敦煌以外の地域でも見られる。『八瓊室金石補正』卷四十一・四十二・四十三所收の「開元寺三門樓題刻」

² 郝春文『唐後期五代宋初敦煌僧尼的社會生活』、中國科學出版社、1998年。

³ 題記に關しては、敦煌研究院編『敦煌莫高窟供養人題記』、文物出版社、1986年。

は、残された紀年によると大凡大暦年間から元和年間にかけての時期を中心に刻されたものである。そこに供養主である家族と共に記されている者は尼僧が多いが、少数ながら男性の僧侶も見られる。例えば、卷四十一所収の「大門柱主張君相等題名」には、「息花成寺僧文道」の名が州録事や縣主簿や縣録事といった地方官を務める他の「息」と共に記され、また卷四十二所収の「劉行善等題名」では、「前滄州長蘆縣丞劉行善」の「息解惠寺僧都維那僧惠皎」の名が他の兄弟姉妹と共に記される。地域社會のつながりも関連して地方の有力者クラスの子息が出家しており、敦煌以外でも男性の僧と家族の深い関係という現象は起こっているのである。但し、息女が比丘尼として出家している例と比べると、圧倒的に少なく、やはり尼僧の方が家族との関わりが深かったことが推測される。

二、比丘尼・式叉尼・沙彌尼

佛教の律規定においては、女性の出家から受戒までは、沙彌尼→式叉尼→比丘尼という過程を経ることになっている。男性の僧侶が十戒を受けて沙彌になるのと同様、女性の場合は十戒を受けることで沙彌尼となる。また、男性の場合は二十歳で具足戒を受け比丘になるが、女性の場合も同様に二十歳で具足戒を受け比丘尼となる⁴。

女性の場合において特徴的であるのは、沙彌尼と比丘尼の間に式叉尼（異稱として式叉摩那・學法尼・六法尼など）と稱される時期が設けられることである⁵。沙彌尼は十八歳になると、式叉尼となり二年間六法（不婬・不盜・不殺・不妄語・不飲酒・不非時飲食）を守った上で、具足戒を受け比丘尼となることができる。この段階を設けるのは、懐妊している女性が具足戒を受けて比丘尼となった後、子供を産むことを防ぐ意味があるとされる。

律關係の文獻中では言及される式叉尼ではあるが、具體的な史料に乏しいため不明な點が多く、中國佛教においては式叉尼の存在を認めない見解もあった⁶。しかしながら、敦煌文獻中には「式叉尼」が明白に記されており、また、長安・洛陽の寺院に居住した尼僧の墓誌史料にも存在を窺わせる記述があるので、出家得度

⁴唐代においては必ずしも沙彌の年限は設けられておらず、能力に応じて具足戒を受けることができたことは、藤善眞澄『唐五代の童行制度』『東洋史研究』第21卷第1號（1962年）において論じられている。

⁵律文獻においては「式叉摩那」の記述が比較的多いが、本稿においては、敦煌文獻で多用されている式叉尼を用いる。

⁶高雄義堅『宋代佛教史の研究』（百華苑、1975年）の第一章「宋代の度及び度牒制度」では、「中國佛教にありては式叉摩那を立てず、また入寺して直ちに沙彌・沙彌尼になることを許さずして、得度の準備期間としての童行、または行者なる一階級が設けられることとなった。」とする。童行あるいは行者と稱されるような時期が沙彌・沙彌尼より前に設けられることは、中國佛教の特徴であるが、式叉尼に関しては誤解であろう。なお、敦煌では童行の段階は見られない。

の一つの段階として機能していたのは確かである。

まずは墓誌史料に見られる式叉尼の例を確認しておこう。

天寶十四載（七五五）に僧臘三十四・享年五十五で逝去した長安法雲寺の尼僧辯惠の場合、九歳で祖母が亡くなったのを受け百日齋に供養のため出家し沙彌尼となった。その後、十八歳で半戒を、二十歳で具戒を受けたとある。この半戒というのが式叉尼への戒であり、さらに具戒すなわち具足戒を経て比丘尼となったのである⁷。

また、興元元年（七八四）に享年六十で逝去した洛陽安國寺の尼圓淨の場合、十四歳で「辭家入道」したとあるが、このとき沙彌尼となった。そして、「半戒具戒」を必ずその年齢に依って受けたということであるから、十八歳で式叉尼、二十歳で比丘尼となったということになる⁸。

このように少数の例ではあるが、「半戒」と「具戒」という二度の戒を受けるといふ段階を経て比丘尼となることは確認される。少なくとも長安や洛陽の尼寺では十八歳で式叉尼となり二十歳で比丘尼となる出家の段階が比較的厳格に行なわれていたと見てよいのではないか⁹。

次に敦煌文獻に見られる式叉尼の例をあげよう。地域的な特性を十分に考慮する必要はあろうが、関連史料が少ない状況においては女性の出家に關して考察するための一助とはなる。式叉尼に關する史料として利用しうるのが、夙に藤枝晃氏の高論で取り上げられている僧尼籍である¹⁰。まず、九世紀末期のものと考えられる S.2614v「沙州諸寺僧尼名簿」から検討してみよう。當該文書は敦煌諸寺の僧尼の名を、僧寺は「僧」と「新沙彌」「舊沙彌」に、尼寺は「大戒尼」「式叉尼」「新沙彌尼」「舊沙彌尼」に區分して記載している名簿である。文書には欠落部分はあるが、幸いにも五つの尼寺に關しては完全な形で殘存しており、それぞれの人數構成を知りうる。以下、參考のため僧寺も含めて列擧する。

⁷唐法雲寺辯惠禪師銘「禪師九歳、祖母瑯琊郡君王氏薨、百日齋、度爲沙彌尼、薦以景福、承尊命也。……十八受半戒、廿受具戒。……僧臘卅十四、享年五十三。」録文は『唐代墓誌彙編 續集』（上海古籍出版社、2001年）天寶 103、拓本寫眞は『隋唐五代墓誌彙編』（天津古籍出版社、1991年）陝西 4-25 に著録。

⁸有唐東都安國寺故上座韋和上墓誌銘并序「年十四、辭家入道、依止本寺李上座爲受業和上。……半戒具戒、受必依年……。」

⁹女性の場合、夫を亡くした後、比較的年長で出家する場合も多くあるので、そのような場合は勿論該當しないが、若年で出家した者の墓誌において享年と僧臘を照らし合わせると、二十歳で具足戒を受けたと考えられる例が多い。但し、式叉尼の段階を経たかということまで窺い知ることができるような例は少ない。

¹⁰「敦煌の僧尼籍」『東方學報』京都、第 29 冊、1959 年。

| | 僧 | 舊沙彌 | 新沙彌 | 計 |
|-----|----|-----|-----|----|
| ? | 16 | 2 | 17 | 35 |
| 開元寺 | 37 | 7 | 4 | 48 |
| 乾元寺 | 20 | | 7 | 27 |
| 龍興寺 | 42 | 2 | 6 | 50 |
| 大雲寺 | 27 | | 4 | 31 |
| 報恩寺 | 36 | 10 | 1 | 47 |
| 淨土寺 | 19 | 2 | 1 | 22 |
| 三界寺 | 17 | | 5 | 22 |

| | 大戒尼 | 式叉尼 | 沙彌尼 | 計 |
|-----|-----|-----|-------------|-----|
| 普光寺 | 104 | 59 | 27 | 190 |
| 大乘寺 | 115 | 36 | 22 (舊8・新14) | 173 |
| 安國寺 | 100 | 23 | 16 | 139 |
| 靈修寺 | 99 | 29 | 14 (舊2・新12) | 142 |
| 聖光寺 | 34 | 10 | 5 | 49 |

一見して理解されるのは式叉尼の人数が非常に多いことである。式叉尼である期間は律規定に據れば二年間で、その後は具足戒を受けて大戒尼（比丘尼）になるわけである。例えば、普光寺などは大戒尼が一百四人に對して式叉尼が五十九名もあり、沙彌尼が二十七名であるのと比較しても非常に多い。また何れの寺においても式叉尼の数が沙彌尼の数を大きく上回っている。敦煌において戒壇の設置の時期が限られているとしても多すぎる数値で、律規定における式叉尼に該當する年齢の者ばかりではなく、それを超えている者がかなり多く含まれていよう。

なお、新沙彌・舊沙彌、或いは新沙彌尼・舊沙彌尼という区分であるが、前回の造籍から今回の造籍の間に新たに沙彌や沙彌尼になった者を指しているのであろう。あるいは戒壇設置の挟間にあつて、具足戒を受ける機会にめぐまれず、沙彌・沙彌尼のまま二十歳を過ぎているものを指して、「舊」としている可能性も考えられよう¹¹。

もう一點S.2669について検討してみたい。當該文書は九世紀後半のものと考えられる沙州の諸寺の尼の戸籍であり、名・本貫・俗姓・俗名・年齢が一覽にされているので詳細な年齢構成が分かる。但し、この文書も欠落があり、完全な形で残っているのは大乘寺の尼二百九人に關してのみである。

¹¹藤枝氏は具足戒を受けることなく、寺で雑役などにあつた者を「舊沙彌」として解している。

それによれば、二十歳未満の者が二十四名、うち十九歳一名、十八歳十一名で、また二十歳の者が七名となっている。即ち、律規定から見て年齢的に式叉尼に当たる者の数は二十名に満たず、さきのS.2614vにおいて百七十三名中、式叉尼が三十六名であったのに比べると、低い割合であることがわかる。同様のことは沙彌尼に当たる年齢すなわち十七歳以下の者に関してもいえ、S.2669では十二名が該当するが、S.2614vにおいて沙彌尼は二十二名となっている。

さらに時代が下り、後晋・清泰三年（九三六）のP.2638でも、僧三百五十六人に對し沙彌百六十三人、大戒尼・式叉尼三百七十九人に對し沙彌尼七十一人である。沙彌・沙彌尼、特に沙彌の数の多さが際立っているが、大戒尼と式叉尼が一括して数えられており、男性の方の割合から想像すると、恐らく式叉尼の割合は比較的高いものとなるのであろう。

郝春文氏は敦煌における式叉尼は、律規定の式叉尼とは異なっており、比丘尼は式叉尼の段階を経ずに具足戒を受けると論じている¹²。すなわち、S.2575v「甄別求戒政學・沙彌尼等爲上中下三品稿」などに見られるように式叉尼と沙彌尼が同時に具戒を受けていること、さらに式叉尼が比丘尼と同等の經濟的待遇を受けていることから、沙彌尼のまま二十歳となり具足戒を受けると推測する。そのようなケースは恐らく間々存在したであろう。

敦煌において沙彌尼から式叉尼の段階を経ずに比丘尼になるケースが存在するのは、戒壇の設置される機会が極めて限られていることによるであろう。長安や洛陽の尼僧の墓誌を検討すると、限られた例とはいえ若年にして出家した者はほぼ全員が二十歳で受具しており、律規定に従った形での運用がなされていたことが分かる。定期的に戒壇が設置されていればこそであろう。地域的特性があるとはいえ、敦煌で女性の出家受具の過程が律規定と全く異なった運用がされている場合があるのは、戒壇設置の間隔が空いてしまうので、規定どおりの過程を踏むことが不可能であるからであると考えられる。

ところで、敦煌以外の地域においても二十歳を超えた式叉尼は見られるのであろうか。すなわち二十歳以上で出家した場合、式叉尼の二年を経て具足戒を受け比丘尼となるのかという点である。S.2669における尼僧の配列は出家し寺へ入った順であろうが、二百九名中、一五八位に位置する定惠は年十七とあり、これより後に十代の尼が混在するようになる。最年少は十一歳で明らかに沙彌尼であり、それより後位、一九九位に年四十九の戒果、二百四位に年四十九の堅固藏、二百八位に年四十九の眞性が付せられているが、彼女らは比較的高年齢で出家した式叉尼であろう。敦煌以外の地域でも中年以降での出家というのは往々にして見ら

¹²郝氏前掲書

れ、夫を亡くした女性の出家も目に付く。果たして、彼女らも式叉尼の段階を経たのか。傳記史料が少なく明白な形での表現もないため判別は困難であり、かつ律關係文獻も精査した上で判断が必要であろうが、管見の限りでは、式叉尼の段階を経たとは考え難く、出家剃髪し即比丘尼になっていたようである。この點については、さらに検討を要するであろう。

次に式叉尼自身が草した文書である P.3730-10「吐蕃寅年（八四六）九月沙州式叉尼眞濟等牒」をあげておこう。當該文書は大乗寺の式叉尼眞濟の名で、眞濟及び沙彌尼普眞の名が懶狀より漏れていることに關して善處を申請したものであり、これに對しては教授和尚である洪誓の判辭が付せられている。偶然に過ぎないかもしれないが、大戒尼ではなく、式叉尼と沙彌尼の名が漏れていた點に、後二者が低い扱いを受けていたことが反映されているのではなかろうか。

同年の文書であり、やはり洪誓の判辭を付す P.3730-11「吐蕃寅年八月沙州沙彌尼法相牒」でも、法相が自身の名が懶狀から漏れているのを訴えている。「貧病下衆尼」と自らのことを表現していることにも、沙彌尼の扱いが表れている。

郝春文氏が指摘するように、敦煌では制度上は式叉尼は比丘尼と同等の經濟的支給を受けることになっていた。しかし、實際問題として支給物資が不足していた場合などは沙彌尼さらには式叉尼へとそのしわ寄せがいったのではないかと考えられる。

甚だ斷片的に事例を取り上げたに過ぎず、地域的な特性も考慮に入れなければならないが、女性が出家得度する段階を検討する上で参考に供しうる部分もある。戒壇の設置などの問題と併せて、今後の課題としたい。

結びにかえて

以上、家とのつながり、及び具足戒への段階の二點から、敦煌文書の中の尼僧に關して取り上げてみた。佛教教團が肥大化し人口に占める僧尼の割合が非常に高い唐代末期の敦煌地域社會の特殊性もあるので、必ずしも當該時代における中國の尼僧教團全般に當てはまるものではない。但し、それぞれの課題について、今後展開しうる方向性に對する見通しを示しておきたい。

まず、尼僧と家の關係であるが、男性の僧侶よりも強い關係が見られることは確かである。一方、開元寺の石刻の例でも分かるように、敦煌以外の地域でも、女性に比べれば少ないとはいえ男性の僧侶と出家前の家とのつながりが窺われる例も存在する。在家時代における階層なども考慮した上で、検討をしていく必要がある。

次に沙彌尼から式叉尼を経て比丘尼へと到達する具足戒への過程の問題である

が、敦煌における沙彌尼や式叉尼が他地域と様相を異にする面もあるため、全容の解明は難しい。ただ、特に式叉尼に関しては史料自體が少ないため、律文献の詳細な検討や、他の時代との比較などを通して、敦煌文献を活用して考察していくことは可能であるかもしれない。

いずれにせよ、女性の出家や尼僧教團の實態に関しては不明の部分が多く、利用しうる史料を最大限に検討していく必要がある。本稿では敦煌文献を手がかりに断片的に問題を取り上げたに過ぎず、推測を重ねた部分もあるが、今後より多角的に検討し問題の解明に努めたい。

吐魯番出土的唐代唯識學文獻小考*

王 丁

一 引言

玄奘（600-664）從印度取經歸唐，創立了中國佛教的唯識法相宗。以都城長安為中心，唯識學在太宗、高宗世盛極一時。一般認為，唯識學在初唐盛行數十年後，不久即告中衰¹。相當多的著作在中土也久已失傳。早在奈良、平安時代，遣唐的日本留學僧就將唯識學傳到東瀛，基本文獻賴以流傳下來，同時，日本學僧也自製新疏²。近代中國居士楊文會（字仁山，1837-1911）求法海外，通過日本僧人南條文雄（1849-1927）收集中土佚失及難得的佛典，章疏類文獻是他購求的重點。其中的唯識學著作傳回中國后，在金陵刻經處刊版流通，為中國佛教接續唯識學脈暨近代的佛學復興作出了貢獻³。

可喜的是伴隨着近現代考古發現與對古代文獻的深入開掘，一些唯識學的珍貴典籍重見天日。這部分資料來源主要有四：敦煌文獻、房山石經、趙城金藏、應縣木塔遼代佛像裝藏文獻。對這四大資料群的研究表明，唯識學從初唐的興盛到衰落，

*本文寫作過程中，筆者得到高田時雄、吉田豐、船山徹教授的指教，梶浦晉先生提供了筆者聞見不及的許多珍貴資料，史睿、齋藤智寬、永田知之、馮培紅各位學兄也給予多方的支持，柏林勃蘭登堡科學院（Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften）和德國國家圖書館東方部（Orientabteilung, Staatsbibliothek zu Berlin, Preußischer Kulturbesitz）惠允公佈有關寫本，在此謹表誠摯的謝意。

本文使用簡稱如下：

《大谷集成》：小田義久『大谷文書集成』壹～叁，京都：法藏館 1985-2002。

《旅博選粹》：旅順博物館、龍谷大學『旅順博物館藏新疆出土漢文佛經選粹』，京都：法藏館 2006。

《吐魯番總目（日）》：陳國燦、劉安志編《吐魯番文書總目（日本收藏卷）》，武昌：武漢大學出版社 2005。

¹ 《中國大百科全書 中國歷史》，北京/上海：中國大百科全書出版社 1992，頁 1204-1205 “唯識宗”條（任繼愈撰）。

² 結城令聞『唯識學典籍志』，東京：大藏出版 1962，頁 442-547（日本著述）。

³ 參“清國楊文會請求南條文雄氏送致書目”，陳繼東《清末日本傳來佛教典籍考》，《原學》第五輯，1996，頁 304-335；「清末における唯識法相典籍の刊行について」『印度學佛教學研究』88（44-2），1996，頁 170-172。另參同氏專著『清末仏教の研究：楊文會を中心として』，東京：山喜房佛書林，2003。

實際上有一個過程。中原地區盛唐以後唯識學歸於沉寂，而至少在唐五代時期的河西地區、遼金時代的北方，唯識學仍有非常活躍的講習活動。從遺存文獻觀察，既有唐代唯識學文獻傳承到當時，新撰著作也有一定數量⁴。吐蕃統有河西時期，在唯識學的講習、著述上也留下了豐富的遺產⁵。遼宋南北對踞時期，宗尚窺基慈恩宗一系的唯識法相學在北方流行⁶。

慈恩宗是以唐初長安慈恩寺高僧窺基（632-682）為初祖的唯識法相學派。窺基是玄奘的門徒，受瑜伽唯識宗旨。《宋高僧傳》卷四本傳說“奘師為瑜伽唯識開創之祖，基乃守文述作之宗⁷。”師弟二人的突出貢獻之一，是他們在顯慶五年至龍朔三年（660-663）間奉敕在玉華宮翻譯《大般若經》的同時，由窺基筆受，參糅譯成《成唯識論》十卷，並完成《辨中邊論頌》一卷、《辨中邊論》三卷、《唯識二十論》一卷、《異部宗輪論》一卷、《阿毘達磨界身足論》三卷等根本經典的遶譯。玄奘寂後，窺基重返慈恩寺，專事著述，其主要著作有《成唯識論述記》十卷（另有二十卷和六十卷的說法，詳下文）、《唯識二十論述記》二卷、《成唯識論掌中樞要》四卷、《瑜伽師地論略纂》十六卷、《大乘阿毘達磨集論述記》十卷、《大乘法苑義林章》七卷、《因明大疏》三卷等，著論凡百部，因而有“百本疏主”之號⁸。

二 《成唯識論述記》版本大概

窺基的《成唯識論述記》（以下簡稱《述記》），其撰述應在他回到慈恩寺的659年至682年去世之間。《述記》祖述師說，對艱深難讀的《成唯識論》加以疏通闡釋，是對本論的權威解說，也是研習唯識學的首要文獻，因而相對於“本論”《成唯識論》有“本疏”的稱號。後世又產生了一系列對《述記》進行詮釋的復疏著作。天聖四年

⁴ 上山大峻「敦煌新出の唯識係論疏」『龍谷大學論集』1986，頁110-134；塚本善隆「佛教史料としての金刻大藏經 特に北宋釋教目錄と唐遼の法相宗關係章疏に就いて」『東方學報』京都7（1936），頁26-100。

⁵ 長尾雅人「西藏に残れる唯識學」『印度學佛教學研究』3(2-1)，1953，頁75-84；袴谷憲昭「敦煌出土チベット語唯識文獻」『講座敦煌6 敦煌胡語文獻』，東京：大東出版社1985，頁207-264；上山大峻「大蕃国大徳三藏法師法成の人と業績」『敦煌佛教の研究』，京都：法藏館1990，頁84-246；同氏「敦煌出土の異譯〈唯識二十頌〉、〈唯識三十頌〉— P.tib.125」『佛教學研究』43（1987），頁528-546。P.t.1261r 是一份漢藏佛教術語詞匯表，漢文部分摘自玄奘譯《瑜伽師地論》卷第十二至二十、三十一至三十四，相應的藏文部分則與今本《丹珠爾》不同，參見Li Fang-kuei, “A Sino-Tibetan glossary from Tun-huang”, *T'oung Pao* 49, 1962, pp. 233-356。高田時雄《敦煌發現の多種語言文獻》，《敦煌・民族・語言》，北京：中華書局2005，頁15注13。

⁶ 竺沙雅章「宋元時代の慈恩宗」『南都仏教』50（1983），頁45-60，又見同氏著『宋元佛教文化史研究』，東京：汲古書院2000，頁3-12。

⁷ 大正藏50冊，2061號，726b。

⁸ 同上注。

(1026)，宋仁宗命將窺基的經論章疏共四十三卷“編聯入藏”⁹，給予當時流行中國北方的慈恩宗的祖師著作以經典的地位。熙寧、元豐年間，日本沙門成尋來宋巡禮天臺山、五臺山勝跡，留下行記，其中熙寧六年（1072）二月廿八日條提及¹⁰：

地北多學慈恩宗，予學《玄贊》，由被告示。小僧問《攝釋》、《鏡水抄》有無，答無由。給以契丹僧作註明抄，釋《玄贊》書也者。

“地北”指遼國。外國求法僧對位於遼的疆域之內的中國北方宗尚窺基法相學的這一觀察，得到應縣木塔遼代裝藏文獻的充分證實，在此發現了《成唯識論》以及詮曉（明）的《成唯識論述記應新抄科文》、《上生經疏科文》、《法華經玄贊會古通今新抄》等成組著作¹¹。近代中國西北多處地方發現古代印本佛經，契丹藏的形態已經初步弄清，我們十分期待能找到《述記》的契丹藏殘片。高麗沙門義天在元豐末元祐初（1085-1086）入宋求法，尚見及“成唯識論述記二十卷（或十卷），窺基述”¹²。現存最早的《述記》刻本是山西趙城廣勝寺的金藏十卷本，三、五、六卷佚失，今存七卷，即第一（首殘，序不存）、二、四（首尾不全）、七、八、九、十卷¹³。以上事實說明，至遲到金藏刊刻的十二世紀時，《述記》在中國仍有流通。大正藏本刊行在趙城金藏發現、公刊之前，採用的是日本春日版，參校以其他日本古寫本、印本數種。

三 吐魯番本《成唯識論述記》

寫本方面，敦煌文獻中已有《成唯識論》寫本殘卷發現¹⁴，如英藏 S2530（卷第三），北 8631（文 029，卷第九）¹⁵、S7766（卷第七）¹⁶，日本三井文庫藏有卷第七的精抄本一件（025-014-020）¹⁷。《成唯識論》的注釋書也有一些線索，但不易確定，在此姑不置論¹⁸。作為重要的唯識學根本著作，《述記》久已為佛教學界所期待，但是

⁹ 《景祐新修法寶錄》卷第十七第七張，《影印宋藏遺珍》第十二函。

¹⁰ 『參天台五臺山記』卷第六，東洋文庫影印東福寺本（東洋文庫叢刊之七），無頁碼。『大日本佛教全書』卷 115，頁 128。

¹¹ 竺沙雅章「宋元時代の慈恩宗」『宋元佛教文化史研究』，頁 5-7。

¹² 《新編諸宗教藏總錄》卷第三《海東有本見行錄》，大正藏 55 冊，2184 號，1175b。

¹³ 《宋藏遺珍》中集第一函《成唯識論述記》，民國二十四年上海影印宋版藏經會、北平三時學會用趙城廣勝寺藏金刻藏經本景印。《中華大藏經》第 99 冊影印，闕卷闕文已補足，非原貌。

¹⁴ 上山大峻「敦煌新出の唯識系論疏」提到有兩種，但未指出具體所在。

¹⁵ 以上據敦煌研究院《敦煌遺書總目索引新編》，北京：中華書局 2000。該目頁 130 著錄 S4244 為“成唯識論疏釋”，而索引部分頁 49 著錄此件為《成唯識論》，孰是孰非，俟考，在此暫不歸入《成唯識論》。

¹⁶ 方廣錫《英國圖書館藏敦煌遺書目錄 斯 6981～斯 8400 號》，北京：宗教文化出版社 2000，頁 212。

¹⁷ 存 16 紙，卷首闕數紙，著錄于『敦煌寫本の書誌に関する調査研究—三井文庫所藏本を中心として—』（研究代表者：赤尾榮慶），頁 30，圖版 4，赤尾氏推定為八世紀初寫本。

¹⁸ 《敦煌遺書總目索引新編》頁 19，S567 “成唯識論釋（擬）”。

在敦煌文獻中迄未發現¹⁹。近年研究有所進展，吐魯番文獻中現已檢出寫本《述記》殘片六件。京都龍谷大學大宮圖書館收藏兩件：

- a. 大谷文書 3232, 《述記》卷第三末殘片²⁰。
- b. 大谷文書 4099, 《述記》卷第六末殘片²¹。

旅順博物館所藏舊大谷文書中，有四件《述記》殘片²²：

- c. LM20_1451_29_01, 《述記》卷第三殘片。
- d. LM20_1451_29_06, 《述記》卷第三殘片。
- e. LM20_1451_34_06, 《述記》卷第六殘片。
- f. LM20_1451_34_03, 《述記》卷第六殘片。

與大正藏本互校，全部六件的文字均有異文。a、b兩寫本，《大谷文書集成》沒有收錄圖版，學者的上述比定完全依靠該書的錄文。因兩處都涉及《述記》卷三、卷六，是否出於偶然，抑或大谷殘片與旅順殘片相關，尚需就寫本原件確認。

從紙張、書法的相近程度看，c、d為一組，e、f為一組，兩者分別屬於同卷寫本，現已綴合復原，請參看本文附錄一。

所有以上六件殘片的出土地不明。根據大谷探險隊的活動範圍，大谷文書原則上分為敦煌遺書、新疆吐魯番與庫車等地寺院遺址及墓葬收藏品兩大部分，基於這六件寫本都是尺寸較小的殘片這一事實，似可初步推測其來源是吐魯番等地的西域古代佛寺遺址。整理者將c、d定為C2型，即初唐至中唐時期寫本，e、f定為C3型，即唐至高昌回鶻時期寫本²³。有關寫本年代學的這一推測，實際上預設了一個前提：旅博的這四件殘片所在的《述記》抄寫於西州。對此點能否肯定，關係到唯識法相學從中原向西域流傳的史實。此點下文還要討論。

本稿提出討論的一組新發現的漢文佛教唯識學寫本，共五件，由上世紀初西域探險家獲得，今分藏德、俄兩國，其中柏林勃蘭登堡科學院藏四件，聖彼德堡東方學研究所藏一件。柏林的殘片早期在作初步分類登錄之時，由整理者判定為漢文、回鶻文雙面寫本，編為Ch/U6343r, Ch/U6878v, Ch/U7083v, Ch/U7313r 四號²⁴。

¹⁹ 上山大峻「敦煌新出の唯識系論疏」，頁118。有關俄藏、法藏敦煌文獻，參見『大正藏敦煌出土佛典對照目錄』第2版，東京國際佛教學大學院大學附屬圖書館編輯出版，頁107, No.1830“成唯識論述記”條。

²⁰ 劉安志、石墨林《〈大谷文書集成〉佛教資料考辨》，《魏晉南北朝隋唐史資料》第二十輯，2003，頁266。《吐魯番總目（日）》頁152，“《成唯實論述記》卷第三（？）殘片”，“實”字誤植。標間號，大約是因為文字未能完全與今本勘合而存疑。

²¹ 上揭劉安志、石墨林文，同頁。《吐魯番總目（日）》，頁234。

²² 《旅博選粹》，圖版頁150。

²³ 《旅博選粹》，頁230。

²⁴ 學界一般認為，吐魯番存在大量漢文、非漢語文字雙面書寫的寫本，漢文面時間在前，背面被用來作二次使用，其歷史背景是中唐以後西北地方胡人缺少書寫紙張。柏林整理者將Ch/U6878、Ch/U7083

近年從事粟特語文書編目的德國女學者芮柯 (Christiane Reck) 博士發現，所謂的回鶻文一面事實上是粟特文字記錄的粟特語，從字跡看，全部四件殘片出自同一書手，內容也相關。芮柯博士希望筆者對漢文一面的內容及四件殘片的關聯性作一鑒定。寫本因係草體，較難辨識，在迄今刊行流通的柏林藏吐魯番漢文文書的注記目錄中，這四件寫本均付闕如²⁵。2006年9月24日，筆者將初步的釋讀比定結果在京大人文研西陲班作了介紹。稍後，曾蒞臨該會的吉田豐教授相告，現藏聖彼德堡的雙面寫本小殘片 Dx 12848R²⁶與柏林殘片相關，背面的粟特文應該也屬於同組寫本。經釋讀，該件正面的漢文草體寫本確係柏林同組《述記》片段，位置處在四件柏林殘片之前，字出於同一個書手，可以確定原為同卷。由此可知，聖彼得堡所藏的這一件所謂敦煌文書，實際是鄂登堡 (Sergei Oldenburg) 得自吐魯番。

有關四件柏林寫本的出土地點，德國吐魯番探險收集品的原始編號是唯一的依據：Ch/U6343 = T II Y 18 (玻璃夾板貼紙簽 T II Y 18/3, 為晚期附加), Ch/U7313 = T II Y 17, Ch/U7083 = T II Y 18。三件文書的原出土登錄號都是 T II Y, 也就是說，為第二次到吐魯番探險時 (1904年至1905年)，勒柯克 (Albert von Le Coq) 在吐魯番西邊交河故城地區。第四件：Ch/U6878 = T II D 85, D代表Dakianus-shahri, 即高昌故城。

如果顯係同組文書殘片之間出現這種登錄號的歧異，柏林吐魯番文書的研究者通常傾向於相信多數。四件《述記》殘片的來源記錄現在是三對一的比例，所以有理由把 T II D 85 校改為 T II Y 85。但是，應予留意的是所有四件文書的原始號，都是用紫色戳記 (T II Y, T II D)、鉛筆 (序號) 直接著錄在文書之上，而這種文書上的登錄號，一般是早期整理者根據在當地的發掘或收集記錄作的標誌，應予充分尊重。這個歧異究竟是登錄訛誤，還是出土情形如此，或許將來有可能通過其他旁證材料得到澄清。

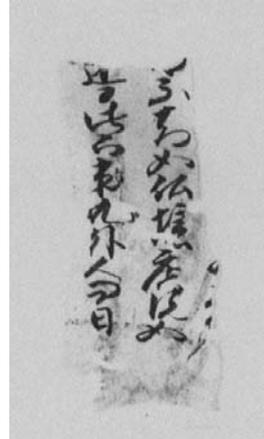


圖 1: Dx 12848R

兩件的漢文面標為背面 (v), 應視為正面 (r)。

²⁵G.Schmitt–Th.Thilo–Inokuchi Taijun, *Katalog chinesischer buddhistischer Textfragmente I*, Berlin: Akademie Verlag 1975; Th. Thilo, *Katalog chinesischer buddhistischer Textfragmente II*, Berlin: Akademie Verlag 1985; K. Kudara (comp.), *Chinese Buddhist texts from the Berlin Turfan collection*, vol.3, ed. by T. Hasuike & M. Mitani, Stuttgart: Franz Steiner Verlag 2005. 百濟康義 (責任編集) 『ペルリン所蔵東トルキスタン出土漢文文献総目録 (試行本)』, 龍谷大學佛教文化研究所西域研究会 2000。

²⁶《俄藏敦煌文獻》第 16 卷, 頁 179。

本組文書粟特文一面²⁷，經芮柯、吉田兩位伊朗語專家努力，釋讀已有眉目，具體成果可望不久即將公佈。

這五件漢文寫本是唐代高僧窺基撰《成唯識論述記》卷第七中的片段，下文簡稱“吐魯番本《述記》”。全部五件文書為墨書紙質寫本，有烏絲欄，羣筆書寫（詳下節），章草體，字大小不均勻。各行字數差異較大，從構擬的復原文本（五件殘片的複合錄文見附錄二）看，滿行字數平均在26~29字之間，字數較少為行22字左右。未知是否因筆劃多寡不同，各字大小因而有異，還是由於吐魯番本《述記》殘失的部分與傳本有異所致。傳本存在脫文的可能性也不能排除。另外，原寫本有段落間留空的地方（“論”、“述”之前），無法準確復原。這些都是導致行字數差別懸殊的原因。

Ch/U7083v、Ch/U6343r兩殘片可綴合，構成原卷的上半部，Ch/U7313r大致在Ch/U6343r正下方，但不能直接綴聯。

比定的依據是大正藏本，排列順序亦一依此本。《述記》趙城金藏本第七卷完整無損，千字文“藝”字號，共七十板，與吐魯番寫本相關的段落已查出，在此範圍內，大正藏與金藏兩本的相應部分文字無異。以下先給出錄文，錄文一依寫本原行款，不施標點。錄文補足的文字，均據大正藏本。與大正藏相異的文字，在校記中予以說明。錄文方式說明如下：

[表示其右方文字在吐魯番殘片中闕失。

] 表示左方闕文。

= 表示重文。

黑體字 表示見於殘片的文字。

校記 標出寫本與大正藏本相異的文字。寫本中採用“亻”及“摠”、“无”、“学”等異體或簡體寫法，逕錄不作改動。補足的文字部分仿此。

g. 俄藏 Dx 12848R (圖 1)

大正藏對應位置：T.1830, vol.43, 494a14-a19。

(前闕)

1 二十頌云他心智云何知境不如實如知自心智] **不知如佛境廣說如**

2 彼抄解下異境非唯難論既有異境何名唯識 述] **曰此下第九外人問曰**

(後闕)

h. 柏林藏 Ch/U6878v (卷末彩圖 2-1)

大正藏對應位置：T.1830, vol.43, 494a29- b12。

(前闕)

²⁷吉田豐、茨默(Peter Zieme)教授見告，粟特語文字之後尚有兩行回鶻語文字。

- 1 等取色心] 等別=法 [无佛故誰爲我說无眾生故佛爲誰說无涅槃菩提
- 2 果故有] 何法无法故我何所求 [或无行修何法无涅槃等何所求故唯識
- 3 言有深] 意=趣=如何 論識言摠顯一切 [有情各有八識六位心所所變相
- 4 見分] 位差別及彼空理所顯真如 述 [曰此釋深意一切有情各各有八識]
- 5 遍行等六位心所各=自體分及此所變相 [見二分及色心分位二十四不]
- 6 相應等及彼二无我空理所顯真如以空理 [爲門顯真如也空性即]
- 7 是二无我理由此理故便顯真如 [論識自相故識相應故二所變]
- 8 故三分位故曰實性故如是諸法皆不 [離識總立識名 述曰]
- 9 識自 [體] 者識自相故許心所者識相 [應法故許見

(後闕)

校記：

行 3~4 “論識言摠顯一切 [有情各有八識六位心所所變相見分] 位差別及彼空理所顯真如”，大正藏本作“論識言總顯至所顯真如”。《成唯識論》卷第七（大正藏 31 冊，39c）相應部分爲“識言總顯一切有情各有八識六位心所所變相見分位差別及彼空理所顯真如”，與吐魯番本《述記》存文一致，闕文字數亦相當。由此可知，今本《述記》“識言總顯至所顯真如”，是用首四字和末四字櫟括全句，不如柏林藏吐魯番本引錄《成唯識論》經文之完整。說詳下文。職是之故，本文對闕文的復原，雖以今本爲底本，但逢“論 xxxx 至 xxxx”等處，則補足今本省略的《成唯識論》語句原文。

行 8 曰，大正藏本作四，是。“四實性”爲唯識術語。

i. 柏林藏 Ch/U7313r（卷末彩圖 2-2）

大正藏對應位置：T.1830, vol.43, 494c26-495a13。

(前闕)

- 1 熟二因習氣攝諸種盡彼間等流即此等流種生現] 行非土用果彼卷下
- 2 [但言如小乘俱有因得土用果不言即是俱有因然] 顯揚十八破俱有曰是
- 3 [因緣故今但是因緣生起因等攝得等流果此據法] 體彼舉譬喻亦
- 4 [不相違又互爲果名俱有因種現即非若與俱有] 法爲因亦通无妨
- 5 [如攝論說即義說二因若別解者唯前後種相望] 是等流望現行即
- 6 [土用或增上果中攝言異熟者即善惡種望諸] 現種異=熟=生无
- 7 [記法前生等流果種但各自性即通三性漏無漏] 因緣種此異熟果
- 8 [因但是善惡有漏增上緣種然約第一解等流] 即此二種攝一切種子
- 9 [盡下土用等隨義於上別立以俱有爲果故若約後] 解等流謂作意種子

10 [望心等法是土用因作動心等生故若約前解等] **流即等流種等生** [現
(後闕)]

校記：

行6 寫本“異熟”字下各有一重文號，則該句當讀“現種異熟異熟生無”。
大正藏本脫。

j. 柏林藏 Ch/U6343r (卷末彩圖 2-3)

大正藏對應位置：T.1830, vol.43, 495a1-495a13。

(前闕)

- 1 相違又互爲果] **名俱有** [因種現即非若與俱有法爲因亦
- 2 通無妨] **因若別** [解者唯前後種相望是等流望現行即土用或增
- 3 上果中攝言] **異熟者** [即善惡種望諸現種異熟生無記法前生
- 4 等流果種] **但各自** [性即通三性漏無漏因緣種此異熟果因但是
- 5 善惡有] **漏增上緣種** [然約第一解等流即此二種攝一切種子盡下
- 6 土用] **等隨義於上別立以** [俱有爲果故若約後解等流謂作意種子望心
- 7 等] **法是土用因作** [動心等生故若約前解等流即等流種等生現行法已
- 8 令] **土用得土用** [果此種遠望土夫所作名生土用果增上果亦有二若前
(後闕)]

校記：

行8 “土用得土用”，大正藏本作“土夫得土用”，是。

k. 柏林藏 Ch/U7083v (卷末彩圖 2-4)

大正藏對應位置：T.1830, vol.43, 495a13-a20。

(前闕)

- 1 **行法已令士** [夫得土用果此種遠望土夫所作名生土用果增上果亦有二
- 2 若前] **解等流即除前三** [果外皆增上果若後解等流種生現行等亦名增上果]
- 3 **此果稍竟不能繁述** [且依一法說者如名言種望第八現及自類種是同]
- 4 **類因善惡業望** [此現種是異熟因作意種子驚覺起故望此種]
- 5 **現** [(後闕)]

吐魯番本《述記》的這五件殘片中，有四件文字與傳本基本一致，存在的個別異文，對文義不構成根本性的影響。唯有 h (Ch/U6878v) 文字與傳本有兩個句子的出入。前一個區別牽涉到帶有根本性的問題：在解說《成唯識論》本文時，今本不全文引足語句，僅撮舉所釋語句的首尾幾個字，其方式又復不同。在此僅舉今本《述記》卷七中的三例：

(i) 《述記》卷第七 (T1830, vol.43, 494b11) “論 識自相故 至 總立識名”，《成唯識論》

卷第七對應部分 (T1585, vol.31, 39c24) 作“識自相故 識相應故二所變故三分位故四實性故如是諸法皆不離識 總立識名”。可見今本摘取所釋本論段落的首四字與末四字，當中其他字均略去。這是今本《述記》的一般節略方式。

(ii) 《述記》卷第七 (T1830, vol.43, 494c7) “論頌曰 至 彼彼分別生”，《成唯識論》對應部分 (T1585, vol.31, 39c29-40a1) 作“頌曰 由一切種識如是如是變以展轉力故 彼彼分別生。”今本摘取所釋段落的起頭兩個字和偈頌的最後一句，因注釋對象是韻文，為不破句而作此變通。

(iii) 《述記》卷第七 (T1830, vol.43, 494c12) “論曰 至 功能差別”，《成唯識論》對應部分 (T1585, vol.31, 40a4) 作“論曰 一切種識謂本識中能生自果 功能差別”。段首“論曰”作一讀，故僅引二字，也是為不破句之故。

以上是今本《述記》簡約引文的體例。佛教章疏例有此體，如窺基《法華玄贊》、文軌《廣百論疏》等均如是，此不贅。

由此可見，吐魯番本《述記》是全本，論、疏集於一本。傳世本的《述記》為節本，最大限度地省略本論引文的部分，可以說是一種單疏本，使用時應兩本俱備，方明疏釋的原委。既然傳世本對本論文字有節略，而尚能有十卷的篇幅，則吐魯番本的篇幅應該長於此數。後世經錄如《義天錄》等所說的二十卷本《述記》，是否指這種篇幅較長因而卷帙增加的全本，還是僅是篇幅相若而分卷不同的單疏本，尚待更多同類材料佐證。換言之，經錄中《述記》十卷、二十卷之別，或即單疏的簡本與論疏俱全的全本之別。惜乎吐魯番本《述記》過殘，斷片沒有保留卷首尾標題部分，目前姑設此一假說，以待確證。

四 寫本的書寫地與時代線索

前面提到，這五件《述記》寫本有一點特異之處，即跟通常古代漢文毛筆寫本不同，它們是用葦管制作的筆書寫的。這可以從筆劃的畸粗畸細、起筆尖銳、折劃強直等特徵看出。書手應是一位嫻於筆墨的僧人，即使書寫工具性能上與毛筆區別很大，仍然寫出毛筆章草的筆意，實在難能可貴。

葦筆實物在吐魯番唐代墓葬中有發現，殘長 10.6 公分，筆由葦管削制而成，筆尖用刀削出，出土時筆尖端和筆管上部已殘，筆尖原來的形狀已不得其詳，筆鋒上部用麻布帶裹束，考古學家認為是執筆處²⁸。斯坦因曾在南疆米蘭遺址掘得兩枝葦筆

²⁸ 《新疆出土文物》，北京：文物出版社 1975，圖版一八四。——借此機會，筆者願意對舊稿“Ch3586 – ein khitanisches Textfragment mit uighurischen Glossen in der Berliner Turfansammlung”. In: *Turfan Revisited. The First Century of Research into the Arts and Cultures of the Silk Road*, Berlin 2004, pp.371-379 作一點補充：現在看來，柏林藏回鶻文注音契丹大字殘片 Ch3586 係用葦筆書寫。西遼時期，隨扈居停薩馬爾干的耶律楚材作《西域河中十詠》，其七有“麻牋聊寫字，葦筆亦

(reed pen)²⁹。從這一細節似可推論，這組草筆書寫的《述記》是在吐魯番或西域某地、而非中原寫成的。西域、敦煌的漢文書寫例用毛筆。隨着中原政權八世紀後半葉逐漸退出西域與河西地區，造成紙張、筆墨的緊缺。在當地的漢胡遺書中，書寫文化方面遂表現出書寫工具的胡化現象，就筆而言，吐蕃、回鶻人習慣上使用木筆、草筆等削制筆。頻仍的戰事，造成中原物資供應斷絕。時局不靖，貿易也必將受阻。這也會影響到留住當地的漢人，迫使他們儘量就地取材，接受當地的生活方式。

西域漢人書寫文字，使用本地筆墨，便是本文討論的《述記》抄寫的時代背景。換言之，吐魯番本《述記》的抄寫年代，當於八世紀末起吐蕃人席卷天山東部、至九世紀中葉由回鶻人代之而起、建立回鶻高昌王國之初的這段時間內求之，即八世紀末至九世紀。文獻表明，在此前後，西域多處綠洲城邑似乎存在着經河西走廊傳來的中原唯識法相之學的蹤跡。

五 唯識學流傳西域的蹤跡

因為缺乏教史與傳記記載，唐初玄奘在中土建立的唯識法相學說是否流傳到西域，是一個很難回答的問題。就目前掌握的材料看，對這個問題應可作出肯定的回答。下面試作論述。唯識法相學與西域的因緣，有如下四端：

甲、高昌僧人玄覺

長安法相宗有可能與數千里之外的高昌發生關聯，時代最早的關鍵人物應是玄覺。《宋高僧傳 唐玉華寺玄覺傳》³⁰記載：

釋玄覺，高昌國人也，西土種姓未得聞焉。學慕大乘，從玄奘三藏研覈經論，亦於玉華宮參預翻譯。及《大般若經》向就，同請翻《寶積經》。奘辭憊然。覺因夢一浮圖，莊嚴高大，忽然摧倒。遂驚起告奘。奘曰：“非汝身事，此吾滅之徵耳。”覺暗悲安做，勸諸法侶競求醫藥。覺後莫測終焉。

玄覺既為著籍高昌的中亞外族，這一事實令人自然想到，他有可能是由高昌國王麴文泰度與玄奘的四個高昌年青沙彌之一³¹。跟隨法師周遊五天竺歸唐後，玄覺在長安參與譯場。《慈恩傳》卷十提及“弟子高昌僧玄覺”一次³²，時為麟德元年（664），玄

供吟”之句，見謝方點校本《湛然居士文集》卷六，北京：中華書局 1986，頁 115。當時在西域本地無毛筆，尋常書寫工具是草筆，耶律楚材逐漸熟悉，故有此詩句。Ch3586 與西遼的中亞經營的可能關聯，因契丹人接受當地的書寫習慣而得到一個有力的支持。

²⁹ A. Stein, *Serindia*, Oxford 1921 I, pp.482, 484, 圖版見 IV Pl. L (M. I. xIii. 003)。

³⁰ 大正藏 50 冊，2061 號，716c。

³¹ 《慈恩傳》卷一：“為法師度四沙彌以充給侍”，桑山正進、高田時雄編『西域行記索引叢刊 II 大唐大慈恩寺三藏法師傳』，京都：松香堂 2000，《大唐大慈恩寺三藏法師傳本文》008-10。

³² 同上注《大唐大慈恩寺三藏法師傳本文》083-16。

覺是啟請三藏法師翻譯《大寶積經》的諸翻經大德之一，玄奘以力衰辭之。玄奘示疾之前，玄覺先有夢兆。病中，玄覺敦勸同儕多方求藥。師弟情深，躍然紙上。從高昌國晚期約 627-628 年跟隨玄奘起，到此時，凡三十餘年，在三藏法師門弟子中，玄覺應是跟隨服侍玄奘時間最長的一位，還是在玄奘留學五天竺，逐漸形成其佛學觀的時候，玄覺已經時時在側。他雖然沒有留下著作，但因得問請益機會多，數十年耳濡目染，也應有相當造詣。玄奘去世，如果玄覺回到此時已納入大唐版圖、易名西州的故鄉，當大有作為，對西域的佛教事業產生相當的影響。書闕有間，對此我們不得而知。從目前掌握的吐魯番出土的法相宗著作殘片來看，有可能屬於七世紀的唐代寫本，尚相當難於甄別。

唐代西州時期的吐魯番有一座玄覺寺，見於三組共四件文書：《唐咸亨三年（672）新婦為阿公錄在生功德疏》（64TAM29：44）行 20、82，《唐景龍四年（710）卜天壽抄〈十二月新三臺詞〉及諸五言詩》（67TAM363：8-2（a））行 18，《唐開元四年（716）玄覺寺婢三勝除附牒》（72TAM188：58/1）行 7；同文書（72TAM188：57）行 1³³。據最後一件牒文，玄覺寺應在安西坊，因文書殘斷嚴重，已無法究明具體所在³⁴。這座佛寺接受阿公捐施，並擁有奴婢。從文書的 672-716 年這個時間段來看，正當玄奘去世（664）之後玄覺漸入晚年以及去世後的一段時間。玄覺寺這樣的寺名很不常見。寺名與本地出身的高僧玄覺相同，是否暗示兩者之間具有某種關聯，該寺即使不必是玄覺本人主持，也可能是故鄉僧俗仰慕道風而建立的一座紀念性寺院？雖可以作此猜測，還需要更多資料的佐證，目前不能就此推斷玄覺晚年回鄉。

乙、北庭的唯識學

北庭（今新疆吉木薩爾縣以北）在唐代前期是都督府所在地，貞元六年（790）被吐蕃攻陷，未久恢復，最終落入回鶻之手，成為西州回鶻王國的轄地。有清楚的跡象表明，在八世紀末到九世紀初這一動盪不安的時期，北庭節度使府曾致力於佛法的弘揚。

其一是貞元八年（792）禪宗《神會語錄》的校勘。據題記，負責勘經的是沙門寶珍與判官趙秀琳，主使者是某位“張大夫”，應該是以御史大夫兼節度使留後或節度使的某位張姓高官。此時北庭都督府似有短暫的恢復³⁵。

其二，《佛說十地經》九卷在北庭龍興寺漢譯。貞元五年（789）悟空由中天竺國帶回該經的梵本，到達北庭後，節度使楊襲古“與龍興寺僧，請于闐國三藏沙門尸羅達摩譯十地經。三藏讀梵文并譯語，沙門大震筆授，沙門法超潤文，沙門善信證

³³ 《吐魯番出土文書》圖版錄文本，北京：文物出版社 1996，第三冊，頁 334-340；頁 582-583；第四冊，頁 35；頁 34。

³⁴ 張廣達《唐滅高昌國後的西州形勢》，《西域史地叢稿初編》，上海古籍出版社 1995，頁 132。

³⁵ 榮新江，《唐代禪宗的西域流傳》『田中良昭博士古稀紀念論集 禪宗研究の諸相』，東京：大東出版社 2003，頁 62-63。

義，沙門法界證梵文并譯語。”同年悟空攜該經與其他西域新譯佛書，“與本道奏事官節度押衙牛昕、安西道奏事官程鏗等，隨使（引者案：即四鎮北庭宣慰使中使段明秀）入朝。當爲沙河不通取迴鶻路。又爲單于不信佛法，所齎梵夾不敢持來，留在北庭龍興寺藏，所譯漢本隨使入都。六年二月來到上京³⁶。”貞元十五年（799）十月二十三日奉德宗勅，編入《貞元新定釋教目錄》³⁷。該經原有六譯，譯場均在中原諸京城大邑。北庭譯本爲第七譯，也是最後一個譯本。悟空于天寶十載（751）奉使闕賓，在印度出家，近四十年後歸唐，所攜這部大乘經典由西域官寺譯畢進呈京師，實爲西域佛教界對中原業已消歇的唯識法相宗的一項重要貢獻。

其三，北庭的唯識學存在的又一個證據是僧人義琳。敦煌藏經洞所出P2401，是道宣撰《四分律刪繁補闕行事鈔》，題記表明，這是義琳寫于唐西州南平城城西裴家塔的抄本，尾題時間是廣德貳年（764）七月四日³⁸。同名的僧人又見於道忞集《御注金剛般若經疏宣演》卷下（P2132）題記，其時爲建中四年（783）正月廿日。兩件寫本都著明年月，時間前後相隔十九年，同一件《宣演》寫本下有朱筆補記：“貞元十九年（803）年聽得一遍。又至癸未年（803）十二月一日，聽第二遍訖。庚申年（810）十月廿八日，聽第三遍了。義琳聽常大德法師說。”從寫錄到第三遍聽講題記歷時二十七年，距764年相隔四十六年。據饒宗頤先生觀察，義琳的《四分律刪繁補闕行事鈔》寫本手跡，與《宣演》卷下（P2132）正文部分的書法非出一手，題記部分則應是義琳親筆³⁹。這兩處的義琳如果是同一個人的話，那麼他是從吐魯番東來瓜沙、僧臘頗長的一位高僧。從義琳的題記看，《宣演》曾在敦煌多次開講，吐蕃據敦時期依然不輟。敦煌至遲從曇曠講學開始到法成，百餘年之間已成爲當時河西地區唯識學的中心，西州僧徒爲此前來，隨高僧聽講，實屬意中之事。

丙、吐魯番出土的漢文唯識著作

吐魯番出土的唯識學典籍遺存頗具規模，論疏著作之豐富，尤其顯示出當地中古佛教的義學追求⁴⁰。雖然各國的西域探險收集品研究仍在進行之中，據現有的成果，漢文部分已可舉出如下各例⁴¹：

³⁶ 《悟空入竺記》，大正藏 51 冊，2089 號，980c28-981a10。

³⁷ 《貞元新定釋教目錄》卷第十七，大正藏 55 冊，2157 號，0896b23-c9。

³⁸ 大正藏 40 冊，1804 號，頁 129-156。

³⁹ 見《敦煌學 法京所藏敦煌群書及其書法研究》，《饒宗頤二十世紀學術文集》，台北：新文豐 2003，卷八，第十一冊，頁 561-562。

⁴⁰ 僅根據兩種柏林漢文佛教寫本的目錄，難免作出片面的結論：“至今我們沒有發現一部吐魯番當地僧人撰寫的佛典注疏或佛教理論著作，說明當地的義學水平不會很高。”見方廣錫《吐魯番出土漢文佛典述略》，《敦煌學佛教學論叢》（下），香港：中國佛教文化出版有限公司 1999，頁 330。

⁴¹ 本節有關大谷文書各件，據《吐魯番總目（日）》以及劉安志、石墨林《〈大谷文書集成〉佛教資料考辨》，《魏晉南北朝隋唐史資料》第二十輯，2003，頁 214-283 有關各條。旅博文書，據《旅博選粹》。柏林寫本係筆者比定。《吐魯番總目（日）》頁 154：“與《瑜伽師地論》同文。”

1. 《成唯識論》

已見上文第三節。

2. 《辨中邊論》系統

2.1 大谷 4774+4735, 卷上。2.2 大谷 3885, 卷上(?)。2.3 大谷 4739, 存 7 行, 其中行 4~7 見於《辨中邊論》卷上。2.4 大谷 3251, 卷上(?)。有可能也是《辨中邊論》卷上的殘片。

案：上述大谷文書的佛教寫本，沒有全部公佈圖版，目錄編纂者的比定依據是《大谷集成》提供的錄文，所以著錄時每每存疑。寫本文字與大正藏本的經文存在異同，有可能表明寫本是失傳的論疏著作，如大谷 4739 有可能是失傳的論疏。大谷 3251 殘片同時包含《解深密經》(行 1~11)、《辨中邊論》(行 14~17) 兩種唯識著作的文字，這種情形暗示原寫本有可能是學僧的合抄本或注疏。如此等等，有待於深入研究。

3. 《解深密經》系統

3.1 大谷 3240~44, 卷四, 草體, 可能是該經的某種注釋書殘片。3.2 大谷 3250, 卷四, 草體, 與大谷 3240~44 同一書手。

4. 《法華玄贊》系統

4.1 大谷 3293v, 卷第一。4.2 大谷 4066, 卷第一。據『大谷集成』貳, 頁 196 說明, 此件有朱點, 應係研習所用。4.3 Ch1215v⁴²。4.4 出口常順藏品, 原出吐魯番, 『高昌殘影』327 號題為“法華玄贊疏”殘片, 《叢錄》頁 196 圖版、錄文, 頁 217-218 解題。這是一件木筆楷體墨書寫本, 內容不見於傳世佛藏, 語句糅合外典, 核心部分仍以疏釋窺基《妙法蓮華經玄贊》為宗旨。寫本年代整理者定為回鶻期。

5. 《大乘入道次第》系統

5.1 旅博 LM20_1451_30_05。《旅博選粹》頁 181, 淡墨行楷, 定為 D 回鶻期寫本, 偏晚。5.2 大谷 4244。5.3 大谷 4255。5.4 大谷 4976 + 5099 + 5056, 據圖版綴合, 復原錄文見劉、石文頁 268。

6. 《瑜伽師地論》系統

6.1 大谷 3812, 卷第六十九。6.2 大谷 3997, 卷第四十七, 因『大谷集成』貳頁 184 錄文有異文, 《吐魯番總目(日)》存疑。

7. 《御注金剛般若經疏宣演》

7.1 大谷 3230 卷下。7.2 3237 卷下, 據『大谷集成』貳圖版 68, 《吐魯番總目(日)》頁 152, 判斷此件與以下諸殘片書法相同。7.3 大谷 3253, 7.4 大谷 3257, 7.5 大谷 3258, 7.6 大谷 3259, 7.7 大谷 3260, 7.8 大谷 3262, 7.9 大谷 3263, 7.10 大谷 3264, 7.11 大谷 3267, 7.12 大谷 3270, 俱為《宣演》卷下殘片。7.12 旅博 LM20_1451_28_01, 《旅博選粹》頁 181,

⁴²Schmitt-Thilo-Inokuchi, *Katalog I*, 頁 181。

卷下。7.13 旅博 20.1480 之四，卷下⁴³。7.14 Ch/U6597r+Ch/U6244r，卷上，行楷精抄，兩殘片可綴合，計存 19 行，對應于大正藏 85 冊，2733 號，10b26~10c22，與大正藏本（以 P2173 爲底本）相校，頗多異文，此不贅。

8. 《大乘百法明門論開宗義記》

8.1 旅博 LM20_1493_05_01。8.2 旅博 LM20_1464_08_17。8.3 旅博 LM20_1497_24_02。8.4 旅博 LM20_1458_04_10。以上四件均爲行書，整理者頁 234 定爲 D 回鶻期寫本，可從。

9. 《大乘百法明門論開宗義決》

9.1 旅博 LM20_1455_06_07 木筆(?)行書，整理者頁 234 定爲 D 回鶻期寫本，可從。

本文討論的新發現的五件寫本雖可確信出自吐魯番，但因沒有題記等明確文字與考古學的證據，無法得知它們是否也在當地傳寫。尤其是背面被用來書寫粟特文、回鶻文文字這一事實暗示，它們是被作爲舊紙來使用的。吐魯番出土文書表明，高昌回鶻以及蒙元時期的吐魯番盆地紙張匱乏，書寫使用漢文故紙的例子非常普遍。所以，就五件《述記》殘片本身而言，目前還不能對書寫地點這一問題作出肯定的回答，甚至不能確知，如果它們是從別處（比如敦煌）帶往吐魯番盆地，是否祇是被用作故紙。不過，上述大谷探險隊的發現品諸件有一個共同之處，即都是單語寫本，而且大多數是單面書寫，這就是說，這些寫本當初在吐魯番是作爲佛典誦讀學習的。大谷 4066《法華玄贊》的朱墨點讀痕跡，更是學僧實際讀本的直接證據。因此，基於同屬唯識宗這一內容上的關聯性，柏林和聖彼得堡的《述記》應可同樣視爲吐魯番古代寺院本藏的組成部分。

丁、吐魯番出土的回鶻文唯識著作

一件出自交河故城的回鶻文《法華玄贊》節譯本(Mainz 732B)，已經由百濟康義先生公佈⁴⁴。其原始編號爲 T II Y 21，與本文討論的《述記》漢文寫本出土號 T II Y 17、T II Y 18 相鄰，意味着兩者的出土地點彼此鄰近。同是唯識學內容的寫本，暗示出土地點有可能是佛教寺院區，當地經藏中有此系統搜集之故。因此，將這些漢文《述記》寫本、回鶻文《玄贊》寫本作爲一個整體來觀察，可以推想當地寺院在回鶻時期系統吸收法相學理的情形。

⁴³大正藏 85 冊，2733 號，26a11-a21。這件殘片首次刊佈于王珍仁、劉廣堂、孫慧珍《旅順博物館藏新疆出土的古文書》，《旅順博物館藏新疆出土文物研究文集》，龍谷大學佛教文化研究所 1993，頁 34，因釋讀欠安，誤判爲“文學關係文書”，圖版見該文圖四。

⁴⁴百濟康義「ウイグル訳『妙法蓮華經玄贊』(1)」『佛教學研究』36 (1980)，頁 49-65。K. Kudara, “Uigurische Fragmente eines Kommentars zum Saddharmapundarika-Sūtra”, *Der türkische Buddhismus in der japanischen Forschung*, ed. by J. P. Laut & K. Röhrborn, Wiesbaden 1988, S.50-51.

回鶻語寫本第一葉有邊注 *bo šačiu bāgdä-si ol* “此爲沙州之紙”，說明這件寫本的用紙來自沙州⁴⁵。書寫地本身仍是問題。一種可能是敦煌紙、敦煌寫，後來被帶往吐魯番。柏林吐魯番特藏中有《法華玄贊》殘片 Ch1215v（存 33 行）發現，被判定爲九至十世紀間寫本，有學者推測由敦煌傳入⁴⁶。這種意見主張的是敦煌對西州回鶻佛教的影響⁴⁷，事實上，莫高窟北區確曾出土過《玄贊》的回鶻文殘卷⁴⁸。然而，仔細玩味這個邊注，既然它特地指出所用紙張出自敦煌，是否想在強調紙張外來，隱含的意思是文字乃於吐魯番所寫？既然吐魯番本地也有漢文本《玄贊》，翻譯的前提條件之一業已滿足。因此，回鶻文《玄贊》的翻譯、書寫地點問題，在承認敦煌來源的可能性的同時，不應排除吐魯番翻譯傳寫的可能性。

唯識學在敦煌藏人中有相當廣泛的傳播。高昌回鶻時期唯識學在當地的接受情形，仍是值得進一步留意的題目。上舉漢文、回鶻文寫卷，均爲流傳到西域的慈恩寺、西明寺系的唯識宗作品。囿於聞見，本稿一定還有重要的遺漏。即使如此，也足以初步勾畫出吐魯番的唯識學派著作收藏規模。吐魯番寫本雖爲斷篇殘簡，仍可看出與敦煌佛學從中唐到歸義軍時期具有結構性的一致⁴⁹。曇曠著作《大乘百法明門論開宗義記》、《大乘百法明門論開宗義決》已傳到吐魯番這一事實，使敦煌、吐魯番佛教關係的輪廓更趨清晰。《義決》的 S6219v 寫本自序題大歷九年（774），則上述吐魯番該書寫本應該在八世紀末以後傳至吐魯番，這爲我們提供了西域唯識學活動時間的一個定點。寫本學方面的觀察告訴我們，大谷文書 3835、4739 中的《辨中邊論》，在書體上與敦煌唯識寫本非常相似。旅順藏品中的《大乘百法明門論開宗義決》一件、《大乘百法明門論開宗義記》三件、《大乘入道次第》一件，書法在行楷、章草之間，行款亦與敦煌寫本相彷彿。旅博各件，中日兩國整理者將這些寫本的年代統歸 D 期，即回鶻高昌國時期（九世紀中期～十一世紀），在這個大的範圍內，應可作深入研究。隨着柏林、旅博藏品的陸續公佈，對各國的西域探險收集品研究將會有長足的進步，可以期待更多唯識學資料的發現。

⁴⁵W. Bang-A. v. Gabain, “Türkische Turfantexte” V, *SPAW* 1931, S. 20-21。參榮新江《歸義軍史研究》，頁 378。

⁴⁶上山大峻『敦煌佛教の研究』，頁 372；榮新江《歸義軍史研究》，頁 378。

⁴⁷概述參見榮新江《歸義軍史研究》，頁 375-376。

⁴⁸百濟康義「ギメ美術館所藏『妙法蓮華經玄贊』ウイグル譯斷片」『龍谷紀要』12-1, 1990, 頁 1-30。

⁴⁹敦煌的唯識著作，參見上山大峻『敦煌佛教の研究』，*passim*。同氏「敦煌新出の唯識系論疏」，頁 110-134；「敦煌資料にみる唐代佛教教學觀」，荒牧典俊編著『北朝隋唐中國佛教思想史』，法藏館 2000，頁 404-424。

六 結語

本文的主旨是通過介紹一組新比定出來的吐魯番本《述記》寫本殘片，以此為標本，探討唐代中原產生的唯識學向西方的傳佈。具體的結論可以歸納如下：

一、唐代慈恩宗大師窺基的《述記》目前發現的唐代寫本，有大谷文書兩件、旅博四件、柏林四件、聖彼得堡一件，均出土於吐魯番。

二、吐魯番本《述記》是一個與傳本（即大正藏本代表的日本傳本及趙城金藏本）有異的版本，較傳本為全。由此可以推知，《述記》在流傳過程中曾經存在不同系統的本子，吐魯番本屬於“全本”一系，傳本屬於“簡本”一系。憑藉吐魯番本，可以復原出唐代佛教章疏引經標宗的體例。從本子的年代看，吐魯番本也許更接近窺基原本的面貌，傳本或係後世的一種刪繁本。目前發現吐魯番本《述記》計十一件，與傳本均有異文情況，富於校勘價值。

三、柏林所藏五件吐魯番本《述記》的年代歸屬，可以推測為八至九世紀之間。

四、法相宗經河西走廊西傳，逾越漢胡的樊籬，中唐以後在中原與西域正式交通阻障的情況下，天山地區的佛教仍然通過敦煌的仲介，獲得中原的唯識法相學的營養。

西域流傳的唐代佛典，是復原史籍闕載的中古佛教史篇章的重要資料基礎。德藏的佛教寫本編目已進行了四十年，豐富了人們佛教史薄弱部分的知識。目前藏外佛典的甄別尚有努力的餘地，小殘片的綴合、草體寫本的釋讀還需加強。本文檢出一組吐魯番出土的《成唯識論述記》的寫本，是向這個方向努力的一個初步嘗試，希望能夠繼續深入。

(2007年3月京都北白川)

【附錄一】 旅順博物館藏舊大谷文書《成唯識論述記》殘片四種

《旅博選粹》頁150收錄四件《述記》章草寫本，整理者已作出正確比定，唯未著明卷數，未綴合。下面是復原錄文。代碼見第三節。

(1) c + d 《述記》卷第三殘片

兩片可直接綴合，d片用灰色背景表示。大正藏對應位置：T1830, vol.43, 344b13ff。行1~2的闕文部分“論此名唯在至無記法故”，為摘字引錄《成唯識論》，原句作“此名唯在異生二乘諸菩薩位。非如來地猶有異熟無記法故”。寫本行字數比較均勻，無法容納從“異生”到“異熟”16字。由此似可推測，c+d所在的寫本屬於今本同一系統的簡本（十卷本？）《述記》。

(前闕)

d

c

- 1 是善非名 [異熟] 非與因異及異熟因 [生故 論此名唯在至無記]
- 2 法故 述曰此名唯在異生二乘有學無學 [及第十地已還菩薩]
- 3 皆有此名有漏果故金剛心菩薩云何猶有異 [熟識名有漏皆捨]
- 4 故由此義故種子生現異時說之此心菩薩未捨 [此識以此文證如來地]
- 5 方捨故乃不尔者尔說已捨何不名仏及 [不說此位已捨此識既不]
- 6 名仏及不 [說捨明圓] 鏡智此說未 [生入如來地方捨此識智方生]
- 7 故若說金 [剛心已捨此識今此但約多分爲論亦不相違其如來地]
- 8 純无漏 [善無無記故如佛地論第三四等諸淨中說此小乘名窮生]

(後闕)

校記：

行4 “說之”，大正藏本作“說云”。

行5 “乃不”，大正藏本作“若不”。

(2) e + f 《述記》卷第六殘片

兩片可直接綴合，f片用灰色背景表示。大正藏對應位置：T1830, vol.43, 446c10ff。

(前闕)

e

- 1 又解邪見所攝此不同於不可記事是斷見攝 [彼言無常意說斷故前解爲]
- 2 勝不說一分] 通邪見故及計後際有想十六者 [初四見依三見立一命者即]
- 3 身二命者異] 身三此摠是我遍滿无二无異 [無缺依第一見立第一我有色]
- 4 死後有] 想以執色爲我故名我有色 [取諸法想說名有想在欲界全色界一]
- 5 分除] 无想天許 [無] 色界 [?] 有色 [者此亦在彼前三無色此有想故不在後]
- 6 一] 依第二見故立第二我无色死後有 [想執無色蘊爲我等其釋名等如論]
- 7 應] 知此在欲界乃 至无所有處除非想 [天依第三見立第三我亦有有色我]
- 8 亦無] 色死後有 想執五蘊爲我乃至廣 [說在欲界全乃至廣說第四我非有]
- 9 色] 非无色死後 [有想即] 遮第 [三無別依見如是四種或依尋伺或依等至皆]

f (後闕)

校記：

行5 [?]字，大正藏本作“亦”。從殘畫看，該字與行6的“立”字並無不同。

行7 “有處除非”，大正藏本作“有處除無”。參下文行9“非”字寫法。

【附錄二】 柏林藏吐魯番出土《成唯識論述記》卷第七殘片復原示意圖

說明：

- (i) 爲節省篇幅，本文不過錄大正藏、金藏本《述記》相關部分，請讀者自行參照。
- (ii) 通排的行數係根據殘片存字、行大約字數推測而得，未必是寫本原貌。

(前闕)

g (Dx 12848R)

- 1 [唯識二十頌云他心智云何知境不如實如知自心智] **不知如佛境廣說如**
- 2 [彼抄解下異境非唯難 論既有異境何名唯識 述] **曰此下第九外人問曰**
- 3 [唯識之義但心之外更無有物既有他心異自心之境何名唯識許
- 4 有他色等故 論奇哉固執觸處生疑豈唯識教但說一識 述曰此論
- 5 主答即毀多疑豈唯識教但說唯一人之識更無餘法也 論不爾如
- 6 何 述曰此外人問 論汝應諦聽若唯一識寧有十方凡聖尊卑因果
- 7 等何法何求故別誰爲誰說唯識言有深意趣 述曰此論主解且初返
- 8 難若唯有我有我一人之識寧有十方凡聖尊卑因果等別等者等取色

h (Ch/U6878v)

- 9 等取色心] **等別—法** [无佛故誰爲我說无眾生故佛爲誰說无涅槃菩提
- 10 果故有] **何法无法故我何所求** [或无行修何法无涅槃等何所求故唯識
- 11 言有深] **意—趣—如何 論識言摠顯一切** [有情各有八識六位心所所變相
- 12 見分] **位差別及彼空理所顯真如 述** [曰此釋深意一切有情各各有八識]
- 13 **遍行等六位心所各—自體分及此所變相** [見二分及色心分位二十四不]
- 14 **相應等及彼二无我空理所顯真如以空理** [爲門顯真如也空性即]
- 15 **是二无我理由此理故便顯真如** [論識自相故識相應故二所變]
- 16 **故三分位故曰實性故如是諸法皆不** [離識總立識名 述曰]
- 17 **識自 [體] 者識自相故許心所者識相** [應法故許見相分者即心及心所
- 18 二體所變故許不相應者即前三種分位故許真如者即前四種實性故
- 19 如是五法皆不離識總名爲識非無心所等此即識言所表下顯唯言所
- 20 遮論唯言但遮愚夫所執定離諸識實有色等 述曰此顯但遮一切愚
- 21 夫通二乘等執定離諸識實有色等爲不實故妄顛倒故此且舉色等取
- 22 一切其實亦遮如上所說離識五法皆是有也即答理難訖自下第十
- 23 總結勸信 論若如是知唯識教意便能無倒善備資糧速入法空證無
- 24 上覺救拔含識生死輪迴非全撥無惡取空者違背教理能成是事故定
- 25 應信一切唯識 述曰若知存遺名備資糧善資糧者即福智二嚴非
- 26 清辨等惡取空者能成是事得菩提也此頌總明一切唯識廣彼依識
- 27 所變訖次下問答識起之由即是第三釋諸外難廣釋前第一頌中由彼

28 說我法有種=相轉於中有七頌合爲二段初二頌釋理違次五頌釋教違
 29 論若唯有識都無外緣由何而生種=分別 述曰此外人難若無心外
 30 之緣由何而生種=分=別=者即八識等無外實法此由何生外境既成無妄
 31 應不起難也 論頌曰由一切種識如=是=變以展轉力彼=分別生 述
 32 曰上三句出妄緣下一句顯分別下長行中有二初略後廣略中有二初
 33 依頌中解緣生有漏分別後例生淨法初中又二初別解四句後總結頌
 34 意 論曰一切種識謂本識中能生自果功能差別 述曰此種子識即
 35 本識中能生一切有爲法種各能生自果功能之差別故名一切種功能有
 36 二一現行名功能如言穀中功能=生芽等二種子名功能即本識中一切
 37 種子此中隨說種子功能論此生等流異熟土用增上果故名一切種 述
 38 曰此生等流謂有二解一者種子前後自類相生二者種生現行雖復同時
 39 亦名等流現行是種之同類故於因緣中唯除現親能熏之因緣此明一切
 40 種故餘因緣種體皆生等流 問前第二卷末種生現起如俱有因得土用果
 41 何故此中但言等流果耶 答如前第二初明等流異熟二因習氣攝諸種盡
K(Ch/U7083v) j (Ch/U6343r) i (Ch/U7313r)
 42 [熟二因習氣攝諸種盡彼間等流即此等流種生現] **行非土用果彼卷下**
 43 [但言如小乘俱有因得土用果不言即是俱有因然] **顯揚十八破俱有因是**
 44 [因緣故今但是因緣生起因等攝得等流果此據法] **體彼舉譬喻亦**
 45 [不相違又互爲果] **名俱有** [因種現即非若與俱有] **法爲因亦通无妨**
 46 [如攝論說即義說二] **因若別** [解者唯前後種相望] **是等流望現行即**
 47 [土用或增上果中攝言] **異熟者** [即善惡種望諸] **現種異=熟=生无**
 48 [記法前生等流果種] **但各自性** [即通三性漏無漏] **因緣種此異熟果**
 49 [因但是善惡有] **漏增上緣種** [然約第一解等流] **即此二種攝一切種子**
 50 [盡下土用] **等隨義於上別立以** [俱有爲果故若約後] **解等流謂作意種子**
 51 [望心等] **法是土用因作** [動心等生故若約前解等] **流即等流種等生** [現]
 52 **行法已令土用得土用** [果此種遠望土夫所作名生土用果增上果亦有二
 53 若前] **解等流即除前三** [果外皆增上果若後解等流種生現行等亦名增上果]
 54 **此果稍寬不能繁述** [且依一法說者如名言種望第八現及自類種是同]
 55 **類曰善惡業望** [此現種是異熟因作意種子驚覺起故望此種]
 56 **現** [(後闕)]

(本文得到日本學術振興會 2005-2007 年度科學研究費特別研究員獎勵費“中亞版刻史”研究項目的資助，謹致謝意。)

チベット支配下敦煌の納入寄進用リスト

——IOL Tib J 575、1357 (A) (B) の紹介——

岩尾一史

1 はじめに

本稿で紹介するのは、大英図書館所蔵の A. スタイン蒐集敦煌チベット語文獻、IOL Tib J 575、1357 (A)、1357 (B) の三斷片である(以下、それぞれ IOL575、IOL1357A、IOL1357B と略)。そのうち IOL1357A の下部断面は IOL1357B の上部断面と直接に接合する¹。一方、IOL575 は他の二斷片とは直接の接合関係にはない。しかし、文書の形態が一致すること、テキストが同じ形式で記されること、また後述するように内容からみても、元來一連の文書である可能性が非常に高い。

International Dunhuang Project (<http://idp.bl.uk/>) に據ると、IOL575 のサイズは 27.5 x 31 (cm. 縦 x 横)²、IOL1357A と B のサイズを 25 x 30.2、53 x 30 とする³。元來は漢語寫經の用紙だったようで、罫線が敷かれている。

IOL (= India Office Library) から始まる文書番號は大英図書館が新たに付けた番號であるが、今までの整理の過程で各文書には幾つかの整理番號が重複して付けられている。閲覧の便のため、各番號の對應を以下に挙げておく⁴。

¹両者の切断面はちょうど紙縫部分にあたる (*International Dunhuang Project* の公開寫真参照)。ただし紙縫が自然に剥がれたのではなく、刃物様のもので切斷されたく、IOL1357A の裏に元來 B に屬したはずの紙片が残っている。周知のとおり、India Office Library では、チベット語寫本のうち比較的短いものを冊子體に製本したてなおし、收藏していた。思うに、A と B は圖書館側が保存の便のために切斷したのではないか。

²ただしカタログにより若干のサイズの異同があり、Thomas [1951, p.87] は 25 x 30、de la Vallée Poussin [1962, p.175] は 26 x 30 とする。

³Thomas によればそれぞれ 30 x 25、30 x 53 [Thomas 1951, p.87]。

⁴スタイン文書の番號及び整理の過程についての詳細は、自ら整理にあたった武内紹人の報告がある ([武内 1996]、[Takeuchi 1997-98, Introduction xv-xxviii])。この報告に據り各番號について簡単に述べておくと、スタイン番號は、スタイン自身が付けた番號で、Ch. は Ch'en-fo-tong、すなわち千佛洞由來、Ch の後に續く番號は發見當時の包みに従って編號されたものである。所在番號は India Office Library がチベット語文書を保管する際に 72 の冊子體 (第 73 冊までであるが、第 41 冊は欠冊) に編集したことに由來する。vol. 59, fol. 45 はすなわち第 59 冊第 45 葉に相當する。また de la Vallée Poussin もチベット語文書目録を編纂する際に独自の番號を付け (いわゆる VP

表 1

| IOL 番號 | スタイン番號 | 所在番號 | 東洋文庫 (新 VP 番號) |
|--------------------|---------------|-----------------|----------------|
| IOL Tib J 575 | Ch.CXLVII.31 | vol.53, fol.11 | 575 |
| IOL Tib J 1357 (A) | Ch.73, VIII.5 | vol. 69, fol.45 | 1073 |
| IOL Tib J 1357 (B) | Ch.73, VIII.5 | vol. 69, fol.46 | 1073 |

IOL575 に関して、de la Vallée Poussin [1962, p.175. No.575] はタントラ関係に分類した上で “ritual (*Homa?*)” とする。しかし内容はタントラとは無関係であり、Thomas が、IOL1357A, B とともに、収穫のあがりを「施主」が寺院に寄進納入するためのリスト、と述べる通りである [Thomas 1951, p.88]⁵。

リストは次のようなパターンを持つ。

ギェウジェ (brgye'u rje) 某の ツェン (tshan. 「集團」)

某の タムツェン (khram tshan)

某ツクラカン (gtsug lag khang. 「寺」) の 施主某
のキャ (rkya)

すなわち、1つのタムツェン (khram tshan) に 10 人が所属し、10 人のうち 1 人がトップになる⁶。そして各タムツェンには擔當するツクラカン (gtsug lag khang) があり、各人はその内の佛堂の施主にそれぞれなる。タムツェンの上にあるのが、ギェウジェ (brgye'u rje) なる役職のツェンである。

以下、行論の都合上、まずテキストと譯を掲げる。次にリストに現れる人名について検討し、その後、各術語について個別に検討する。

2 テキストと譯

[記号について]

() 内の数字は行数を示す。テキストにおいて、[] は読みが不確定な箇所、イタリックは文字が失われているが筆者が復元した箇所である (ただし復元は最小番號)、1 番から 765 番までカヴァーする。IOL 番號は VP 番號を踏襲しており、766 番以降は独自の番號を付ける。

なお、この他にも我が國の東洋文庫の付けた「新 VP 番號」がある [東洋文庫 1977-88]。これは VP 番號のある 765 番以降に獨自に番號をつけたもので、1000 から始まるものである。

⁵Takeuchi [1994, p.853]、Dalton and van Schaik [2006, p.275] も施主のリストとする。

⁶ただし IOL1357B (L6) のタムツェンのトップ *cang si kan* のみ自らのタムツェン内に現れない。

限にとどめた)。なお、[...] は読めない個所かつ文字数が不明な場合、[-] は文字数がわかる場合 (-の数で示す)、[] 内に数字があるのは読めない文字の概数を示す。(/) とあるところは二通りの可能性がある個所である。翻字中、大文字の I は gi gu log を示す。譯において、…はテキストが失われた個所、【】はテキストにはないが文脈の理解のため筆者が補足した個所である。閲覽の便のため、各タムツェンにはローマ数字で番號をつけ、タムツェンの各構成員には数字で番號をつけた。

[テキスト]

IOL Tib J 575

1. [...] (1) dbang mchog rnal 'byor gtsug lag khang gyi yon bdag II se'u se'u'i rkyā //
2. [...] (2) gI yon bdag lyang 'go 'go'i rkyā //

I. cang ka dzo'i khram tshan la /

1. [...] (3) khang gi yon bdag sag 'be'I rkyā //
2. bsam yas dus gsum gtsug lag kha[ng ...]
3. (4) bsam yas myI g.yo' gtsug lag khang gI yon bdag bam ju ju'I rkyā //
4. b[...] (5) [bda]g bam II tshen gyI rkyā
5. bsam yas rnal 'byor gtsug lag khang gyI yon bdag bam II hvag gyI rkyā
6. (6) [...] rIn chen gtsug lag khang gyI yon bdag cang ka dzo'i rkyā
7. bsam yas btang snyoms gtsug lag khang (7) [...] ('bre'I / 'bye'I) tig gi rkyā
8. bsam yas mchog gi gtsug lag khang gyI yon bdag sag je'u je'u gyI rkyā
9. (8) [... gts]ug lag khang gyI yon bdag sag 'gven 'gven gyI rkyā
10. bsam yas yon tan gtsug lag (9) [...]n gyI rkyā /

II. cang 'phan legs gyi khram tshan la //

1. khams gsum grags pa'i (10) [±7] yon bdag cang 'phan legs gyI rkyā //
2. khams gsum bla myed gtsug khag khang gi yon bdag sag (11) [...]
3. khams gsum rgyal ba'I gtsug lag khang gi yon bdag sag kvang thong gyi rkyā //
4. khams gsum (12) mchog g[i] gtsu[g lag khang g]i y[o]n [bda]g sag he'I je'u gyI rkyā //

5. khams gsum zhI ba'I gtsug lag khang gI yon bdag / (13) sag tsIn beng kyI rkyā / /
6. khams gsum 'pha[n] pa'I [gtsug lag khang gy]I yon bdag sag pu tshe'i rkyā / /
7. khams gsum (14) don mdzad gtsug lag khang gI yon bdag sag kog tsheng gyi rkyā / /
8. [... gtsu]g lag khang gI yon (15) [bdag g]I[-]i[...]
9. [khams] gs[u]m g.yung trung gtsug [lag khang ...]

IOL Tib J 1357A, B

I. [...]

1. [...] (1) gtsug la[g khang ...]
2. [...yon b]dag can tya 'do'i rkyā / (2)
3. trI myed [-]u[...] cang par par gy[i] [r]kyā /
4. [... gtsug lag kha]ng gi yon bdag cang (3) zhun zhun gyI rkyā
5. [dri m]yed rnam dag gtsug lag khang gI yon bdag kha[...rkyā]
6. [dr]I myed dngos [-]u[-] [g]tsug lag (4) khang gyI yon bdag khang cIn kvang gyI rkyā / /
7. drI myed tIng nge 'dzin gtsug lag kha[ng] [-] yon [bdag] [±3]ng gyi rkyā /
8. (5) trI myed rgyas pa'I gtsug lag khang gyI yon bdag wang kvang hing gyI rkyā /
9. tri myed [do]n dam g[tsu]g lag khang gyi yon bdag (6) su lha rma'I rkyā / /
10. drI myed dka' ldan gtsug lag khang gi yon bdag leng ho se'u hing gyi rkyā /

(vermilion ink:) (7) [...] de glu rtse'I brgye'u rje gye re 'phan legs gyi tshan / /

II. cang lha legs gyi khram tshan

1. rnam dag (8) dga' ldan gtsug lag khang gyI yon bdag cang lha legs gyI rkyā / /
2. rnam dag dga' bo gtsug lag khang gyi [±6] (9) gyI rkyā / /

3. rnam dag yon tan gtsug lag khang gyi yon bdag sag weng kog gyi rkya / /
4. rnam dag pad mo g[*tsug lag*] khang (10) gI yon bdag song tsIn hvI'i rkya / /
5. rnam dag don grub gtsug lag khang gI yon bdag im hIng 'un gyI rkya / /
6. rnam dag (11) rIn chen gtsug lag khang gI yon bdag Im hIng je'u gI rkya / /
7. rnam dag don mdzad gtsug lag khang gI yo[*n bdag*] song (12) dze'u tshe'i rkya / /
8. rnam dag snang mdzad gtsug lag khang gI yon bdag cang tsin tse'i rkya / /
9. rnam dag bya[±3g]tsug (13) lag khang gI yon bdag cang dIg 'do'i rkya / /
10. rnam dag mtha' yas gtsug lag khang gI yon bdag han then t[a]g gyi (14) [*rkya*] /

III. / **bam stag zigs gyi khram tshan la** / /

1. dga' ldan 'byung gnas gtsug lag khang gi yon bdag bam stag (15) [*(zigs / zIgs)* ...]
2. dka' ldan gnas gyi gzhal nas gtsug lag khang gi yon bdag leng ho sI'u lang gyI rkya / / (**IOL Tib J 1357B**)
3. (1) dga' ldan pad mo'i gzhal yas gtsug lag khang gI yon bdag leng ho hva hva'I rkya / /
4. dga' ldan sprul pa'I gtsug lag (2) khang khang gI yon bdag / je'u tsIn tsIn gyi rkya / /
5. dga' ldan myI g.yo' gtsug lag khang gI yon bdag / bam tsheng gI rkya / /
6. (3) dga' ldan mtha' yas gtsug lag khang gI yon bdag / bam che'u 'do'i rkya / /
7. dga' ldan rgyal ba'I gtsug [*lag khang*] gi (4) yon bdag / 'bu kvang zhI'i rkya / /
8. dga' ldan dri myed gtsug lag khang gI yon bdag / jeng deng 'do'i rkya / /
9. dga' ldan (5) byams pa'I gtsug lag khang gI yon bdag cang tsIn tsin gyi rkya / /
10. dga' ldan rdo rje gtsug lag khang gI yon bdag / (6) [---] then tse'i rkya /

IV. / **cang sI ka'I khram tshan la** / /

1. rIn chen 'od 'phrog gtsug lag khang gI yon bdag 'bog de'u (7) [...]
2. rIn chen 'bar ba'I gtsug lag khang gI yon bdag wang shIb tIg kyi rkya / /

3. rin chen rnal 'byor gtsug (8) [*lag khang*] gi yon bdag ll'u man tse'i rkyā /
/
4. rIn cen bla myed gtsug lag khang gI yon bdag ll'u bun 'de'i rkyā / /
5. (9) [(*rin / rIn*) *che*]n bsam yas gtsug lag khang gI yon bdag lve'i kvang
'do'i rkyā / /
6. rIn cen dus gsum gtsug lag khang gi (10) yon bdag ll yen 'do'i rkyā / /
7. rIn chen dom dam gtsug lag khang gI yon bdag / tong yu tsheng gI rkyā / /
8. rin chen (11) bka' thub gtsug lag khang gI yon bdag / do syang 'do'i rkyā
/ /
9. rin chen 'od khyab gtsug lag khang gI yon bdag (12) do the'I beng gi rkyā
/ /
10. rin chen chos grags gtsug lag khang gI yon bdag / cang ka cing gyi rkyā / /

VI. II se'u lang gI (13) khram tshan la /

1. chos grags bsam yas gtsug lag khang gI yon bdag / bung shun shun gyi rkyā
/ /
2. chos grags (14) [...*g*]tsug lag khang gI yon bdag / ser mdo skyes gyI rkyā
/ /
3. chos grags bkra shIs gtsug lag khang gi yon bdag / (15) [...]*g* gI rkyā / /
4. cos grags g.yung 'drung gtsug lag khang gI yon bdag ll tsun 'do'i rkyā /
5. chos (16) [*grags* – –] ldan gtsug lag khang gI yon bdag bam sl ka'I rkyā
/ /
6. chos grags gzI brjid gtsug lag khang (17) [*-yon*] bdag bam stag legs kyI
rkyā / /
7. chos grags rgyas pa'I gtsug lag khang gI yon bdag / wang kvang che'u gyi
(18) rkyā / /
8. chos grags don mdzad gtsug lag khang gI yon bdag / je'u tsin thong gi rkyā
/ /
9. chos grags myI g.yo' gtsug (19) lag khang gi yon bdag / bung hIng sheng
gi rkyā / /
10. chos grags legs ldan gtsug lag khang gi yon bdag ll'u (20) stag snya'I rkyā
/ /

VI. / leng ho zhun zhun gyI khram tshan la /

1. g.yung 'drung yang dag gtsug lag khang gi yon bdag (21) [*leng*] ho zhun
zhun gyI rkyā / /

2. g.yung 'drung dam pa'I gtsug lag khang gi yon bdag / leng ho an zhi'i rkya
//
3. g.yung drung (22) [±5] [g]tsug lag khang gI yon bdag / tsa bur 'do'i rkya
//
4. g.yung drung don dam gtsug lag khang gi yon bdag / sag (23) [...]
5. g.yung 'drung rdzu 'phrul gtsug lag khang gI yon bdag / 'ba' bur 'do'i rkya
//
6. g.yung 'drung mnyam (24) [– – *gtsug lag*] khang gI yon bdag / Im ka cin
gyi rkya //
7. g.yung 'drung byams pa'I gtsug lag khang gI yon bdag / im (25) [±4] gI
rkya //
8. g.yung drung bla myed gtsug lag khang gi yon bdag / khang teng 'ba'I rkya
//
9. g.yung drung dge rtags (26) gtsug lag khang gI yon bdag / dze'u cu cu'i
rkya //
10. g.yung drung yId bzhIn gtsug lag khang gI yon bdag / ke'u (27) dras kong
gi rkya //

VII. / wang stagu'I khram tshan la //

1. don dam rnal 'byor gtsug lag khang gI yon bdag / wang stagu (28) [...] /
2. don dam bla myed gtsug lag khang gI yon bdag / wang hva kun gyi rkya //
3. don dam byams pa'I gtsug lag (29) [±7] wang kyvI yin gi rkya //
4. don dam rdzu 'phrul gtsug lag khang gI yon bdag / wang sha 'do'i rkya //
5. (30) [±8] [g]tsug lag khang gI yon bdag / keng tshe'I tse'i rkya //
6. don dam mnyam nyId gtsug lag khang gi yon (31) [*bdag...*]n gyi rkya /
7. don dam myI g.yo' gtsug lag khang gI yon bdag II hva kog gi rkya /
8. don dam [...]

[譯]

IOL Tib J 575

1. … (1) ワンチョク (ウトパラ)・ネンヂョル (瑜伽) 寺の施主 李セウセウ
のキャ
2. … (2) の施主 梁ゴゴのキャ

I. 張嘉藏のタムツェン：

1. 【サムイェ】 ・… (3) 寺の施主索へのキャ
2. サムイェ (無邊)・ドゥースム (三世) 寺【の施主】 …
3. (4) // ・ミヨ (不動) 寺の施主 汜ジュジュのキャ
4. // ・…【寺の施 (5) 主】 汜リツェンのキャ
5. // ・ネンヂョル寺の施主 汜リファクのキャ
6. (6) // ・リンチェン (大寶) 寺の施主 張嘉藏のキャ
7. // ・タンニョム (行舎) 寺 (7) の…デイ/ヂェイ テイクの
キャ
8. // ・チョク (滿) 寺の施主 索ジェウジェウのキャ
9. (8) // ・…寺の施主 索ゲングェンのキャ
10. // ・ヨンテン (功德) (9) 寺【の施主】 …のキャ

II. 張ペンレクのタムツェン：

1. カムスム (三界)・ダクパ (遍布) (10) 寺の施主 張ペンレクのキャ
2. // ・ラメー (無上) 寺の施主 索 (11) …【のキャ】
3. // ・ギャルワ (勝者) 寺の施主 索クワントンのキャ
4. // (12)・チョク寺の施主 索ヘイジェウのキャ
5. // ・シワ (止寂) 寺の施主 (13) 索ツインベンのキャ
6. // ・ペンパ (利益) 寺の施主 索プツェのキャ
7. // (14)・ドンゼ寺の施主 索コクツェンのキャ
8. // ・…寺の (15) 施主 …
9. // ・ユンドウン (永中) 寺の…
10. …

IOL Tib J 1357 (A) (B)

I. …

1. 【ティメー（無垢）】・… (1) 寺…
2. " • …張テャイドのキャ (2)
3. " • …【寺の施主】 張パルパルのキャ
4. " • …寺の施主 張 (3) シュンシュンのキャ
5. " • ナムダク（清淨）寺の施主 …
6. " • …寺 (4) の施主 康チンクワンのキャ
7. " • ティンゲンズイン（三昧）寺の【施主】…のキャ
8. (5) " • ギェーパ（廣大）寺の施主 王クワンヒンのキャ
9. " • ドンダム（眞諦）寺の施主 (6) 蘇ラマのキャ
10. " • ガンデン（兜率）寺の施主 令狐セウヒンのキャ

(朱字:) (7) […] デルツェのギェウジェ (brgye'u rje) ギェレ・ペンレクのツェン

II. 張ラレクのタムツェン:

1. ナムダク・(8) ガンデン寺の施主 張ラレクのキャ
2. " • ガーヲ（難陀）寺の【施主】… (9) のキャ
3. " • ヨンテン寺の施主 索ウエンコクのキャ
4. " • ペーモ（蓮華）寺 (10) の施主 宋ツインフィのキャ
5. " • ドンドゥブ（悉達）寺の施主 陰ヒン（興？）云のキャ
6. " • (11) リンチェン寺の施主 陰ヒンジェウのキャ
7. " • ドンゼ寺の施主 宋 (12) ゼウツェのキャ
8. " • ナンゼ（大日如來）寺の施主 張ツインツェのキャ
9. " • チャ… (13) 寺の施主 張ディクドのキャ
10. " • ターイエ（無邊）寺の施主 漢テン…の (14) 【キャ】

III. 汜タクジクのタムツェン:

1. ガンデン・チュンネー（根源）寺の施主 汜タク（15）【ジクのキャ】
2. " ・ネーギシエルイエ⁷（? 聖地無量）寺の施主 令狐小郎のキャ（IOL Tib J 1357B）
3. (1) " ・ペーメーシエルイエ（蓮華無量）寺の施主 令狐フワフワ（華華?）のキャ
4. " ・トゥルパ（變化）寺（2）の施主 趙ツインツインのキャ
5. " ・ミヨ寺の施主 汜清のキャ
6. (3) " ・ターイエ寺の施主 汜超奴のキャ
7. " ・ギエルワ寺の（4）施主 武光兒のキャ
8. " ・ディメー寺の施主 鄭デンドのキャ
9. " ・（5）チャムパ（彌勒）寺の施主 張ツインツインのキャ
10. " ・ドルジェ（金剛）寺の施主 （6）…テンツェのキャ

IV. 張寺加のタムツェン:

1. リンチェン・ウートク（放光）寺の施主 穆デウ（7）…【のキャ】
2. " ・バルワ（増廣）寺の 施主 王シプティクのキャ
3. " ・ネンヂョル（8）寺の施主 劉満子のキャ
4. " ・ラメー寺の施主 劉ブンデのキャ
5. (9) " ・サムイエ寺の施主 雷廣奴のキャ
6. " ・ドウスム寺の（10）施主 李延奴のキャ
7. " ・ドムダム（勝義）寺の施主 董ユツェンのキャ
8. " ・（11）カートウプ寺の施主 杜像奴のキャ
9. " ・ウーキャプ（光護）寺の施主（12） 杜太平のキャ
10. " ・チョーダク（法稱）寺の施主 張加珍のキャ

⁷テキストには gzhal nas とあるが、意味をなさない。今、gzhal yas と讀む。

V. 李セウランの (13) タムツェン :

1. チョーダク・サムイエ寺の施主 奉シュンシュン順々のキャ
2. " " ・(14) …寺の施主 薛ドキエのキャ
3. " " ・タシ (吉祥) 寺の施主 (15) …のキャ
4. " " ・ユンドウン寺の施主 李ツンドのキャ
5. (16) " " ・【ガンデン】寺の施主 汜シカ (寺加?) のキャ
6. " " ・シジー (嚴格) 寺 (17) の施主 汜タクレクのキャ
7. " " ・ギューパ寺の施主 王クワンチェウの (18) キャ
8. " " ・ドンゼ寺の施主 趙ツイントンのキャ
9. " " ・ミヨ寺 (19) の施主 奉ヒンシェンのキャ
10. " " ・レクデン (具善) 寺の施主 劉 (20) タクニャのキャ

VI. 令狐シュンシュンのタムツェン :

1. ユンドウン・ヤンダク寺の施主 (21) 令狐シュンシュンのキャ
2. " " ・ダムパ寺 (聖人) の施主 令狐晏兒のキャ
3. " " ・(22) …寺の施主 ツア (tsa) 佛奴のキャ
4. " " ・ドンダム寺の施主 索 (23) …
5. " " ・ズントウル (神通) 寺 の施主 馬佛奴のキャ
6. " " ・ニャム (24) …寺の施主 陰嘉珍のキャ
7. " " ・ジャムパ寺の施主 陰 (25) …のキャ
8. " " ・ラメー寺の施主 康テンバのキャ
9. " " ・ゲタク (善徴) (26) 寺 の施主 曹チュチュのキャ
10. " " ・イーシン (如意) 寺の施主 高 (27) デーコンのキャ

VII. 王タグのタムツェン :

1. ドンダム・ネンジョル寺の施主 王タグ (28) 【のキャ】
2. " " ・ラメー寺の施主 王フワクンのキャ
3. " " ・チャムパ寺 (29) の施主 王キィインのキャ
4. " " ・ズントウル寺の施主 王像奴のキャ

5. (30) // ・…寺の施主 ケン・ツェイツェイのキャ
6. // ・ニャムニィ (平等) 寺の施 (31) 主 …のキャ
7. // ・ミヨ寺の施主 李フワコクのキャ
8. // ・…

3 人物の所屬

3.1 IOL Tib J 1357 (A) (B)

當文書三斷片に登場する漢人の多くが他のチベット語文書および漢語文書に現れるが、最も共通する人物が多いのが、Pelliot chinois (以下、P.ch. と略) 2162v 「左三將納丑年突田歷」[池田 1979, p.543, No.250]⁸である。チベット支配期にかかる敦煌漢語文書で、左三將に屬する漢人が丑年分の突税を納入したリストである。將とはチベット語のツェン (tshan. チベット独自の軍事行政單位) にあたる語で、軍千戸 (stong sde) の下部組織である。一つの軍千戸には左右 10 ずつ、合計 20 の將が置かれ、一つの將には 50 の戸が屬した。將のリーダーである將頭はチベット語の lnga bcu rkang 「五十戸長」にあたる⁹。しかしこの文書は左端が欠損しており 29 人分の記録を残すのみである。

まず、IOL1357、P.ch.2162v 兩者のうち確實に共通する人物を以下に挙げる。なお、各人に付けられた番號のうち、P.ch.2162 項の方は池田 [1979, p.543] の行番號に對應し、IOL1357 項の方は本稿テキストで使用した番號に對應する。例えば (III-3) とある場合は、タムツェン III の 3 番目の意である。

表 2

| P.ch.2162v | IOL1357 |
|------------|---------------------------|
| 張寺加 (12) | cang si ka (IV) |
| 劉滿子 (13) | li'u man tse (IV-3) |
| 張加珍 (17) | cang ka cing (IV-10) |
| 李延奴 (18) | li yen do (IV-6) |
| 杜太平 (19) | do the'i beng (IV-9) |
| 令狐小郎 (23) | leng ho si'u lang (III-2) |
| 汜清 (24) | bang tsheng (III-5) |
| 武光兒 (28) | 'bu kvang si (III-7) |

⁸代表的研究に池田 [1990, pp.51-55]、姜 [1984, pp.13-16]、楊 [1986, pp.380-387] がある。

⁹以上、將とツェンについては Takeuchi [1994] 参照。

表2の通り、29人中8人が確實に共通している。さらに P.ch.2162v を詳細にみると、そこに名前の省略があることがわかる。すなわち、P.ch.2162v (4) に「十二月廿九日杜平納一駄半 李延駄六斗 小五斗」とあるが、杜平は明らかに (19) の杜太平、李延は (18) の李延奴である。このような省略方法を念頭に置くと、さらに共通する可能性のある人物が複数浮かび上がる。

表 3

| P.ch 2162v | IOL1357 |
|------------|-------------------------------|
| 陰云 (8) | ing hIng 'un =陰[興(?)]云 (II-5) |
| 劉問 (16) | li'u bun 'de =劉問'de (IV-4) |
| 雷廣 (20) | lve'i kvang do =雷廣[奴] (IV-5) |
| 董清 (21) | dong yu tsheng =董yu清 (IV-7) |
| 汜超 (25) | bang che'u 'do =汜超[奴] (III-6) |

合計すると、P.ch.2162v の 29 人と IOL1357 の 68 人の間で、實に 13 人が共通したことになる。また、共通する人物の配列を比較すると、P.ch.2162v の (12) 張寺加から順に (21) 董清までの 10 人中、8 人までが IOL1357 のタムツェン IV と合致する。さらに、(23) 令狐小郎から順に (28) の武光兒までの 6 人中、4 人がタムツェン III と合致する。これらは、兩文書が同じ集團について作成されていること、そして近接した時期に書かれたことを強く示唆する。つまり IOL1357 に現れる漢人たちの所屬は P.ch.2162v と同じ左三將に屬したとみてよい。

また、チベット語文書台灣 125 (物品の納入記録)¹⁰から、4 人の共通する人物を見つけることができた。

表 4

| 台灣 125 | IOL1357 |
|--|--------------------------|
| ゴースル千戸の張シュンシュン (cang zhun zhun) (l.6) | cang zhun zhun (I-4) |
| ゴースル千戸の令狐シュンシュン (leng ho zhun zhun) (l.34) | leng ho zhun zhun (VI-1) |
| ゴースル千戸の武光兒 ('bu kvang zhi) (l.56)* | 'bu kvang si (III-7) |
| ゴースル千戸の蘇ラマ (su lha ma) (ll.73-74) | su lha ma (I-9) |

¹⁰寫眞は『敦煌卷子』[vol.3]が、テキストは上山 [1990a]がある。ただしその納入された物品について、上山 [1990a, p.403]は不明とし、高田 [2001 (2005), pp.109-110]は經典であるとする。

* 上山 [1990a, p.408] では、'bu ka zhi¹¹

台湾 125 に據れば 4 人はみなゴーサル千戸に所屬する。ゴーサル千戸とは、チベット支配期の漢語文書に現れる「三部落」、すなわち、ゴーサル千戸 (rgod sar kyi sde: 曷骨薩部落)、トンサル千戸 (stong sar kyi sde: 悉董薩部落)、ニンツォム千戸 (snying tsoms kyi sde: 寧宗部落) の一つである¹²。そこで、左三將の所屬はゴーサル千戸であると判明する。

3.2 IOL Tib J 575

一方の IOL575 も検討してみよう。タムツェン I のトップと I-6 に現れる cang ka dzo (=張嘉藏) は他のチベット語文書にもみえる [Takeuchi 1995, p.258]。

rgod sar gyi sde / cang ka dzo'i tshan / cang kun tshes
ゴーサル千戸 張嘉藏のツェン【内の】張君子

(IOL Tib J 844 = Ch. 80. v 1 = vol. 53. fol. 39) ¹³

この文書に據れば、張嘉藏はゴーサル千戸の將頭である。チベット語文書 Pelliot tibétain (以下、P.t. と略) 2218+Ch.73,xv.frag.12¹⁴中の Ch.73.xv.frag.12 (l.11) にも彼がダルツェン (dar tshan. 軍事單位?) ¹⁵のトップとして現れる。IOL575 では張嘉藏はタムツェンの頭であるが、その配下の 10 人もまたゴーサル千戸所屬であり、また並行して記されるタムツェンもゴーサル千戸所屬であるとみるのが自然であろう。なお、Ch.73.xv.frag.12 (l.18) には、張嘉藏のダルツェンの配下の者としてゴーサル千戸の張 'bye'i tig がいるが、彼は張嘉藏のタムツェン下にいる 'bre'i / 'bye'i tig (IOL575 I-7) と同一人物かも知れない。

さて、IOL575、1357A、B に現れる人物は全てゴーサル千戸所屬であり、特に 1357 はそのうちの左三將所屬であることを確認した。三斷片の書體、紙の特徴が類似することは先に述べたが、その記される人物が共にゴーサル千戸所屬であることも確認できた今、元來一連の文書であったと考えるべきであろう。

¹¹漢語契約文書 P.ch.3422v にも「曷骨薩部落百姓武光兒」として現れる [唐・陸, vol.2, p.93]。

¹²漢語文書中における「三部落」の内訳については拙稿 [岩尾 2003, pp.9-14] 参照。

¹³テキスト及び譯は、Thomas [1951, p.41]、Takeuchi [1995, pp.257-259] 参照。

¹⁴寫真は Spanien and Imaeda [1979, pl.636] を、譯注は Takeuchi [1995, p.258] 参照。

¹⁵ダルツェンの解釋については Takeuchi [1994, pp.859-860, n.30] 参照。

3.3 文書の紀年

當文書の書かれた時期は何時であろうか。上述の通り、IOL1357とP.ch.2162vには複数の人物が重複して現れるのであるから、すなわち兩文書はさほど変わらない時期に作成されたはずである。池田は、P.ch.2162vの作成年代を丑年の翌年つまり寅年とし、その寅年を疑問符つきながらも822年と推定する[池田1979, p.543, No.250]¹⁶。池田は推定の根拠は示していないが、この推定が正しいとするならば、當文書もやはり822年前後に作成されたということになる。

この年代比定を検證するため、登場する漢人の年代をみてみよう。まずIm ka cinなる人物がIOL1357のタムツェンV-6に現れるが、明らかに『大蕃瓜州節度行軍兼沙州三部落倉曹及支計等使』として現れる(陰)嘉珍や、スタインチベット語文書Fr. 66 (ll.5-6)に現れる「沙州の倉曹、陰嘉珍」(sha cu'i stsang mngan Im ka cin)と同一人物である¹⁸。IOL1357では、彼はゴースル千戸の一員であるに過ぎないが、倉曹を兼任したのか後に任じたのかもしれない。『陰處士功德記』の文末にある日附は歲次己未年四月壬子朔十五日丙寅、つまり839年4月15日である。P.ch.2162vの作成年代である寅年のうち、直前の834年は年代が近過ぎるであろうから、822年かそれ以前の810年かふさわしい。

他の人物もみてみよう。IOL1357A、I-8の王クアンヒンは契約文書P.t.1095とP.t.1086に現れるが[Takeuchi 1995, pp.145-147, 165-166]、後者についてTakeuchi [1995, p.165]は819年か831年に書かれたとみる。またIOL1357B、VII-1の王タグは契約文書P.t.1098とP.t.1297 pièce 1において、證人の一人として現れるが[Takeuchi 1995, pp.264-267, 196-197]、後者の年代をTakeuchi [1995, p.196]は832年か844年におく。

また『無量壽宗要經』の寫經生・校正人として現れる人物には、張ペンレク(IOL575 II)、張シュンシュン(IOL1357A I-4)、張ラレク(IOL1357 II)、令孤晏兒(leng ho an zhI. IOL1357B)、張寺加(IOL1357B IV)¹⁹がいる²⁰。同經はツェンポ、チツ

¹⁶姜 [1984, p.15]、楊 [1986, p.380] (「P 六一二六」とあるが「P 二一六二」の誤寫)も池田の推定を踏襲する。

¹⁷テキストは蔣・羅 [1924, ff.7a-10a]、唐・陸 [1986-90, vol.5, 221-227]、鄭 [1992, pp.33-38] 参照。同内容の寫本にP.ch.4640がある。

¹⁸陰一族は敦煌における名家である。彼等の事績については藤枝 [1961, pp.244-247] に詳しい。

¹⁹張寺加は漢語『金有陀羅尼經』の寫經者としても現れる[高田 2000 (2005), p.137]。また漢語文書中に張寺嘉や張似嘉としても現れるという(鄭 1998, p.196)、[Takata 2000, p.61, n.29]。

²⁰各地に収蔵される同經の寫經生・校正人リストを参照した。リストは多數發表されているが、筆者が把握しているのは次の通り。[西岡 1984] (佛藏: チベット語)、[Savitsky 1984]、[Savitskij 1991, pp.103-104] (以上露藏: チベット語)、[高田 2000 (2005), p.138] (北京藏: チベット語)、[黃 1982]

クデツェン（815-841 在位）[山口 1978, pp.18, 20]の時より寫經されたのであるから²¹、彼らの年代が9世紀前半であることは間違いない。

彼らの年代は全て9世紀前半であり、822年かそれ以前という推定と矛盾しない。その點、池田の年代推定はおおよそ首肯し得るものである。そこで、當文書の年代についてもおおよそ822年前後か、早くて810年前後あたりに置くことができるのである。

なお、先述の通り當文書の漢人は台灣 125にも現れる。上山 [1990a]は、敦煌における漢人二部落（ゴースル千戸とトンサル千戸）の設置が832年、という山口瑞鳳説 [山口 1980, p.27]を前提として、台灣 125の紀年（寅年）を822年と結論する。しかし、既に拙稿で述べた通り山口説の議論は根據が誤っており、漢人二部落の成立年代は再考する必要がある [岩尾 2003, pp.11-15]。従って上山の年代比定は採用できない。今、考察に加えない所以である。

4 寺院の實在性とリストの目的

さて、テキスト中では各タムツェン (khram tshan) に10人が屬し、その10人はそれぞれのツクラカン (gtsug lag khang) の施主となっている。ツクラカンの名の前半はタムツェンごとに共通しているが、後半はそれぞれ異なる。例を挙げると、IOL Tib J 575のタムツェンIIのツクラカンをみると、共通して kham s gsum を名の前半にもつ一方、後半は grags pa, bla myed, rgyal ba 等というように全て異なる。タムツェンごとに一つの佛教組織を支える一方、構成員はその佛教組織に屬する施設を擔當する、という形になっているのであろう。

ツクラカンは古くよりある語で、『翻譯名義大集』 [榊 1926-27, No.9152.2] ではサンスクリットの Vihāra、つまり佛殿、淨舍、寺の意にあてられている。P.t.999 (ll. 2-3) には lung hung sI'i **gtsug lag khang** とあるが²²、lung hung sI は當然敦煌大寺の一つ、龍興寺であるから、敦煌においても gtsug lag khang が「寺」を指

(甘肅省各機關藏: チベット語)、[傅・楊 2004-05] (敦煌市藏: チベット語)、[曾 2003] (甘肅省藏: チベット語)、[藤枝 1961, pp.281-283] (英、北京藏: 漢、チベット語)、[上山 1988]、[上山 1990b, pp.441-451] (以上各機關藏: 漢、チベット語)。

²¹844年に記されたチベット語文書 P.t.999 (ll.1-2) に、チツクデツェンのために同經を寫したとある。P.t.999の寫眞は Spanien and Imaeda [1979, pl.308] 参照。譯注については Imaeda [1998] など複数ある。詳細は Imaeda [1998] および Imaeda *et al.* [2007, p.32] にあるが、最新の情報はその web 版 *Old Tibetan Documents Online* (<http://otdo.aa.tufs.ac.jp/>) にあるのであわせて参照されたい、なお、同經の寫經年代とその状況についてはまた藤枝 [1961, pp.276-277]、西岡 [1985]、上山 [1988; 1990b, pp.451-452] などを参照されたい。

²²P.t.999については前註参照。

すのは間違いない。

さて、當文書に載る人名が敦煌の漢人であるので、各ツクラカンつまり寺が敦煌域内にあった、との假説が當然立つであろう。Thomas [1951, p.88] は、敦煌にこれらの寺院が存在したと考えたようだ。しかしこれはあり得ない。何故なら、チベット支配期敦煌にあった大寺とは明らかに名前が一致しないのである。土肥 [1980, pp.356-357] に據って敦煌に在った大寺を列挙すると、龍興寺、蓮臺寺、大雲寺、報恩寺、永安寺、靈圖寺、乾元寺、開元寺、永康寺、永壽寺、金光明寺、靈修寺、普光寺、大乘寺、安國寺、聖光寺、があり、また 835、6 から 840 年代の記録には永康寺、永壽寺が現れず、三界寺、淨土寺が加わる、という。これら諸寺の名と、當文書に現れるチベット語の各ツクラカンの名は一致するところがほとんどない²³。

そもそも、敦煌の寺はチベット語文書にても漢語音寫で記されていたらしい。これは上述の P.t.999 の例や、チベット語で記された敦煌寺名リスト (P.t.994: [藤枝 1961, p.268]) から分る。しかし當文書の寺名は明らかにチベット語の佛教術語で構成されているのである。以上の点から見て、當文書に現れる諸寺は敦煌内の諸寺のことではない、と判断できる。

では、これら諸寺は何處にあったのか？ これらの場所を同定し得るような史料の存在を筆者は知らない。しかしむしろ考慮すべき点は他にある。リストに記されるような寺院が本當に存在したのかどうか、という点である。本リストが示唆するのは、千戸の屬戸が 10 戸ずつタムツェンなる組織に屬すること、そして各タムツェンは一つの寺の施主となり、その各寺には均等に 10 の施設（おそらく佛堂のようなもの）が存在するという状態である。千戸には文字通り 1000 の戸が屬すると考えられるから [Takeuchi 1994]、千戸には 100 のタムツェンがあったことが予想される。寺院はタムツェンによって異なっているから、最大で 100 あったことになり、しかもその各々には均一に 10 の佛堂があったことになる。このような畫一的な状況はあまりにも現實離れしている。

翻ってリストを見返すと、その主眼は各施主の「キャ」を一覽するためのものである。既に前稿 [岩尾 2007] で述べた通り、キャとは徴税單位である。さらに、記載されるのは新たに作成された組織ではなく、既存の行政組織であるゴースル千戸の左三將をそのまま踏襲したものである。そうすると、このリストは佛教界に納入寄進するための組織的な徴収が目的であって、畫一的に列挙される寺院は、むしろ名目として設定されたものに過ぎない、と考えられるのである。

事實、チベット支配期に佛事を目的として徴税した例は漢語、チベット語兩文

²³唯一可能性があるのは IOL575 に現れる kham s gsum（三界）と三界寺であるが、その他が合致しないことからすると偶然の一致とみて良いだろう。

書に散見される。先ほど利用した P.ch.2162v においても、納税の目的として「一千人齋」(4, 6, 11, 20, 21)、「四百人齋」(6, 17, 26)、「四萬人【齋】」(19,29) など、齋會のための納入寄進が確認できる。また、チベット語文書 S.10647+P.t.1111 (ll.6-11, 17-24) において、敦煌内の寺院における支出を敦煌の公倉が補填している例がみられる²⁴。以上の点からすると、當文書は政府が作成した佛事供養のための納入寄進用リストであるとみてほぼ間違いないだろう。

5 タムツェン

さて、當文書には検討を要する術語が現れる。その一つがタムツェンである。Thomas はこの語を “Khram account” とするのみである [Thomas 1951, p.88]。一方、Takeuchi はチベット語ツェン (tshan. 「集團」) に關する論考中において、土地區畫文書において並行して現れるタムツェンやギャツェン (brgya tshan) に注意し、これらは經濟的な役割を果たす單位ではないか、と推定する [Takeuchi 1994, p.854]。Takeuchi も引用する地界に關する文書 Ch.79.xiv.5 には次のようにある。

shug zhing dor nyi shu rtsa [...mchis] pa'i sa mtshams ni / / shar nyam
kan mog la dven khram tshan gyi [...] khri tang bor khram tsan gyi
phong zhing la thug / / nub da myi bong tshe khram [tshan kyi shug
zhing la thug] / / lho khar go mu sge'i lam pho che la thug / /

樹園二十…ドルの地界

東：ニヤムカンモクラドェンの…。チタンボルゴのタムツェンの荒地に到る。

西：ダミボンツェのタムツェンの樹園に到る。

南：カルゴムゲの大道に到る。

(Ch.79.xiv.5. ll.11-13) ²⁵

この記述からみると、タムツェンとは土地に關係する集合單位のように考えられる。また P.t.1078bis における土地に關する記述にタムが現れる。

gna' rgya'I tshe nas mu sbrel du mchis pa las / / slad gyis sha cu pa
rkyar sbyard / [...] (16) gyI rkya zhing dor phyedang drug drug

²⁴王・陳 [1987, pp.20-21]、Imaeda *et al.* [2007, pp.141-142]、拙稿 [Iwao forthcoming] 參照。

²⁵寫眞は Thomas [1955, pl.VI]、テキストは Thomas [1951, p.364]、Takeuchi [1994, p.854] 參照。

mnyaM bar khram du btab pa las / / zhing yig dkar cag 'dris pa'I 'og
du [...]

以前、【王ゴークンと杜コクユンは】中国【支配】の時より畝續きに居
たが、後に沙州【漢】人はキャに屬された。…のキャの土地5.5ドルづ
つを、一緒にタムに記して (lit. 建てて) ²⁶、土地帳を記載したあとで、

(P.t.1078bis, ll.15-16) ²⁷

ここでは土地を登記する際に「タムに記した」khram du btab pa という語が現
れる。

さて、當文書ではタムツェンは10戸のキャによって構成される。キャは徴税單
位でありまた土地單位でもある [岩尾 2007]。そこで、タムツェンとは一定戸分 (當
文書によれば10戸) の土地を管理する單位であった、と考えられる。

さて、タムは中央チベットに関する編年記事『編年記』²⁸にも社會語彙としてし
ばしば現れる。今検討した敦煌およびその周邊地域におけるタムツェンと、『編年
記』におけるタムがどのような関係にあるのか、興味深い問題であるがそれにつ
いて述べるには些か紙幅が足りず、また本稿の目的からも外れる。稿を改めて論
じたい²⁹。

6 ギェウジェ

もう一つ検討すべき術語がギェウジェ (brgye'u rje) である。この語は rgya'u rje
/ rgye'u rje としても現れるが (P.t.1077)、明らかに brgya 「100」に縮小辭の-u が

²⁶khram を前稿 [岩尾 2006, pp.6, 24, n.46] において khum と讀んで「保證、負擔」の意と解釋し
た。一方で同じ個所を王・陳は khram と讀み [王・陳 1983b, p.80]、「木簡」と解釋していたのだが
[王・陳 1983a, p.45]、採用しなかった。文脈からみて「木簡」がまず文脈に合わないこと、khum
と讀むと一應の文脈に沿った解釋ができること、の二点により、上述のように解釋したのである。
しかし脱稿後、やはり文字としては khram と讀むべきであるとの結論に至り、筆者も編者の一人
となった Imaeda *et al.* [2007, p.124] では khram と讀み直した。ただしここでの khram の意味は
明らかに「木簡」ではない。

²⁷寫眞は Spanien and Imaeda [1979, pl.423] を、譯注は王・陳 [1983a, b]、拙稿 [岩尾 2006] を
参照。また、Imaeda *et al.* [2007, pp.124-125] とその web 版にはテキストと先行研究リストがあ
るので参照されたい。

²⁸P.t.1288 + IOL Tib J 750. Bacot *et al.* [1940-1946, pp.13-52] をはじめとして多くの研究が
あるがそれについては、Imaeda *et al.* [2007, p.230] とその web 版参照。

²⁹なお、『編年記』中のタムについて石川の論考がある [石川 1999]。石川に據ると、『編年記』中
においてタムが現れるのは6件で、それらは財政関係の4件と、軍政関係の2件に分けられる。

付加されたものである。これが千戸内におかれた役職であることが、P.t.1087³⁰の一節より明らかである。

man] chad stong pon stong chung dang brgye'u rje lnga rkang la
以下、千戸長、千戸小長、ギェウジェ、五十戸長 (lnga 【bcu】 rkang)
に對し、

(P.t.1087, l.2)

gnya' bo rnam kyis shan shan khrid de / sde'i dpon sna / stong pon
stong chung dang brgye'u rje lnga rkang gi sug par 'bul zhing
保證人たちはシェンシェン (人名) を引き連れて、【千】戸の諸役人である千戸長、千戸小長、ギェウジェ、五十戸長 (lnga rkang = lnga bcu rkang) の手に引き渡し、

(P.t.1087, ll.6-7)

さてこのギェウジェに關して、Uray と Takeuchi 兩氏は些か異なる解釋をする。

Uray の説は、まず『編年記』中に現れるトンブジェ (stong bu rje) についての考察が基盤にある [Uray 1964, pp.186-187; 1982, p.546]。Uray は、『編年記』707年の記事 (IOL Tib J 750, l. 164) に、「ガギャ (lnga brgya) 【という役職が新たに】トンブジェに任命された」、とあることに注目した。トンブジェは、縮小辭ブ (bu) を伴うトン (stong, 「千」) にジェ (rje, 「主」) が付き、合わせて「小さい1000の主」と解し得る。一方でガギャとは「500」の意であるから、(名目的であるか実際にそうかは別にして) 元來は500人 (または戸) からなる集團であるとする。そこで、「小さい1000」とはすなわち1000の半分であって、トンブジェはおよそ500人を統率した、と考えるのである。トンブジェとギェウジェはどちらも數詞+縮小辭という構造をもつ。そこでギェウの場合もトンブと同様に解釋し、ギェウジェとは「100の半分の主」の意である、とするのである。なお、そうであれば五十戸長と職掌が重なるが、Uray は職掌の違いを不明とするのみである [Uray 1982, p.548]。

一方、Takeuchi は Uray の語義解釋をほぼ認めるが、ギェウジェと五十戸長が異なる役職である、とする點について反對し、ギェウジェはその單語の意味からみても、文脈からみても、五十戸長と同義語である、とする [Takeuchi 1994, p.849]。

³⁰寫眞は Spanien and Imaeda [1979, pl.434]、テキストと關連研究については Imaeda *et al.* [2007, p.132] とその web 版参照。

當文書のギェウジェからどの様なことが言えるだろうか。注目すべき点は、ギェウジェの職にある人物、ギェレ・ペンレク (gye re 'phan legs) である。彼はその姓から判断してチベット人でも漢人でもない。一方、五十戸長または將頭は必ず漢人である³¹。チベット支配期の河西回廊において、その出自によって就くことのできる役職が固定されていたことを想起するならば³²、五十戸長＝ギェウジェであればギェウジェは漢人であるはずなのである。しかし、少なくともギェレ・ペンレクは非漢人である。これは Takeuchi [1994] のギェウジェ＝五十戸長説と矛盾する。

では、ギェウジェは何戸を屬下においたのであろうか。ギェレ・ペンレクに屬するタムツェンの数は少なくとも6つであるから、屬下には少なくとも60戸がいた。これが一般的な姿なのか、それとも例外に屬するのか、一例しかない現時点ではいずれとも判断しがたい。もし假に Uray の語義解釋が正しいとすると、ギェウジェは50戸を統括する長であって、當文書は例外に屬することになる。ただしその場合に問題となるのは、ギェウジェの役職と漢人の五十戸長とのそれが重なりあうことである。しかし私見によれば、當時の敦煌において、チベット人の職と漢人の職が正・副の對で設置されていたことを想起すれば説明することはできる³³。すなわち、他のチベット職と同じ様に、非漢人のギェウジェとは漢人の五十戸長を監督するための上級職として設置された、と解釋するのである。

いずれにせよ、現在の史料状況ではギェウジェが統括した戸数について最終的な判断はできない。今、ギェウジェと五十人長とは別の職であること、前者は非漢人が擔い、後者は漢人が擔うこと、そしてギェウジェは五十人長よりも上級の職であることを指摘するにとどめたい。

7 おわりに

以上、スタイン蒐集敦煌チベット語文書 IOL Tib J 575、1357A、B について、主にそこに現れる漢人について検討し、また重要と思われる二術語について簡単な考察を加えた。しかし、このリストが作成された事情、すなわち架空の佛教寺院をでっちあげてまでして寄進リストが作成されたその意圖が何だったのか、に

³¹Takeuchi [1994, pp.848-853] に収集された將頭または五十戸長の例を見よ。

³²例えば千戸の長官である千戸長は必ずチベット人がなり、その副官である千戸副長は漢人が擔った。P.t.1089 に載る官職リストには、チベット人用の職、吐谷渾・スムパ人用の職、漢人用の職の區別が現れる。P.t.1089 の譯注 (代表的なものに Lalou [1955]、山口 [1980] がある) を参照されたい。テキストと關連研究は Imaeda *et al.* [2007, pp.133-137] とその web 版参照。

³³前注参照。

ついてまで議論を展開する余裕はなかった。あるいはその背景には、9世紀前半のチベットにおける佛教勢力の拡大—そのために特に敦煌では大規模な寫經事業が展開された—があったのかもしれない。以て今後の課題としたい。

参考文献

- [Bacot *et al.* 1940-46] Bacot, J., Thomas, F.W. and Toussaint, Ch., *Documents de Touen-houang relatifs à l'histoire du Tibet*. Librairie orientaliste Paul Geuthner, Paris.
- [Dalton and van Schaik 2006] Dalton, Jacob and van Schaik, Sam, *Catalogue of the Tibetan Tantric Manuscripts from Dunhuang in the Stein Collection: A Descriptive Catalogue of the Stein Collection at the British Library*. Brill, Leiden, Boston.
- [Imaeda 1998] Imaeda Yoshiro, “À propos du manuscrit Pelliot tibétain 999”. Harrison, Paul and Schopen, Gregory (eds), *Sūryacandrāya: Essays in Honour of Akira Yuyama on the Occasion of His 65th Birthday*, Swisttal-Odendorf, pp.87-94.
- [Imaeda *et al.* 2007] Imaeda Y., Takeuchi T., Ohara Y., Ishikawa I., Iwao K., Nishida A. and Dotson, B. (eds), *Tibetan Documents from Dunhuang kept at the Bibliothèque nationale de France and the British Library*. ILCAA, Tokyo. Web版: *Old Tibetan Documents Online* (<http://otdo.aa.tufs.ac.jp/>) .
- [Iwao forthcoming] Iwao Kazushi, “La gestion des greniers de Dunhuang à l'époque tibétaine. Le cas de Pelliot tibétain 1111”. *Journal Asiatique*.
- [Lalou 1955] Lalou, Marcelle, “Revendications des fonctionnaires du grand Tibet au VIIIe siècle”. *Journal Asiatique*, 243, pp.171-212.
- [Savitsky 1984] Savitsky, L.S., “Tunhuang Tibetan Manuscripts in the Collection of the Leningrad Institute of Oriental Studies”. Ligeti, Louis (ed.), *Tibetan and Buddhist Studies: Commemorating the 200th Anniversary of the birth of Alexander Csoma de Kőrös*, vol.2, Budapest, pp.281-290.
- [Savitskij 1991] Savitskij, L.S., *Opisanie Tibetskikh Svitkov iz Dun'khuana*. Moskva.
- [Spanien and Imaeda 1979] Spanien, Ariane and Imaeda Yoshiro (eds) , *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque nationale*, Tome II, Bibliothèque nationale, Paris, 1979.
- [Takata 2000] Takata Tokio, “Multilingualism in Tun-huang”. *Acta Asiatica*, vol.78, pp.49-70. 日文版: 『石窟寺院の成立と變容』(科學研究費成果報告書、代表者: 桑山正進), 2002, pp.1-12. 中文版: 『敦煌・民族・語言』(高田 2000 (2005) 參照) , pp.3-20.

- [Takeuchi 1994] Takeuchi Tsuguhito, “TSHAN: Subordinate Administrative Units of the Thousand-districts in the Tibetan Empire”. Kvaerne, Per (ed.), *Tibetan Studies: Proceedings of the 6th Seminar of the International Association for Tibetan Studies, Fagernes 1992*, vol. 2, the Institute for Comparative Research in Human Culture, Oslo, pp.848-862.
- [Takeuchi 1995] Takeuchi Tsuguhito, *Old Tibetan Contracts from Central Asia*. Daizoshuppan, Tokyo.
- [Takeuchi 1997-98] Takeuchi Tsuguhito (compiled), *Old Tibetan Manuscripts from East Turkestan in the Stein collection of the British Library*. 2 vols + Supplement, The Centre for East Asian Cultural Studies for Unesco, Tokyo.
- [Thomas 1951] Thomas, Frederick William, *Tibetan Literary Texts and Documents Concerning Chinese Turkestan*. vol.2, The Royal Asiatic Society, London.
- [Thomas 1955] Thomas, Frederick William, *Tibetan Literary Texts and Documents Concerning Chinese Turkestan*. vol.3, The Royal Asiatic Society, London.
- [Uray 1964] Uray, Géza, “Nerasshifrovannye Tituly Dostoinstva v Carskikh Annalach Tibeta”. *Kratkyye Soobtseniya Instityta Narodov Ajii*, No. 83, pp.184-188.
- [Uray 1982] Uray, Géza, “Notes on the Thousand-districts of the Tibetan Empire in the First Half of the Ninth Century”. *Acta Orientalia Hungaricae*, XXXVI, pp.545-548
- [de la Vallée Poussin 1962] de la Vallée Poussin, Louis, *Catalogue of the Tibetan Manuscripts from Tun-huang in the India Office Library with an Appendix on the Chinese Manuscripts*. Oxford.
- [土肥 1980] 土肥 義和, 「莫高窟千佛洞と大寺と蘭若と」. 池田温 (編), 『講座敦煌3 敦煌の社會』, 大東出版社, 東京, pp.347-370.
- [敦煌卷子] 『國立中央圖書館藏敦煌卷子』. 全6卷, 石門圖書公司, 臺北, 1976.
- [黄 1982] 黄 文煥, 「河西吐蕃卷式寫經目錄竝后記」. 『世界宗教研究』1982年第1期, pp.84-102.
- [傅・楊 2004-05] 傅 立誠・楊 俊, 「敦煌市博物館藏古藏文 << 大乘無量壽經 >> 目錄 (一) (二)」. 『敦煌學輯刊』, 2004年第3期, pp.41-58, 2005年第2期, pp.53-70.
- [藤枝 1961] 藤枝 晃, 「吐蕃支配期の敦煌」. 『東方學報』, 第31冊, pp.199-292.
- [池田 1979] 池田 温, 『中國古代籍帳研究』. 東京大學出版會, 東京.

- [池田 1990] 池田 温, 「敦煌における土地税役制をめぐって—一九世紀を中心として—」. 唐代史研究會 (編), 『東アジア古文書の史的的研究』, 刀水書房, 東京, pp.46-70.
- [石川 1999] 石川 巖, 「吐蕃のルに關する一考察—『編年記』における khram 「木簡帳簿」の用例から—」. 『内陸アジア言語の研究』, XIV, pp.103-116.
- [岩尾 2003] 岩尾 一史, 「吐蕃支配下敦煌の漢人部落—行人部落を中心に—」. 『史林』第 86 卷第 4 號, pp.1-31.
- [岩尾 2006] 岩尾 一史, 「Pelliot tibétain1078bis よりみた吐蕃の土地區畫」. 『日本敦煌學論叢』, 第 1 卷, pp.1-26.
- [岩尾 2007] 岩尾 一史, 「キヤ制 (rkya) の研究序説—古代チベット帝國の社會制度—」. 『東方學』第 113 輯, pp.118-103 (逆頁) .
- [蔣・羅 1924] 蔣 斧・羅 福萇, 『沙州文錄』, 上海.
- [姜 1984] 姜 伯勤, 「突地考」. 『敦煌學輯刊』, 1984 年第 1 期, pp.10-18.
- [西岡 1984] 西岡 祖秀, 「ペリオ蒐集チベット文『無量壽宗要經』の寫經生・校勘者一覽」. 『印度學佛教學研究』, 第 33 卷第 1 號, pp.320-314 (逆頁) .
- [西岡 1985] 西岡 祖秀, 「沙州における寫經事業—チベット文『無量壽宗要經』の寫經を中心として—」. 山口瑞鳳 (編), 『講座敦煌 6 敦煌胡語文獻』, pp.379-393.
- [榊 1926-27] 榊 亮三郎, 『梵藏漢和四譯對校翻譯名義大集』. 上下冊, 京都. 再版: 臨川書店, 京都, 1998.
- [高田 2000 (2005)] 高田 時雄, 「北京藏敦煌寫卷中所包含的藏文文獻」. 高田 時雄 (著), 鍾 獅 (等譯), 『敦煌・民族・語言』, 中華書局, 北京, pp.124-139. 初出: 『慶祝吳其 先生八秩華誕敦煌學特刊』, 天津出版社, 台北, 2000.
- [高田 2001 (2005)] 高田 時雄, 「有關吐蕃期敦煌寫經事業的藏文資料」. 『敦煌・民族・語言』, pp.124-139. 初出: 郝春文 (主編), 『敦煌文獻論集』, 遼寧人民出版社, 2001, pp. 635-652.
- [武内 1996] 武内 紹人, 「スタイン蒐集トルキスタン出土古チベット語文書—概要とカタログ作成プロジェクト—」. 『内陸アジア言語の研究』, XI, pp.121-137.
- [唐・陸 1986-90] 唐耕耦・陸宏基 (編), 『敦煌社會經濟文獻眞蹟釋録』. 全 5 卷, 全國圖書館文獻縮微複製中心・古佚小説會, 北京.
- [東洋文庫 1977-88] 東洋文庫チベット研究委員會 (編), 『スタイン蒐集チベット語文獻解題目録』. 12 分冊, 東洋文庫, 東京.

- [上山 1988] 上山 大峻, 「吐蕃の寫經事業と敦煌」. 唐代史研究會(編), 『中國都市の歴史的研究』, 刀水書房, 東京, pp.190-198.
- [上山 1990a] 上山 大峻, 「敦煌の子ベツト字人名資料—台灣本一二五文書一」. 唐代史研究會(編), 『東アジア古文書の史的研究』(唐代史研究會報告 第VII集), 刀水書房, 東京, pp.402-419.
- [上山 1990b] 上山 大峻, 『敦煌佛教の研究』. 法藏館, 京都.
- [王・陳 1983a] 王堯・陳踐, 『敦煌吐蕃文獻選』. 四川民族出版社, 成都.
- [王・陳 1983b] 王堯・陳踐, *Tun hong nas thon pa'i gna' bo'i bod yig shog dril* (敦煌本藏文文獻). 民族出版社, 北京.
- [王・陳 1988] 王堯・陳踐, 『敦煌吐蕃文書論文集』. 四川民族出版社, 成都.
- [山口 1978] 山口瑞鳳, 「吐蕃王國佛教史年代考」. 『成田山佛教研究所紀要』, 第3號, pp.1-52.
- [山口 1980] 山口 瑞鳳, 「沙州漢人による吐蕃二軍團の成立と mKhar tsan 軍團の位置」. 『東京大學文學部 文化交流研究施設研究紀要』, 第4號, pp.13-47.
- [楊 1986] 楊 際平, 「吐蕃時期沙州社會經濟研究」. 韓國磐(主編), 『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』, 廈門大學出版社, 廈門, pp.357-413.
- [鄭 1992] 鄭 炳林, 『敦煌碑銘贊輯釋』. 甘肅教育出版社, 蘭州.
- [鄭 1998] 鄭 炳林, 「『康秀華寫經施入疏』與『和尚貨賣胡粉曆』研究」. 『敦煌吐魯番研究』, 第3卷, pp.191-208.
- [曾 2003] 曾 雪梅, 「甘肅省圖書館藏敦煌藏文文獻跋錄」. 『敦煌研究』, 2003年第5期, pp.70-77.

[本研究は平成18年度文部科學省科學研究費補助金(特別研究員獎勵費)による研究成果の一部である。]

敦煌・吐魯番文獻圖録・目録集覽稿（1）

山本 孝子

目次

I. イギリス

- (i) 目録
- (ii) 圖録
- (iii) 釋録
- (iv) 報告書および索引

II. フランス

- (i) 目録
- (ii) 圖録
- (iii) 釋録 (以下次號)

凡例

- (1) このリストは、敦煌・吐魯番等の遺跡から發見された寫本を主とする文獻の目録・圖録を所藏國（地域）別に列擧したものである。また釋録や個別研究についても圖版を有するものに関してはできるだけ採録することとした。
- (2) 収録される文獻の所藏國（地域）が複数にわたるものについては、収録される寫本數の割合が高い國（地域）の欄にのみ擧げた。その際には、所藏國（地域）を書誌情報の末尾の（ ）内に示した。なお、各國にわたる總目録・圖版の類については別に項目を立てることとする。
- (3) 釋録については、圖版の有無を書誌情報の末尾の（ ）内に示した。
[例]
• James Russell Hamilton, *Le conte bouddhique du bon et du Mauvais prince en version ouïgoure: manuserits ouïgours de Touen-Houang*, Paris, Centre national de la recherche scientifique, 1971 (英佛)
(有)
- (4) それぞれ項目ごとに年代順に配列した。ただし、同一タイトルで複数回に分かつものについては、一カ所にまとめた。
- (5) 書名の後ろに⁺を附したものは刊行繼續中のものである。
- (6) 再録については可能な限り注記するが、再版・影印については割愛した。
- (7) リスト作成に当たっては、西陲發見中國中世寫本研究班班員の先生方にご教示を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

I. イギリス

(i) 目録

(1) 矢吹慶輝

「シュタイン氏蒐集燉煌地方出古寫佛典ロートグラフ解説目録」宗教研究會編纂『宗教研究』第2巻第5號，東京，博文館發行，1917，pp.169-185

「スタイン氏蒐集燉煌地方出古寫佛典ロートグラフ解説目録（承前）」同第2年第6號，1917，pp.185-196

「スタイン氏蒐集燉煌地方出古寫佛典ロートグラフ解説目録（完結）」同第2年第8號，1918，pp.153-184

(2) 羅福婁「倫敦博物館敦煌書目」『國學季刊』第1巻第1號，1923，pp.160-187

(3) 矢吹慶輝選集『大英博物館所藏オーレル・スタイン蒐集燉煌出土未傳古逸稀覯佛典白寫真目録』東京，大正大學，1931

(4) 矢吹慶輝『燉煌出土古寫佛典に就いて』東京，岩波書店，1932（英佛）

(5) 王重民「巴黎倫敦所藏敦煌殘卷敍録十二篇」『圖書季刊』新第1巻第1期，1939，pp.4-14（英佛）

(6) 向達「倫敦所藏敦煌卷子經眼目録」『圖書季刊』新第1巻第4期，1939，pp.19-25

再録：『唐代長安與西域文明』

北京，生活・讀書・新知三聯書店出版，1957，pp.195-239

[註]

哈佛燕京社から1933年に出版された初版本には収録されない。

(7) 姜亮夫「瀛外訪古劫餘録：燉煌卷子目次敍録」『說文月刊』第2巻第1期，說文月刊出版社，1940（英佛）

再録：姜亮夫全集出版委員會『姜亮夫全集』十四「敦煌學論文集（二）」

昆明，雲南人民出版社，2002，pp.467-479

[註]

『敦煌學論文集』（上海，上海古籍出版社，1987）には収録されない。

(8) 王重民「倫敦所見敦煌群書敍録」『大公報』「圖書周刊」第18期 1947年5月9日，第6版

(9) Lionel Giles, *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tunhuang in the British Museum*, London, The Trustees of the British Museum, 1957

(10) Louis de la Vallée Poussin, *Catalogue of the Tibetan manuscripts from Tunhuang in the India Office Library with an Appendix on the Chinese Manuscripts by Kazuo Enoki*, London, Oxford University Press, 1962

(11) E. D. Grinstead, *Title Index to the Descriptive Catalogue of Chinese Manuscripts from Tunhuang in the British Museum*, London, The Trustees of British Museum, 1963

(12) 東洋文庫敦煌文獻研究委員會編『スタイン敦煌文獻及び研究文獻に引用紹介せられたる西域出土漢文文獻分類目録初稿：非佛教文獻之部 古文書類 I・II』（全2冊），東京，東洋文庫敦煌文獻研究委員會，1964-1967

- (13) 吉岡義豐編『スタイン將來大英博物館藏 敦煌文獻分類目錄：道教之部』（西域出土漢文文獻分類目錄Ⅲ）東京，東洋文庫，1969
- (14) 潘重規「巴黎倫敦所藏敦煌詩經卷子題記」『新亞書院學術年刊』11，1969，pp.259-290+圖版80p。（英佛）
再錄：潘重規『詩經卷子研究論集』香港，新亞研究所，1970
- (15) 金岡照光編『敦煌出土文學文獻分類目錄（附）解説：スタイン本・ペリオ本』東京，東洋文庫，1971（英佛）
- (16) 東洋文庫チベット研究委員會『スタイン蒐集チベット語文獻解題目錄』*A catalogue of the Tibetan manuscripts collected by Sir Aurel Stein*,（全12冊）Tokyo, Toyo Bunko, 1977-1988
- (17) 兜木正亨編『スタイン・ペリオ蒐集敦煌法華經目錄』東京，靈友會，1978（英佛）
- (18) 黃永武「英倫所藏敦煌無知名殘卷目錄的新探索」
（上）『漢學研究通訊』第1卷第2期，1982，pp.41-43
（中）『漢學研究通訊』第1卷第4期，1982，pp.144-146
（下）『漢學研究通訊』第2卷第1期，1982，pp.1-4
- (19) 黃永武「六百號敦煌無名斷片的新標目」『漢學研究』第1卷第1期，1983，pp.111-132
- (20) 中國文化大學中國文學研究所敦煌研究小組編「倫敦藏敦煌寫本漢文目錄初稿」『敦煌學』12，1987，pp.141-158
- (21) 中國文化大學中國文學研究所敦煌研究小組編「倫敦漢文敦煌卷子目錄提要（初稿）」『敦煌學』13，1988，pp.151-174
- (22) 中國文化大學中國文學研究所敦煌學研究小組編「倫敦漢文敦煌卷子目錄提要（二）初稿」『敦煌學』15，1990，pp.115-141
- (23) 金岡照光編「敦煌文獻目錄 スタイン・ペリオ蒐集（漢文文獻編）（No.2001-6040）」『東洋學研究』25，東京，東洋大學東洋學研究所 1990（英佛）
- (24) 「敦煌文獻目錄：スタイン・ペリオ蒐集（漢文文獻索引）」（英佛）
上卷：河村孝照、柿市里子編『東洋學研究』28，東京，東洋大學東洋學研究所，1992
下卷：柿市里子、玉野井純子編集協力『東洋學研究』29，東京，東洋大學東洋學研究所，1993
- (25) 榮新江編『英國圖書館藏敦煌漢文非佛教文獻殘卷目S6981-S13624』臺北，新文豐出版，1994
- (26) 榮新江「英倫印度事務部圖書館藏敦煌西域文獻記略」『敦煌學輯刊』1995年第2期（總第28期），pp.1-8
- (27) 方廣錫編著『英國圖書館藏敦煌遺書目錄：斯6981號-斯8400號』北京，宗教文化出版社，2000
- (28) 榮新江「『英國圖書館藏敦煌漢文非佛教文獻殘卷目』補正」宋家鈺、劉忠編『英國收藏敦煌漢藏文獻研究：紀念敦煌文獻發見一百周年』北京，中國社會科學出版社，2000，pp.379-387

- (29) Prods O. Skjaervø & Ursula Sims-Williams, *Khotanese manuscripts from Chinese Turkestan in the British Library: a complete catalogue with texts and translations*, London, British Library, 2002
- (30) Jacob Dalton and Sam van Schaik, *Tibetan Tantric Manuscripts from Dunhuang: A Descriptive catalogue of the Stein Collection at the British Library*, E.J. Brill, Leiden / Boston, 2006

(ii) 圖録

- (1) 矢吹慶輝編『英國博物館所藏スタイン寫本寫真帖』東京、啓明會事務所、1924
- (2) 矢吹慶輝編著『鳴沙餘韻：燉煌出土未傳古逸佛典開寶』東京、岩波書店、1930
[註]
別に解説も出版される。(矢吹慶輝『鳴沙餘韻解説：燉煌出土未傳古逸佛典開寶』東京、岩波書店、1933)
- (3) 張鳳『漢晉西陲木簡彙編』上海、有正書局、1930
[註]
初編 (pp.1-37) にChavannes1913の、二編 (pp.38-58) にMaspero1953に掲載決定の寫眞を収録。序文によれば、民國14年の冬にMaspero氏からChavannes本と、未發表の寫眞が送られてきたという。同封の手紙に「此中國舊物。歸而饗諸國人。事亦由君。會須遲至吾書成時。君與國人從而補苴罅漏也可。母急急先印爲。歸而藏之篋笥。」とあったので、6年待ってみたがMaspero氏が寫眞を公表する氣配がないため「事亦由君」のことばに従うこととしたという。
- (4) Roderick Whitfield「敦煌繪畫」(全二卷)『西域美術：大英博物館スタイン・コレクション第一・二卷』(全三卷)東京、講談社、1982
- (5) 朝日新聞東京本社企畫部編『大英圖書館收藏 敦煌・樓蘭古文書展』東京、朝日新聞社、1983
- (6) 中國社會科學院歷史研究所・中國敦煌吐魯番學會・敦煌古文獻編輯委員會・英國國家圖書館・倫敦大學亞非學院編『英藏敦煌文獻：漢文佛經以外部分』(全14卷)成都、四川人民出版社、1990-1995
第1卷：斯10-522, 第2卷：斯525-1380, 第3卷：斯1386-2081, 第4卷：斯2092-3046, 第5卷：斯3048-4220, 第6卷：斯4226-4901, 第7卷：斯4909-5549, 第8卷：斯5551-5644, 第9卷：斯5645-5964背, 第10卷：斯5966-6307, 第11卷：斯6308-6973, 第12卷：斯6981-9953背, 第13卷：斯9956-11459, 第14卷：斯11460-13650
- (7) 比井田南谷編『西域出土の木簡と殘紙』(坤) 横濱、天來書院、1991
[註]
Chavannes1913に収録される寫眞を収録する。全2冊のうち(乾)は木簡寫眞のみ。(坤)の後半に寫本寫眞。序文によれば、「シャバンヌ本も今では裝丁が傷み、開くことさえためられるほどになった。…(中略)…この貴重な資料を最良の形で後世に残すため、製版技術を駆使して復元することにした。」という。

- (8) Susan Whitfield & Ursula Sims-Williams, *The Silk Road: trade, travel, war and faith*, London, British Library, 2004 (ISBN 0712348662;47p25;cm)
- (9) Susan Whitfield & Ursula Sims-Williams, *The Silk Road: trade, travel, war and faith*, London, British Library, 2004 (ISBN hbk 0712348581; pbk 0712348549; 366p; 30cm)
- [註]
- (8)/(9)はいずれも2004年5月7日～同年9月12日に大英圖書館で開催された展覧會、*The Silk Road : trade, travel, war and faith*の圖録である。同時期に同一書名で出版されていることから、區別するためにISBNおよび頁數を記した。寫本の鮮明なカラー寫眞が多數収録されている。
- (10) 沙知・呉芳思編著『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻』(全2卷)上海, 上海辭書出版社, 2005

(iii) 釋錄

- (1) Édouard Chavannes, *Les documents chinoise découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan Oriental*, Oxford, Imprimerie de l'Université, 1913 (有)
- (2) Henri Maspero(ed.), *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie centrale*, London, The Trustees of the British Museum, 1953 (有)
- (3) 潘重規『詩經卷子研究論集』香港, 新亞研究所, 1970 (英佛) (有)
- (4) Nicholas Sims-Williams & James Hamilton, *Documents turco-sogdiens du IXe-Xe siècle de Touen-houang*, London, published on behalf of Corpus inscriptionum iranicae by School of Oriental and African studies, 1990 (有)
- (5) 郭鋒『敦煌吐魯番研究斯坦因第三次中亞探險所獲甘肅新疆出土漢文文書——未經馬斯伯樂刊布的部分』蘭州, 甘肅人民出版社, 1993 (無)
- (6) 陳國燦『斯坦因所獲吐魯番文書研究』武昌, 武漢大學出版社, 1994 (無)
- (7) 郝春文編著『英藏敦煌社會歷史文獻釋錄』⁺ (全30卷豫定; 第5卷まで既刊) (無)

第1卷: 北京, 科學出版社, 2001

第2卷～第5卷: 北京, 社會科學文獻出版社, 2003-2006

(iv) 發掘報告書

- (1) Aurel Stein, *Ancient Khotan: detailed report of archaeological explorations in Chinese Turkistan* (2 volumes), Oxford, Clarendon Press, 1907 vol. I : text vol. II : photograph, plans, antiques and MSS.
- (2) Aurel Stein, *Serindia: detailed report of explorations in Central Asia and western most China* (5 volumes), Oxford, Clarendon Press, 1921
- (3) Aurel Stein, *Innermost Asia: detailed report of explorations in Central Asia, Kan-su, and Eastern Iran* (4 volumes), Oxford, Clarendon Press, 1928

II. フランス

(i) 目録

- (1) 羅振玉「敦煌石室書目及發見之原始」『東方雜誌』第6年第10期, 1909, pp.42-46
- (2) 羅振玉「莫高窟石室祕録」『東方雜誌』
第6年第11期, 1909, pp.55-67
第6年第12期, 1909, pp.81-87
- (3) 羅振玉『莫高窟石室祕録』誦芬室校印, 1909
- (4) 羅振玉『鳴沙山石室祕録 改訂之本』國粹學報社印, 1909
- (5) 羅振玉『敦煌石室遺書』誦芬室排印, 1909
- (6) 劉師培「敦煌新出唐寫本提要」
 - (1)『國粹學報』第75期(第7年第1冊), 1911, 通論内pp.11-17
 - (2)『國粹學報』第76期(第7年第2冊), 1911, 通論内pp.5-8
 - (3)『國粹學報』第77期(第7年第3冊), 1911, 通論内pp.6-11
 - (4)『國粹學報』第78期(第7年第4冊), 1911, 通論内pp.1-5
 - (5)『國粹學報』第79期(第7年第5冊), 1911, 通論内pp.7-12
 - (6)『國粹學報』第80期(第7年第6冊), 1911, 通論内pp.1-4
 - (7)『國粹學報』第81期(第7年第7冊), 1911, 通論内pp.1-6
 - (8)『國粹學報』第82期(第7年第8冊), 1911, 通論内pp.1-2

[註]

第79・80期のみタイトルを「燉煌新出唐寫本提要」とする。

- (7) 羅福萇「巴黎圖書館敦煌書目」
 - (1)『國學季刊』第1卷第4號, 1923, pp.717-750
 - (2)『國學季刊』第3卷第4號, 1932, pp.733-771
- (8) 羅振玉『沙州文錄』一卷、『補遺』一卷、『附錄』一卷 羅氏編印, 1924
- (9) 劉復「敦煌掇瑣跋目」『北京大學研究所國學門週報』第3期, 1925, pp.1-6
- (10) 劉復『敦煌掇瑣』(全3輯)北京, 國立中央研究院歷史語言研究所, 1925
- (11) 小島祐馬「巴黎國立圖書館藏 敦煌遺書所見録」『支那學』
 - (1) 第5卷第4號, 1929, pp.111-138
 - (2) 第6卷第1號, 1932, pp.137-159
 - (3) 第6卷第2號, 1932, pp.275-300
 - (4) 第6卷第3號, 1932, pp.77-108
 - (5) 第6卷第4號, 1933, pp.87-110
 - (6) 第7卷第1號, 1933, pp.107-120
 - (7) 第7卷第2號, 1933, pp.121-128
 - (8) 第7卷第3號, 1933, pp.117-144
 - (9) 第8卷第1號, 1934, pp.93-131
- (12) 羅振玉『敦煌劫餘録』(全6冊)北京, 國立中央研究院歷史語言研究所, 1931
- (13) 伯希和編、陸翔譯「巴黎圖書館敦煌寫本書目」(同續)

：『國立北平圖書館館葉』第7卷第6號，1933，pp.21-72

：『國立北平圖書館館葉』第8卷第1號，1934，pp.37-88

(14) 王重民「巴黎敦煌殘卷敘錄」

- (1) 『大公報』「圖書副刊」第80期，1935年5月23日第11版
- (2) 『大公報』「圖書副刊」第81期，1935年5月30日第11版
- (3) 『大公報』「圖書副刊」第82期，1935年6月6日第11版
- (4) 『大公報』「圖書副刊」第84期，1935年6月20日第11版
- (5) 『大公報』「圖書副刊」第85期，1935年6月27日第11版
- (6) 『大公報』「圖書副刊」第86期，1935年7月4日第11版
- (7) 『大公報』「圖書副刊」第87期，1935年7月11日第11版
- (8) 『大公報』「圖書副刊」第88期，1935年7月18日第11版
- (9) 『大公報』「圖書副刊」第93期，1935年8月22日第11版
- (10) 『大公報』「圖書副刊」第95期，1935年9月5日第11版
- (11) 『大公報』「圖書副刊」第96期，1935年9月12日第11版
- (12) 『大公報』「圖書副刊」第99期，1935年10月3日第11版
- (13) 『大公報』「圖書副刊」第100期，1935年10月10日第11版
- (14) 『大公報』「圖書副刊」第106期，1935年11月21日第11版
- (15) 『大公報』「圖書副刊」第107期，1935年11月27日第11版
- (16) 『大公報』「圖書副刊」第115期，1936年1月30日第9版
- (17) 『大公報』「圖書副刊」第116期，1936年2月6日第8版
- (18) 『大公報』「圖書副刊」第120期，1936年3月5日第11版
- (19) 『大公報』「圖書副刊」第121期，1936年3月12日第11版
- (20) 『大公報』「圖書副刊」第131期，1936年5月21日第11版
- (21) 『大公報』「圖書副刊」第133期，1936年6月4日第11版
- (22) 『大公報』「圖書副刊」第134期，1936年6月11日第11版
- (23) 『大公報』「圖書副刊」第136期，1936年6月25日第11版
- (24) 『大公報』「圖書副刊」第141期，1936年7月30日第11版
- (25) 『大公報』「圖書副刊」第143期，1936年8月13日第11版
- (26) 『大公報』「圖書副刊」第165期，1937年1月14日第11版
- (27) 『大公報』「圖書副刊」第171期，1937年3月4日第11版
- (28) 『大公報』「圖書副刊」第176期，1937年4月8日第11版
- (29) 『大公報』「圖書副刊」第178期，1937年4月22日第11版

① 『圖書季刊』第2卷第2期，國立北平圖書館，pp.71-84，1935

② 『圖書季刊』第2卷第3期，pp.159-168，1935

③ 「巴黎倫敦所藏敦煌殘卷敘錄十二篇」『圖書季刊』新第1卷第1期，北平圖書館，1939，pp.4-14（英佛）

[1] 『巴黎敦煌殘卷敘錄』第一輯，北京，國立北平圖書館，1936

[2] 『巴黎敦煌殘卷敘錄』第二輯，北京，國立北平圖書館，1941

[註]

[1] には、(1) ~ (6) (=①に収録)、(9) ~ (12) (=②に収録)、(13) ~ (20) の寫本の大部分が収録される。

[2] には、(21) ~ (29)、③で發表されたもの、および未發表の寫本が収録される。

- (15) Marcelle Lalou, *Inventaire des manuscrits tibétains de Touen-houang conservés à la Bibliothèque nationale (Fonds Pelliot tibétain)*, (3 tomes), Paris
1 : nos 1-849 : Librairie d'Amérique et d'Orient, Adrien-Maisonneuve, 1939
2 : nos 850-1282 : Bibliothèque nationale, 1947
3 : nos 1283-2216 : Bibliothèque nationale, 1961
- (16) 潘重規「巴黎倫敦所藏敦煌詩經卷子題記」『新亞書院學術年刊』11, 1969, pp.259-290+圖版80p. (英佛)
再録：潘重規『詩經卷子研究論集』香港, 新亞研究所, 1970
- (17) *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang* (6 volumes, v.2 : à paraître), Paris, Bibliothèque nationale
v.1. Fonds Pelliot chinois :
 Jacque Gernet & Wu Chi-yu (ed.), nos 2001-2500, 1970
v.3. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque nationale :
 Michel Soymié et al (ed.), nos 3001-3500, 1983
v.4. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque nationale :
 Michel Soymié et al (ed.), nos 3501-4000, 1991
v.5, t.1. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque nationale :
 Michel Soymié et al (ed.), nos 4001-4734, 1995
v.5, t.2. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque nationale :
 Michel Soymié et al (ed.), nos 4735-6040, 1995
v.6 Fragments chinois du Fonds Pelliot tibétain de la Bibliothèque nationale de France
 Françoise Wang-Toutain (ed.), Fragments chinois, 2001
- (18) 金岡照光編『敦煌出土文學文獻分類目録(附)解説：スタイン本・ペリオ本』東京, 東洋文庫, 1971 (英佛)
- (19) 兜木正亨編『スタイン・ペリオ蒐集敦煌法華經目録』東京, 靈友會, 1978 (英佛)
- (20) 姜亮夫「巴黎所藏敦煌寫本道德經殘卷跋録」
『中國哲學』第2輯, 生活・讀書・新知 三聯書店, 1980, pp.396-404
改編再録：『雲南社會科學』
 (上) 1981年第2期, pp.72-85
 (下) 1981年第3期, pp.96-110
改題再録：「巴黎所藏敦煌寫本道德經殘卷綜合研究」『敦煌學論文集』上海,

上海古籍出版社，1987，pp.239-308

姜亮夫全集出版委員會『姜亮夫全集』十三「敦煌學論文集（一）」昆明，雲南人民出版社，2002，pp.206-267

[註]

『中國哲學』（初出）を増補改編し、同題で『雲南社會科學』に再録（（下）pp.96-100）。そののち、『雲南社會科學』に掲載の論文をタイトルを改め、若干補正した上で『敦煌學論文集』に収録。

- (21) 姜亮夫「海外敦煌卷子經眼録」『敦煌學論文集』上海，上海古籍出版社，1987，pp.21-52（英佛）
再録：姜亮夫全集出版委員會『姜亮夫全集』十三「敦煌學論文集（一）」昆明，雲南人民出版社，2002，pp.17-43
- (22) 姜亮夫「瀛外將去敦煌所藏韻書字書各卷跋録」『敦煌學論文集』上海，上海古籍出版社，1987，pp.321-372（英佛）
再録：姜亮夫全集出版委員會『姜亮夫全集』十三「敦煌學論文集（一）」昆明，雲南人民出版社，2002，pp.279-315
- (23) 張廣達、榮新江「巴黎國立圖書館所藏敦煌于闐語寫卷目錄初稿」『敦煌吐魯番文獻研究論集』4，北京大學出版社，1987，pp.90-127
- (24) 金岡照光編「敦煌文獻目錄 スタイン・ペリオ蒐集（漢文文獻編）（No.2001-6040）」『東洋學研究』25，東京，東洋大學東洋學研究所 1990（英佛）
- (25) 「敦煌文獻目錄：スタイン・ペリオ蒐集（漢文文獻索引）」（英佛）
上卷：河村孝照、柿市里子編『東洋學研究』28，東京，東洋大學東洋學研究所，1992
下卷：柿市里子、玉野井純子編集協力『東洋學研究』29，東京，東洋大學東洋學研究所，1993
- (26) 長尾光之「パリ國立圖書館藏敦煌ペリオ文書中の『妙法蓮華經』目錄」『福島大學行政社會論集』第10卷第4號，1998，pp.99-107
- (27) 王堯主編『法藏敦煌藏文文獻解題目錄』北京，民族出版社，1999

(ii) 圖録

- (1) 羅振玉編『鳴沙石室佚書』（全4冊）宸翰樓影本，1913
- (2) 羅振玉影印『鳴沙石室古籍叢殘』（全六冊）1916，コロタイプ版
- (3) 羅振玉影印『鳴沙石室佚書續編』上虞羅氏印，1917
- (4) 羅振玉『敦煌石室碎金』東方學會，1925
- (5) ポール・ペリオ& 羽田亨『敦煌遺書』第1集，東亞攻究會，1926
影印本：3+2+18+2+4+2+14+1+12+2+1p，東亞攻究會，1926
活字本：14+55+1p
- (6) 神田喜一郎『燉煌祕籍留眞』（全二冊）京都，私家版（小川寫眞製版所），1938
- (7) 神田喜一郎郎編、國立臺灣大學編『敦煌祕籍留眞新編』（全二冊）臺北，國立臺灣大學，1947
- (8) 尾上八郎、田中親美、辻善之助、土屋竹雨、豐道春海監修『定本書道全集』

- 「第3卷 西域出土木簡その他書蹟」東京，河出書房，1954（英佛日）
- (9) *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque nationale: complété par quelques manuscrits de l'India office et du British Museum*, Paris, Bibliothèque nationale (英佛)
 I : Ariane MacDonald et Yoshiro Imaeda, 1978
 II : Ariane Spanien et Yoshiro Imaeda, 1979
- (10) 饒宗頤『敦煌書法叢刊（全29卷）』東京，二玄社，1985
 第1卷：拓本，第2卷：韻書，第3-12卷：經史，第13卷：書儀，第14-15卷：牒狀，第16卷：詩詞，第17卷：雜詩文，第18-19卷：碎金，第20-26卷：寫經，第27-29卷：道書
- (11) 黃永武『敦煌古籍彙錄新編』（全18冊），臺北，新文豐出版，1986（英佛日）
 第1-4冊：經部，第5-7冊：史部，第8-14冊：子部，第15-18冊：集部
- (12) 上海古籍出版社・法國國家圖書館編『法國國家圖書館藏敦煌西域文獻（全34卷）』上海，上海古籍出版社，1994-2005
- (13) Éric Trombert (ed.), *Les manuscrits chinois de Koutcha: fonds Pelliot de la Bibliothèque nationale de France* (全4冊), Paris, Institut des Hautes Études Chinoises du Collège de France, 2000
- (14) 金雅聲主編・西北民族大學・上海古籍出版社・法國國家圖書館編纂『法國國家圖書館藏敦煌藏文文獻』⁺（第二卷まで既刊）上海，上海古籍出版社，2006-

(iii) 釋錄

- (1) 王仁俊『敦煌石室真跡錄』（唐寫本開元律疏命例卷）甲・乙・丙・丁・戊集および附錄、己集，1911（無）
- (2) 羅振玉『敦煌零拾』上虞羅氏印行，1924（無）
- (3) 姜亮夫『瀛涯敦煌韻輯』（24卷：4冊）上海，上海出版公司，1955（英佛）（有）
- (4) *Manuscrits de haute Asie conservés à la Bibliothèque nationale de Paris (Fonds Pelliot)*, Paris, Société Asiatique（有）
 I : Marcelle Lalou, *Rituel Bon-po des funérailles royales (fonds Pelliot tibétain 1042)*, 1953
 II : Michel Soymié, *L'entrevue de confucius et de Hiang T'o (manuscrits tibétains chinois)*, 1956
 III : Marcelle Lalou, *Revendications des fonctionnaires du grand Tibet au VIIIe siècle*, 1956
 IV : Jacques Bacot, *Reconnaissance en haute Asie septentrionale par cinq envoyés Ouigours au VIIIe siècle*, 1957
 V : Bernard Pauly, *Fragments sanskrits de Haute Asie (Mission Pelliot)*, 1958
- (5) *Mission Paul Pelliot : Documents conservés a la Bibliothèque Nationale, Centre national de la recherche scientifique*（英佛）（有）

- I : Wu chi-yu, *Pen-Tsi King (Livre du terme originel) : ouvrage taoïste inédit du VIIe siècle, manuscrits retrouvés à Touen-houang reproduits en fac-similé*, 1960
- II : Jao Tsoung-yi, *Airs de Touen-houang (Touen-houang k'iu) : textes à chanter des VIIIe-Xe siècles: Manuscrits reproduits en fac-similé*, 1971
- III : James Russell Hamilton, *Le conte bouddhique du bon et du mauvais prince en version ouïgoure: manuscrits ouïgours de Touen-Houang*, 1971
- (6) 潘重規『詩經卷子研究論集』香港，新亞研究所，1970（英佛）（有）
- (7) 潘重規撰『瀛涯敦煌韻輯新編』香港，新亞研究所，1972（英佛）（無）
- (8) 潘重規撰『瀛涯敦煌韻輯別錄』香港，新亞研究所，1973（英佛）（無）
- (9) 常盤義伸、柳田聖山編『絕觀論』（英文譯注；原文校定，國譯）京都，禪文研究所，1976（佛中日）（有）
- (10) 金谷治『唐抄本鄭氏注論語集成』東京，平凡社，1978（英佛日中）（有）
- (11) James Russell Hamilton, *Manuscrits Ouïgours du IXe-Xe siècle de Touen-houang (Tome I • II)*, Paris, Peeters France, 1986（有）
- (12) 王素編著『唐寫本論語鄭氏注及其研究』北京，文物出版社，1991（英佛日中）（有）

本號執筆者一覽

高田時雄 (TAKATA Tokio) 京都大學人文科學研究所教授

齋藤智寛 (SAITŌ Tomohiro) 京都大學人文科學研究所漢字情報研究センター助手

山口正晃 (YAMAGUCHI Masateru) 關西學院大學非常勤講師

辻正博 (TSUJI Masahiro) 滋賀醫科大學助教授

永田知之 (NAGATA Tomoyuki) 京都大學人文科學研究所漢字情報研究センター助手

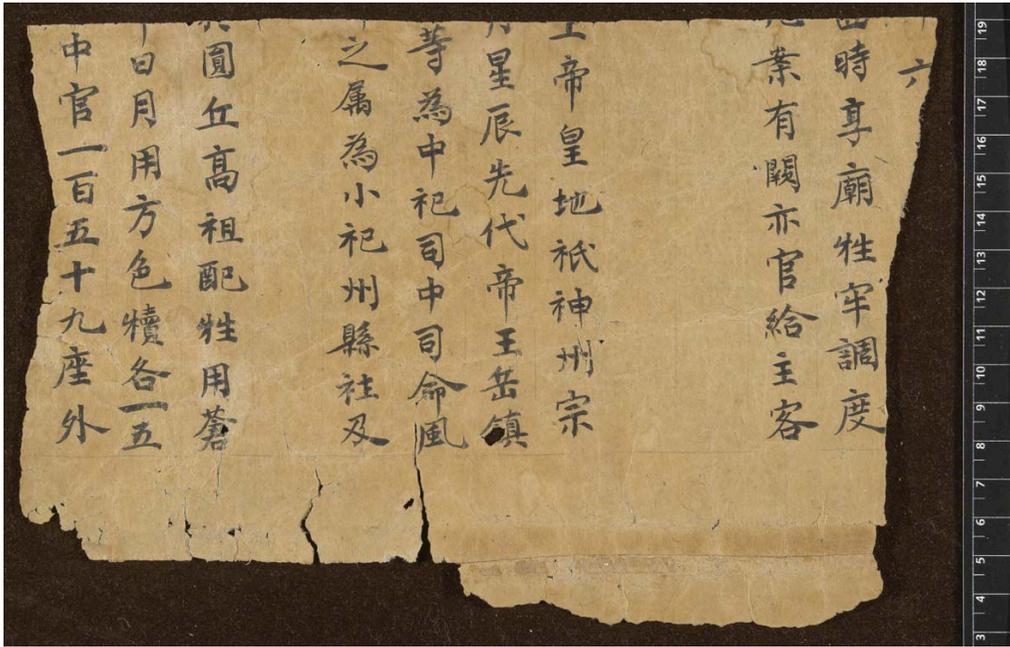
米田健志 (YONEDA Kenji) 日本學術振興會特別研究員

松浦典弘 (MATSUURA Norihiro) 大手前大學人文科學部助教授

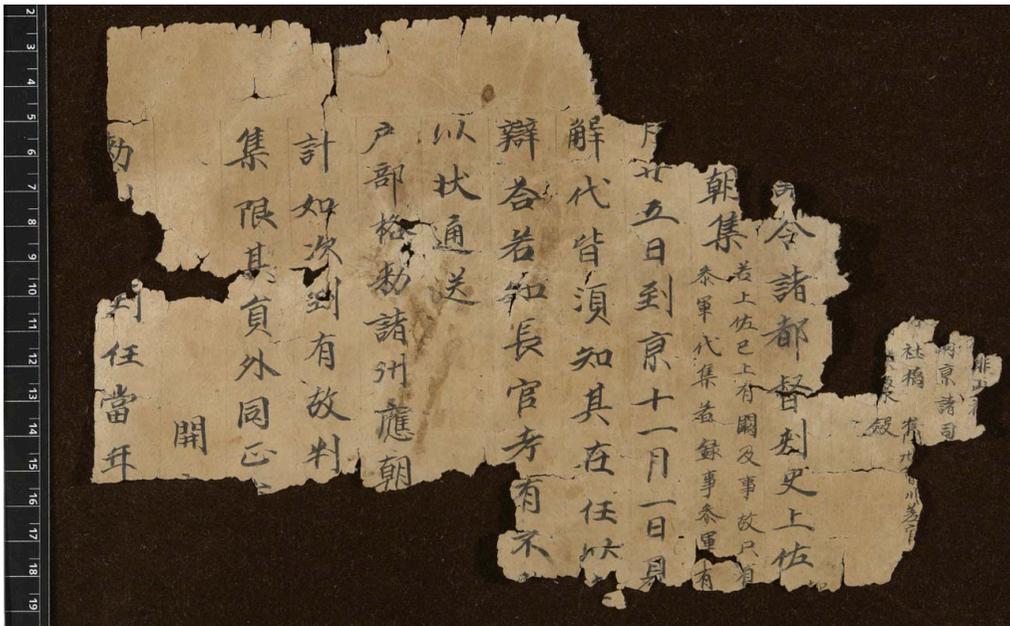
王丁 (WANG Ding) 日本學術振興會外國人特別研究員

岩尾一志 (IWAŌ Kazushi) 日本學術振興會特別研究員

山本孝子 (YAMAMOTO Takako) 京都大學文學研究科博士課程

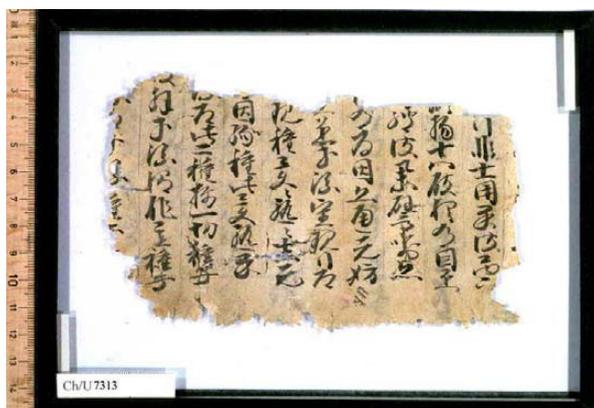
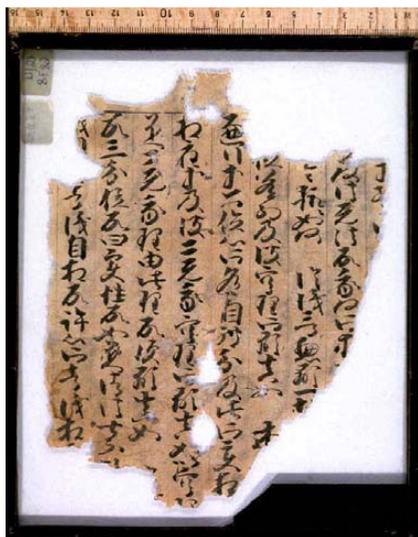


圖版 1-1 Дх.3558 (By courtesy of the Institute of Oriental Studies, St. Petersburg) 迂論文 p.84



圖版 1-2 Дх.3558 (By courtesy of the Institute of Oriental Studies, St. Petersburg) 迂論文 p.86

彩色圖版 2



左上：圖版 2-1 Ch/U6878v 王論文 p.150

右上：圖版 2-2 Ch/U7313r 王論文 p.151

左下：圖版 2-3 Ch/U6343r 王論文 p.152

右下：圖版 2-4 Ch/U7083v 王論文 p.152

(By courtesy of the Turfansammlung der BBAW)

〔敦煌寫本研究年報 創刊號〕

2007年3月31日發行

編者 高田時雄

發行者 京都大學人文科學研究所
「西陲發現中國中世寫本研究班」

〒606-8265 京都市左京區北白川東小倉町47
Phone 075-753-6993 Fax 075-753-6999
